

## 目 次

### ○第1号（3月1日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	3
出席議員	4
欠席議員	4
説明のため出席した者	4
事務局職員出席者	4
開会・開議	5
町長挨拶	5
諸般の報告	5
日程第 1 会議録署名議員の指名	6
日程第 2 会期の決定	6
日程第 3 承認 第1号 吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて	6
日程第 4 議案第 3号 吉岡町名誉町民条例の一部を改正する条例	8
日程第 5 議案第 4号 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例	9
日程第 6 議案第 5号 吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例	11
日程第 7 議案第 6号 吉岡町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	13
日程第 8 議案第 7号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について	15
日程第 9 議案第 8号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約変更に関する協議について	16
日程第10 議案第 9号 吉岡町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	17
日程第11 議案第37号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例	19
日程第12 議案第10号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	20
日程第13 議案第11号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	21
日程第14 議案第12号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例	23

日程第15	議案第13号	吉岡町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	24
日程第16	議案第14号	吉岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	27
日程第17	議案第15号	吉岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	34
日程第18	議案第16号	吉岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	38
日程第19	議案第17号	吉岡町小口資金融資促進条例等の一部を改正する条例	41
日程第20	議案第18号	吉岡町道路占用料・使用料徴収条例の一部を改正する条例	42
日程第21	議案第19号	吉岡町通学バスの設置及び管理に関する条例	44
日程第22	議案第20号	町道路線の認定・廃止について	45
日程第23	議案第21号	令和2年度吉岡町一般会計補正予算(第9号)	47
日程第24	議案第22号	令和2年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算(第3号)	57
日程第25	議案第23号	令和2年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	58
日程第26	議案第24号	令和2年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)	59
日程第27	議案第25号	令和2年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)	60
日程第28	議案第26号	令和2年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)	62
日程第29	議案第27号	令和2年度吉岡町水道事業会計補正予算(第4号)	63
日程第30	議案第28号	令和2年度吉岡町下水道事業会計補正予算(第4号)	64
日程第31	請願第1号	安全・安心の医療・介護体制を確立し国民のいのちと健康を守るための請願	66

日程第 3 2 陳情第 1 号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情	6 7
日程第 3 3 町長施政方針	6 7
散 会	7 6

## ○第 2 号（3 月 2 日）

議事日程 第 2 号	7 7
本日の会議に付した事件	7 7
出席議員	7 8
欠席議員	7 8
説明のため出席した者	7 8
事務局職員出席者	7 8
開 議	7 9
日程第 1 町長施政方針に対する質問	7 9
日程第 2 議案第 2 9 号 令和 3 年度吉岡町一般会計予算	9 8
日程第 3 議案第 3 0 号 令和 3 年度吉岡町学校給食事業特別会計予算	1 1 5
日程第 4 議案第 3 1 号 令和 3 年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算	1 1 7
日程第 5 議案第 3 2 号 令和 3 年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計 予算	1 1 9
日程第 6 議案第 3 3 号 令和 3 年度吉岡町介護保険事業特別会計予算	1 2 0
日程第 7 議案第 3 4 号 令和 3 年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算	1 2 2
日程第 8 議案第 3 5 号 令和 3 年度吉岡町水道事業会計予算	1 2 4
日程第 9 議案第 3 6 号 令和 3 年度吉岡町下水道事業会計予算	1 2 7
散 会	1 3 1

## ○第 3 号（3 月 3 日）

議事日程 第 3 号	1 3 3
本日の会議に付した事件	1 3 3
出席議員	1 3 4
欠席議員	1 3 4
説明のため出席した者	1 3 4
事務局職員出席者	1 3 4
開 議	1 3 5

日程第 1 一般質問	1 3 5
◇富岡大志君	1 3 5
◇廣嶋 隆君	1 5 6
◇富岡栄一君	1 7 1
◇小林静弥君	1 8 8
◇坂田一広君	2 0 8
散 会	2 2 7

#### ○第4号（3月4日）

議事日程 第4号	2 2 9
本日の会議に付した事件	2 2 9
出席議員	2 3 0
欠席議員	2 3 0
説明のため出席した者	2 3 0
事務局職員出席者	2 3 0
開 議	2 3 1
日程第 1 一般質問	2 3 1
◇飯島 衛君	2 3 1
◇金谷康弘君	2 4 0
◇飯塚憲治君	2 5 1
◇小池春雄君	2 6 8
散 会	2 8 6

#### ○第5号（3月15日）

議事日程 第5号	2 8 7
本日の会議に付した事件	2 9 0
出席議員	2 9 5
欠席議員	2 9 5
説明のため出席した者	2 9 5
事務局職員出席者	2 9 5
開 議	2 9 6
日程第 1 委員会議案審査報告（総務産業・文教厚生 各常任委員会委員長報告）	2 9 6
日程第 2 承認第 1号 吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する	

			る条例の一部を改正する条例に係る専決処分報告 と承認を求めることについて……………	300
日程第 3	議案第 3号	吉岡町名誉町民条例の一部を改正する条例……………		301
日程第 4	議案第 4号	吉岡町手数料条例の一部を改正する条例……………		301
日程第 5	議案第 5号	吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例……………		302
日程第 6	議案第 6号	吉岡町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改 正する条例……………		302
日程第 7	議案第 7号	群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議 について……………		303
日程第 8	議案第 8号	群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団 体の数の増加及び規約変更に関する協議について……………		303
日程第 9	議案第 9号	吉岡町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正 する条例……………		304
日程第 10	議案第 37号	吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例……………		304
日程第 11	議案第 10号	吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例……………		304
日程第 12	議案第 11号	吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基 準を定める条例の一部を改正する条例……………		305
日程第 13	議案第 12号	吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例……………		305
日程第 14	議案第 13号	吉岡町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関 する基準を定める条例の一部を改正する条例……………		306
日程第 15	議案第 14号	吉岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備 及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正す る条例……………		306
日程第 16	議案第 15号	吉岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人 員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一 部を改正する条例……………		307
日程第 17	議案第 16号	吉岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並 びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効 果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例……………		307
日程第 18	議案第 17号	吉岡町小口資金融資促進条例等の一部を改正する条 例……………		308
日程第 19	議案第 18号	吉岡町道路占用料・使用料徴収条例の一部を改正す		

	る条例	308
日程第20	議案第19号 吉岡町通学バスの設置及び管理に関する条例	309
日程第21	議案第20号 町道路線の認定・廃止について	309
日程第22	議案第21号 令和2年度吉岡町一般会計補正予算(第9号)	310
日程第23	議案第22号 令和2年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算(第3号)	310
日程第24	議案第23号 令和2年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	310
日程第25	議案第24号 令和2年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)	311
日程第26	議案第25号 令和2年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)	311
日程第27	議案第26号 令和2年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)	312
日程第28	議案第27号 令和2年度吉岡町水道事業会計補正予算(第4号)	312
日程第29	議案第28号 令和2年度吉岡町下水道事業会計補正予算(第4号)	313
日程第30	委員会議案審査報告(予算決算特別委員会委員長報告)	313
日程第31	議案第29号 令和3年度吉岡町一般会計予算	315
日程第32	委員会議案審査報告(総務産業・文教厚生 各常任委員会委員長報告)	315
日程第33	議案第30号 令和3年度吉岡町学校給食事業特別会計予算	317
日程第34	議案第31号 令和3年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算	318
日程第35	議案第32号 令和3年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	318
日程第36	議案第33号 令和3年度吉岡町介護保険事業特別会計予算	319
日程第37	議案第34号 令和3年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算	319
日程第38	議案第35号 令和3年度吉岡町水道事業会計予算	320
日程第39	議案第36号 令和3年度吉岡町下水道事業会計予算	320
日程第40	請願の付託案件審査報告(総務産業・文教厚生 各常任委員会委員長報告)	320
日程第41	令和2年請願第1号 県有施設「群馬県ライフル射撃場」廃止の中止を求める請願	322
日程第42	請願第1号 安全・安心の医療・介護体制を確立し国民のいのち	

	と健康を守るための請願	3 2 2
日程第 4 3	発委第 1 号 安全・安心の医療・介護体制を確立し国民のいのち と健康を守るための意見書	3 2 3
日程第 4 4	陳情の付託案件審査報告（総務産業・文教厚生 各常任委員会委員 長報告）	3 2 5
日程第 4 5	陳情第 1 号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意 見書」の採択を求める陳情	3 2 6
日程第 4 6	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について	3 2 7
日程第 4 7	議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について	3 2 7
日程第 4 8	総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について	3 2 7
日程第 4 9	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について	3 2 7
日程第 5 0	議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について	3 2 7
日程第 5 1	予算決算特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について	3 2 7
日程第 5 2	地域開発対策特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について	3 2 7
日程第 5 3	人口問題対策特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について	3 2 8
日程の追加		3 2 9
追加日程第 1	議案第 3 8 号 令和 3 年度吉岡町一般会計補正予算（第 1 号）	3 2 9
追加日程第 2	委員会議案審査報告（予算決算特別委員会委員長報告）	3 3 2
追加日程第 3	議案第 3 8 号 令和 3 年度吉岡町一般会計補正予算（第 1 号）	3 3 3
町長挨拶		3 3 3
閉 会		3 3 4

# 令和3年第1回吉岡町議会定例会会議録第1号

令和3年3月1日（月曜日）

## 議事日程 第1号

令和3年3月1日（月曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第 1号 吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 4 議案第 3号 吉岡町栄誉町民条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 5 議案第 4号 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 6 議案第 5号 吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 7 議案第 6号 吉岡町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 8 議案第 7号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 9 議案第 8号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約変更に関する協議について  
(提案・質疑・付託)
- 日程第10 議案第 9号 吉岡町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第11 議案第37号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第12 議案第10号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第13 議案第11号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)

- 日程第14 議案第12号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第15 議案第13号 吉岡町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第16 議案第14号 吉岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基  
準を定める条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第17 議案第15号 吉岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に  
関する基準等を定める条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第18 議案第16号 吉岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支  
援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第19 議案第17号 吉岡町小口資金融資促進条例等の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第20 議案第18号 吉岡町道路占用料・使用料徴収条例の一部を改正する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第21 議案第19号 吉岡町通学バスの設置及び管理に関する条例  
(提案・質疑・付託)
- 日程第22 議案第20号 町道路線の認定・廃止について  
(提案・質疑・付託)
- 日程第23 議案第21号 令和2年度吉岡町一般会計補正予算(第9号)  
(提案・質疑・付託)
- 日程第24 議案第22号 令和2年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算(第3号)  
(提案・質疑・付託)
- 日程第25 議案第23号 令和2年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)  
(提案・質疑・付託)
- 日程第26 議案第24号 令和2年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)  
(提案・質疑・付託)
- 日程第27 議案第25号 令和2年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)  
(提案・質疑・付託)

- 日程第28 議案第26号 令和2年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）  
（提案・質疑・付託）
- 日程第29 議案第27号 令和2年度吉岡町水道事業会計補正予算（第4号）  
（提案・質疑・付託）
- 日程第30 議案第28号 令和2年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第4号）  
（提案・質疑・付託）
- 日程第31 請願第1号 安全・安心の医療・介護体制を確立し国民のいのちと健康を守るための  
請願  
（趣旨説明・付託）
- 日程第32 陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求め  
る陳情  
（付託）
- 日程第33 町長施政方針  
（演述）
- 

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（13人）

1番	小林 静 弥 君	2番	富岡 栄 一 君
3番	飯塚 憲 治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大 志 君	6番	金谷 康 弘 君
8番	村越 哲 夫 君	9番	坂田 一 広 君
10番	飯島 衛 君	11番	岩崎 信 幸 君
12番	平形 薫 君	13番	小池 春 雄 君
14番	山畑 祐 男 君		

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町 長	柴崎 徳一郎 君	副 町 長	野村 幸 孝 君
教 育 長	山口 和 良 君	総 務 課 長	高田 栄 二 君
企画財政課長	高橋 淳 巳 君	住 民 課 長	中島 繁 君
健康子育て課長	米沢 弘 幸 君	産 業 観 光 課 長	岸 一 憲 君
建 設 課 長	大澤 正 弘 君	税 務 会 計 課 長	中澤 礼 子 君
上下水道課長	笹沢 邦 男 君	教育委員会事務局長	小林 康 弘 君

---

## 事務局職員出席者

事 務 局 長 福 島 良 一 主 任 田 中 美 帆

## 開会・開議

午前9時31分開会・開議

議長（山畑祐男君） ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達していますので、令和3年第1回吉岡町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

---

## 町長挨拶

議長（山畑祐男君） 柴崎町長から発言の申入れがありましたので、これを許可します。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 改めましておはようございます。令和3年第1回吉岡町議会定例会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

春の気配が感じられます今日この頃ではございますが、まだまだ寒暖の差が大きい日々が続いております。本日から春の火災予防が始まりますが、火災発生のお知らせが相次いでおります。特に、栃木県との県境に位置する足利市の山林火災では、100ヘクタールを超える面積が焼失した模様であります。被害に遭われた方々に心よりお見舞いを申し上げます。

先ほど群馬県町村議会議長より岩崎議員が10年の在職者表彰の受賞の伝達を受けられました。心からお祝い申し上げますとともに、日頃の活動のたまものと深く敬意を表す次第でございます。今後さらなるご活躍をご期待申し上げます。誠にありがとうございました。

さて、本日令和3年第1回定例議会が議員各位の出席の下、開会できますことに感謝と御礼を申し上げます。

令和3年度は、コロナ対策等、諸般の事情により繰延べとなっております吉岡町第6次総合計画の立案の仕上げとなります。本定例会では令和3年度の一般会計並びに特別会計当初予算をはじめとする議案36件を上程させていただきました。何とぞ慎重審議の上、いずれも原案のとおり可決、承認くださいますよう、お願い申し上げます。

皆様方におかれましては、大変お忙しい中ではございますが、どうかよろしくようお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

本日は大変お世話になります。

---

## 諸般の報告

議長（山畑祐男君） 次に、諸般の報告をいたします。

お手元に配付してある書面のとおりです。それをもって諸般の報告といたします。

議事日程（第1号）により会議を進めます。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（山畑祐男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、10番飯島 衛議員、11番岩崎信幸議員を指名します。

---

## 日程第2 会期の決定

議長（山畑祐男君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定については、議会運営委員会に付託してあります。平形議会運営委員長より委員会報告を求めます。平形議会運営委員長。

〔議会運営委員長 平形 薫君登壇〕

議会運営委員長（平形 薫君） 12番平形です。議会運営委員会からの報告を行います。

去る2月22日月曜日、午前9時半から全員協議会室において、委員全員、議長、副議長、執行側からは町長、副町長、教育長、関係課長の出席の下、議会運営委員会を開催し、令和3年第1回定例会の会期及び会期日程について協議をいたしました。

本定例会の会期は、本日3月1日月曜日から3月15日月曜日までの15日間です。

町長の施政方針に対する質問は、3月2日火曜日です。一般質問は3月3日水曜日と3月4日木曜日の2日間です。

なお、会期日程の詳細につきましては、お手元に配付したとおりであります。

以上、報告といたします。

議長（山畑祐男君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの委員長報告のとおり、会期は3月1日から3月15日までの15日間といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、会期は3月1日から3月15日までの15日間と決定しました。ご苦労さまです。

会期日程はお手元に配付してあるとおりでございます。

---

## 日程第3 承認第1号 吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることに

## ついて

議 長（山畑祐男君） 日程第3、承認第1号 吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを議題といたします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 承認第1号 吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

その他、詳細につきましては、総務課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

本件は、新型コロナワクチンの接種を開始するに当たり、新たに任用が必要な薬剤師の給与水準を定める必要があり、条例の一部改正を行う必要を生じましたが、職員の採用については、職業安定法第5条の3の規定に基づき、労働条件を明示した上で募集を行う必要があることから、当該薬剤師を早急に募集するに当たりまして、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

別表の等級別基準職務表の改正は、これまで定めていなかった薬剤師を追加するものでございます。

会計年度任用職員の職務の級は、別表の等級別基準職務表によるものとされており、その号級の基準は、規則で定めることとされているため、新たに追加するものでございます。

議案書下段の附則をご覧ください。2ページ目の専決理由です。

この条例の施行日は、公布の日から施行することとし、令和3年2月19日に専決処分及び公布をさせていただいておるところでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている承認第1号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

#### 日程第4 議案第3号 吉岡町名誉町民条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第4、議案第3号 吉岡町名誉町民条例の一部を改正する条例を議題といたします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第3号 吉岡町名誉町民条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の趣旨に鑑みるとともに、条例の見直しに伴う字句の整理を行うため、所要の改正を行うものであります。

そのほか、詳細につきましては総務課長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、条例の見直しに伴う字句の整理を行うとともに、令和元年に施行されております成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の趣旨に鑑み、条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、改正点について、新旧対照表にて説明をさせていただきます。新旧対照表をご覧ください。

左側、新と書いてあるのが改正案です。右側、旧とあるのが現行の条例となっております。

まず、第1条の改正ですが、字句の整理となります。

次に、第4条の改正ですが、こちらが成年被後見人等の権利の制限に関する措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の趣旨に鑑み、改正しようとする部分になります。この法律は、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項、その他権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずるため制定されました。この法律は、吉岡町名誉

町民条例とは直接の関係はございませんが、法律の趣旨を鑑み、一定の権利制限を行って  
いる第4条を削除しようとするものでございます。

次に、第5条の改正ですが、字句の整理を行うとともに、第4条を削除いたしましたの  
で、繰上げを行うものでございます。

次に、第6条、第7条の改正ですが、こちらも第4条を削除したことに伴い、条番号の  
繰上げを行うものでございます。

それでは、議案書のほうにお戻りください。

附則をご覧いただきたいと思います。この条例の施行年月日は、公布の日とさせていた  
だくものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第3号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

## 日程第5 議案第4号 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例

議 長（山畑祐男君） 日程第5、議案第4号 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例を議題と  
します。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第4号 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例について提案理由  
を申し上げます。

本議案は、個人番号カードを利用した多機能端末機による諸証明の交付の実施及び条例  
の見直しに伴う字句の整理を行うため、所要の改正を行うものであります。

そのほか、詳細につきましては、総務課長に説明させますので、よろしくご審議の上、  
可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、条例の見直しによる字句の整理と個人番号カードを利用してコンビニエ  
ンスストア等に設置されております多機能端末機から証明書等を交付する場合の手数料を  
定めるため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、改正点について、新旧対照表にて説明させていただきます。新旧対照表をご覧ください。

左側、新と書いてあるのが改正案でございまして、右側の旧が現行の条例となっております。

まず、第2条の改正です。手数料条例は、別表において手数料を徴収する事務及びその金額を定めております。今回多機能端末機による交付、いわゆるコンビニ交付を開始するに当たり、コンビニ交付による諸証明の発行に係る手数料を別表第2に定めるための改正となります。

次に、第3条の改正ですが、こちらは字句の整理をさせていただくものでございます。

次に、第6条、第7条の改正ですが、近年の条例の規定ぶりに倣い、順序を入れ替えるものでございます。

次に、別表の改正でございしますが、別表2を新設するため、「別表」を「別表第1」といたします。2のほうについては、字句の整理になります。

9の項目から14の項目については、字句の整理を行うとともに、規定されている順番を入れ替えることにより、理解しやすい条例とするものでございます。

次に、第41の項、3ページ目になります。次のページになりますけれども、第46の項については、それぞれ前の項とのつながりにより略されている字句を改めて規定することにより、理解を助けるものでございます。

次に、別表第2を加える改正になります。最初にも申し上げましたが、コンビニ交付による諸証明の発行に係る手数料を別表2として定めるものでございます。

租税公課に関する証明、印鑑に関する証明、住民票の写しの交付については、別表第1において、それぞれ証明の手数を300円としているところでございますが、役場窓口の対応がなくなること及び個人番号カードの普及を目的といたしまして、多機能端末機による交付による場合は、窓口での交付より50円安く、250円とする規定となります。

議案書のほうにお戻りいただきたいと思えます。

2ページ目の附則になります。この条例は、公布の日からの施行といたしますが、多機能端末機による諸証明の交付に関する部分であります第2条の改正規定及び「別表」を「別表第1」とし、同表の次に「別表第2」を加える改正規定につきましては、現在進めておりますJ-LISとの調整が完了しない限り施行日を決定することができないことから、6月を超えない範囲で規則で定める日から施行をすることとさせていただくものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第4号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

## 日程第6 議案第5号 吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第6、議案第5号 吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例を議題といたします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第5号 吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、人口増及び業務量の増に対応するとともに、定年延長の施行に備え、定員管理を見直し、職員定数を増やす必要が生じたため、所要の改正を行うものであります。

その他、詳細につきましては総務課長から説明させていただきますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

吉岡町職員定数条例新旧対照表の1ページ、上段をご覧ください。

第2条第1項の改正は、定員を増員させるとともに、文言の整理を行うものでございます。

具体的には、第1号の改正により、町長の事務部局の職員を106名から115人に9人増員、第2号の改正により、水道事業の事務部局職員を7人から8人に1人増員、第6号の改正により、教育委員会事務部局の職員を17人から20人に3人増員するもので、これにより定数の合計を133人から136人増員し146人とするものでございます。

定数を増員する理由についてですが、吉岡町ではここ数年職員数が増えてはいるものの、人口増により、人口1万人当たりの職員数は横ばいで推移しております。加えて、人口増や地方分権改革に伴う権限移譲による業務量の増だけではなく、国土強靱化、施設・インフラの長寿命化、新型コロナ感染症への対応などのような、新たな課題への対応が必要となっているほか、地方創生の推進による町独自の施策の推進など、町職員にはこれまで以上に企画力、経営力が求められております。

こうした中、町ではこれまで類似団体内でもトップクラスに少ない職員数で業務を行っ

ておりまして、これにより定型業務の処理に追われ、町独自の施策の立案や推進に当たる余裕がなくなっているほか、研修等によるスキルアップにも支障が生じておる状態でございます。

こうした状況に鑑み、今後の人口増も踏まえた中で、人口1万人当たりの職員数が減少しないよう、類似団体別職員数の修正値まで定員を増員させるとともに、メンタルヘルス対策やワークライフバランスの推進に向けて、当該類似団体別職員数の修正値よりも一定数の増員を行うものでございます。

町では本年度に策定予定の定員管理計画において、これらの理由から令和7年度までに定員を146人に増員する数値目標を設定したいと考えており、当該目標値に合わせて定数条例を改正したいものでございます。

次期定員管理計画では、職員の定数を現在の職員数の129人から17人増となる146人としたいと考えておりますが、この間、定数外である再任用短時間勤務職員が退職等により8名の減となる予定でございます。再任用短時間勤務職員を含めた令和7年度の職員数は147名で、現在の職員数から9人の増員となるものでございます。

また、現在60歳から65歳の職員は、定数対象外の再任用短時間勤務職員であるのに対し、定年延長の施行後は、定数の対象となる常勤職員となるため、定数は増えることとなります。

現在の推計では、これにより5人の定数増が見込まれており、今回の改正による13人の増員の中にはこの5人の増員分も含まれてございます。

1ページ、新旧対照表の中段から下段をご覧ください。

第3条第1項の新設は、定数外とすることができる職員を定めるもので、第1号は病気等による休職、第2号は育児休業、第3号及び第4号は派遣、第5号は兼職及び併任を規定するものでございます。病気休職や育児休業等に伴い、代替として任期つき職員の任用等を行った場合には、当該代替職員も定数の対象となり、定員数が定数を超える場合があることから、これらの職員を定数外とすることができる規定を設けるものであり、国家公務員の取扱いに準ずるものでございます。

新旧対照表の2ページの上段をご覧ください。

第3条第2項の新設は、病気休職者または育児休業者は、復職または復帰の時期が流動的であるだけでなく、年度途中となる場合もありまして、年度途中の復職または復帰があった場合には、定数を超える場合があることから、当該復職または復帰の日の前日に属する年度の末日までの間についても、当該病気休職者または育児休業者を定数外とすることができることとするものでございます。これも国家公務員の取扱いに準ずるものでございます。

2ページからご覧ください。

第4条第1項の改正は、各事務部局内の定数の配分を各任命権者が定めるに当たって、町長と協議することを義務づけるとともに、文言の整理を行うものでございます。

第4条第2項の追加は、制度改正や災害、新型コロナウイルス対応などのような突発的に業務量が増大した場合に、想定数の範囲内で各事務部局相互に定数配分を流用調整できるようにすることで、フレキシブルに行政課題に対応できる組織体制の構築を図るものでございます。

議案書のほうにお戻りください。

本条例の施行日は、令和3年4月1日としたいものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第5号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

## 日程第7 議案第6号 吉岡町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

議 長（山畑祐男君） 日程第7、議案第6号 吉岡町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第6号 吉岡町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、国家公務員に倣い、新型コロナウイルスに係る防疫等作業手当の特例の類型を追加するため、所要の改正を行うものであります。

その他、詳細につきましては総務課長に説明させますので、よろしく審議の上、可決いただきますよう、お願い申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

吉岡町職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表の1ページをご覧ください。

附則第2項本文の改正及び同項第1号の追加は、防疫等作業手当の特例の類型が追加されることに伴い、手当の類型を号立てで規定するための技術的改正となっております。

なお、改正前の第2項本文では、新型コロナウイルス感染症の定義を、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第1条を引用して規定していましたが、当該政令が時限立法であったため、改正後の第2項第1号では、人事院規則に倣い、具体的に書き表す規定方法としております。

また、改正前の第2項本文では、防疫等作業手当の特例の対象となる区域を、人事院規則に倣い、「新型コロナウイルス感染症が流行している地域を発航した航空機若しくは航行中に新型コロナウイルス感染症の患者があった船舶のうち規則で定めるものの内部」と規定していましたが、当該規定は、中国武漢からのチャーター機やダイヤモンド・プリンセス号を想定した規定であり、町では該当がないことから、令和2年4月21日付総務省通知に基づき、これまで規則で規定してありました「新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者を収容する病院及び宿泊施設の内部並びにこれらの施設への移動時の動線上及び車内」を条例で規定することとしております。

1 ページ下段から2 ページ上段をご覧ください。

附則第2項第2号の追加は、国家公務員に倣い、新たに手当の特例の種類を追加するので、改正後の附則第2項第1号に規定する作業以外の作業であって、「新型コロナウイルス感染症から町民等の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業のうち、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者に接して行う作業又はこれに準ずる作業であって、規則で定めるもの」を手当の対象とするものでございます。

2 ページ中段をご覧ください。

附則第3項本文の改正及び同項第1号の追加は、手当の種類が追加されることに伴い、手当の額を号立てで規定するための技術的な改正となっております。

附則第3項第2号の追加は、新たに追加された手当の額を定めるもので、新型コロナウイルス感染症の患者またはその疑いのある者の身体に接触して行う作業に長時間にわたり従事した場合にあっては1, 500円、それ以外の場合にあっては1, 000円とするものでございます。

2 ページ下段をご覧ください。

附則第4項の追加は、同一の日に改正後の第2項各号の作業に従事した場合には、第1号の作業に係る手当を優先して支給し、第2号の作業に係る手当は支給しないこととするものでございます。

議案書にお戻りください。

1 ページ一番下、附則をご覧ください。

本条例の施行日は公布の日といたしまして、令和2年6月1日から適用するものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第6号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

## 日程第8 議案第7号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

議長（山畑祐男君） 日程第8、議案第7号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第7号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、群馬県市町村総合事務組合による事務の共同処理を行う組織団体を追加するために、群馬県市町村総合事務組合規約の一部を変更する必要がある、地方自治法の規定により議決をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては総務課長から説明させますので、よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） それでは、町長の補足説明を申し上げます。

本議案は、地方自治体第286条第1項の規定により、一部事務組合の規約を変更するときには、関係地方公共団体間の協議によりこれを定め、そして、第290条により、その場合は関係地方公共団体の議会の議決が必要であることから、事務の共同処理を行う組織団体の追加等に関する協議について上程させていただくものでございます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

別表第1については、群馬県市町村総合事務組合規約第2条に規定される「組合を組織する地方公共団体」を掲げておりますが、この組織団体に「館林市」を追加するものでございます。

続きまして、別表第2については、規約第3条において「組合の共同処理する事務」として、同表右欄に掲げる組織団体の同表左欄の事務を共同処理すると規定されております。その同表5の項「地方公務員災害補償法第69条の規定に基づく議会の議員その他非常勤

の職員のうち法律による公務上の災害に対する補償の制度が定められていないものに対する補償事務」の共同処理を行う組織団体に「館林市」を追加するものでございます。

続きまして、議案書の2ページをご覧ください。2番目です。

下段の附則第1号「施行期日」ですが、地方自治法第286条第1項の規定により、県知事の許可を受け、令和3年4月1日から施行するものとなります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第7号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

## 日程第9 議案第8号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約変更に関する協議について

議長（山畑祐男君） 日程第9、議案第8号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約変更に関する協議についてを議題といたします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第8号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体を追加すること及びこれに伴う同委員会共同設置規約を変更することについて、関係地方公共団体で協議を行うに当たり、地方自治法の規定により議決をお願いするものであります。

その他、詳細につきましては総務課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

本議案は、吉岡町を含む県内地方公共団体が共同設置しております群馬県市町村公平委員会について、地方自治法第252条の7第2項の規定により、共同設置する地方公共団体の数を増減し、または共同設置に関する規約を変更するときには関係地方公共団体間の協議により行うこととされ、その協議を行うに当たり、同法252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2の第3項の規定により、関係地方公共団体の議会の議決

が必要であることから、上程させていただくものでございます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

まず、第1条による改正について、別表で群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体を掲げておりますが、こちらに新しく「沼田市」「安中市」「甘楽町」「長野原町」「館林地区消防組合」「利根沼田広域市町村圏振興整備組合」「西吾妻環境衛生施設組合」「邑楽館林医療事務組合」「西吾妻福祉病院組合」及び「吾妻環境施設組合」の10団体を追加するものでございます。

続きまして、第2条による改正になります。同じく、別表に「富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合」の1団体を追加するものでございます。

2条にわたる別表の変更となっておりますが、詳細につきましては、議案書の2ページをご覧ください。

下段の附則第1項の施行期日ですが、沼田市ほか10団体は令和3年4月1日から、富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合は令和3年12月24日からそれぞれ加入するため、第1条は令和3年4月1日から、第2条は令和3年12月24日から施行するものとなります。

続きまして、附則第2項から第4項において、この規約の施行の際、現に変更後の関係団体の公平委員会に対してなされた要求等については、この規約による公平委員会に対してなされたものとみなす経過措置及び年度の途中から加入する富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合の令和3年度の負担金の算定方法が設けられてございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第8号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

## 日程第10 議案第9号 吉岡町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

議 長（山畑祐男君） 日程第10、議案第9号 吉岡町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第9号 吉岡町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本改正は、印鑑登録における代理人の資格を見直し、及び個人番号カードを利用した多機能端末機による印鑑登録証明書の交付の実施等に伴い、所要の改正を行うものであります。

その他、詳細につきましては住民課長に説明させていただきますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 町長の補足説明をさせていただきます。

本条例改正は、2条立てになっており、第1条による改正の主な改正内容は、印鑑登録における代理人の資格について、町に住民登録のある方となっている要件を削るものです。

第2条の改正につきましては、印鑑登録証明書のコンビニ交付の導入に伴う改正を行うものです。

第1条による改正の新旧対照表の1ページをご覧ください。

右側の列が旧で改正前、左側の列が新で改正後となりますので、よろしくお願ひいたします。

まず、第1条の改正ですが、見出しを近年の条例文の規定ぶりに合わせ、「趣旨」と改正し、その他については、語句の整理になります。

第3条の改正は、印鑑登録の代理人について、現在は吉岡町の印鑑登録資格のある者とし、吉岡町に住民登録のある15歳以上の者となっておりますが、独り世帯等の方も増えておりますので、町内在住の代理人を選任することが困難な場合もあるため、吉岡町の住民登録者の要件をなくし、「15歳以上の者」とするものです。

第4条第2項の改正は、代理人が代理人本人であるかの確認について明文化する規定を追加する改正になります。

2ページ、第6条から第19条までの改正は、近年の条例の規定ぶりに合わせ、条項順の改正と語句の整理を行うものです。

続いて、第2条による改正は、マイナンバーカードを利用した印鑑登録証明書のコンビニ交付の導入に伴い、第13条に第3項を追加する改正になります。

議案書の2ページをご覧ください。

附則として、この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年5月19日から施行する。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第9号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

---

#### 日程第11 議案第37号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） それでは、日程第11、議案第37号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第37号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴う規定の整備を行うものです。

なお、詳細につきましては住民課長をして説明させていただきますので、ご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

今回の改正内容につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義について改正するものです。

新旧対照表の1ページをご覧ください。

右側が旧で改正前、左側が新で改正後になります。附則第3項中の新型コロナウイルス感染症の定義について、下線部分になりますが、引用法律の改正により、引用条項が削られるため、具体的に書き下ろす形に改正するものです。

議案書に戻っていただき、附則になりますが、この条例は公布の日から施行するものになります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第37号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第12 議案第10号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第12、議案第10号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第10号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

本改正は、地方税法等の改正及び条例の見直しに伴う字句の整理を行うため、所要の改正を行うものです。

詳細につきましては住民課長に説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

新旧対照表1ページをご覧ください。

右側が旧で改正前、左側が新で改正後になります。

1ページから3ページの本則条項の改正は、近年の条例の規定ぶりに合わせ、字句の整理を行うものです。

3ページ、附則第3項は、上場株式等に係る配当所得に特定公社債の利子が対象になるため、規定を整備するものです。

4ページ、第6項及び第7項は、株式等に係る譲渡所得等の分離課税について、一般株式と上場株式の区分に合わせ、規定を整備するものです。

6ページから8ページ、第10項及び第11項は、分離課税される特例適用利子及び特例適用配当等の額に係る所得を国民健康保険税の所得割の算定や軽減判定に用いる規定の整備になります。

第13項は、条約適用配当等に特定公社債の利子等が含まれるため、規定を整備するものです。

5ページの旧第8項、旧第9項、6ページの旧第11項、9ページの旧第15項は、課税標準の計算の細目を定める規定等になるため、近年の規定ぶりに合わせ、削除するものです。

新の第14項は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義について、引用条項が削られたため、具体的に書き下ろす形に改正するものです。

また、本条例の条項の削除及び追加により、項番号を改めるものになります。  
議案書に戻っていただき、附則とし、この条例は公布の日から施行するものです。  
以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第10号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

ここで休憩いたします。再開を10時40分といたします。

午前10時19分休憩

---

午前10時40分再開

議 長（山畑祐男君） 会議を再開いたします。

高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 先ほどの議案第4号の私の説明部分に誤りがございました。発言を訂正させていただきますと思います。

議案書の2ページをご覧ください。

こちらの附則の規定で、この条例は公布の日から施行するとございます。こちらの部分には変わりはありませんが、ただし書以下の第2条の改正規定及び別表を別表第1とし、同表の次に第1表を加える改正規定は、令和3年5月19日から施行する。このとおりでございます。

私の説明では、規則で6月を超えない範囲で規則で定める日から施行というふうに申し上げましたが、議案書の記載のとおりとなっております。よろしくお願いいたします。

議 長（山畑祐男君） お諮りいたします。ただいま高田課長より発言の訂正の申入れがあり、発言の訂正の内容を説明いたしました。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） なしと認め、発言の訂正を、取消を認めます。

---

### 日程第13 議案第11号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議 長（山畑祐男君） 日程第13、議案第11号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関

する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

**町 長（柴崎徳一郎君）** 議案第11号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、家庭的保育事業等を運営するに当たり、設備等の基準を定める条例ですが、厚生労働省令が改正になったことに伴う所要の改正となります。

その他、詳細につきましては健康子育て課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

**議 長（山畑祐男君）** 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

**健康子育て課長（米沢弘幸君）** それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

本条例は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関することを定める条例で、今回の改正内容につきましては、従前連携施設の確保が必要であったことが様々な対応策の活用により、引き続き教育、保育の提供を受けることができる場合には、連携施設の確保が不要となったことに伴う所要の改正となります。

それでは、吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、新旧対照表で説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをご覧ください。

右側の列が旧で現行、左側の列が新で改正案となります。

第6条第4項の改正は、連携施設の確保を適用しないことができる規定に改める改正となります。

続きまして、2ページ、第28条及び4ページの第43条の改正は、4階以上の避難用設備の変更に伴う改正となります。

ページ戻りまして、3ページ、第29条、第31条、6ページ、第44条及び47条の改正につきましては、准看護師が追加となった改正となります。

ページ戻りまして、4ページ、第37条第4号の改正は、保護者が疾病等により養育を受けることが困難な乳幼児に対し、居宅訪問型保育が可能であるということを明確化する改正となります。

議案書に戻りまして、2ページをご覧ください。

附則とし、「この条例は、公布の日から施行する」であります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

**議 長（山畑祐男君）** 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第11号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

#### 日程第14 議案第12号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第14、議案第12号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第12号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、介護保険制度の健全な運営を図るための保険料の改定及び条例の見直しに伴う字句の整理等を行うため、所要の改正を行うものです。

その他、詳細につきましては総務課長に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

今回の主な改正内容は、介護保険制度の財政安定化を図るため、介護保険法の規定により、3年ごとに介護保険事業計画の策定に伴う令和3年度から令和5年度までの介護保険料の改定を行うものでございます。

町では介護保険事業計画審議会を立ち上げさせていただき、第8期の介護保険事業計画の策定を進めております。

この第8期計画では、令和3年度から令和5年度までの3か年の介護保険事業費を見込み、65歳以上の第1号被保険者が負担する介護保険料を所得段階別に設定するものでございます。

第7期計画であります平成30年度から令和2年度までの介護保険事業の計画は安定しており、第8期への繰越金も見込めております。

しかしながら、年々介護給付費が増加している現状を踏まえ、第7期の計画の保険料の基準額である年額7万2,000円、月額6,000円から第8期の計画の基準額は、年額7万4,400円、月額6,200円に介護保険料を改定するものでございます。

それでは、新旧対照表にて説明させていただきます。新旧対照表をご覧ください。

左側が新と書いてあるのが改正案でございます。右側が現行の条例となっております。  
まず、第2条の改正です。第2条は、介護保険料の年額を定めておりますが、令和3年度から令和5年度までの介護保険料を定めるための改正及び所得指標の改正に伴う改正となります。

次に、第3条、第4条、第7条、第10条及び第13条から第17条までの改正ですが、条例の見直しに伴う字句の整理となります。

次に、新旧対照表、5ページ、下のほうになりますが、附則第7条の改正ですが、新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行によりまして、同法律に規定されております新型コロナウイルス感染症の定義がなくなることに伴い、直接条例内で書き下ろす形のための改正でございます。

次に、附則第8条の改正ですが、平成30年度税制改正、令和2年度税制改正により介護保険料の負担水準に不利益が生じないよう、令和3年度から令和5年度までの保険料率を算定に関する基準の特例を定めるものでございます。

それでは、議案書にお戻りいただきまして、2ページ下段をご覧ください。

附則になります。この条例は、本則第2条の改正及び附則第2条の規定は、令和3年4月1日から施行としますが、その他の条例の見直しに伴う字句の改正などにつきましては、公布の日からの施行となります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第12号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第15 議案第13号 吉岡町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例

議 長（山畑祐男君） 日程第15、議案第13号 吉岡町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第13号 吉岡町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の改正に伴う改正を

行うとともに、条例の見直しに伴う字句の整理を行うため、所要の改正を行うものです。

その他、詳細につきましては総務課長に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

今回の改正内容は、令和3年度の介護報酬の改定が行われることに併せ、関係省令が改正されることに伴い、本条例を改正するものでございます。

この介護報酬改定に伴う本条例の主な改正内容は、質の高いケアマネジメントの推進、新型コロナウイルス感染症の影響による感染症対策の強化、業務継続に向けた取組の強化、ハラスメント対策の強化、会議などへのICTの活用、記録の保存等に係る見直し、運営規程等の掲示に係る見直し、高齢者虐待防止の推進となります。

また、平成30年度の介護報酬改定時において設けられた居宅介護支援所の管理者要件について、事業所の人材確保に関する状況等考慮し、令和3年3月31日までとしていた経過措置の延長を行う改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

左側に新と書いてあるものが改正案となります。右側の旧のほうが現行の条例となります。

まず、目次の改正でございます。第5章が設けられたことに伴う改正となります。

次に、第4条の改正ですが、字句の整理と事業者に対して高齢者虐待防止の観点から虐待の発生またはその再発を防止するための研修を実施する規定を設けるものでございます。

次に、第6条の改正ですが、ただし書に主任介護支援専門員の確保が困難な場合に、主任介護支援専門員ではない介護支援専門員を管理者とすることができる規定を設けるものでございます。

次に、第7条の改正ですが、ケアマネジメントの公平中立性を図る観点から、事業者が作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置づけられたケアプランの数が占める割合等について、利用者に説明を行うことを義務づけるものでございます。

次に、3ページです。

第16条の改正ですが、第9号は、サービス担当者会議の開催をテレビ電話を活用して行うことができるとする規定を設けるものでございます。

第20号の2は、区分支給限度基準額の利用割合が多く、かつ訪問介護が利用サービスの大部分を占めるなどのケアプランを作成する居宅介護支援事業所を事業所単位で抽出し、

点検、検証を行う規定を設けるものでございます。

第28号は、字句の整理となります。

次に、第21条の改正ですが、事業者が定める運営規程に虐待の防止のための措置に関する規定を設けるものでございます。

次に、第22条の改正ですが、介護サービス事業所のハラスメント対策を強化することを義務づける規定を設けるものです。

次に、第22条の2ですが、感染症や災害が発生した場合であっても必要な介護サービスを継続的に提供できる体制づくりを義務づける規定を設けるものでございます。

ページをめくっていただきまして、次に、第24条の2ですが、感染症の発生や蔓延などに関する取組を義務づける規定を設けるものでございます。

次に、第25条の改正ですが、利用者の利便性の向上や事業者の負担軽減の観点から、運営規程等の重要事項について、事業所への掲示だけではなく、閲覧可能なファイル等で備え置くことで代替できる規定を設けるものでございます。

次に、第30条の2ですが、虐待の発生防止、またはその再発を防ぐための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、これらの担当者を置くことを義務づけるものでございます。

次に、第5章、雑則ですが、事業者における諸記録の保存や交付について、電子媒体での対応を認める規定を設けるものでございます。

次に、附則の改正でございますが、ページをめくっていただきまして、管理者に係る経過措置といたしまして、主任介護支援専門員ではない介護支援専門員を管理者とすることができる期間を令和9年3月31日まで延長させるものでございます。

それでは、議案書4ページをご覧ください。

附則になります。附則第1項は、この条例の施行期日でございます。主に、令和3年4月1日から施行するものでございますが、条例の見直しに伴う字句の整理は、公布の日からの施行といたしまして、第16条に第20号の2を加える改正規定は、令和3年10月1日からとするものでございます。

附則第2項は、虐待の防止に係る経過措置として、令和6年3月31日までの間は虐待防止に係る措置を義務ではなく、努力義務規定として読み替えるものでございます。

附則第3項は、業務継続計画の策定等に係る経過措置といたしまして、令和6年3月31日までの間は、業務継続計画の策定等に係る措置を義務ではなく、努力義務として読み替えるものでございます。

附則第4項は、居宅サービス事業者等における感染症の予防及び蔓延防止のための措置に係る経過措置といたしまして、令和6年3月31日までの間は義務ではなく、努力義務規定として読み替えるものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第13号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第16 議案第14号 吉岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第16、議案第14号 吉岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第14号 吉岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴う改正を行うとともに、条例の見直しに伴う字句の整理を行うため所要の改正を行うものであります。

その他、詳細につきましては総務課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

今回の改正内容は、令和3年度の介護報酬の改定が行われることに併せ、関係省令が改正されること等に伴い、本条例を改正するものでございます。

この介護報酬改定に伴う本条例の主な改正内容は、介護サービスの類型ごとに申し上げますけれども、訪問系サービスでは、オペレーターの配置基準等の緩和による改正となります。

通所系サービスでは、管理者の配置基準の緩和、地域と連携した災害への対応の強化、介護に携わる職員への認知症介護基礎研修の受講の義務づけによる改正となります。

多機能系サービスでは、小規模多機能居宅介護の人員配置の見直し、過疎地域におけるサービス提供の確保、介護に携わる職員への認知症介護基礎研修の受講の義務づけなどに

よる改正となります。

居住系サービスでは、地域と連携した災害への対応の強化、地域の実情に応じた認知症グループホームの確保、グループホームの夜間及び深夜の職員の勤務体制の見直し、外部評価に係る運営推進会議の活用、計画策定担当者の配置基準の緩和、介護に携わる職員への認知症介護基礎研修の受講の義務づけによる改正となります。

続きまして、施設系サービスでは、地域密着型介護老人福祉施設の人員配置基準の見直し、口腔衛生管理の強化、栄養ケアマネジメントの充実、個室ユニット型施設の設備、勤務体制の見直し、リスクマネジメントの強化による改正となります。

そして、全サービス共通の改正事項といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響による感染症対策の強化、業務継続に向けた取組の強化、ハラスメント対策の強化、会議などへのICTの導入、活用、それと記録の保存等に係る見直し、運営規程等の掲示に係る見直し、高齢者虐待防止の推進になります。

その他、条例改正に伴う字句等の整理を行っております。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

左側、新、改正案となりまして、右側のほうが現行の条例となっております。

まず、目次の改正になります。第11章が設けられることによる改正となります。

次に、第3条の改正ですが、第3項は、地域密着型サービス事業者に対して高齢者虐待防止の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための研修の実施する規定を設けるものでございます。

第4項は、事業者のPDCAサイクルやケアの質の向上を推進するために、介護保険に関する必要な情報を活用することの努力義務規定を設けるものでございます。

次に、第5条の改正ですが、訪問介護員の定義として、介護職員初任者研修を修了した者と限定する規定を設けるものでございます。

次に、第6条の改正ですが、第6条では指定巡回・随時対応型訪問介護事業所の職種及び員数について定めておりますが、その基準を後述の指定夜間対応型訪問介護、指定地域密着型介護老人福祉施設について規定している第47条にも適用することを定めるものでございます。

次に、第16条の改正ですが、介護保険法施行規則の略称規定を第5条に設けたことに伴う改正となります。

第29条の改正ですが、字句の整理でございます。

続いて、第31条から第40条の2までの改正は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者に係る改正となります。

それでは、第31条の改正ですけれども、事業者が定める運営規程に虐待の防止のため

の措置に関する規定を設けるものでございます。

次に、第32条ですが、第2項、第3項は字句の整理です。第5項は、ハラスメント対策の強化を義務づけるものでございます。

第32条の2ですが、感染症や災害が発生した場合であっても必要な介護サービスを継続的に提供できる体制づくりを義務づける規定でございます。

第33条の改正ですが、感染症の発生や蔓延などに関する取組を義務づける規定を設けるものでございます。

次に、第34条の改正ですが、利用者の利便性の向上や事業者の負担軽減の観点から、運営規程等の重要事項について事業所への掲示ではなく、閲覧可能なファイル等で備え置くことで代替できる規定を設けるものでございます。

次に、第39条の規定ですが、協議会の開催をテレビ電話等を活用して行えることを規定するものでございます。

次に、第40条の2ですが、虐待防止に関する取組を義務づける規定を設けるものでございます。

続いて、第46条から59条までの改正は、指定夜間対応型訪問介護事業者に係る改正となります。

それでは、第46条から説明させていただきます。ページのほうは9ページです。

第46条は、訪問介護員の定義として、介護職員初任者研修を修了した者と限定する規定を設けるものです。

第47条の改正ですが、オペレーターの配置基準に係る規定を設けるものです。

第55条の改正ですけれども、事業者が定める運営規程に虐待の防止のための措置に関する事項を設けるものです。

次に、第56条の改正ですが、第2項及び第3項の改正は、他の訪問介護事業所等に事業を一部委託できる規定を緩和するよう改め、第5項は、ハラスメント対策の強化を義務づける規定を設けるものでございます。

次に、第59条の改正ですが、第59条は定期巡回・随時対応型訪問看護の規定を夜間対応型訪問介護の事業に準用する規定ですが、今回の条例改正に伴いまして、第32条の2に業務継続計画等の策定の規定、第33条の3に感染症対策の規定、第40条の2に虐待防止の規定を追加したことに伴いまして、これらの追加した規定を夜間対応型訪問介護に準用するものでございます。

準用規定の改正があるものはここまでとなります。

続いて、59条の3から59条の20までの改正は、指定地域密着型通所介護事業者に係る改正になります。

それでは、59条の3は字句の整理です。

59条の12、16ページです。は、事業者が定める運営規程に虐待の防止のための措置に関する条項を設けるものです。

次に、59条の13の改正ですが、第3項に事業者に対して従業者が認知症介護基礎研修の受講をする際に必要な措置を講じることを義務づける規定を設けまして、第4項は、ハラスメント対策強化を義務づける規定を設けるものでございます。

次に、59条の15の改正ですが、地域と連携した災害への対応の強化の規定です。

59条の16は感染症蔓延防止、それと、59条の17は協議会のテレビ電話の活用です。

続きまして、59条の20ですね。定期巡回・随時対応型訪問看護の規定を指定地域密着型通所介護の事業に準用する規定となります。

改正内容は、第59条の改正とほぼ同様になります。

次に、59条の20の3の改正ですが、新旧の20ページの頭ですね。定期巡回・随時対応型訪問看護及び指定地域密着型通所介護の規定を共生型地域密着型通所介護の事業に準用する規定となります。

改正内容は、先ほど申し上げました59条とほぼ同様となっております。

続きまして、59条の26から59条の38までの改正は、指定療養通所介護事業者に係る改正となります。

まず、59条の34の改正ですが、字句の整理を行うとともに、運営規程に虐待防止の措置を設けるものでございます。

59条の36については、安全・サービス提供管理委員会のテレビ電話実施を行うことを規定するものでございます。

59条の38につきましては、定期巡回・随時対応型訪問看護及び指定地域密着型通所介護の規定を指定療養通所介護の事業に準用する規定となります。

ここまでの指定療養通所介護に係る改正となります。

続きまして、指定認知症対応型通所介護に係る規定がここから第64条から80条までになります。

それでは、64条の改正ですが、新旧対照表の23ページです。指定認知症対応型共同生活介護等の施設の居間、食堂、共同生活室を第66条第1項の規定において「本体事業所等」と略称を用いるための定義づけを行うものでございます。

次に、第65条の改正ですが、後述の第110条第7項の改正で、「指定居宅サービス事業等」の略称を使用するための改正となります。

次に、第66条の改正ですが、管理者の配置基準の緩和に伴う改正となります。

次に、第73条の改正ですが、事業者が定める運営規程に虐待防止のための措置の事項を設けるものでございます。

次に、80条の改正ですが、第80条は、定期巡回・随時対応型訪問看護及び指定地域密着型通所介護の規定を認知症対応型通所介護の事業に準用する規定となります。

改正の内容は59条と同様とさせていただきます。

続きまして、82条から108条までは、指定小規模多機能型居宅介護に関する改正となります。

それでは、82条から説明させていただきます。新旧対照表26ページご覧ください。

82条の改正ですが、人員配置の基準緩和です。

83条の改正ですが、字句の整理、あとは引用事項、項番号の整理でございます。

87条の改正ですが、ページを飛んでいただきまして、29です。

サービス担当者会議の開催をテレビ電話等を活用して行うことができるものでございます。

次に、100条の改正になります。100条の改正は、事業者が定める運営規程に虐待の防止の措置に関する事項を設けるものでございます。

101条の改正ですけれども、過疎地域型サービス提供の確保として、地域の実情により事業所の運営に必要と市町村が認めた場合の規定となっております。

次に、108条の改正ですが、定期巡回・随時対応型訪問看護、指定地域密着型通所介護の規定を特定小規模多機能型居宅介護の事業に準用する規定となります。

改正内容は、第59条のものと同様となっております。

続いて指定認知症対応型共同生活介護に関する改正ですけれども、こちらは110条から128条までとなっておりますが、110条の改正、新旧対照表31ページ後段です。

第1項は、夜間及び深夜における職員勤務体制の見直しに伴う改正、第5項及び9項は、計画作成担当者の配置基準の緩和に伴うものでございます。

次に、第111条の改正です。管理者の配置基準の緩和に伴うものでございます。

次に、113条の改正ですが、事業者が認知症対応型共同生活介護のユニット数を地域の特性に応じて整備することができるよう、改正をするものでございます。

次に、第117条の改正ですが、第7項は身体的拘束の適正化に係る委員会をテレビ電話等を活用して行うことができる規定を追加しまして、第8項は字句の整理及び第三者による外部評価について、既存の外部評価に加えて、運営推進会議において市町村や地域包括支援センター等から評価を受けることで、第三者による外部評価とすることができることを定めるものでございます。

次に、121条の改正ですけれども、グループホームの管理者が兼任できない事業所を

定めておりますが、ここからサテライト型認知症対応型共同生活介護の場合であって、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く規定を設けるものでございます。

次に、第122条の改正ですが、事業者が定める運営規程に虐待の防止の措置に関する事項を設けるものでございます。

次に、123条の改正ですが、第3項は、事業者に対して従業者が、認知症介護基礎研修を受講する際に必要な措置を講じることを義務づける規定を追加し、第4項では、ハラスメント対策の強化を義務づける規定を設けるものです。

次に、128条の改正ですが、定期巡回・随時対応型訪問看護、指定地域密着型通所介護及び指定小規模多機能型居宅介護の規定を指定認知症対応型共同生活介護の事業に準用する規定となります。こちらも第59条のものと同一となります。

続いて、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者の改正となります。132条から148条の改正ですけれども、改正内容といたしましては、今まで申し上げてきましたけれども、字句の整理及び身体的拘束及び運営規程の見直し、ハラスメント対策、巡回の規定とか、そちらのほうになります。

続いて、事業ごとのもので、内容は重複いたしますので、次に、指定地域密着型介護老人福祉施設の改正なんですけれども、150条から176条の改正です。こちらについては、第150条では、栄養ケアマネジメントの充実により、施設の従業者等に現行の栄養士に加えて、管理栄養士を位置づけることによって、栄養士または管理栄養士の配置基準の緩和を行うものでございます。

第156条、157条については、先ほど来申し上げました一連の改正とほぼ同様の計画策定、あとは身体的拘束、サービス会議への電話の導入等でありますので、詳細な説明は省略させていただきます。

また、162条の2なんですけれども、栄養ケアマネジメントの充実により、入所者の状態に応じての栄養管理を計画的に行うことを義務づけるものでございます。

162条の3ですけれども、これは口腔衛生管理の強化、入所者の状況に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うことを義務づけるものでございます。

167条ですが、これは虐待の防止の関係でございます。

168条ですけれども、これは、ハラスメント対策、認知症介護基礎研修に関するものでございます。

170条については、第1号は、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止に関する委員会等へのテレビ電話等の活用、第3号は、その他研修についても同じような規定を設けるものでございます。

174条の改正ですけれども、こちらについては、事故発生防止のための委員会に関す

る関係になってございます。

次に、176条ですけれども、こちらは、定期巡回・臨時対応型訪問看護及び指定地域密着型通所介護の規定を指定地域密着型介護老人福祉施設の事業に準用する規定となります。こちら第59条と同じような内容となります。

続きまして、179条からですけれども、ここから188条の改正については、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に係る改正です。こちらについては、先ほど来申し上げてきました設備関係、身体拘束関係あるいは運営規程に虐待防止を盛り込むこと、あるいは介護研修、ハラスメント強化の対策等になります。

次に、188条の改正ですけれども、定期巡回・随時対応型訪問看護及び指定地域密着型介護の規定をユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の事業に準用する規定となります。こちら第59条の準用となっていて、ほぼ同様となっております。

次に、第189条の改正ですけれども、こちらは、省令の改正に伴う条ずれの改正となっております。

190条の改正ですが、引用する条項の改正でございます。

199条の改正ですけれども、こちらは字句の整理。

201条の改正ですけれども、定期巡回・随時対応型訪問看護、指定地域密着型介護及び指定小規模多機能型居宅介護の規定を指定看護小規模多機能型居宅介護の事業に準用する規定となります。改正内容等については、先ほど来の第59条の改正と同じとなります。

次に、第11章ですが、事業者の諸記録の保存や交付について、電子媒体での対応を認める規定を設けるものでございます。

それでは、議案書のほうの12ページにお戻りください。

附則になります。附則第1項は、この条例の施行期日ですが、主に令和3年4月1日から施行するものでございますが、条例の見直し等については、公布の日からということでございます。

附則第2項は、虐待防止の経過措置といたしまして、令和6年3月31日までについては、義務ではなく努力義務として読み替える。

附則第3項については、業務継続計画の策定に対しても同様に経過措置として、令和6年3月31日までは努力義務に読み替える。

附則第4項は、居宅サービス事業者等における感染症の予防及び蔓延の防止のための措置に係る経過措置として、同じく令和6年3月31日までは義務ではなく努力義務と置き換えるものでございます。

附則第5項は、認知症に係る基礎的な研修の受講に関しての同様の規定でございます。

附則第6項は、ユニット型定員に係る経過措置といたしまして、当分の間は勤務体制の

見直しを努力義務とするもの。

第7項につきましては、栄養管理に関しても同様に、令和6年3月31日までは努力義務と読み替える。

附則第8項については、口腔衛生管理に係る経過措置を同じように、努力義務。

附則第9項についても、こちらについては、施行の年月日から起算して6月までの間は義務ではなく努力義務と。

附則第10項は、介護保険施設等における感染症の予防及び蔓延の防止のための訓練に係る経過措置についても、同じような努力義務を課していくものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第14号は、文教厚生常任委員会に付託します。

ここで休憩を取ります。再開を11時35分といたします。

午前11時22分休憩

---

午前11時35分再開

議 長（山畑祐男君） 会議を再開します。

---

## 日程第17 議案第15号 吉岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

議 長（山畑祐男君） 日程第17、議案第15号 吉岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第15号 吉岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改

正に伴う改正を行うとともに、条例の見直しに伴う字句の整理を行うため、所要の改正を行うものです。

その他、詳細につきましては総務課長に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

今回の改正内容は、令和3年度の介護報酬の改定が行われることに併せ、関係省令が改正されることに伴い、本条例の改正を行うものでございます。

この介護報酬改定に伴う本条例の主な改正内容は、議案第14号とほぼ同様の内容となっております。介護予防サービスの種別ごとに申し上げますと、通所系サービスでは、管理者の配置基準の緩和、地域と連携した災害への対応の強化、介護に携わる職員への認知症介護基礎研修の受講の義務づけによる改正となります。

多機能系サービスでは、小規模多機能型居宅介護の人員配置の基準の見直し、過疎地域等におけるサービス提供の確保、介護に携わる職員への認知症介護基礎研修の受講の義務づけによる改正となります。

居宅系サービスでは、地域と連携した災害への対応の強化、地域の実情に応じ認知症グループホームの確保、グループホームの夜勤職員体制の見直し、外部評価に係る運営推進会議の活用、計画策定担当者の配置基準の緩和、介護に携わる職員への認知症介護基礎研修の受講の義務づけによる改正となります。

全サービス共通の改正事項といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響による感染症対策の強化、業務継続に向けた取組の強化、ハラスメント対策の強化、会議などのICT活用、記録の保存等に係る見直し、運営規程等の掲示に係る見直し、高齢者虐待防止の推進になります。

その他、条例改正に伴う字句の整理等も併せて行わせていただいております。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

左側に新と書いてあるのが改正案です。右側の旧が現行の条例となっております。

まず、目次の改正です。第6章が設けられます。

次に、第3条ですが、第3項は地域密着型介護予防サービス事業者に対して高齢者虐待防止の観点から、研修の義務づけを行うものでございます。

第4項につきましては、事業者に対するケアの質の向上に資するための必要な情報の活用の努力義務を設けるものでございます。

第7条では字句の整理を行います。

続いて、第8条から40条までは、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護に係る改正になります。

それでは、8条の改正ですが、指定認知症対応型共同生活介護等の施設の居間、食堂、共同生活室を第10条第1項において「本体事業所等」という略称を使用するための改正でございます。

第9条の改正ですが、後述の第71条第9項の改正で「指定居宅サービス事業等」の略称を使用するための改正となります。

次に、第10条の改正ですが、管理者の配置基準の緩和に伴うものでございます。

第27条については、運営規程に虐待の防止を設けるものでございます。

第28条は、認知症介護基礎研修の受講に際する義務づけ規定、第4項は、ハラスメント対策の強化を義務づけるものでございます。

続きまして、第28条の2ですが、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制づくりを義務づけるものでございます。

第30条の改正は、地域と連携した災害への対応の強化を義務づける規定を設けるものでございます。

第31条は、感染症の発生や蔓延などに関する取組を義務づける規定でございます。

第32条の改正ですが、利用者の利便性の向上や事業者の負担軽減の観点から、運営規程の一部、掲示に替えた備え置き等の代替規定の整理となっております。

第37条の2ですが、虐待防止の義務づけの規定となっております。

第39条の改正ですけれども、協議会へのテレビ電話の活用、認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者以外にもデイサービスを提供することを努力義務として追加するものでございます。

第40条の改正は、第39条の全部改正に伴う項番号の整理でございます。

続いて、第44条から65条までは、介護予防小規模多機能型居宅介護に係る改正となります。

第44条は、人員の配置基準の見直しと字句の整理です。

第45条です。後述の第72条第2項を第3項に繰り下げることに伴い、項番号の整理を行うものでございます。

次に、第47条及び第48条については、字句の整理を行うものでございます。

次に、第49条の改正ですけれども、サービス担当者会議のテレビ電話の活用ということでございます。

第52条では、字句の整理を行います。

第54条ですけれども、事業者が法定代理受領サービスに係る報告をする団体を「群馬県国民健康保険団体連合会」から「市町村」に改め、市町村が事務を委託する場合には、群馬県国民健康保険団体連合会とする改正を行うものでございます。

次に、57条ですが、事業者が定める運営規程に虐待の防止を定めるものでございます。

第58条は、過疎地域等におけるサービス提供の確保として、地域の実情により事業所の運営に必要と市町村が認めた場合には、登録定員または利用定員を超えてサービスの提供を行うことができる規定を設けるものでございます。

次に、第62条の規定ですけれども、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の地域との連携に係る内容ですけれども、第39条の規定による指定介護予防認知症対応型通所介護の地域との連携に係る内容を後述の第65条で第39条を指定介護予防小規模多機能型居宅介護に準用する規定を設けるために、第62条を削除するものでございます。

第64条は、62条を削除して第65条で第39条を準用することに伴う改正となります。

続いて、65条の改正ですけれども、指定介護予防認知症対応型通所介護の規定を指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業に準用する規定ですけれども、今回の条例改正に伴い、第28条第4項のハラスメント防止の規定、第28条の2に業務継続計画等の策定の規定、第31条第2項に感染症対策の規定、第37条の2に虐待の防止の規定を追加したことに伴った第62条の削除、それを第39条に準用することに伴いまして、これらの規定を指定介護予防小規模多機能型居宅介護に準用するものでございます。

以下、準用規定の改正があるものは、同様の改正内容となります。

続いて、第71条から第78条まで、新旧対照表18ページからです。

介護予防認知症対応型共同生活介護に係る改正になります。

第71条の改正ですけれども、第1項は、夜間及び深夜における職員勤務体制の見直しに伴う改正、第5項及び第9項は、計画作成担当者の配置基準の緩和。

第72条は、管理者の配置基準の緩和になります。

次に、第74条ですけれども、事業者が介護予防認知症対応型共同生活介護ユニットの数を地域の特性に応じて整備することができるよう改正するものでございます。

第78条は、身体的拘束の適正化に係る委員会をテレビ電話等を活用して行うことができる規定を設けるものでございます。

次に、第79条の改正ですけれども、グループホームの管理者が兼任できない事業所を定めておりますが、ここからサテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護の場合であって、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く規定を設けるものでございます。

第80条については、運営規程に虐待防止の措置を設けるものでございます。

第81条につきましては、第3項に認知症介護基礎研修、第4項にハラスメント対策の強化の義務づけを設けるものでございます。

85条の改正については、先ほど申し上げました準用規定の改正に伴うものでございます。

86条は、指定介護予防地域密着型通所介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の規定を指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業に準用する規定になります。改正内容は、第65条と同様となります。

次に、第87条の改正ですけれども、こちらは字句の整理ということになってございます。

続いて、第6章ですけれども、事業者における諸記録の保存や交付について電子媒体での対応を認める規定を設けるものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、7ページをご覧ください。

条例の施行期日ですが、主に令和3年4月1日から施行しますけれども、条例の見直しに伴う字句の見直しについては、公布の日から。

附則第2項は、虐待の防止に係る経過措置として、令和6年3月31日までの間は努力義務に置き換えると。

附則第3項は、業務継続計画に対しても同じように、令和6年3月31日までは努力義務に置き換える。

第4項につきましては、居宅サービス事業者等における感染症の予防及び蔓延の防止のための措置に関しましても努力義務と読み替えるものでございます。

第5項は、認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置を同様に、義務を努力義務と読み替えるものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第15号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

日程第18 議案第16号 吉岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議 長（山畑祐男君） 日程第18、議案第16号 吉岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第16号 吉岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴う改正を行うとともに、条例の見直しに伴う字句の整理を行うため、所要の改正を行うものであります。

その他、詳細につきましては総務課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

今回の改正内容は、令和3年度の介護報酬の改定が行われることに併せ、関係省令が改正されることに伴い、本条例を改正するものでございます。

この介護報酬改定に伴う本条例の主な改正内容は、介護予防支援事業者における新型コロナウイルス感染症の影響による感染症対策の強化、業務継続に向けた取組の強化、ハラスメント対策の強化、会議などへのICTの活用、記録保存等に関する見直し、高齢者虐待防止の推進となります。

その他、字句の整理等を行っております。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

左側の新とあるのが改正案、右側の旧のほうが現行条例となっております。

まずは、目次の改正、第6章が設けられることに伴う改正となっております。

第2条の改正ですが、第4項は字句の整理、第5項は指定介護予防支援事業者に対して高齢者虐待防止の観点から研修の実施を設けるものでございます。第6項は、事業者のPDCAサイクルやケアの質の向上のための介護保険に関する必要な情報を活用することの努力義務規定を設けるものでございます。

次に、第6条の改正ですが、第2項は、法の改正に伴う引用する項番号の改正、第4項は字句の整理。

次に、第19条の改正ですけれども、事業者が定める運用規程に虐待の防止のための措

置に関する条項を設けるものでございます。

第20条の改正ですけれども、第2項は字句の整理、第4項はハラスメント対策の強化の義務づけの規定でございます。

次に、第20条の2ですけれども、感染症が発生した場合であっても必要な介護サービスを継続的に提供できる体制づくりを義務づけるものでございます。

次に、22条の2ですけれども、こちらは、感染症の発生や蔓延などの予防に関する取組を義務づける規定を設けるものでございます。

第23条の改正は、利用者の利便性の向上や事業者の負担軽減のために運営規程の重要事項の掲示ではなく、閲覧可能なファイルに代替えできる規定を設けるものでございます。

第28条の2ですけれども、虐待防止の規定を設けるものでございます。

次に、第32条の改正ですけれども、こちらについては、サービス担当者会議の開催をテレビ電話の活用の規定及び第15号、第21号及び第23号から第25号までの改正は、字句の整理となっております。

次に、第6章の規定ですけれども、事業者における諸記録の保存や交付について、電子媒体での対応を認める規定を設けるものでございます。

それでは、議案書にお戻りください。3ページをご覧ください。

附則第1項は、この条例の施行期日で、主に令和3年4月1日からで、字句の整理については公布の日からとさせていただくものです。

第2項は、虐待防止の経過措置を令和6年3月31日までの間は義務を努力義務に読み替えるものでございます。

附則第3項につきましては、業務継続計画の策定について、同じく令和6年3月31日までは義務を努力義務に読み替えるものでございます。

第4項については、居宅サービス事業者等における感染症の予防及び蔓延防止のための措置に係る経過措置として、同様に、令和6年3月31日までの間は義務ではなく、努力義務規定として読み替えるものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第16号は、文教厚生常任委員会に付託します。

ここで昼食休憩といたします。再開は午後1時といたします。

午前11時55分休憩

---

午後 1時00分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開します。

---

### 日程第19 議案第17号 吉岡町小口資金融資促進条例等の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第19、議案第17号 吉岡町小口資金融資促進条例等の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町長（柴崎徳一郎君） 議案第17号 吉岡町小口資金融資促進条例等の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

小口資金の融資条件について、県制度融資の借換制度の継続に伴う群馬県小口資金融資促進制度要綱の改正を受けたもの及びそのことによる条例の改正に伴う字句の整理を行うため、吉岡町小口資金融資促進条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては産業観光課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 岸産業観光課長。

[産業観光課長 岸 一憲君発言]

産業観光課長（岸 一憲君） それでは、議案第17号につきまして、町長の補足説明をさせていただきます。

県では、群馬県小口資金融資促進制度要綱に基づく資金の既往債務について令和2年度までに融資申込みがあった場合に限り、要綱に基づく融資により借換えができるものとしております。

今般その申込期間を令和3年度末まで延長することとなったものであります。

また、このことによる条例の見直しに伴い、字句の整理を行わせていただくものでございます。

内容につきましては、新旧対照表にて説明させていただきますので、新旧対照表の第1条による改正の1ページをご覧ください。

向かって右側が現行条例で、左側が改正案となります。

まず、第1条の改正といたしまして、現行の第2条中の第1号及び第2号につきましては、字句の整理を行うものでございます。

次に、第3条につきましては、現行の吉岡町小口資金審査会に関する規定を改めるもの

で、第3条の全文を改正するものです。

続きまして、第6条ですが、現行の第4号、第5号、第7号について字句の整理を行うものであります。

続いて、新旧対照表の3ページ、中段辺りとなりますが、条例制定当初の附則につきまして、新たな見出しを加えながら、資金の借換えに関すること及び融資期間の延長に関する条文を改正附則から移動させております。

次に、新旧対照表の第2条による改正をご覧ください。先ほどご説明いたしました附則の第2項中の「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改めるものであります。このことにより、令和3年度中の借換えに対応するものとなります。

続きまして、新旧対照表の第3条による改正ですが、こちらも先ほどご説明した改正附則から制定当初への附則へと移動させたことによる条文の削除となります。

以上で新旧対照表の説明とさせていただきますので、議案書へお戻りいただき、2ページをご覧ください。

附則といたしまして、本条例は公布の日から施行するとしますが、第2条の規定については、令和3年4月1日からの施行とするものでございます。

以上で町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第17号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

## 日程第20 議案第18号 吉岡町道路占用料・使用料徴収条例の一部を改正する条例

議 長（山畑祐男君） 日程第20、議案第18号 吉岡町道路占用料・使用料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第18号 吉岡町道路占用料・使用料徴収条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、道路法施行令が改正されたこと及び条例の見直しに伴う字句の整理を行うため、所要の改正を行うものです。

その他、詳細につきましては建設課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

道路法施行令の一部を改正する政令が令和元年9月27日に公布され、占用料の改定関係は、令和2年4月1日に施行されております。

内容は、民間における地価水準及び地価に対する賃料の水準の変動等が反映されたものとなっております。

今回の改正では、道路法施行令の一部が改正されたこと及び条例の見直しに伴う字句の整理を行うため改正を行うものでございます。

それでは、改正点について新旧対照表をご覧ください。

右側、旧とありますが現行の条例になり、左側、新とありますが改正案となります。

まず、題名の改正でございますが、「吉岡町道路占用料・使用料徴収条例」を「吉岡町占用料徴収条例」に改めるものでございます。こちらは字句の整理となります。

道路については、原則として使用料ではなく、道路法上にも道路法第39条において「道路管理者は、道路の占用につき、占用料を徴収することができる」とされております。吉岡町道路占用料・使用料徴収条例全体として「占用と使用」という一くくりの言葉を「占用」という文言に改めるものでございます。

次に、第2条から3ページの第7条までの改正内容について、題名の改正と同様に、これらの条で使用されている「使用」という文言を削り、「占用」という言葉に統一するため、字句の整理を行うものでございます。

次に、3ページの第8条の改正でございます。これは、町長が定める規則について「町長が」と二重に規定されておりますので、その解消を図るものでございます。

続いて、別表の改正となります。別表は、個別の占用物件について占用料を定めております。この別表は、道路法施行令の規定に基づき制定しております。道路法施行令の別表が改正されたことにより、町の条例についても施行令と同じ表とすべく、改正を行うものでございます。

それでは、議案書にお戻りください。5ページの附則をご覧ください。

附則第1項は施行期日を定めており、この条例の施行日を令和3年4月1日とするものです。

続いて、第2項及び第3項でございますが、条例の題名の改正に伴い、条例名を引用している吉岡町下水道条例及び吉岡町公共物管理条例について字句の整理を行い、引用している部分を改正するものとなります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第18号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

## 日程第21 議案第19号 吉岡町通学バスの設置及び管理に関する条例

議 長（山畑祐男君） 日程第21、議案第19号 吉岡町通学バスの設置及び管理に関する条例を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第19号 吉岡町通学バスの設置及び管理に関する条例について提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、保護者の経済的負担軽減を図ることを目的とした通学バスに係る料金体系の見直しに伴い、規定の整備を図る必要があるため、通学バス設置及び管理条例の全部を改正するものでございます。

その他、詳細につきましては教育委員会事務局長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

議案書1ページをご覧ください。

第1条は、本条例の趣旨について規定しているものでございます。

第2条は、通学バスの設置について規定しているものでございます。

第3条は、通学バスの運行日程について規定しているものでございます。

第4条では、運行経路等については児童等の通学の状況を勘案し、教育委員会規則で定めると規定しているものでございます。

第5条は、通学バスの使用単位を1か月または1日単位とすると規定しているものでございます。

第6条は、使用許可等について規定しているものでございます。

第7条では、通学バスの使用料を児童等1人につき1か月単位での使用の場合は1,550円とし、1日単位の使用の場合は100円とする。ただし、同一世帯内に前項の許可を受けた児童等が2名以上いる場合における最年長の児童等以外の使用料はゼロ円とする

と規定しております。

通学バスの使用料につきましては、これまで小中学生それぞれが別の料金になっていたほか、停留所の場所によっても料金が細分化され、全体で6段階の料金形態となっておりますが、本条例改正は、それを一本化するものとなります。

また、これまでは、通学バスを使用する児童生徒一人一人から使用料をいただいておりますが、本条例改正により、1世帯の中で児童生徒が複数人通学バスを利用している場合については、1人分だけをいただくこととなります。

続いて、2項では、使用料の徴収者について規定しているものでございます。

第8条では、夏季休業に係る特例について規定しております。

なお、通学バスの使用料については、第5条で1か月単位で計算するとしておりますが、本条で7月及び8月の2か月をもって1か月とみなすとしておりますので、結果的には年に11回分の使用料をいただくこととなります。

第9条につきましては、使用料の減免について規定しているものでございます。

第10条につきましては、運行业務の委託等について規定しているものでございます。

第11条につきましては、委任規定となり、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めると規定するものでございます。

附則といたしまして、第1項は施行日で、この条例は令和3年4月1日から施行する。

第2項は経過措置で、この条例の規定はこの条例の施行日以後の通学バスの使用について適用し、同日前に行われた通学バスの使用については、なお従前の例によることとなります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第19号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第22 議案第20号 町道路線の認定・廃止について

議 長（山畑祐男君） 日程第22、議案第20号 町道路線の認定・廃止についてを議題といたします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第20号 町道路線の認定・廃止について提案理由の説明を申し上げます。

道路法に基づき、町道の認定及び廃止により道路網の整備をするためでございます。

詳細につきましては建設課長に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

最初に、廃止路線について説明をさせていただきます。

町道路線廃止調書の1ページをご覧ください。

こちらの表は、廃止の該当路線の一覧表となります。廃止は1路線で、大畑・長久保線でございます。

路線番号と路線名は、それぞれ個別の廃止路線を示しております。起点と終点は、廃止の区間を番地で示したものでございます。

続いて、2ページのA3版の平面図をご覧ください。

こちらは、位置図となります。図面の右下の辺りに廃止路線が青の実線で示しております。その脇の青い数字の1は、廃止調書の整理番号を示したものとなっております。

町道大畑・長久保線の廃止の理由としましては、前橋市と認定が重複している区間につきまして、前橋市との確認及び協議の上、吉岡町の認定を廃止するためのものがございます。

続きまして、新たに認定する路線になります。民間開発行為により、寄附を受けたものが7路線、前橋市との認定重複に係る整理路線が2路線で、合計9路線となっております。

町道路線認定調書の1ページをご覧ください。

まず、開発に伴う寄附道路の新規認定になります。1ページの整理番号1、見城16号線、それから、2ページの整理番号2、山下8号線、次の3ページの整理番号は3から7までの久保平7号線、駒寄12号線、駒寄13号線、駒寄14号線、不動久保9号線まで、以上の7路線が民間開発行為に伴う寄附道路の新規認定路線となります。

その下の整理番号8、大畑・長久保線、整理番号9、長久保11号線の2路線は、前橋市との認定重複に伴う整理路線の認定となります。

続いて、4ページの平面図をご覧ください。

こちらは、認定路線の位置図となります。認定路線は赤の実線で示しており、脇の数字は認定調書の整理番号を示し、1から7までが民間開発に伴う寄附道路の認定路線となります。

図面右下になりますが、整理番号8と9が前橋市との認定重複に伴う整理路線で、8の一番西側から9の一番南側までの区間が重複認定となっていた区間となります。

今回の更新後の路線数は、合計で1,662路線となり、総延長は、暫定でございますが、約324キロとなります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第20号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

### 日程第23 議案第21号 令和2年度吉岡町一般会計補正予算（第9号）

議長（山畑祐男君） 日程第23、議案第21号 令和2年度吉岡町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第21号 令和2年度吉岡町一般会計補正予算（第9号）について提案理由の説明を申し上げます。

本補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,087万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105億6,338万1,000円とするものであります。

今回の補正予算の主な内容ですが、まず、歳入では、特別定額給付金事業の額の確定や児童手当費、福祉医療費など、歳出の減に伴う国及び県負担金や補助金の減額、また、各種町債の補正などとなっております。

歳出につきましては、令和3年度予算での対応を予定していた吉中のトイレ改修及び給水施設の更新工事を国の令和2年度補正予算に合わせ、今回予算計上させていただきました。

なお、本補正における歳入歳出全体の共通事項といたしまして、年度末を迎えての各事業の計数整理による補正となっております。

その他、繰越明許費、地方債の補正などの詳細につきましては企画財務課長に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） それでは、議案第21号 令和2年度吉岡町一般会計補正予算（第9号）の議案書1ページをご覧ください。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正額につきましては、ただいま町長が提案理由の中で申し上げたとおりでございます。

第2条につきましては、繰越明許費の補正でございます。第2表繰越明許費補正によるということで、こちらは7ページをご覧ください。

1段目、1款1項議会費の議会広報印刷製本業務で、翌年度繰越額は78万6,000円です。年度をまたいで作業となるため、翌年度へ繰り越すものでございます。

2段目、2款総務費1項総務管理費の令和2年度第6次吉岡町総合計画策定業務で、翌年度繰越額は614万7,000円です。コロナの影響により、策定年度が延期となったため、翌年度へ繰り越すものでございます。

3段目は、委託路線におけるICカード導入に係る負担金で、翌年度繰越額は180万円です。こちらもコロナの影響により、不測の期間を要したため、翌年度へ繰り越すものでございます。

4段目、3款民生費1項社会福祉費の障害福祉システム改修業務で、翌年度繰越額は104万5,000円です。報酬改定や制度改定の内容提示時期が未定となっているため、翌年度へ繰り越すものでございます。

5段目、4款衛生費1項保健衛生費の新生児臨時給付金支給事業で、翌年度繰越額は890万円です。3月31日までに出生した子供の申請が4月1日以降となる可能性があるため、翌年度へ繰り越すものでございます。

6段目、8款土木費2項道路橋梁費、町道鳥居木・屋敷前線雨水対策工事で翌年度繰越額は400万円です。民間の開発工事が年度内に完了しないため、翌年度へ繰り越すものです。

7段目、町道並木・前屋敷線側溝布設替え工事で、翌年度繰越額は500万円です。JR東日本が実施する工事が年度内に完了しないため、翌年度へ繰り越すものです。

8段目、町道大久保・南下線道路改良工事で、翌年度繰越額は150万円です。県の治山事業工事の入札が不調となったため、翌年度へ繰り越すものです。

9段目、町道三宮・駒寄線道路改良工事で、翌年度繰越額は2,905万9,000円です。大幅な擁壁工の変更が判明したため、翌年度へ繰り越すものです。

10段目、町道金竹西・吉開戸線ほか2路線道路改良工事で、翌年度繰越額は991万円です。排水路放流先の調査及び設計や関係機関との協議資料作成に不測の日数を要したため、翌年度へ繰り越すものです。

11段目、町道熊野・吉開戸線道路改良工事で、翌年度繰越額は2,783万8,000円です。用地交渉に不測の日数を要したため、翌年度へ繰り越すものです。

12段目、橋梁維持補修工事で、翌年度繰越額は2,900万1,000円です。施工

方法や施工内容の調整に時間を要したため、翌年度へ繰り越すものです。

次に、13段目、4項都市計画費、都市計画道路見直し検討業務で、翌年度繰越額は520万円です。資料作成に不測の日数を要したため、翌年度へ繰り越すものです。

14段目、駒寄スマートインターチェンジ大型車対応化事業で翌年度繰越額は2億1,615万4,000円です。擁壁支持地盤の変更などにより工事が遅延したため、翌年度へ繰り越すものです。

15段目、城山みはらし公園階段補修工事で、翌年度繰越額は400万円です。ひび割れ等の原因究明や補修方法について、業務委託の結果により工事を施工するため、年度内に工事が完了せず、翌年度へ繰り越すものです。

次に、16段目、9款1項消防費の地域防災計画修正業務で、翌年度繰越額は473万円です。コロナの影響により、業者打合せ等に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため、翌年度へ繰り越すものです。

次に、17段目、10款教育費1項教育総務費、吉中生東京オリンピック観戦事業で、翌年度繰越額は151万4,000円です。コロナの影響により、東京オリンピックが来年度に延期となったため、翌年度へ繰り越すものです。

18段目、3項中学校費、吉中トイレ改修及び給水施設更新事業で、翌年度繰越額は1億6,203万円です。国の令和2年度第3次補正の交付金により事業を実施するため、本補正で予算措置をし、翌年度へ繰り越すものです。

一番下の段、19段目、6項給食センター費、学校給食調理施設整備計画基本構想策定業務委託で、翌年度繰越額は225万5,000円です。コロナの影響により、会議等日程調整に不測の日数を要し、業務が年度内に完了しないことも想定されることから、翌年度へ繰り越すものです。

8ページをご覧ください。

次は、繰越明許費の変更となります。

まず1段目、3款民生費2項児童福祉費、明治学童クラブ新設事業です。地盤調査の実施や構造計算補正などに伴い396万円から541万2,000円に増額するものです。

次に2段目、8款土木費4項都市計画費、国土強靱化地域計画策定業務です。入札の結果、契約額が確定したことに伴い、800万円から493万円に減額するものです。

以上が第2表・繰越明許費補正となります。

続きまして、その下、第3表・地方債補正の説明をさせていただきます。

まず、追加といたしまして、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債（駒小エレベーター修繕事業）で、限度額は590万円です。来年度実施予定の駒小エレベーター修繕に伴うもので、充当率100%、交付税措置は50%となっております。

その下、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債（中学校トイレ改修及び給水設備更新事業）で、限度額は1,900万円です。トイレの改修部分に係るもので、こちらも充当率100%、交付税措置は50%となっております。

その下、減収補填債4,780万円です。この減収補填債は、令和2年度の普通交付税決定後、交付税算定上の基準財政収入額での減収分を補填するもので、充当率100%、交付税措置は75%となっております。令和2年度に新たに税目が追加となり、吉岡町では地方消費税交付金、町たばこ税など、その収不足分を県の推計値を用いて算出しております。

次に、9ページ、地方債の変更となります。

上から公共事業等債と地方道路等整備事業債の渋川吉岡連携道路事業は、用地買収など、令和2年度に予定していた事業の大部分が令和3年度以降となったことにより、限度額がゼロ円、また、下から4段目、学校教育施設等整備事業債（吉中ブロック塀改修事業）については、本事業が国庫補助事業の対象とならないことが判明したことから、令和2年度に予定していた設計業務を令和3年度での対応としたため、限度額をゼロ円とするものです。

そのほかの事業につきましては、事業費の変更や補正予算に伴い変更するものです。

補正額が大きいものとしては、下から2段目、学校教育施設等整備事業債（中学校トイレ改修及び給水設備更新事業）で、本補正で工事費などを追加したことに伴い、限度額を530万円から7,940万円に増額しております。

以上が第3表・地方債補正となります。

続きまして、歳入歳出予算補正の内容となります。先ほど町長が提案説明で申し上げましたが、本補正は、年度末を迎えての各事業の計数整理による補正が主なものとなっておりますので、補正増減額の大きいものなどを中心に、事項別明細書でご説明申し上げます。

それでは、13ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、1款町税1項町民税からその下のほう、入湯税まで、これまでの収入実績と今後の収入見込みなどを勘案した増減となります。

続きまして、16ページ、中段をご覧ください。

16ページ、中段では15款1項1目民生費国庫負担金で、子どものための教育・保育給付費国庫負担金368万1,000円の減額から、児童手当国庫負担金1,086万4,000円の減額まで、こちらは、歳出での増減に伴うものとなります。

17ページ、2項国庫補助金1目1節総務費国庫補助金で、通知カード・個人番号カード交付事業費国庫補助金1,079万6,000円は、発行枚数の増に伴うものです。

その下、特別定額給付金の事務費及び事業費補助金の減額は、事業の確定に伴うものと

なります。

18ページをご覧ください。

7目教育費国庫補助金2節中学校費国庫補助金で、学校施設環境改善交付金2,997万7,000円は、記載のとおり、中学校のトイレ改修及び給水設備更新に対する補助金となります。

19ページ及び次の20ページの県支出金でのそれぞれの補正も国庫支出金と同様、歳出での補正に伴う増減となります。それらの中で、20ページ、最上段をご覧ください。

重度訪問介護等の利用促進支援事業県補助金184万1,000円です。こちらは、サービス量の増加により、歳出で基準額を超えたことによるものです。

その下、中段の福祉医療費県補助金1,478万1,000円の減額は、事業費の減に伴うものとなります。

21ページ中段をご覧ください。

17款財産収入の395万3,000円は、5件分の土地の売払い収入となります。

その下、18款1項1目一般寄附金は、法人からの寄附1件250万円と個人からの寄附1件10万円で、260万円の補正となります。2目ふるさと納税は、2月までの納入状況、また、今後の見込み等を勘案し、225万円増の総額1,250万円といたしました。

次に、22ページ、中段をご覧ください。

19款繰入金2項基金繰入金1目1節財政調整基金繰入金は、歳出の減に伴う財源不足額などの縮小により1億3,282万4,000円の減となります。

その下、21款諸収入1目延滞金は、2月までの徴収実績等勘案し、170万円増の570万円といたしました。

24ページをご覧ください。

22款町債の補正につきましては、先ほど第3表・地方債補正においてご説明申し上げたとおり、3目土木債から7目民生債及び8目減収補填債の補正となっております。

ここまでが歳入の主な補正内容となります。

次に、歳出の主な増減内容です。

まず、27ページ、最下段をご覧ください。

2款総務費1項総務管理費6目企画費では、次の28ページ、29ページ、中段にかかまして、10節需用費の返礼品をはじめ、ふるさと納税関連の増額補正や特別定額給付金の事務費及び事業費の確定に伴う減額補正などが主なものとなっております。

ちなみに、特別定額給付金の最終実績につきましては、給付世帯数が8,249世帯、給付人数が2万1,720人、給付総額21億7,200万円ということになりました。

それでは、31ページ、下段をご覧ください。

3項1目戸籍住民基本台帳費18節負担金、補助及び交付金で、通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金1,070万3,000円の増です。国の定額給付金事業やマイナポイント事業及び町が独自に実施している写真撮影サービスなどの効果もあり、申請者及び取得者が増加したことによるものです。

34ページ、中段をご覧ください。

3款民生費1項社会福祉費6目障害者福祉費18節負担金、補助及び交付金の障害児通所支援1,532万9,000円及び7目福祉医療費19節扶助費の医療費3,000万1,000円の減は、実績等を勘案したことによるものです。

35ページ、下段をご覧ください。

2項児童福祉費2目児童手当費19節扶助費の児童手当、また、その下の3目児童保育費の12節保育所運営委託料や次ページ、36ページ、上段の18節負担金、補助及び交付金の施設型給付費の減額補正につきましては、年度末を迎え、対象児童数を精査したことによるものです。

次に、5目学童保育事業費の12節委託料で、明治学童クラブ新設のための地盤調査委託料として145万2,000円を計上いたしました。その下、学童クラブ指定管理料と学童クラブ指定管理料（コロナ関連）は、事業実績及び見込み等を勘案した増減となります。

14節工事請負費では、町内の学童保育施設6か所において、情報端末等を使用できるよう、Wi-Fiアクセスポイントを設置工事費として82万8,000円を計上、学習など、利便性の向上を図ってまいります。

その下、18節負担金、補助及び交付金の学童クラブ運営費補助金116万円は、駒寄第4学童クラブの開設準備資金のための補助金となります。

37ページ、中段をご覧ください。

4款1項1目保健衛生総務費27節繰出金で、国民健康保険事業特別会計繰出金2,110万1,000円の増は、給付費の増などによるものです。

その下、予防費12節委託料で、予防接種委託料828万円の増は、高齢者のインフルエンザ予防接種などが増加したことなどによるものです。

ページを飛んでいただきまして、43ページ、下段をご覧ください。

8款土木費2項道路橋梁費3目道路新設改良費18節負担金、補助及び交付金の渋川吉岡連携道路事業負担金は、令和2年度に予定していた用地買収が来年度以降となったことなどから、3,350万6,000円の減額です。

次ページ、44ページ、上段の4項都市計画費1目都市計画総務費12節委託料の都市

計画道路見直し検討業務及び国土強靱化地域計画策定業務委託の減額は、入札差金によるものです。

それでは、またページを飛んでいただきまして、51ページの上段をご覧ください。

10款教育費3項中学校費3目学校建設費です。令和3年度当初において予算措置予定でありました吉中のトイレ改修及び給水設備更新事業は、国の令和2年度第3次補正に合わせ、本補正に監理業務委託127万6,000円、工事費1億6,075万4,000円を計上しました。なお、工事の施工につきましては、令和3年度に実施予定としております。

以上が歳出の主な補正内容となります。

また、56ページから59ページは、給与費の明細書となっております。

最終の60ページは、地方債の平成30年度末及び令和元年度末における現在高並びに令和2年度末における現在高の見込みに関する調書となります。

また、補正予算書とは別に説明資料を添付させていただきました。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

**議長（山畑祐男君）** 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

**13番（小池春雄君）** それでは、まず、7ページでありますけれども、繰越明許補正のところ、城山みはらし公園階段補修工事400万円、これが繰越明許ということになりました。本来であれば、その工事をしてということでしたんだけど、これが原因はどこにあるかというので、絞られてきたのは、瑕疵担保責任があるのではないかということで、すぐ工事ができなかったということなんですけれども、私やっぱり気になったところというのは、会計検査があるということで、もうその時点ではひび割れていたということで、慌てて会計検査に間に合うように補修をしたということは、もうその時点でいわゆる軽微なものであれば2年、手抜きとか、何かはっきりしたものがあれば、それは10年瑕疵担保責任は問えると。

しかし、2年の町その会計、国の補助事業だったものだから、会計検査があるというところで、このままじゃうまくないということで、どうも慌てて補修したというのが本当の経緯らしいんですけれども、そうなってくると、ちょっと話はまた違ってくるんじゃないかというふうに私思うんですよ。

だから、やっぱりこの点は公金の使途ですから、会計検査も入って、だからそれは会計検査を取りあえずはしのぐために補修したということなんだろうから、そういうこと

になると、果たして今協議が施工業者としたんでしょうけれども、そのところは、施工業者との間でのやり取りの話がどうなっているかという部分と、これから町が発注者として請負業者に対してどういう立場で臨んでいくのか。

また、着地点というものがどういうところに考えているのか。やはり、公金の使途ですから、きちんと説明がつく、住民が納得できるものでなければいけないと思うんですね。

だから、その部分について、繰越明許にするのはそれはそれで結構なんですけれども、やはり私は、町の責任ある対応というものが今求められていると思いますので、その点についてのお答えをお願いをいたしたいと思います。

それから、28ページになりますけれども、これは、2款1項総務費の中の12節のところにて特定定額給付金委託事業費というのがあります、先ほど8,249世帯ですか、2万1,720件ですか、あったという報告がありましたけれども、確認したいのは、そこに住民登録があれば、そこには本人の申請ですから、申請があつて、申請があつたところには給付されるわけなんですけれども、この申請とか、そういうものがよく分からなくて申請をしなかった方は、当然認知症とかで、それとかやるべきが分からなかったという人というのは、なかなか申請主義ですから、受けられないと。

そんなことがないように行ったというふうに思いますけれども、その辺の確たる調査というのか、思いというのか、漏れというのか、本人が最初から私は要らないよという人は別で、要するに独り世帯であつて、なかなかその辺の理解ができない人とか、もし仮にそういうのは、なかったのかどうか。大体世帯数、そしてまた、人口から割っていけば、台帳見ていけば分かりますよね。それから見て、私はそのところがどうだったのかということの確認をしたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 城山みはらし公園の補修の関係でございますけれども、まず、1点目のご質問の工事完成後の1年後ぐらいに会計検査が来るということで、その補修したときの施工業者との協議でございます。その協議がどのようなことだったかというご質問でございますけれども、その当時は、そのひび割れの原因が何であるのかというのは、はっきり分からない状況でございました。

そういった中で、議員のおっしゃるとおりに、会計検査が来るということで、現場の対応をしなければいけないということで、施工業者との協議を行った結果、応分な負担で業者と町とで補修をしたというものでございます。

もう1点目のこの補修、この今回のひび割れにつきましての、どういう町として立場で

着地点を探していくのかというご質問かと思えますけれども、一応町のほうでは、ひび割れ、クラックの原因検証業務を業者に委託いたしまして、昨年の12月に一応中間報告をさせていただいたところでございます。

今般検証業務が終了いたしましたので、その結果につきまして、議員の皆様、全員協議会において説明をさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

議長（山畑祐男君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） 特別定額給付金、去年の8月に申請のほうが終わったんですけども、まず、いろいろとこれについては、5月27日現在の住所、居住者ということで、まず抽出をいたしまして、その後申請等の申請書を送らせてもらいました。

その後、申請がない方につきましては、再度申請書を送る。また、そういった、小池議員がおっしゃったような人につきましては、当然施設等に入っている人につきましては、施設の方が代理で申請をしてくれたり、またあと、保佐人等で代理申請をしていただいたと。それ以外につきましても、社会福祉協議会と連携をいたしまして、漏れのないように、なるべく努力はしております。

ただ、その結果最終的に何人というのは、これは個人の申請のものでありますので、そちらについては、数字のほうは把握はしておりませんが、そういった形で対応はさせていただいております。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） これから報告するという事なんですけれども、私最初から、最初の会計検査員が調査に来るという段階で、もうそのときにひび割れがあったということは、ちょっと問題ではないかと。

その部分で、また業者にも出してもらったけれども、また町でも金を出して、それを補修したということの説明というのはなかったじゃないですか。そのときの。

ですから、そのときだから、そういうことがあったんだということになれば、議会としてももっと早い時点で、もう1年もたつたないかのときに、これはもうそこにひび割れがあるということになれば、これ瑕疵担保責任だという話になったと思うんですよ。

しかし、それでもう2年も過ぎたか、過ぎないかぐらいだったですかね。予算として乗ってきたのは。ですよね。であれば、そうすると、もうともすると2年過ぎているかもしれないという、そういうんじゃないかと、やっぱりできれば、そうなる前の時点でやっぱだから、結果的に、対応というんですかね。それもちょっと不十分だったというふうに私は思います。

ですから、結果的には最後になって、どういう報告か知りませんが、なし崩し的にいっちゃって、結果的に町がろくな瑕疵担保責任も問えないで、うやむやにしちゃうということは、私は決していいことではないと思いますので、その辺はしっかりとした対応をしてほしいということでもあります。

それから、もう1点、今課長のほうで定額給付金のことを答えてもらいましたが、私のほうからは言えませんということですが、要するに、私は手当をする、十分に尽くして、また、そういう高齢者等が独り世帯でいて、通帳を出したからといって、また、先ほどほどの程度のその人たちを把握しているか分かりませんが、結果として、今高齢者の中で認知症等の方もいるし、まだら認知症という人もいますから、そういう人たちのところへ私は十分にそういう福祉の手が届いていれば、それはそれでいいんですよ。後になって、そういうことが出てくると、やっぱり行政としてどうだったのかという責任といいますか、そういうものを問われる事案にもなりかねませんので、そこは十分にやったというふうに断言できれば、それはそれにこしたことはないんですけども、やっぱり一番肝腎なところは、そこですので、再度どうだったかというところの確認をしたいと思います。

これで質問終わりますけれども、これまでの経過、決意等がありましたら、お二方ご答弁をお願いします。

議 長（山畑祐男君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） 定額給付金に限らず、そういった方、当然生活がお困りの方等もございます。

ただ、この申請主義ということもありますので、先ほど申し上げたように、私どもとしては、そういった形、本当に認知症で独り暮らしで困っている方につきましては、福祉室や社会福祉協議会と連携して対応はさせていただいております。

ただ、それが全て結果としてどうだったかという、そこまでは今検証はできておりませんが、私どもとしては、やれる限りのことはやったと考えております。以上です。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） みはらし公園につきましては、しっかりと対応していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議 長（山畑祐男君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第21号は、総務産業常任委員会に付託いたします。  
ここで休憩いたします。再開を2時10分といたします。

午後1時54分休憩

---

午後2時10分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開します。

---

#### 日程第24 議案第22号 令和2年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第3号）

議長（山畑祐男君） 日程第24、議案第22号 令和2年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第22号 令和2年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第3号）の提案理由の説明を申し上げます。

本補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,066万5,000円とするものであります。

その他、詳細につきましては教育委員会事務局長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

この補正の内容といたしましては、当初予算で想定していた教職員数と児童生徒数に変更が生じたために予算額を整理するものとなります。

補正予算書の6ページの歳入をご覧ください。

まず、1款1項1目の給食費納入金についてですが、1節現年度分の教職員給食費を27万8,000円増額、児童生徒給食費を26万1,000円減額するとともに、2節過年度分納入金を2万円増額し、給食費納入金を7,256万2,000円とするものでございます。

また、2款1項1目の繰入金については、1節一般会計繰入金を12万5,000円減額し、3,727万7,000円とするものでございます。

4款諸収入1項1目雑入につきましては、試食代等を4万円減額し、3万1,000円

とするものとなります。

歳出につきましても、歳入と同額の補正をお願いし、こちらは7ページになりますが、1款1項1目学校給食費15節原材料費の給食用食材料費を9万5,000円、26節公課費を3万3,000円減額し、学校給食費を1億1,066万5,000円とさせていただきます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第22号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第25 議案第23号 令和2年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議長（山畑祐男君） 日程第25、議案第23号 令和2年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第23号 令和2年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,242万9,000円を追加し、歳入歳出予算19億2,386万6,000円とするものです。

その他、詳細につきましては住民課長に説明させますので、審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書にて、主な補正内容を説明させていただきます。

7ページをご覧ください。

歳入、1款国民健康保険税の滞納繰越分につきまして、歳入状況等を踏まえ、4節医療給付費分514万6,000円の減、5節介護納付金分53万円の減、6節後期高齢者支援金分150万円の減としました。

4款国庫支出金、災害臨時特例補助金の219万7,000円の増は、コロナ関係の国

保税の減免に対する補助金になります。

5 款県支出金、保険給付費等交付金は、1 億 3, 1 3 9 万 9, 0 0 0 円の増は、歳出 2 款保険給付費の増などによるものになります。

8 ページ、7 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金は、県の確定金額により補正を行うものになります。

3 節職員給与費等繰入金は、歳出 1 款総務費の繰入れになります。

2 項基金繰入金は、歳入金額の増によりまして、減額になるものです。

1 0 ページ、9 款諸収入の 1, 6 0 1 万 8, 0 0 0 円の増額は、延滞金や第三者行為納付金、精算金等の収納状況を踏まえ増額するものです。

1 1 ページの歳出をご覧ください。

1 款総務費 1 項 1 目一般管理費 1 2 節委託料の 4 2 5 万 8, 0 0 0 円の減額は、予定しておりました高齢受給者証との一体化のシステム改修を令和 4 年度に見直したためのものであります。

1 2 ページまでの 2 款保険給付費を執行状況等により 1 億 2, 2 8 1 万 4, 0 0 0 円増額するものです。

1 3 ページ、5 款保険事業費 3 2 7 万 4, 0 0 0 円の減額の主なものは、特定健康診査等事業費の委託料で、新型コロナウイルス感染症の影響で集団検診を予約制で実施したため減額になったものです。

1 4 ページ、8 款諸支出金の 7 1 3 万 1, 0 0 0 円の増額は、歳出状況等を踏まえ、還付金、前年度の精算による償還金を増額補正するものです。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第 2 3 号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第 2 6 議案第 2 4 号 令和 2 年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）

議 長（山畑祐男君） 日程第 2 6、議案第 2 4 号 令和 2 年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第24号 令和2年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ135万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ359万5,000円とするものでございます。

詳細につきましては総務課長に説明させていただきますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

補正の内容といたしましては、歳入の貸付事業収入の貸付金元金及び利子回収金過年度分が回収業務の実績により増額となり、それによって歳出の一般会計繰出金を増額する補正でございます。

議案書4ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書の総括の歳入をご覧ください。第1款貸付事業収入の補正額135万7,000円を増額し、歳入合計を359万5,000円とするものでございます。これは、貸付金元金回収金過年度分の住宅新築分及び住宅改修分、また貸付金利子過年度分の住宅新築分が回収業務によって増額となったものでございます。

次に、5ページの歳出をご覧ください。

第2款諸支出金の補正額を135万7,000円増額し、歳出合計を359万5,000円とするものでございます。これは、一般会計繰出金を増額するものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第24号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第27 議案第25号 令和2年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

議 長（山畑祐男君） 日程第27、議案第25号 令和2年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第25号 令和2年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4

号)について提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,180万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億8,837万4,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、支払基金交付金の保険給付費に対応する減額及び県・国支出金の変更決定による増額が主なものでございます。

その他、詳細につきましては総務課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長(山畑祐男君) 高田総務課長。

[総務課長 高田栄二君発言]

総務課長(高田栄二君) それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

7ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書でご説明をさせていただきます。

第1款保険料につきましては、現在までの歳入執行ベースによる補正となります。

次に、7ページから8ページにかけて、第2款国庫支出金、次の9ページ、第4款県支出金につきましては、交付額の変更に伴う補正となります。

8ページにお戻りいただきまして、第3款支払基金交付金につきましては、歳出の保険給付費に対応する歳入の減となります。

次に、10ページ、第6款繰入金につきましては、歳出の保険給付費や地域支援事業等の支出に対応する町負担の一般会計からの繰入金の変更となります。

歳出に移ります。11ページをご覧ください。

第1款第1項総務管理費、第2項徴収費、第3項介護認定審査会費については、現在までの歳出執行状況による補正となり、次の12ページから13ページにかけての第2款保険給付費につきましては、現在までの給付費の執行状況による補正となります。

次に、13ページから14ページにかけての第4款地域支援事業費第1項包括的支援事業・任意事業費、第2項介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、財源変更を含む事業の執行状況による減額補正となります。

次に、14ページ及び15ページの第7款基金積立金につきましては、歳入の保険料及び各公費負担額からの歳出の保険給付費及び事業費等を差し引いた額を基金へ積立てをするものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

議長(山畑祐男君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第25号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第28 議案第26号 令和2年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第3号)

議 長（山畑祐男君） 日程第28、議案第26号 令和2年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第26号 令和2年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）についての提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ358万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億824万9,000円とするものです。

詳細につきましては住民課長に説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 中島住民課長。

[住民課長 中島 繁君発言]

住民課長（中島 繁君） 町長の補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書にて説明させていただきます。

6ページをご覧ください。

歳入、第1款後期高齢者医療保険料を調定状況、歳入状況等により286万5,000円減額するものです。

2款繰入金1項一般会計繰入金22万円の増額は、7ページ、5款国庫支出金の高齢者医療制度円滑運営事業費補助金、電算システムの改修費の補助金額の確定により、町負担分の増額によるものです。

6ページ、4款諸収入4項受託事業収入88万円の減額は、健康診査委託料の減額によるものです。

7ページ、5項雑入5目人間ドック補助金は、実績等を踏まえ、8名分16万円を増額するものです。

8ページの歳出をご覧ください。

1款総務費1項1目一般管理費の12節委託料で、健康診査委託料の88万円の減額、18節負担金で人間ドック補助金16万円の増、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料等負担金で歳入の保険料の減額補正によるものです。286万5,000

円の減額になります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第26号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第29 議案第27号 令和2年度吉岡町水道事業会計補正予算（第4号）

議 長（山畑祐男君） 日程第29、議案第27号 令和2年度吉岡町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第27号 令和2年度吉岡町水道事業会計補正予算（第4号）について提案理由を申し上げます。

収益的収入及び支出においては、収入第1款水道事業収益で142万2,000円を減額し、支出第1款水道事業費用で113万2,000円の追加をお願いするものです。

また、資本的収入及び支出においては、収入第1款資本的収入で1,951万6,000円を追加、支出第1款資本的支出で889万4,000円の追加をお願いし、資本的収入額が支出額に不足する額の補填財源についても改めさせていただくものです。

詳細につきましては上下水道課長に説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 補正予算の主な内容について、町長の補足説明をさせていただきます。

議案書1ページ、2ページの収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の補正予算については、11ページ以降の水道事業会計補正予算明細書により説明をさせていただきます。

11ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の収入となりますが、1款2項営業外収益142万2,000円の減額。全て1目長期前受金戻入の減額となります。

12ページ、13ページをお願いします。

支出の主なものになります。1款1項1目配水及び給水費9万7,000円の減額及び

2目総係費41万3,000円の追加は、共に人件費の補正をお願いするものです。

3目減価償却費207万4,000円の追加、4目資産減耗費748万4,000円の減額は、固定資産の減価償却費や除却費などの年度末整理による補正となっております。

下段の2項営業外費用では、2目消費税及び地方消費税567万1,000円の追加、これにつきましては、決算期における消費税申告の必要額を最大限見込み、計上しております。

13ページ、資本的収入及び支出ですが、収入、1款2項1目工事負担金1,951万6,000円の追加、県道南新井前橋線道路改良工事や下水道事業並びに大久保地区に予定の大規模小売店舗開発事業に伴います配水管移設工事などの受託工事負担金や補償費となっております。

続いて、支出です。1款1項建設改良費1目配水設備工事費814万円の追加、主なものは、先ほど資本的収入で説明しました移設補償工事に伴います工事請負費805万4,000円の補正となっております。

なお、大規模小売店舗開発事業の受託工事については、開発手の進捗状況から、工事を次年度に繰り越すものとなります。次年度繰越しについては、地方公営企業法第26条の規定による工事繰越しをするもので、繰越明許の手続は不要となりますが、繰越額の使用に関する報告を後の議会にて改めて提出をさせていただきます。

最後に、5ページ以降になりますが、キャッシュフロー計算書及び給与費明細書等を添付しておりますので、お目通しをいただきますようお願い申し上げます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第27号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

### 日程第30 議案第28号 令和2年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第4号）

議 長（山畑祐男君） 日程第30、議案第28号 令和2年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第28号 令和2年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第4号）について提案理由を申し上げます。

収益的収入及び支出においては、収入第1款公共下水道事業収益で36万6,000円の追加、支出第1款公共下水道事業費用で783万9,000円を減額、第2款農業集落排水事業費用で35万1,000円の減額をお願いするものです。

また、資本的収入及び支出においては、収入第1款公共下水道事業資本的収入で282万2,000円を追加、支出第1款公共下水道事業資本的支出で3,598万5,000円の追加をお願いし、資本的収入額が支出額に不足する額の補填財源についても改めさせていただくものです。

詳細につきましては上下水道課長に説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 補足予算書の主な内容について、町長の補足説明をさせていただきます。

議案書1ページ、2ページの収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の補正予算については、11ページ以降の下水道事業会計補正予算明細書により説明をさせていただきます。

議案書11ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出より説明をいたします。収入、1款2項3目地方消費税及び地方消費税還付金70万4,000円の追加は、決算期におけます消費税申告を見込み計上したものでございます。

続いて、12ページをお願いします。

支出、1款1項1目管渠費66万9,000円の減額ですが、通信運搬費や修繕費など維持管理費の年度末精査による補正となっております。2目総係費58万9,000円の追加は、人件費の補正となります。3目流域下水道管理運営費負担金760万6,000円の減額、これは、群馬県水質浄化センターの維持管理費負担金精算によります減額補正をお願いするものです。

14ページ、15ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出では、収入ですが、1款1項1目企業債1,730万円の減額、国庫補助金の本年度分の金額確定に伴い事業費財源として措置をしました企業債の見直しをしたものであります。

2項1目受益者負担金303万2,000円の追加、開発事業による農地の宅地化に伴います受益者負担金一括納付の補正となっております。

3項1目国庫補助金1,819万円の追加、国庫補助金、社会資本整備総合交付金の金

額の確定に伴う補正となっております。補正額1,819万円の追加によりまして、今年度の補助金額が7,799万円に確定をしております。

15ページをお願いします。

支出、1款1項1目建設改良費3,715万円の追加、主に工事請負費3,720万円の追加補正です。本年度の国庫補助金交付額確定により、工事費の総額を1億5,867万9,000円から1億9,587万9,000円にお願いをするものです。

なお、工事については、補助金の交付決定が年明けになったことから、事業費の多くを次年度に繰り越すこととなります。

また、工事繰越しについては、地方公営企業法第26条の規定により、繰越明許費等の手続は不要となりますが、繰越額の使用に関する報告を後の議会にて改めて提出をさせていただきます。

戻りまして、2ページをお願いいたします。

企業債の変更ですが、予算書第5条の表を改めるもので、企業債の限度額について、補正前1億5,000万円から補正後1億3,270万円に変更をお願いするものです。

なお、5ページ以降にはキャッシュフロー計算書及び給与費明細書等を添付しておりますので、お目通しをいただきますようお願い申し上げます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第28号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

### 日程第31 請願第1号 安全・安心の医療・介護体制を確立し国民のいのちと健康を守るための請願

議長（山畑祐男君） 日程第31、請願第1号 安全・安心の医療・介護体制を確立し国民のいのちと健康を守るための請願を議題といたします。

請願第1号は、お手元に配付の請願書のとおり請願を受理したものです。

紹介議員の平形 薫議員は、この請願について発言がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） なしということで、ただいま議題となっております請願第1号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

### 日程第32 陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情

議長（山畑祐男君） 日程第32、陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情を議題といたします。

陳情第1号は、お手元に配付の陳情書のとおり陳情を受理したものです。

ただいま議題となっております陳情第1号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

### 日程第33 町長施政方針

議長（山畑祐男君） 日程第33、町長の施政方針を行います。

柴崎町長は登壇して施政方針を述べてください。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 本日の議事日程の最後になりましたが、令和3年度の施政方針を申し上げます。

私は、町長就任以来「みんなで創ろう 住み続けたいまち よしおか」をキャッチフレーズに、住民の皆さんの声を聞きながら、吉岡町の新時代を開くべく、公約で掲げた事項を中心に町政運営に取り組んでいるところでございます。

さて、東日本大震災からちょうどこの11日で10年が経過いたします。改めて被災された皆さんにお見舞いを申し上げます。

あの災害を契機に、想定外という言葉が各方面から聞かれるようになりました。近年大規模な水害が各地で発生しております。特に、一昨年台風19号の災害では、局地的な被害の発生がまさに想定外でありました。

そのような災害が発生しつつも、吉岡町は一昨年の台風についても昨年も気象災害に見舞われることなく過ごすことができました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の蔓延という疫病の流行という想定外の事態に全世界が巻き込まれるという事態が発生してしまいました。現在新型コロナウイルス感染症の感染状況については、まさに一進一退の状況が続いております。今後予定されておりますワクチン接種によって一定の終息と捉える向きもあるようですが、変異ウイルスに対する効果はいまだに検証されているわけではありません。

災害時における避難行動の遅れには、正常化バイアスという言葉で説明されることが多くあります。自分だけは絶対大丈夫だろうと、根拠なく思い込むことが次の行動への決断を遅くすることを言うそうです。未知の事態への恐怖心、今までどおりに一切が動いてくれれば不安感を抱かないで済むという自己防御本能が結果として事態を悪化させてしまうこともあるということです。

新型コロナウイルス感染症予防に関しても、自分だけがかからないだろうという思い込みに対し、この正常化バイアスへの注意が呼びかけられております。

これは、何も災害時の不測の事態に限ったことではなく、政策運営に当たっては、常に注意すべきことであると考えを新たにせざるを得ません。

大局的な政策運営について述べさせていただきます。

まず、国及び県の政策動向に対応した政策運営については、新型コロナウイルス感染症対策について情報収集を密に行い、感染防止に必要な防疫体制の構築、及び実施について、国及び県の指導の下に医療機関等の関係機関との連携を密に実施することが必要であると考えております。

そして、アフターコロナ、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止に係る施策の影響による経済対策や雇用政策についても、国の補正予算等の積極的な活用により、町の政策を探ってまいりたいと考えております。

特に、困窮者対策については、国及び県の政策の補完の必要性について、注意深く調査検討してまいりたいと考えております。

次に、中長期的な政策運営では、令和2年度に新型コロナウイルス感染症蔓延防止の観点から、繰延べを余儀なくされた第6次総合計画の策定事務を進めます。

そして、災害に対する備えを強化するための計画づくりとして、令和2年度中途に前倒しさせていただきましたが、国土強靱化地域計画を策定します。この計画では、災害発生時における地域防災計画による具体的な取組に支障を来さないよう、起きてはならない事態を基盤整備の観点から考察、計画していくものです。

当然都市計画道路の見直し等との連携も必要ですが、いろいろな角度から効率的な制度設計と財源確保に向けた説明水準の確保等、見えない部分での取組も重要であると思っております。

それでは、個別分野に対する基本的な考え方について述べさせていただきます。

まず、吉岡町の人口及び年齢構成です。人口は、令和3年2月1日現在2万1,804人と、相変わらずの増加の傾向です。吉岡町の年齢区分別人口割合は、昨年と比較いたしまして、15歳から64歳までの割合が0.1%増加し、65歳以上の割合が0.4%伸びています。昨年は、ゼロ歳から14歳までの割合が0.3%減少して、65歳以上の割合が0.3%増加しました。65歳以上の割合は、2年連続で0.3%以上の増となります。

全国的に高齢化が進んでいる中で、吉岡町においても団塊の世代が75歳以上となる2025年問題や団塊世代の子供たちに当たる団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040年を見据えながら、中長期的な視野に立った施策展開と財源確保に立脚した地域経営を

行う必要があります。

同時に、8050問題や高齢と障害双方の課題を抱える世帯の対応など、複合的な課題についても包括的に対応するための相談体制の充実が求められています。

町の財政状況については、令和元年度決算で経常収支比率は90.2%と、前年より0.7%下がりました。依然として財政の硬直化が進む傾向にあるものの、人口増を背景とした個人住民税や固定資産税の堅調な伸び等を背景に、財政力指数は0.70と、少しずつではありますが、上昇しております。

また、財政健全化判断比率の状況は、町債残高、いわゆる借金の残高は、大型建設事業等の実施により増加しましたが、将来負担比率は、前年に引き続き比率なしとなりました。

そして、平成29年度に実施いたしました臨時財政対策債の繰上償還や標準財政規模の拡大等により、実質公債費比率は前年より0.9%下がり、8.7となり、公債費の負担が低くなっています。

令和3年度当初予算案は、総額で11.1%の増となります。

詳細は、明日の当初予算案の提案説明にて行います。

主な新規事業としては、私立保育所等施設整備助成事業、吉岡中学校校庭拡張事業などを計画しています。

また、継続事業で増額となった事業は、明治学童クラブ新設事業、駒寄スマートIC大型車対応化事業、道路改良事業、道路長寿命化事業、明治小学校照明設備更新事業などがあります。

次に、令和3年度の歳入でございますが、町税は、新型コロナウイルス感染症の影響などを勘案し、対前年度比9.8%の減を見込んでおりますが、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の創設、基金繰入金の増などにより、一般財源の総体といたしましては4.3%の増額、取組事業等による使用目的が特定されております特定財源につきましては、23.7%の増額を見込みました。

町の健全な財政運営を維持していくために必要な財政調整基金の取崩しと町債について申し上げます。

財政調整基金の取崩しは、比率で申しますと対前年比30.2%の増となりますが、額で申し上げますとおよそ2億116万1,000円の増額でございます。

また、基金の有効的な活用と併せて、町債の借入れも重要でございます。

町債については、上昇傾向にある実質公債費比率を抑制するために平成29年度に減債基金を取り崩し、臨時財政対策債の一部繰上償還を実施しました。令和3年度の町債は、先ほど申し上げました新規大型事業の増加に伴い、35.7%の増額を見込んでおります。

歳入総額を自主財源と依存財源で見た場合、自主財源は42.4%、依存財源は57.

6%となります。町の歳出は、かかるべき扶助費を当然確保しつつ、現在進行中の継続事業を着実に推進していきます。

主な大型継続事業は、1、駒寄スマートインターチェンジの大型車対応化事業、2、明治学童クラブ新設事業、3、防災無線デジタル化事業、4、道路長寿命化事業、5、温泉施設改修工事、6、庁舎等整備工事、7、道路改良事業（熊野・吉開戸線）（金竹西・吉開戸線）等であります。また、新規事業で事業費の大きなものとしては、1、私立保育所等施設整備助成事業、吉岡中学校校庭拡張事業などがあります。

町ではこれまでも「子どもを育てるなら吉岡町」を合い言葉に、子育て支援には力を注いできました。中学生までの医療費の無料化、学校給食費の保護者負担の軽減、学童保育の低料金化と整備拡充、保育施設の整備拡充及び保育料について第2子以降の無償化、学級補助員の配置、学校教育施設の整備、また、生活する上で便利な地域を形成していくための都市計画及び道路網の整備など、基盤を充実させる政策に取り組んでまいりました。

こうした施策の数々が多くの方に評価された現れとして、この町に移り住みたい人が増え続けてきた要因の1つではないかと思っております。

町は、この流れを継承させ、さらに発展させていく必要があると考えております。

第5次総合計画の基本構想を踏まえて、目標達成に向けて各行政分野の一層の充実を図っていくため、将来に責任の持てる行財政運営を基本に、施策の実現に向けて効率的、そして効果的な予算案の作成に努めたところであります。

第5次総合計画の目標は、1、「支え合う健康と福祉のまち」2、「心豊かな教育と文化のまち」3、「活力ある産業と雇用のまち」4、「魅力的な自然と環境のまち」5、「住みよい安全で便利なまち」6、「町民と行政が協働するまち」の6つの分野をまちづくりの方針に掲げ、推進しているところです。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、1年間延長されることになったため、第5次総合計画の最終年度に当たりますので、この総合計画に則して施政方針説明をさせていただきます。

まず、大綱の1つ目の1、「支え合う健康と福祉のまち」では、「心身ともに健康で長生きし、いきいきと輝き、誇りと生きがいを持って暮らせるよう保健・医療・福祉の各分野が連携のとれたサービスを提供するよう努めます。」とし、新規事業を3つ説明させていただきます。

①私立保育所等施設整備助成事業です。児童の保育環境等の改善を図るため、第五保育園の園舎新築を助成します。

②未就園児児童、未就園児発達支援教室を開催します。心理士による未就園児向け発達支援教室を新たに開催します。

③成年後見制度普及啓発事業を開始いたします。地域の権利養護支援体制の充実を図るため、町社会福祉協議会に委託して、成年後見制度の中核機関を設立いたします。

継続事業につきまして4つ説明させていただきます。

最初に、①明治学童クラブ新設事業です。明治小学校区の待機児童対策として、令和2年度の用地買収等に引き続き、定員160名の新たな学童保育施設を建設します。

次に、②医療費無料化事業です。子供、重度心身障害者、母子・父子家庭の健康管理の向上に寄与するために医療費の公費負担を継続します。そして、令和3年度から新たに高校生世代までの年齢における入院費無料化を実施します。

また、各種検診の無料化事業等も継続実施します。

次に、③保育園等第2子無償化事業です。保育園等第2子無償化事業を継続実施します。

最後に、④よしおか健康ポイント事業です。「よしおか健康No.1プロジェクト」として、令和元年6月から事業を開始していますボランティア付与事業を拡充し、継続します。

大綱の2つ目、2、「心豊かな教育と文化のまち」では、「優れた知性を身につけ、豊かな心を持ち、心身ともに健やかに成長するよう、学校、家庭、地域社会の連携、協力のもと、学校教育の充実を図り、かつ全ての町民が生涯を通じて学ぶ意欲を持ち、学習活動や文化、スポーツ活動に取り組める環境づくりに努めます。」とし、新規事業では2つ説明させていただきます。

まず、①吉岡中学校校庭拡張事業です。吉岡中学校の校庭狭小化に伴い、校庭に隣接する民地を買収し、校庭の拡張を行います。

次に、②明治小学校駐車場整備事業です。明治小学校の児童、教職員の増加に伴う駐車場不足の解消を図ります。

継続事業では、学校給食費の保護者負担額の軽減事業、学校給食事業特別会計への食材費助成事業、吉岡町・大樹町子ども交流事業、小学校中学校ICT推進事業、明治小学校照明設備更新事業などがあります。

大綱3つ目3、「活力ある産業と雇用のまち」は、「多様な地域資源を生かした地域産業の振興に総合的に取り組むものとします。」とし、新規事業といたしましては3つあります。

①強い農業づくり、担い手づくり総合支援事業です。吉岡町認定農業者及び認定農業法人の農業機械導入に対する助成を国庫補助事業にて行うものです。

②はばたけ「ぐんまの担い手」支援事業があります。担い手農業者に対する県補助事業となります。

③小規模事業者販路開拓等支援補助金事業があります。事業者が新たな販路を開拓するための広報や展示会等の出展に必要な経費について助成するものであります。

継続事業では、①観光PR事業として、吉岡町の四季折々の動画を作成し、町の観光振興用の媒体として活用します。

②温泉施設改修工事があります。「よしおか温泉リバートピア吉岡」の男女サウナ室のヒーター交換及び改修工事を行います。

その他継続事業の事業といたしましては、ブロック塀除去補助事業があります。

大綱の4つ目といたしまして、4、「魅力的な自然と環境のまち」では、「受け継がれてきた自然環境を守り、美しい町の風景を守り育てるとともに、地域環境や地球環境の保全に努めます。」とし、新規事業といたしまして、上ノ原浄水場改修事業があります。老朽化した上ノ原浄水場の施設改修に着手いたします。

次に、継続事業について説明させていただきます。

主な継続事業としては、住宅用太陽光発電システム設置補助金、資源ごみ回収事業補助金、宅配便を使った小型家電回収事業などがあります。

大綱の5つ目5、「住みよい安全で便利なまち」では、「町民が安全、便利に生活できるよう、安全なまちづくりを進めるとともに、計画的な土地利用と町民生活を支える道路網や公共交通網等の確保に努めます。」とし、新規事業はございませんが、まず、安全なまちづくりの継続事業として4つございます。

まず、①詐欺被害等防止機能付き電話機等購入補助事業です。高齢者のオレオレ詐欺等による被害の防止対策として、詐欺被害等防止機能付電話機等の購入費に対して購入費の2分の1、限度額5,000円を予算の範囲内で支援いたします。

次に、②自動車誤発進防止装置設置補助事業です。高齢運転者による交通事故の防止対策として、後づけの自動車誤発進防止装置の購入費に対して購入費の2分の1、限度額2万円を予算の範囲で支援いたします。

次に、③防災士講習会費補助事業です。各自治会の自主防災組織を支える防災士を増やすことにより、町の防災力の強化を図るため、県の防災士の講習会を受けるための費用を予算の範囲で支援いたします。

次に、④耐震改修促進計画見直し事業です。国の補助事業を活用して、県の耐震計画の見直しに伴い、町内の耐震化を促進するための総合的な施策や基本的な取組を定めている吉岡町耐震改修促進計画を見直します。

大型継続事業についてですが、事業の進捗について説明させていただきます。

まず、①駒寄スマートインターチェンジの大型車対応化事業についてです。令和元年7月より、NEXCO東日本により本体工事に着手し、現在ランプ部の工事が行われてお

り、令和3年7月頃の供用開始目標に、前橋市とNEXCO東日本と連携し、事業を進めているところです。町の核と位置づけている駒寄スマートICの大型車対応化事業が間もなく完成の運びとなります。

2つ目ですが、②駒寄スマートインター周辺の開発等について説明させていただきます。駒寄スマートチェンジ周辺を産業、流通、業務、商業の複合拠点として位置づけ、特に東側については、駒寄スマートICの大型車対応化や大型商業施設の出店を見込み、駒寄スマートICから吉岡バイパスを経て前橋市境に至るまでの地域に良好な商業の集積形成を目指すため、近隣商業用途地域と地区計画を設定し、令和元年12月9日に都市計画決定となっております。町の発展のため、良好な商業集積を目指して、進出予定企業と協議を行っております。

3つ目の③周辺道路整備として、駒寄スマートインターチェンジへのアクセス道路の進捗についてですが、まず県事業についてです。

県道南新井前橋線バイパスは、前橋池端町を通過し、陣場地区の旧県道高崎渋川線に接続するまでの間は、令和3年度末を、その先の県道高崎渋川線バイパスまでの間について、本年度3月末の完成を目指して着々と事業が進められているところであります。

また、県道高崎渋川線バイパスは、高崎市から渋川市までのバイパス全区間が開通し、さらに、吉岡町内の2車線で供用している区間の4車線化事業が昨年末に完成となりました。そして、県道前橋伊香保線、吉岡バイパスの延伸につきましては、昨年改定された群馬県県土整備プラン2020の中で、着手に向けて検討する事業に位置づけられており、この後お話しいたします地域連携とも重複する部分がございますが、渋川市も都市計画の見直しを行い、前橋伊香保線バイパスの延伸先を新規構想路線と位置づけたということですので、渋川市と連携、協力していきたいと考えております。

町道事業では、駒寄スマートインターチェンジ東側、大型商業施設の北側に接続する町道熊野・吉開戸線について、将来の交通混雑を緩和するための拡幅工事に着手しております。

漆原総社線の事業については、町全体の都市計画道路の見直しを行っておりますので、その検討結果をも考慮に入れ、令和4年度以降の事業化に向けて検討しております。

4つ目は、④地域連携についてです。町では、前橋市、渋川市と地域連携により、それぞれの隣接するところで各種事業に取り組んでおります。今後も様々な分野で連携を深めていく考えております。

前橋市が進めている群馬総社駅西口の整備計画についてですが、新設される西口駅前広場と県道前橋伊香保線を結ぶアクセス道路から事業を計画していると聞いております。西口整備が進めば、吉岡町からの利用も格段と便利になりますので、早期実現を期待したい

ところでは。

なお、駒寄スマート I C 西側の前橋市の産業団地の計画については、今後情報収集に努め、午王頭川に架ける橋梁や道路整備計画などの意見交換を前橋市と行っていきたいと考えております。

また、渋川市とは、境界を接している庚申塚 5 号線の整備計画につきましては、令和 4 年度に道路工事に着手することを目標に事業を進めております。令和 3 年度は、用地買収と文化財調査を計画しております。

渋川市との地域連携協定を踏まえた J R 八木原駅東口の整備や吉岡バイパスの延伸先に接続する渋川市都市計画道路半田南線などの今後の政策については、渋川市と連携を図りながら整備を進めていきたいと考えております。

5 番目といたしまして、⑤タクシー運賃等助成事業があります。令和 2 年度より相乗り推奨タクシー運賃等助成事業と福祉タクシー制度を統合し、交通不便地区、空白地区の解消及び在宅の障害者及び高齢者を含めた交通政策として運用しています。

6 番目には、⑥防災無線デジタル化事業が 6 年目に入ります。令和 3 年度は、戸別受信機の設置工事を行います。

最後に、⑦高校生等通学支援事業があります。昨年同様、予算額は 1 5 0 万円です

大綱の 6 つ目、6、「町民と行政が協働するまち」では、「町民と行政の協働による元気な町を目指し、住民活動の活性化、人権尊重のまちづくり、男女共同参画の推進、都市間交流の推進、行政運営の透明化と効率化の推進、健全な財政運営と自主財源の確保と広域行政の推進などに努めます。」とし、新規事業は次の 1 つ、町制施行 3 0 周年記念事業です。町制施行 3 0 周年を記念し、これまで当町発展の礎を築いた先人に感謝しつつ、町民の皆様と町制施行後の 3 0 年を振り返るとともに、町の将来を展望する契機として式典等を執り行います。

継続事業といたしましては、3 つあります。

最初に、①男女共同参画事業がございます。基本計画に基づいて、男女共同参画の啓発活動事業として、昨年度新型コロナウイルス感染症の影響により未実施となっておりました映画上映会を開催する予定です。

次に、②ふるさと納税推進事業です。令和 2 年度に引き続き、返礼品及びふるさと納税募集サイトの充実などを図り、さらなる自主財源の確保に努めていきます。

3 つ目は、③第 6 次総合計画策定業務です。令和 4 年度から令和 1 3 年度までの 1 0 年間の計画期間とする第 6 次吉岡町総合計画について、基礎資料を作成し、ワークショップ等を通じた町民皆さんの意見反映を踏まえ、令和 3 年度内の策定を目指します。

最後に、シンボルプロジェクトでもあります「よしおか健康 No. 1 プロジェクト」も各自

治会で創意工夫しながら、事業が盛んに行われていると聞いております。

以上、町の総合計画に基づいた視点で令和3年度の方針並びに事業の説明をさせていただきました。

私は、町政運営の基本を町民目線で町民の暮らし最優先の町政を行いたいと考え、「みんなで創ろう 住み続けたいまち よしおか」をキャッチフレーズに、今後の町政全般を組み立てていきたいと考えております。私だけでなく、職員にも地域に飛び出してほしいと思います。

そんな思いから、「地域に飛び出す公務員ネットワーク取組」について、職員に情報共有を促していくことも町民の皆さんの意見を聞く体制の一助となるのではないかと考えております。

これからのまちづくりを皆さんとともに進めるために、骨格としてまとめた計画として、令和3年度に令和4年度から10年間を見据えて第6次総合計画を策定いたします。

策定に当たっては、町民の皆さんの声を聞くことはもちろんですが、外部識者の意見も踏まえ、幅広い観点からの検証を踏まえて策定作業に当たっていききたいと考えております。

人口増加の町として、よくお声をいただく吉岡町、そして、若いご夫婦の転入が多く、子供の数も順調に増えている希望に満ちた町でございます。

人口がふえることは喜ばしいことですが、教育のみならず、福祉関係予算も伸び、経常経費が上がり、予算の柔軟性が失われてしまいます。

国の財源対策も人口減少に歯止めをかけることに主眼が置かれていまして、人口増加に対する配慮はあまり聞いたことがありません。増加した人口を支えていくための手当てについても皆さんと一緒に考えていきたいと思っております。

一昨年来の新型コロナウイルス感染症対策のために国費が大量に投入され、令和2年度の吉岡町の一般会計予算が100億円を超えました。今後は、アフターコロナに向けた新しい生活様式への配慮を筆頭に、この全世界を巻き込んだクライシスから得るものも多かったと思います。

日本では必要に迫られたテレワークから派生した東京一極集中からの脱却の機運、そのための新しい技術革新として、一昨年はほとんど認知度のなかったDX（デジタルトランスフォーメーション）という言葉も一般的に語られるようになり、この9月には国にデジタル庁が設置され、手続の電子化が加速的に進んでいくことが想定されます。

そんな状況の中ですが、今生まれ育っている子供たちの希望に満ちた将来のために、「住み続けたいまち」実現のために頑張っていきたいと思っております。

健全な財政運営に配慮しながらも、新しい時代に対応させるための新規政策にちゅうち

よなく取り組む姿勢と町民目線を意識した政策を少しずつ取り入れられるよう努力したいと考えております。

議員皆様には特段のご支援、そして、ご助言やご提案をいただければ幸いです。

終わります。

**議 長（山畑祐男君）** ただいま町長の施政方針の演述が終わりました。

この町長施政方針に対する質問は、明日の議事日程の日程第1において、通告のあった2人の議員によって行います。

---

## **散 会**

**議 長（山畑祐男君）** 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

これにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午後3時15分散会

# 令和3年第1回吉岡町議会定例会会議録第2号

---

令和3年3月2日（火曜日）

---

## 議事日程 第2号

令和3年3月2日（火曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 町長施政方針に対する質問（別紙通告一覧による No.1～No.2）
- 日程第 2 議案第29号 令和3年度吉岡町一般会計予算  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 3 議案第30号 令和3年度吉岡町学校給食事業特別会計予算  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 4 議案第31号 令和3年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 5 議案第32号 令和3年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 6 議案第33号 令和3年度吉岡町介護保険事業特別会計予算  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 7 議案第34号 令和3年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 8 議案第35号 令和3年度吉岡町水道事業会計予算  
(提案・質疑・付託)
- 日程第 9 議案第36号 令和3年度吉岡町下水道事業会計予算  
(提案・質疑・付託)
- 

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（12人）

1番	小林 静 弥 君	2番	富岡 栄 一 君
3番	飯塚 憲 治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大 志 君	8番	村越 哲 夫 君
9番	坂田 一 広 君	10番	飯島 衛 君
11番	岩崎 信 幸 君	12番	平形 薫 君
13番	小池 春 雄 君	14番	山畑 祐 男 君

## 欠席議員（1人）

6番	金谷 康 弘 君
----	----------

---

## 説明のため出席した者

町 長	柴崎 徳一郎 君	副 町 長	野村 幸 孝 君
教 育 長	山口 和 良 君	総 務 課 長	高田 栄 二 君
企画財政課長	高橋 淳 巳 君	住 民 課 長	中島 繁 君
健康子育て課長	米沢 弘 幸 君	産 業 観 光 課 長	岸 一 憲 君
建 設 課 長	大澤 正 弘 君	税 務 会 計 課 長	中澤 礼 子 君
上下水道課長	笹 沢 邦 男 君	教育委員会事務局長	小林 康 弘 君

---

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	福 島 良 一	主 任	田 中 美 帆
---------	---------	-----	---------

## 開 議

午前9時30分開議

議 長（山畑祐男君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。

本日の会議を開きます。

議事日程（第2号）により会議を進めます。

---

### 日程第1 町長施政方針に対する質問

議 長（山畑祐男君） 日程第1、町長施政方針に対する質問を行います。

質問をする旨の通告がありました2名の議員による質問を順次行います。

説明しておきますが、質問の持ち時間は、質問及び答弁を含めて30分以内です。

なお、持ち時間の残り時間が5分になったときにブザーが鳴ります。

さらに残り時間がなくなったときにマイクの電源が切れますので、ご承知おきください。

その時点で途中でであっても、質問者及び答弁者は発言を打ち切るように協力お願いいたします。

まず、1番目の質問者、5番富岡大志議員を指名します。

富岡大志議員。

〔5番 富岡大志君登壇〕

5 番（富岡大志君） それでは、通告に従い町長施政方針への質問を行います。

最初、質問事項として、第5次総合計画の目標と令和3年度の実行計画に関してで、その最初の項目が、「支え合う健康と福祉のまち」に関する事で質問していきます。

明治学童クラブ新設事業で、明治小学校区の待機児童対策として、定員160名の学童保育を建設しますと昨日お話しされていましたが、駒寄地区も需要が増えているので、追加対策が急務ではないかと。28日の上毛新聞にもありまして、定員160名の明治地区学童保育という形と、今回、予算書を見ると、駒寄第4学童の設置とあるんですけども、それでも追加対策が急務ではないかという部分で、今後の駒寄小学校区の追加の施設整備に関する現在の町長のお考えについて、お聞かせいただきたいと思います。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 改めまして、おはようございます。

今日はお二方より施政方針について質問をいただいております。しっかりとお答えさせていただきますと思います。

まず、富岡議員から、「支え合う健康と福祉のまち」に関して、明治小学校区の待機児

童対策で、定員160人の学童施設新設だが、駒寄地区にも需要が増えているので、追加整備が急務ではという質問をいただきました。

学童保育については、待機児童が発生していることから、待機児童解消に向け、明治小学校区では、議員のご指摘でもありました学童施設の新設を行い、定員の増を行います。

駒寄小学校区では、既存の施設の面積基準を緩和し、定員の増加と、令和3年度新たに駒寄幼稚園の協力を得て、定数の増を図ります。

新たな追加整備については、駒寄幼稚園でさらなる定員の増の協力もいただける見込みもあることから、現時点での新たな施設整備については考えておりません。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 詳しくは、またあしたお話しさせていただく形で。昨日、保護者の方からいろいろ連絡いただいている形では、待機児童は大分解消されているのではないかと。

施設整備というものは、現時点で新しく施設を造っていくことは難しいかもしれないけれども、幼稚園のほうで、ある程度は人数を増やしていただければそこで対応できるという町長のお考えだという形で理解しました。

次に行きます。医療費無料化事業のところ、新たに高校世代までの入院費無料化の実施とありました。また、保育園第2子無償化事業を継続実施とありましたが、幼児教育・保育と、高校卒業までの医療費完全無料化ですね、これは県内自治体の動き、幼保だと渋川とか、医療関係、榛東村とか進んでいますよね。そんな中では、数年内の実施を前提に、どうしたらできるのかという部分について考えていくべきだと思いますが、こちらに関する町長の見解についてお答えいただければと思います。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） まずは、保育料の完全無償化であります。国の幼児教育・保育の無償化が始まったことで、国の負担金などが増え、従前、町が負担していた部分が減ったこともあり、その財源を原資に、令和2年度から第2子の無償化を実施し、令和3年度も継続いたします。

完全無償化については、吉岡町では現在、待機児童対策として新たな施設整備の補助を行うことから、まずは施設整備に今まで町が負担していた部分を充てたいと考えております。

いずれにせよ、限りある財源をいかに効率的に配分するかということになるかと思っておりますので、全体のバランスを見た中で考えていきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） ちょっと入院費についてのお答えというものがあつたと思うんですけども、それについてちょっと質問しておきます、追加で。入院費は、入院費の助成という形で、支出状況を見ながら追加で検討していただければと思うんですね。というのは、例えば令和2年度も実績によって補正予算で減、3年度の福祉医療費も前年比減という形で、ある程度費用がかかっているという部分もあると思う中で、そういう思いでちょっと質問したんですけども、繰り返します。

4月から入院費の助成の支出状況を見ながら追加でできるか検討されてはいかがかと思えますけれども、町長いかがでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 高校生世代の医療費の無料化につきましては、令和3年4月から、入院に係る療養費につきまして無料化を実施させていただきます。

その過程において、全医療分につきましても検討をさせていただきました。入院では、医療費のほか、食事代の自己負担があり、経済的負担も大きくなりますので、拡大させていただきました。全医療費分についても試算しましたが、厳しい財政状況の中、制度を安定的に継続していくため、入院のみの拡大とさせていただきました。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） そこも議論していくべき部分ではないかと思うんです。先ほども言いましたけれども、福祉医療費等で実績値を見ると下がってきているということもあるので。それで、入院中の食事代も無償化のほうでという形なんですかね。ちょっとまた、それを改めてお聞きしたいと思います。いずれにしても、そういう形で実績値を見ながら検討を進めていただきたいと思います。

それと、保育料の完全無償化も、ほかに費用がかかっているというのではなく、実際この部分は消費税増税によって、全世代に対して社会保障の充実のための使い道があつたわけなんですけれども、幼児教育・保育の無償化というのは、その中の一つとして保護者負担の軽減があつたので、無償化に関して軽減された部分、それはそのままやはり幼児教育とか保育のほうに使っていくべきではないかと私は思うんですけども、町長いかがでしょう。繰り返しお尋ねしますが、よろしくお願ひします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） もちろん今後につきましては、町全体を網羅した財政状況や他の事業の

状況等、県の状況も含めて、それらを念頭に、どうしたらできるか、それを常に考えながら進めていくことをご理解いただきたいと思います。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 分かりました。そうですね、なぜできないかではなくて、どうしたらいいかを常に考えていただきたいと思いますという形で私も思っています。

財政という言葉が出てきますけれども、これはコメントにとどめておきますが、財政で最優先すべきはやはり子育てなのではないかという形で私は思います。この近隣の、もう今、子供というものが奪い合い、地域資源として、自治体の存続をかけて子供たちをいかに呼び込むか、子育て世帯をいかに自分のところから流出させないかという競争をしている段階なので。その中で、まず優先させなければいけないことは子育て世代への手厚いケアだと思うので、そこをしっかりと考え続けていただければと思います。

続けて、「活力ある産業と雇用のまち」「魅力的な自然と環境のまち」「町民と行政が協働するまち」に関するところでお尋ねします。

これらの目標についての説明の中で、「多様な地域資源」「自然環境・美しい町の風景」「住民運動の活性化」「ふるさと納税の推進」という言葉を町長はお話しされていました。これらをまとめますと、地域ブランド力、この向上につながるものだと思いますが、その要となる情報の収集、展開、発信の強化に関してはいかがお考えでしょうか。

こちらに関して、第2期吉岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略が出ているところではありますが、地域のブランド力を向上させるためには、これまでいろいろ取り上げてきたものの以外に、発想の転換、また地域資源の再度の洗い出しの方法や、SNSなどでの情報発信、まだ、これはSNS発信というものはできていませんよね。こういう方法の見直しもしっかり行われていくべきではないかと思うんですけれども、これらの強化、改善に関する町長の見解について、お答えいただければと思います。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 地域のブランド力の向上に係る情報の収集、展開、発信についてでございますが、情報の収集については、様々なメディアなどを通じて行っているところですが、展開と発信については若干弱い部分があると認識しております。

議員ご指摘の、発想の転換や地域資源の洗い出し、SNS等での情報発信などについては、さらなる取組を行っていきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） 今、町長は若干弱いとお話しされたんですけれども、このSNSに関しては停滞していますよね、弱いところではないですよ、もう貧弱と言ってもいいぐらい、だって何もしていないんですから。だから、そこはこれからの検討課題であると思うんですけれども、まずは、これを例えば、いきなりご指名して申し訳ないんですが、産業観光課から発信とかどうですか。今やっている事業に基づいてSNSで情報発信していくというものはどうでしょう。

これは、どこかが出せば、ほかもやっていかざるを得なくなってくるのではないかと。例えば、ほかの課長たちも自分の問題ではなくなるわけですよ、誰かが発信し始めたら。そういう形で広げていったらいかかと思うんですけれども、この辺、町長いかがお考えでしょう。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） SNSでの情報発信については、以前から様々な場面でご質問いただいているところでございます。以前もお答えさせていただいておりますが、SNSは大変有用なツールであると同時に、運用を誤ると町の信用が失墜する可能性もはらむ、もろ刃の剣であるとも認識しております。

ただ、議員のご指摘の、まず観光分野から取り組んではというご意見は、大変貴重なご意見だと受け止めております。

自治体によっては、複数のアカウントにより情報を特化してSNSで発信している場合もあると聞き及んでおりますので、運用方法等を検討しながら前向きに取り組んでいきたいと思っております。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） 例えば、メディアを使っていくことも情報発信だと思いますし、例えばこのSNS、皆さんご存じだと思います。先週末、2月27日の上毛新聞で2つ出ていましたね、孀恋の話と渋川の話と。いろいろその批判とかを気にしてもしようがないと思うんです。SNSで、公式な発表ですからね、町としての。それが使い方を、運用を誤るとという部分とはちょっと考え方が違うのではないかと。要は、どっちかという、やるのかやらないかと、情報発信をするのかしないのかと、そういう話ではないかと思うんですよね。そのところ、もうちょっと詰めていただければなと思っています。

続けて、その発想の転換や地域資源の洗い出しですね、これはもう職員の皆さんが頭を絞るに絞って新しいアイデアをどんどん出していかないと話にならないと思っています。ただ、これは、ただ出せ出せと言っているだけではなかなか出ない。手を挙げて、何かい

いアイデアあったらお願いしますと言ったところで、手を挙げる人なんてなかなか出てこないと思うんですよ。

そんな中で、課長、室長や担当同士の会議でなくて、ふだんから若い職員にプロジェクトチームを組ませて、グループワークなどを積極的にさせるとか、やり方を変えて強化していくべきではないかと思いますが、町長のお考え、いかがでしょう。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） ご指摘の発想の転換や地域資源の再度の洗い出し、発掘についてでございますけれども、庁議等でも事あるごとにいろいろな視点から意見を出してほしいと職員には求めておりますが、議員ご指摘のとおり、なかなか出るものではないことは承知しておりますし、実感もしております。

そういったことから、昨年度からでございますが、次期総合計画に関連し、各所属から係長以下の職員を選出し、第6次総合計画策定プロジェクトチームを組織し、計3回のワークショップを行う中で、AI、IoT、ビッグデータ分析に関する自治体における取組状況を踏まえ、Society 5.0に関する政策を立案していただき、私を含め3役、そして、その他所属長の参加の中、グループごとのプレゼンテーションを行っていただいたところでございます。ふだんの業務とは違う視点の意見やグループ討議を行うことで生まれる新しいアイデアなど、その効果は大きいものであったと考えております。新鮮でもありました。

こういったプロジェクトチームを常時組織してグループワークを行うことは、通常業務もある中でなかなか難しいことではございますが、具体的なテーマ、案件については、組織的、横断的に取り組むことは大変有意義なものであると認識しております。今後についても前向きに検討、対応をしていければと考えております。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） プロジェクトチームを組んだり、プレゼンされているということで、いい傾向なのではないかと思えます。

そこで、その中で、例えば新たな発想を生み出すということはなかなか難しい話だと思うんですけども、例えばブレインストーミングとかご存じですか、KJ法とかというものがあるんですけども、チームワークで創造性を開発していく、いろいろアイデアを出していくのに非常に効果的なものだと思うんですけども、例えばこういうようなものの研修を3年度の職員研修に取り入れていってはいかがかと思うんですけども、町長いかがでしょう。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） ブレーンストーミングとK J法の職員研修の取り入れについて、町の状況というんですか、お話しさせていただきたいと思います。

ブレーンストーミングは、自由にアイデアを生み出すための手法として、K J法は、出されたアイデアを整理しながら問題を見える化し、解決の筋道を明らかにしていく手法として、共に広く活用されており、両者を組み合わせることで、より効果が発揮されるものと認識しております。

現在、職員が受講している各種研修会においては、内容にもよりますが、既に多くの研修でこれらの手法を用いたグループワーク等が行われております。

このため、職員の多くはこれらの手法を経験しております。しかしながら、実際の業務で活用できる水準には達しているとは言えません。さらに研修の中で経験を積み、業務で活用できるよう促進していきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） やってはいけるけれども、なかなか効果的などころまでの間に、まだちょっと隔たりがあるという形ですね。もう少し詰めてやっていただければなど。例えば、このアイデア、このK J法というものは別名、融合のマジックというんですよ。アイデアをどんどん、もう何でもいいからどんどん出しまくる。それを後で整理していくやり方なんですけれども、このアイデアというものは融合させると、魔法をかけたように進化することもありますので、ぜひ一度やってみてください。

ちょっと時間が押しているんですけれども次にいきます。次ですね、「住みよい安全で便利なまち」に関してお尋ねしていきます。

ここで町長、地域連携というところで、駒寄スマートインターチェンジ西側の産業団地に関するところでお話しされているんですけれども、ここはずばり言ったら停滞していませんか、話が。前橋市側は、令和3年度中にかなり話が進むのではないかと考えているんですけれども、これに置いていかれないよう連絡を密に取って、意見交換を積極的に進めるべきではないかと思うわけなんですけれども、こちらに関する町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 町の担当部署であります建設課、産業課では、前橋市役所に出向きまして、前橋市の関係部署との意見交換や情報共有について、現在も継続的に実施しておりま

す。

前橋市の産業団地は、首都圏法に基づく工業団地造成事業により実施するもので、来年度、令和3年度から基本設計に着手するものと情報を得ております。

コロナ禍において、なかなか調整が難しい部分もありますが、できれば今年度内、今月中にももう一度事務レベルでの情報交換等が実施できればと考えているところでございます。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） その現時点でも連絡が取れているのかとお聞きしようと思ったんですけども、取れているという形で理解してよろしいですね。

そこでなんですけれども、吉岡町側の工業誘致エリア、いわゆるマスタープランで出てきている工業誘致エリアですよ、そこに車でアクセス、例えば高速とか幹線道路からアクセスするというのは、道路を、橋を、午王頭川を、南側の前橋側からになるんですけども、このアクセスが必要だという件に関しては、既に前橋市側には伝わっているのでしょうか。まず、この吉岡町側の必要な要件として、この要件についての理解が現時点で前橋市側にご理解いただいていることが必要だと思うんですけども、この辺についてはいかがなんでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 吉岡町都市計画マスタープランにあります、インターチェンジを核とした工業団地の構想には、現在工事中の県道南新井・前橋線の活用が前提となっておりますが、それには一級河川午王頭川に架かる橋梁がどうしても必要になると考えております。

前橋市は来年度から基本設計に着手するとのことですので、その設計に当たりましては、吉岡町の構想と前橋市の工業団地の連携を見据えた設計としていただけるよう、吉岡町としての要望をさせていただきたいと考えております。

そのことによる問題点の洗い出しなどを行いながら、問題を解消するための協議など、今後も話し合いを継続していきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 開発が、前橋市がありきというか、そういう部分は仕方がないのかなと思うんですけども、出遅れて、実はもう前橋の開発が始まってしまっていて道路が通せないようなことがないように、密に話、意見交換を進めていただければと思います。こちらに関しては、また6月か9月に質問できればなと思っているんですけども。

それで、項目としてはここではないんですけれども、インターと産業団地関連として質問します。

この用地開発を伴うような企業誘致に関してですが、今後の方向性については、町長、どのようにお考えなんでしょう。先ほども言いましたけれども、インター西側、マスタープランに示されてからの動きというものが、やはりなかなか停滞しているのではないかなと思うところですよ。

また、この用地開発を伴う誘致も大事なんですけれども、このコロナ禍を経て、災害が比較的少なくて、東京から高速で100キロという優位性がある中で、リモート移住またはバックアップ拠点などの誘致、こういうものにも吉岡町はさらに力を入れていくべきではないかと思うんです。このような要素も含んだ中で、町長のこれからの企業誘致に関するお考えについて、お聞かせいただきたいと思います。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） インターチェンジを生かした立地条件ということにつきましては、企業を誘致するためのエリアとして潜在能力が高いことは、将来にわたって変わることはないと思っております。

多種多様な産業の形態がある中で、工業系の企業を中心とした円滑な生産活動を支える環境を整えることが重要であると認識しております。群馬県や前橋市からご助言や情報提供をいただきながら、今後の方向性を探っていきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） この間から話が出てくる、コロナ移住ナンバーワンという評価を吉岡町はいただいているのに、そこが弱いというのはあまりよくないと思うんですよ。そういう評価が上がっている今だからこそ、積極的に進めるべきではないかと思うんですよ。そういうところを、また町長、いろいろ考えていただければと思います。

最後に、「みんなで創ろう 住み続けたいまち よしおか」の実現に関して。これは後半のところ、町長、「皆さん」とか「町民の皆さん」「みんな」「皆さん」といろいろ出てくるんですけれども、これは具体的には、昨日、誰に対して「皆さん」「みんな」と言ったんでしょうか。その部分について、ちょっとまずお聞かせいただきたいなと思いますけれども、いかがでしょう。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 「みんなで創ろう」の「みんな」も、まちづくりと一緒に進めていきたいと思っている「皆さん」も、この吉岡町の町民の方々でございます。町政を担わせていただきましてから3年目を迎えるに当たって、私の基本的な考え方の中には、「町民目線で町民の暮らしを最優先で町政」との思いは何ら変わっておりません。もちろん、町民の代表者である議員の皆さんも「みんな」に含まれます。様々な形で意見を聞きたいという思いには変わりありません。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） 町民であるという部分で、議員も含まれるという見方は、ちょっとそれは違うのではないかなと僕は思うんですね。

まず、こういう部分で対話をしていく中で、まず大事なことは、住民の代表である議員との対話というものが必要ではないかなと思うところなんです。それについてはまた後に質問しますけれども。

では、この「住み続けたいまち よしおか」を、その「みんな」とつくりようとしているんですけれども、これは具体的にどのような方法を考えていられるんでしょう。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 「みんなで創ろう」の私の思いを実現するためには、当然ながら私1人ではできるものではありません。みんな、皆さんの声を具体的な政策にして、予算を検討し、実施していくためには、町役場の組織、具体的なことには、職員の皆さんに様々な調整をお願いします。調整したものが政策として、予算や条例の形で議会で審議していただき、議決をいただいたものを執行していく過程で、多くの方々の関わりを得ながら、町の形が作られているものと思っております。

全ての町民の皆さんにご満足いただけない場合もありますし、ご負担をお願いしなければならぬものもあります。

したがって、政策立案に当たりまして、多くの町民の皆様のご意見をいただきながら、吉岡町を形づくっていきたいと思っております。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） そういう部分でやはり、この「議員からの助言、提案いただければ」とあるんですけれども、これを、よもや社交辞令にするわけではないですよ。まず、住民の代表である議員との対話がきちんとできていないと、聞くだけの一方的な通行になってしまっただけの意味がないのではないかなと思うんです。

確かに、住民との直接対話ということも大事なんですけれども、繰り返しまして、住民の代表であり、町民に一番身近で、町民目線が一番近いものが我々町議会議員でないかと思うんです。それで、住民の代表として出てきているわけですよね。その議会や議員との対話にもう少し積極的になっていかれるべきではないかと私は思うんですけれども。

委員会からの要望を、今回の学童の件もそうです。一般質問で問題とされたことや提案されたことは町民の声と認識していただき、これに対して中間報告、またはこれから行われようとしている改善策や結果、これを伝えてこそ対話となり、町長の施政方針の実行において、議員からの助言、提案が意味のあるものになるのではと考えますが、それは今回、第4学童ができますという話も、委員会で全然話が来ていないんですよ。予算案のところに、予算書にぺろっと書いてあるだけなんです。そこで初めて知ったわけですよね。

これはやはり、これだけ委員会要望で出しているんですから、委員会なり全協できちんとこういう部分で話してもらったり、そういう部分が必要なのではないかという思いで、この質問をさせていただいたんですけれども、町長、この辺はいかがお考えでしょう。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 富岡議員のおっしゃるとおりであると思っております。政策立案過程や進捗状況について、町民の代表であります議会、議員の皆さんへの情報提供を意識して心がけたいと思っております。

当然、議会における答弁や一般質問が中心とならざるを得ませんが、閉会中における委員会等、様々な機会をつくっていただく中で、ぜひお声がけをいただければと思っております。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） いろいろ全協なり委員会なりを開いていく中で、説明をいろいろしていただく中で、風通しのよさをしっかり保っていただければなと思う次第であります。

質問は以上となりますが、柴崎町政3年目になります。コロナ禍で、コロナの中で一番大変な時期だと思うんですけれども、また今年はいろいろ、第6次総合計画、いろいろ大変だと思うんですけれども、そこで、さすが柴崎徳一郎と思えるようなことが増えていくことを願っております。

以上で富岡の施政方針への質問を終了いたします。

議 長（山畑祐男君） 以上をもちまして、富岡大志議員の質問が終わりました。

次の質問者の質問席の用意を行いますので、暫時休憩を取ります。

午前10時01分休憩

---

午前10時02分再開

議長（山畑祐男君） 休憩を解きます。再開します。

13番小池春雄議員を指名します。

小池議員。

〔13番 小池春雄君登壇〕

13番（小池春雄君） それでは、施政方針に対する質問を行います。

通告としましては3問出しておりますけれども、まず第1問目ではありますが、都市計画道路の見直しということで出しております。現在の都市計画道路をどの程度の人たちが知っているか、このことが周知されているかが大事だと思われましてということを出しておきましたけれども、施政方針の中で、大型事業、③で周辺の道路整備事業、整備、県道前橋伊香保線、吉岡バイパスの延伸については、昨年改定された「ぐんま・県土整備プラン2020」の中で、着手に向けて検討する事業に位置づけられており、渋川市も都市計画を行い、前橋伊香保バイパスの延伸を新規構想路線と位置づけたというので、渋川市と連携、協力をしていきたいという考えのようであります。

突如として出てきたと思われまして漆原総社線の事業については、町全体の都市計画道路の見直しを行っているので、その検討結果を考慮に入れ、令和4年度以降に事業化に向けて検討していきますとのことですが、町全体を考えたときに、現時点の状況把握が大事だと思えます。

そこでお伺いしますが、都市計画決定がされたのはいつのことでしょうか。そして、これまでの、最初にですね、これまでのローリング、見直しが行われましたか。都市計画道路全体の話、協議をした記憶が、私は議員になって14年目ですか、非常に、14年目になりますけれども、その話を町から求められたり、また議会全体で協議したことはないので、ですから、そういうことであると、やっぱり住民も、恐らく多くの方も知らなかったというのが事の事実だと思うんですね。

ですから、確かに総合計画は総合計画、その中で、またこの道路というものは位置づけられるんですけども、そのことが皆さんにも、町民全体にも、この問題が知らされていないし、それで、もう過去につくった話なんですよ。それも見直されないで、今ここに道路計画とある。それで、それまで引っ張り出してきて、それをやりますよというのはちょっと違うかなと。

やはり、今の現在に合った都市計画道路をもう一回練り直して、その中で優先順位をつけていくということが私は大事だと思うんですね。ましてや、このコロナ禍でありますから、この問題が終息した後に、このことは私は実施すべき問題だと考えますけれども、

これらについてどのようにお考えでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 2問目として、お二人目として、小池議員から都市計画道路の見直しについて質問をいただきました。

今年度から都市計画道路の見直し業務に着手し、庁内所属長や県関係部署職員を委員として構成する都市計画道路見直し検討委員会の第1回を開催したいところでございます。議員のおっしゃるとおり、当然のことながら、都市計画道路の町民への周知については重要であると認識しております。

漆原総社線の都市計画変更時や今までの道路以外の都市計画決定におきましても、都市計画法に基づき、広報や町ホームページや通知などにより周知を図ってきたところでございます。

なお、都市計画道路の見直し業務におきましては、町ホームページにおいて、現状の都市計画道路を掲載したほか、広報や町ホームページで都市計画道路の見直しに着手したことを掲載し、周知を図っておるところでございます。

さらに、都市計画道路の見直し業務の一つとして、道路に求める機能を聞き取る町民アンケートを、世帯主2,000人を無作為抽出し実施しているところであり、このアンケートをきっかけとした周知、意識づけや、その結果により、都市計画道路の認知度の把握ができるのではないかと考えております。

令和3年度におきましても、都市計画決定当時と将来の必要性の変化を検証し、見直しを進めてまいりたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 担当の方でもいいんですけども、吉岡町の都市計画決定が最初になされたのはいつだと記憶していますか、残っていますか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 都市計画決定がされたのは昭和55年ぐらいだと思います。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 昭和55年という、もう四十数年たっていますよね。そして現在に至るわけですけども、四十数年たっていて。それで、この間にちゃんとした公式の形で、その見直しをしようじゃないかということで、見直しをしてきた経緯というものはあります

か。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 見直しの経緯につきましては、自分の知る限りでは、自分が議員になったときからのことしか、自分にはちょっと記憶にないんですけども、そのときの、平成28年度に自分あるいは、今は亡き故五十嵐議員、また金谷議員からもありましたけれども、この都市計画道路についての一般質問をされて、その答弁等が執行のほうからあった中で、いろいろとその状況を説明されておったというような記憶をしております。

また、29年度ですか、町は、我々、当時の議員からの質問にお答えいただいて、庁内の中で協議がなされたと思っております。そして29年、見直し検討業務委託が予算化され、そして決算にも上程されているという情報を得ております。さらに、平成30年度に予備設計が行われ、これが業務委託されまして、予算、そして決算という議会への、審議されて、議会側のテーブル上に乗っていた経緯というものを確認させていただいております。

議員のおっしゃるとおり、ある日突然にこの問題が起きたのではなくて、順次手順を踏んで進められていたということ、この中で自分は確認をさせていただいております。

ただ言えることは、平成29、30年度の時点で、改めて議会への概要報告があってもよかつたのではなかったかなという、その辺を残念に思っております。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 私が言いたいことは、町には総合計画がありますけれども、まだその中に、道路に対する都市計画、都市計画決定も、その位置づけられていくと思うんですけども、そういう時代とともに、先ほど言いましたけれども、その40年ぐらい前にできた道路計画ですから、それは確かに計画は計画とあるんですけども、それが果たして、まあ恐らくそのときは、吉岡町の人口はこれほど増えるということは想定されていなかった。しかし、これだけその想定をされて、町の形態も大きくさま変わりした。そうすれば、その中で当然のことながら都市計画道路をどうするかと。そして、その計画道路が何本あるかという中で、じゃあ優先されるべきか、その中でどこかという検討がなされて、私はそれが狙上に乗ってくるのだったら順番として分かるんですけども。

町長はそうでないと言いますけれども、私たちには、やはり突如現れている気がするんですよ。何本も、幾つもある中から、どうしてそれが、近いうちにこの道路をやりたいかと。いろいろあるその路線の中で、その中で、精査する中でこれに決まったというのであれば私も理解できるんですけども、そのことの話がないで、それがぼつっと出てくるか

ら、いかななものかということになったんですよ。

ですから、私が今何を言いたいかといったら、これから行くそうですけども、やはり40年もたてば、特にこの吉岡町というものは大きく町がさま変わりしました。住宅も思わぬところへたくさん増えてきたと思います。

そういう中で、その当時、まさかその上武道路が吉岡町に入ってくるとは恐らく想定していなかったと思うんですよ。渋高バイパスの話があったかどうか知りませんが、40年前に果たしてどうだったか。でも、しかしそれが4車線として入ってきた。高速道路の話は恐らくあったかと思いますが、また産業道路が延伸をされて、吉岡バイパスになって、この道路を今後、将来を考えた場合には、渋川市にもつなげたいというような考えもあって、様々な問題があって、また上毛大橋もその間に架かりました。しかし、道路は朝夕はもう大変な混雑状況になっている。しかし、だから中の整備をしても、一升瓶の口みたいに、中を通りよくしても、出口が1つ、2つとか限られていると、そこでつかえてしまうわけですよ。

ですから、そういうことも考える中において、私は全体を見る中で、今後の吉岡町の都市計画道路の在り方というものを、そういう視点に立って検討がなされるべきだと思いますので。

そういう中で、全てを机の上に上げて、そしてその中で結果的に、まずこの道が最優先をするというのであれば納得できる話なんですけれども、やっぱり、先ほど、町長の予算編成方針の中にも、施政方針の中にもあります、渋川市との道路を、前橋伊香保線の延伸を、こっちにもありますけれども、渋川市に向けての協議も進めていくということですから。

そういう中で、全てを俎上に上げた中での検討課題で、その中で私は順位が決まっていくものだと思うんですよ。これから調査をするということだと思うんですけども、また町長の施政方針の中でも、令和4年以降ということで、4年になったらその開始をすることではないと思いますけれども、ぜひともこの都市計画決定をするには、何しろ住民合意が大事だと思うんですよ。住民が今、生活している人から見て、ここは必要だよと、しかし、でもこれはまだ後でいいんじゃないですかというふうな、あると思うんですよ。

それと、私はもう一つ、しっかりとした考えを持っておかないと、投資したお金が無駄になるようなことは決してあってはならないと思っています。あの栗籠井堤線のように、その8,000万円のお金をかけたけれども、結果的にはつながらないという道路を造っても仕方ないと思うんですよ。これ全くだけれども、じゃ、何のために上げた道路なんだと。8,000万円かけて、その林道を開けたけれども、木の数だって幾らもそんなにないですからね、面積もないですから。そこに広い道路が入っても、それも意味もない話

だ。こういうことがあってはならない。

ですから、これから行われる事業でも、途中まではできたけれども予算がないんですと、その後がつかないという話ってあるんですよ。途中までできたけれども完成しないというものが。だから、そういうことが絶対にないように。必要とされる道路であれば、必ずそういうことはないと思うんですけども、道路が開いたけれども車があまり通らないというようなことがないように。

これは国の政策の中でも、港を造ったけれども船が基本来なかったという例はたくさんありますから。そういうようなことにならないように、ぜひともそのところには十分留意をされて、都市計画道路については住民の意見を聞いて、そして多くの人たちの合意を得る中で、今後の都市計画決定をなされていくということを確認したいと思いますけれども、町長いかがでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） もちろん、これからの都市計画見直し等を含めて、町全体の状況等をしっかりと検証しながら前に進んでいきたいと思っております。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） それでは、2番目に8050問題、これに触れられているんですけども、対応策が示されていませんが、どう対応していくんですかと。触れられているんですけども、なかなか中身がなかったものですから、その部分をお尋ねするものであります。

団塊の世代が75歳を迎える2025年問題と、団塊世代の子供が65歳を迎える2040年問題を見据えながら、中長期的視野に立ち、施策展開と財源確保に立脚した地域計画を行う必要があると思います。それと同時に、8050問題と、高齢者、障害者双方の課題を抱える世帯への対応など、複合的な課題についても包括的に相談できるための充実が求められているとありますが、私はこのような状況がすぐ目の前に来ていることを認識し、相談の充実だけではなく、これらの人たちに行政の手助けとしてどのようなことをしてあげられるのか、また、してあげたいのか。これらの検討が待たれているのだと思います。一歩前に出て対応策を取るべきだと思いますけれども、町長いかがでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 8050問題についてでございますけれども、親が80代、子供が50代の状況下で、同居する子供が定職に就かず引き籠もっている状態が続いており、生活そのものに行き詰まりがある。そんな状況が、従来からひきこもり世代の長期・高齢化も進

展とともに、その問題性が指摘されておりました。

近年、これまでに見えにくかったこれらの課題が多くの皆さんに地域課題として認識されるようになった背景には、家族や本人の病気、親の介護、リストラ等による経済的な困窮、孤立化などの複合的な課題を抱え、親子共倒れの事例などが報じられるなどして、問題の認知が広まってきた段階にあると認識しております。

具体的な政策について、本年度の政策に銘打っておるわけではありません。引き籠もるだけではなく、親を介護するためにやむを得ず無業者になる事例等、様々な課題が報告されております。これらの複合的な課題をそれぞれの個別対応ではなく、それぞれの政策を連携して進めていく視点の重要性の一連として述べさせていただいたところでございます。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 内閣府の調査でも、ひきこもり状態の方が54万人、これはその40歳以上の年齢は加算されていないようです。40歳以上の方たちのひきこもり人数を足したら、さらに大きな数字となります。特に、80歳の老人が、今、町長が言われた、50歳の子供の面倒を見ることは大変なこと、思い余るものと思っております。

町長の施政方針に示す以上は、誰もが安心できる手だてをすることがまず大事だと思うんですね。では実際に、こういうその問題が、この8050問題というものは、ひきこもりの、80のおっかさんが50の息子の面倒を見るという大きな問題ですけれども、それと同時に、ひきこもりというものは、それよりも低い年代にもたくさんいるんだと、8050以外に。要するに、ひきこもり問題と捉えると、もっとたくさんいるということが、これはもう内閣府の調査でも明らかになっていますけれども。

ですから、町長はここに上げた以上は、この問題が大変だというのではなくて、じゃあ行政として今後何がしてあげられるんだらう、どう取り組むべきかということが、私は一歩先に出た、打つ対策ですよね、手だてをしてあげられるか。口でそのお題目を唱えるのではなくて、実際にはどうしてあげられるかということを、ぜひとも町の、ここに掲げた以上は独自施策として検討をしていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） いわゆる相談支援体制の充実は重要であると認識しております。また、行政の取組に加えて、地域住民同士の見守りやコミュニティの構築における支援も重要と考えております。相談支援の場を自ら選択し、適切な支援サービスを利用して、地域での居場所の確保や就労の機会を得られるような体制整備に尽力をしていきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） ぜひとも、口は出すけれども金は出さないというようなことにならないで、それ相当の町からの支援も行うということを強く要請しておきたいと思います。

続きまして、3点目になりますけれども、新規政策の取組という中で、町長が、取組の中で、ちゅうちょなく取り組むというふうにあるんですけども、具体的には、じゃあ、ちゅうちょなく取り組むというその中身はどんなものでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 一昨年来の新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会情勢がさま変わりし、国や県をはじめ、当町を含めた多くの自治体が、この想定外の事態への対応に傾注しなければならない状況が続いております。令和3年度においても、感染拡大防止と社会経済活動の両立が求められる中、新しい時代に対応させるための新規施策を効果的に実施しなければならないと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、時として緊急対策が必要とされる事態も考えられますが、こうした状況下でタイミングを逸することなく判断していく必要がございます。

ちゅうちょなく取り組む姿勢と申し上げましたのは、個別具体的な取組のことを指しているのではなく、こうした難局に臨む姿勢としてお示しするものでございます。

今後も先の見通せない状況が続きますが、国や県の動向を注視し、有効な補助財源を活用しながら、町民の暮らし第一に考えた取組を実施していきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 町長が、何を示すというのではなくて、すぐ取り組むと。そのことが、今言われた、暮らし第一、生活第一ということだと思うんですが、私はこれができれば本当に素晴らしいことだと思います。

まだ記憶に新しいと思いますけれども、10日ほど前に広域組合議会がありました。私は一般質問の中で、ごみの減量化のための分別収集と焼却に頼らない、生ごみの発酵、分解の処理で、限りなくエコな対策を広域組合として取り組むよう、管理者、渋川市長と副管理者、吉岡町の町長と榛東村村長に対して求めました。全世界的にCO<sub>2</sub>削減が大きく問われております。私たちの毎日、日々の問題です。リユース・リデュース・リサイクルに真剣に取り組む、熱い回答があったことは、私は心を熱くしております。

我が町の最終処分場問題もこれから実現すれば、捨て場も造らずに、問題への前進にも

つながります。3R、リユース・リデュース・リサイクルを大きく進めるべきと思います。

特に、町長、リユースですね、先ほど町長が、ちゅうちょなく取り組むということですから、この私が言いましたことにぜひ、私はそれぞれの市町村長が自治体に帰って取り組んでほしいと。また広域組合でも、このことは十分に連携してやってほしいということをお願いしておきました。

心を新たに、町長もそのちゅうちょなく、新しい自由な取組、そして私も本当にこの問題というものが、私たち直接の問題ですよね。町長はその気になれば、私はできる問題はたくさんあると思いますよ。ぜひともこの問題に、分別収集、すぐこれは私は取り組めると思います。

そして、リデュース、なるべく燃やすのではなくて、ごみを出さない運動にも取り組めますよね。消費社会ですから、どんどん消費するのではなくて、ごみを出さない。

そして、リユース、再利用。まあ当然リサイクルも必要ですよ。しかし、分別収集によってリサイクルできますから。そして、リユースですね、資源の再利用ということで、吉岡町の議会も、以前に視察に行ったことがあるんですよ。これは、四国の徳島県の上勝町なんですけれども、そこは本当に、今もそうなんですけれども、こういう中学生の体操着があれば、もうその体操着があると、自分の家の子供が中学を卒業して高校生になっちゃうという、幾らも手を通さないけれども、もう子供が要らないんだからということで焼却処分にしちゃう。お母さん同士では、知り合いがいればあげたりもするらしいんですけども、上勝町の例などですと、体操服1枚の話をしているんですけども、そうすると、そこに置いておけば、欲しい人が誰でも持っていけるということで再利用。まだきれいな良いお皿であるとか、自転車であるとか、何でもなんですね、自分のところで要らなくなったものといえば、そこへ置いていけば自由に人が持って行って再利用ができる。でも、そのことは、そういう場所がないとできないんですよ。

そういう、だから場所をそれぞれの地域でつくって、それで、そういうところにシルバーの方とかボランティアの方にいてもらって、全く無人というわけにはいきませんから。そんなことが進められると、まさにそのCO<sub>2</sub>削減になり、今後2030年問題、それ以降になると、地球の温暖化もう限りなく進んでどうにもならなくなってしまうということは、皆さん大きく意識として持っていると思うんですよ。ぜひ、そんなことに町長、取り組んでいただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 小池議員から、ごみの減量化について、先ほどの渋川広域での一般質問の中で、各市町村長、答弁をさせていただいた中で、積極的に取り組んでいくというお答

えをさせていただいております。その辺につきましても、自分は帰ってきて、町の庁議の中でも各所管のほうにその辺をつながせていただいております。

自分としては、できることを取り組める準備としてはしていきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 町長の新規政策の取組の中に、ちゅうちょなく取り組むとありますけれども、できることがあれば、お金もかからないところでは、ぜひともちゅうちょなく取り組んでいただくことをお願いしまして、私の質問を終わります。

議長（山畑祐男君） 以上をもちまして、小池春雄議員の質問が終わりました。

以上で町長施政方針に対する質問を終わります。

ここで休憩いたします。再開は10時45分いたします。

午前10時32分休憩

---

午前10時45分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開します。

---

## 日程第2 議案第29号 令和3年度吉岡町一般会計予算

議長（山畑祐男君） 日程第2、議案第29号 令和3年度吉岡町一般会計予算を議題といたします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第29号 令和3年度吉岡町一般会計予算の提案理由の説明を申し上げます。

令和3年度吉岡町一般会計当初予算は、予算総額8億4,900万円で、対前年度プラス11.1%、8億4,100万円の増となっております。

主な歳入一般財源の見込みですが、町税につきましては、新型コロナウイルスの影響に伴う個人、事業者等の収入の落ち込みや軽減措置に伴う収入減等を勘案し、対前年度マイナス9.8%、2億4,148万4,000円減の22億1,279万8,000円を計上しております。

株式等譲渡所得割交付金につきましては、総務省の地方税収見込みを勘案し、対前年度プラス262.1%、704万6,000円の増、973万4,000円を計上しております。

地方特例交付金につきましては、中小企業者等が所有する償却資産に、及び家屋に係る

固定資産税等の減免措置に伴う減収補填として、令和3年度に新たに交付される新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の増により、対前年度プラス55.8%、1億5,356万7,000円増の1億8,105万円を計上しております。

地方交付税につきましては、地方財政対策の増減率、普通交付税における基準財政需要額の増等を勘案し、対前年度プラス0.4%、400万円増の10億4,000万円を計上し、臨時財政対策債についても、対前年度プラス38.4%、8,600万円の増、3億1,000万円を計上しております。

普通交付税及び臨時財政対策債の合計といたしますと、対前年度プラス7.6%、9,000万円の増の12億7,000万円でございます。

これらによりまして、一般財源総額としましては、対前年度プラス4.3%、2億1,037万3,000円の増の51億5,821万3,000円となっております。

特定財源総額は、大型建設事業に伴う国県支出金及び町債の増などにより、対前年度プラス23.7%、6億3,062万7,000円増の32億9,078万7,000円となっております。

なお、財政調整基金繰入金は、第五保育園建て替えに伴う私立保育所等施設整備補助金、(仮称)明治第2学童クラブ新設事業、また役場庁舎エレベーター更新工事などへの充当等に伴い、対前年度プラス30.2%、2億116万1,000円の増、8億6,822万円を計上しております。

令和3年度予算は、予算規模からすると、前年度予算総額を大きく上回る形となっております。新型コロナウイルスの影響による税収減が生じつつも、大型建設事業に係る投資的経費は前年度比プラス60.6%となっており、国県補助金等の特定財源を除いた分については、町債及び財政調整基金の取崩しにより財源措置を講じております。

このように、令和3年度は新型コロナウイルスの影響による収入減の一方で、年々増え続ける社会保障関係費、また投資的経費の増加等への対応により、町債及び基金の取崩し額が増加となる厳しい財政状況ではありますが、第5次総合計画における目標の達成、第2期総合戦略の推進に向けて、駒寄スマートインターチェンジ等のインフラ整備、明治学童クラブ新設や中学校校庭用地拡張といった施設の狭小化への対応等を図るため、事業の厳正な精査、また財源措置の精査を行った中での予算編成といたしました。

それでは、令和3年度の重点事業についてご説明いたします。

まず、駒寄スマートIC大型車対応化事業については、NEXCO施工によるランプ内及び施設の整備として委託料等を計上し、対前年度プラス3億817万7,000円増となる6億1,374万円を計上しております。

次に、私立保育所等施設整備事業については、保育ニーズへの対応及び保育環境等の改

善を図るため、第五保育園園舎建て替えに対する助成であり、事業費は2億4,108万円を計上しております。

次に、明治学童クラブ新設事業については、明治小学校区の待機児童対策として学童保育施設の新設工事を実施するものであり、事業費は2億788万9,000円を計上しております。

次に、吉中校庭拡張事業については、生徒数の増加や校舎の増築により手狭となった校庭の拡張整備を図るものであり、事業費は9,552万8,000円を計上しております。

次に、防災無線デジタル化事業については、戸別受信機の設置工事等を行うものであり、事業費は9,389万円を計上しております。

次に、町道熊野・吉開戸線外1路線道路改良事業及び町道金竹西・吉開戸線外2路線道路改良工事については、駒寄スマートインターチェンジに東側の近隣商業地域における将来的な交通混雑の緩和等を目的とするものであり、事業費は合計6,782万5,000円を計上しております。

次に、道路長寿命化事業については、長寿命化計画に基づいて行われるものであり、対前年度プラス1,110万円の増となる5,960万円を計上しております。

次に、明小照明設備更新事業については、照明設備の老朽化及び省エネ対応工事費等として4,746万円を計上しております。

続いて、主な新規事業についてご説明いたします。

まず、排水路開渠化事業でございます。大久保地区五郎平太橋付近における旧中群馬用水路の敷設替え及び開渠化を行うものであり、1,386万6,000円を計上しております。

次に、衆議院議員選挙費でございます。衆議院議員の任期が令和3年10月21日に満了することに伴い、選挙を執行する経費として1,030万9,000円を計上しております。

次に、明治小学校校舎駐車場整備事業でございます。教職員や学校行事等で来校する関係者の利便性向上のため、駐車場の整備を行うものとして900万7,000円を計上しております。

次に、公共施設等総合管理計画改訂事業でございます。国の指針等の改訂への対応や個別施設計画との整合性を図ることを目的として、町の公共施設等総合管理計画を改定するものです。事業費は550万円を計上しております。

最後に、主な新規事業といたしまして、小規模事業者販路開拓等支援補助金事業でございます。地域経済の活性化を図ることを目的として、販路開拓等に取り組む町内の小規模事業者に対し助成を行うものとして300万円を計上しております。

その他の主な事業として、第5次総合計画の施策の大綱ごとにご説明いたします。

1つ目に、健康・福祉の分野でございます。

まず、障害福祉といたしまして、障害者自立支援事業に3億3,525万8,000円、障害児支援事業に1億2,449万9,000円を計上しております。

次に、児童福祉といたしまして、保育所や認定こども園等への給付や助成に10億7,103万5,000円、児童手当支給事業では4億1,305万2,000円を計上し、また学童クラブ管理業務では、3年度から新たに駒寄第4学童クラブの運営費補助を行うことで事業を拡充し、3,605万3,000円を計上しております。

次に、母子保健といたしまして、妊産婦健診に2,582万9,000円、不妊・不育対策手当事業に618万円、発達支援教室に150万5,000円を計上しております。発達支援教室については、令和3年度から未就園児を対象とした教室を新規に実施いたします。

次に、健康増進対策といたしまして、健康診査等委託料に3,747万1,000円、予防接種に8,227万4,000円、健康No.1プロジェクトに419万円、そして医療費の無料化に2億1,129万6,000円を計上しております。医療費の無料化においては、令和3年度から新たに高校生世代までの年齢における子供の入院費無償化を実施いたします。

2つ目に、教育・文化の分野でございます。

学校教育においては、小中学校ICT推進化事業として1,475万4,000円を計上しており、国のGIGAスクール構想に基づいて導入した児童生徒用の情報端末の体制維持を図ります。学校給食につきましては、食材費の助成に500万円、給食費の保護者負担の助成に2,252万1,000円を計上しています。

そのほか、継続事業である吉岡町・大樹町子ども交流事業につきましては386万2,000円を計上しております。

3つ目に、産業・雇用の分野でございます。

勤労者住宅新築資金利子補給に1,300万円、認定農業者等への農業機械購入補助に750万円、老朽化した農業用排水路施設の整備に440万円を計上しております。

また、観光PR事業においては295万8,000円を計上しております。

4つ目に、自然・環境の分野でございます。

継続事業といたしましては、住宅用太陽光発電システムの設置助成に600万円、資源ごみ回収の助成に500万円を計上しております。

5つ目に、安全・便利の分野でございます。

渋川吉岡連携道路事業として1,100万円を計上しており、令和3年度においては用

地買収及び埋蔵文化財調査を行います。

次に、都市計画道路見直し業務・検討業務として623万円を計上しており、都市計画道路の必要性及び妥当性の検証を行います。

次に、証明書等自動交付サービス、いわゆるコンビニ交付サービスについては245万4,000円を計上しており、住民サービスの向上及び窓口業務の負担軽減を図ります。

そのほか、継続事業といたしまして、地籍調査事業に1,919万5,000円、放課後児童の見守りパトロールに247万7,000円、タクシー運賃等助成事業については、利用実績を勘案し、3年度においては前年度比50万円増の165万円を計上しています。

6つ目に、町民・行政の分野でございます。

まず、町制施行30周年記念式典として410万円計上しており、式典と連動して、上毛新聞「ぐんま愛」への掲載費用として55万円を計上しております。

次に、自治会につきまして、広報など配布の委託に4,138万8,000円、自治会活動支援に926万1,000円を計上しております。

次に、男女共同参画事業として20万4,000円を計上しております。

そのほか、ふるさと祭りの開催に773万2,000円、ふるさと納税の推進に729万2,000円を計上しております。

以上、予算の概要を説明させていただきました。

令和3年度予算は、新型コロナウイルス禍における厳しい財政状況にありますが、第5次総合計画及び第2期吉岡町まち・ひと・しごと創生総合戦略を踏まえ、より一層の各種社会基盤整備の推進、ソフト事業の充実を図り、多くの町民皆さんが住み続けたいと思っただけのようなまちづくりへ邁進するための予算であります。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

なお、詳細につきましては、企画財政課長に説明をさせます。

**議 長（山畑祐男君）** 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

**企画財政課長（高橋淳巳君）** それでは、令和3年度一般会計予算について、町長の補足説明をさせていただきます。

予算書の5ページをご覧ください。

まず、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ84億4,900万円と定めるものです。前年度当初予算と比較しますと、プラス11.1%、金額にしますと8億4,100万円の増となるものでございます。

第2項の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表・歳入歳出予算」によるものでございます。これにつきましては、後ほど事項別明細書で説明させてい

たきます。

第2条繰越明許費及び第3条債務負担行為につきましては、11ページをご覧ください。

まず、第2表繰越明許費ですが、1款1項議会費の議会広報印刷製本業務委託78万6,000円です。こちらは、業者と年度をまたいだ編集作業が必要となるため、翌年度へ繰り越すものです。

その下、第3表は債務負担行為です。左から、事項は吉岡町・大樹町子ども交流事業、期間は令和4年度、限度額は315万円となります。令和4年度の事業に要するチケット等を確保するため、債務負担行為をお願いするものでございます。

それでは、最初のページ、5ページへお戻りください。

第4条の地方債です。地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表・地方債」によるということで、こちらは12ページをご覧ください。

令和3年度に予定している起債は13件となります。

まず1番目は、交付税の不足分を補う臨時財政対策債で3億1,000万円です。臨時財政対策債の元利償還金は、後年度に全額交付税措置されます。

2番目の社会福祉施設整備事業債9,120万円は、明治学童クラブ新設事業に対するものとなり、充当率は80%で、交付税措置はございません。

3番目、一般事業債1,610万円は、リバートピア吉岡の男女サウナ室改修事業に対するもので、充当率75%で、こちらも交付税措置はございません。

4番目から6番目の公共事業等債は、熊野・吉開戸線などの改良事業、駒寄スマートインターチェンジ大型車対応化事業、渋川吉岡連携道路事業に対するもので、充当率は90%、交付税措置は22%となっております。

7番目、地方道路等整備事業債、道路改良事業5,260万円は、熊野・吉開戸線や金竹西・吉開戸線など町の単独事業に対するもので、充当率は90%、交付税措置はございません。

また、その下8番目の駒寄スマートインターチェンジ大型車対応化事業1,550万円及び渋川吉岡連携道路事業690万円も同様に、単独事業に対する起債となります。

13ページに移りまして、10番目、公共施設等適正管理推進事業債の道路長寿命化事業5,020万円は、藤塚・溝北線舗装補修工事をはじめ、町内道路等の長寿命化事業に対するもので、充当率は90%、交付税措置は財政力に応じ35%程度と想定しております。

11番目の緊急防災・減災事業債は、防災無線デジタル化事業に対するもので2,970万円です。こちらの充当率は100%、交付税措置は70%となっております。

12番目、学校教育施設等整備事業債3,550万円は、明小照明設備更新事業に対するもので、充当率75%、交付税措置はございません。

最後の、吉中校庭拡張事業8,590万円は、充当率が90%となり、交付税措置はございません。

以上、ご説明させていただいた13の対象事業の起債額の合計は7億7,130万円を予定しております。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

再び、議案書、最初の5ページへお戻りください。

第5条の一時借入金につきましては、最高限度額5億円と定めるものでございます。

第6条の歳出予算の流用につきましては、前年度と同様でございます。

それでは、予算の内容につきまして、歳入歳出予算の事項別明細書よりご説明申し上げます。

なお、詳細な増減内容につきましては、予算書と一緒に配付させていただいた別冊の説明資料に記載されております。

それでは、予算書16ページをご覧ください。

まず、歳入の町税でございます。

初めに、1款の町税全体では、新型コロナウイルスの影響を勘案し、町民税や固定資産税など大幅な減額となり、前年度比9.8%減、22億1,279万8,000円を見込んでおります。

細かく見ていきますと、1款町税1項1目町民税の個人ですが、新型コロナウイルスの影響の勘案をし、対前年比5.3%減の9億5,056万1,000円、2目町民税の法人でございますが、こちらも新型コロナウイルスの影響を勘案し、対前年比22.6%減の9,455万4,000円、町民税個人、法人合計で対前年比7.2%減の10億4,511万5,000円を見込んでおります。

2項の固定資産税では、新型コロナウイルスの影響を受けた中小企業者や個人事業主などが所有する償却資産や事業用家屋に係る税額の軽減措置などを考慮し、対前年比13.2%減の9億6,324万6,000円、3項軽自動車税の種別割は、登録台数の増などを勘案して、対前年比2.9%増の6,968万2,000円を計上しております。

続いて、17ページの4項町たばこ税は、令和2年度における収入状況などを勘案し、対前年比12.7%減の1億1,999万1,000円、5項入湯税は、新型コロナウイルスやリポートピア吉岡サウナ改修工事の影響を勘案し、対前年比29%減の742万7,000円を見込んでおります。

次に、2款地方譲与税は、総務省の地方税収見込み、令和2年度交付状況等を勘案し、

全体で8.1%減の7,372万1,000円となり、うち1項地方揮発油譲与税は19.8%減の1,707万3,000円、2項の自動車重量譲与税は4.5%減の5,449万4,000円を見込んでおります。

18ページ上段の3項森林環境譲与税は、群馬県の推計値などを勘案し、11.8%増の215万4,000円を計上いたしました。

次の3款利子割交付金は28%減の203万1,000円を、4款配当割交付金は3.4%減の897万2,000円を、5款株式等譲渡所得割交付金は262.1%増の973万4,000円を計上いたしました。それぞれ総務省の地方税収見込み、また令和2年度の交付状況などを勘案して計上しております。

19ページをご覧ください。

令和2年度に創設された6款法人事業税交付金は21.1%減の569万2,000円を計上いたしました。

7款地方消費税交付金は、総務省の地方税収見込みや令和2年度の交付状況などを勘案し、前年度比1.2%増の3億9,810万円を計上しております。

8款ゴルフ場利用税交付金は11.2%減の116万2,000円を、9款環境性能割交付金は、総務省の地方税収見込み、また令和2年度の交付状況などを勘案し、14.8%減の774万7,000円を計上いたしました。

20ページをご覧ください。

10款1項地方特例交付金は、総務省の地方税収見込み等を勘案し、前年度比10.8%増の3,044万2,000円を計上しております。その下、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、今年度新たに創設されたものです。こちらは、新型コロナウイルス禍における中小企業者や個人事業主などが所有する償却資産や事業用家屋に係る税額の軽減措置によって生じる減収を補填するもので、1億5,060万8,000円を見込みました。

次の11款地方交付税につきましては、国の地方財政対策の増減率などを勘案し、対前年比0.4%増の10億4,000万円を計上しました。なお、内訳といたしまして、普通交付税が9億6,000万円、特別交付税が8,000万円となっております。

12款交通安全対策特別交付金は8.2%増の366万7,000円を計上いたしました。

21ページに移りまして、13款分担金及び負担金は、保育運営費保護者負担金の減などに伴い、全体で対前年比15.5%減の3,129万2,000円を計上いたしました。主なものとしましては、説明欄の保育運営費保護者負担金（現年度分）で2,691万6,000円となります。

次の14款使用料及び手数料につきましては、全体で対前年比6.2%減の3,125万8,000円となっております。うち、1項使用料は、住宅使用料の減や、22ページ上段の通学バス使用料の料金体系見直しに伴う減に伴い、対前年度比6.3%減の2,121万円、その下、2項手数料は、住民票交付手数料の減などにより、対前年比5.9%減の1,004万8,000円を計上しております。

次に、23ページ下段からの15款国庫支出金は、全体で対前年比27.5%増の17億4,058万4,000円を計上いたしました。主なものとしては、1項国庫負担金1目民生費国庫負担金1節児童運営費国庫負担金の子どものための教育・保育給付費国庫負担金4億5,033万6,000円、その下の2節障害者福祉費国庫負担金で、障害者自立支援給付費国庫負担金の1億6,260万円、障害児支援費国庫負担金6,224万9,000円、3節児童手当国庫負担金で2億8,640万円などとなっております。

次に、2項国庫補助金の主なものですが、24ページ中段をご覧ください。

2目3節児童福祉費国庫補助金で、第五保育園改築に伴う保育所等整備交付金2億1,429万4,000円、その下、4節学童保育事業費国庫補助金で、明治学童クラブ新設に伴う子ども子育て支援整備交付金7,507万2,000円、5目1節土木費国庫補助金で、地域連携道路事業費補助金(駒寄スマートIC)で3億900万円、下段の6目1節消防費国庫補助金で、民生安定施設設置助成補助金(防災無線デジタル化事業)6,412万1,000円などを計上しております。

次に、26ページをご覧ください。

16款県支出金は、全体で対前年比2.3%増の7億3,475万5,000円を計上いたしました。

主なものとして、1項県負担金では、1目民生費県負担金1節児童運営費県負担金で、子どものための教育・保育給付費県負担金1億9,765万円、2節障害者福祉費県負担金では、障害者自立支援給付費県負担金8,130万円、5節児童手当県負担金6,320万円などとなっております。

次に、2項県補助金では、2目民生費県補助金1節社会福祉総務費県補助金で、国保基盤安定補助金5,401万1,000円、27ページ、7節福祉医療費県補助金で1億2万4,000円、9節学童保育事業費県補助金で、明治学童クラブ新設に伴う子ども子育て支援整備交付金1,876万8,000円などとなっております。

予算書29ページをご覧ください。

3項県委託金では、1目総務費県委託金1節徴税費県委託金では、県税徴収事務取扱費として3,400万円を計上いたしました。

29ページ下段から30ページまでの17款財産収入全体では、30ページ上段になり

ますが、線下補償料や町有財産賃貸料の増などにより、対前年比202.4%増の385万9,000円を計上しております。

31ページ、18款寄附金は、ふるさと納税の増額を見込み、対前年比36.4%増の1,405万円を計上いたしました。

19款繰入金は、全体で対前年比28%増の8億8,683万7,000円を計上しております。主なものは、下段、2項基金繰入金1目1節財政調整基金繰入金8億6,822万円です。

32ページをご覧ください。

20款繰越金は、対前年比18%減の860万8,000円を計上しております。

続きまして、21款諸収入は、全体で対前年比89.5%増の2億8,178万3,000円を計上いたしました。主なものといたしましては、35ページ上段をご覧ください。地域活動支援センターよしおか負担金1,239万円、少し下の駒寄スマートインターチェンジ大型化事業に係る前橋市負担金2億1,900万円を計上しております。

次に、36ページからの22款町債ですが、先ほど「第4表・地方債」にて説明させていただきましたので、ここでは省略させていただきます。

ここまでが歳入となります。

引き続き、歳出についてご説明申し上げます。

なお、こちらも同様ですが、歳出に関する詳細な増減内容につきましては、別冊の説明資料に記載しております。また、主要事業につきましては、説明資料54ページからの主要事業一覧表にそれぞれ記載されております。

それでは、歳出の説明をさせていただきます。

37ページをご覧ください。

まず、1款議会費ですが、人件費の増などにより、対前年比0.2%増、金額では17万2,000円の増額となる9,087万5,000円を計上しております。

次に、39ページをご覧ください。

2款総務費は、全体で対前年比8.3%減、金額では7,592万8,000円の減額となる8億3,574万円を計上しております。主なものとして、42ページ上段をご覧ください。1項総務管理費1目一般管理費12節委託料で、広報や行政連絡文書等の配布や回覧を自治会に委託する経費である自治会事務委託料4,138万8,000円、また、その下、電話交換業務及び総合案内業務委託料として708万4,000円を計上し、引き続き役場来庁者へのサービス向上を図ってまいります。少し下、町制施行30周年記念式典施行業務委託料として310万円を計上しております。

続いて、44ページ上段をご覧ください。

3目財政管理費12節公共施設等総合管理計画改訂業務委託料550万円です。国の指針が改訂されたことへの対応や各個別施設計画との整合を図ってまいります。少し下、公会計財務書類作成業務委託料400万円です。公会計財務書類の作成を業務委託し、財務書類等の適切な更新、活用を目指していきます。

次に、46ページ中段をご覧ください。

5目財産管理費14節工事請負費では、役場庁舎エレベーター更新工事として2,398万円を計上いたしました。

続いて、46ページ下段からの6目企画費ですが、引き続きふるさと納税推進事業といたしまして、10節需用費の返礼品390万円、11節役務費の返礼品配送料135万円など、総額729万2,000円を計上しております。

48ページ上段をご覧ください。

12節委託料では、タクシー運賃等助成事業委託料150万円を計上し、さらなる利用促進を図ります。18節負担金、補助及び交付金では、県及び近隣市町村で連携し運行している地域乗り合いバスの負担金として896万9,000円、そのほか、高校生等通学支援事業補助金では、昨年に引き続き150万円を計上いたしました。

49ページ中段の8目諸費12節委託料では、児童の安全を守るため、放課後児童見守りパトロール委託料に247万7,000円、14節工事請負費で、防犯カメラ設置工事では昨年度と同額の149万6,000円などを計上しております。

続いて、50ページ下段をご覧ください。

10目交通対策費14節工事請負費では687万5,000円を計上し、引き続き通学路の安全確保などを図ります。

52ページをご覧ください。

12目電子計算費の12節委託料では、一括処理委託料やハードウェア保守料など、合計2,368万3,000円、13節使用料及び賃借料は、システム使用料など合計で8,555万4,000円をそれぞれ計上しております。

53ページ上段をご覧ください。

温泉事業費は、7款商工費の2目観光費へ移行したことにより廃目となっております。

ページを少し飛んでいただきまして、予算書56ページ下段をご覧ください。

3項1目戸籍住民基本台帳費18節負担金、補助及び交付金の、通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金では、写真撮影サービス導入などに伴い、取得件数の増加が今後も見込まれるため1,505万7,000円を計上、次ページ、57ページの4項2目衆議院議員選挙費では、令和3年10月の任期満了に伴う衆議院議員総選挙の執行経費といたしまして、総額1,030万9,000円を計上しております。

次に、59ページをご覧ください。

3款民生費ですが、全体で対前年比19.8%増、金額では5億6,345万円増額となる34億783万5,000円を計上いたしました。主なものとしては、まず予算書60ページ、最下段をご覧ください。1項社会福祉費1目社会福祉総務費13節使用料及び賃借料で、温泉施設使用料（無料招待券交付事業）では、前年と同額の870万2,000円、61ページ中段、18節負担金、補助及び交付金で、社会福祉協議会補助金3,542万4,000円などを計上しております。

63ページ上段をご覧ください。

4目老人福祉費27節繰出金では、介護保険事業特別会計繰出金として2億2,410万3,000円を計上しております。

次に、5目障害者福祉費ですが、主なものは12節委託料の地域活動支援センター1,594万3,000円を計上いたしました。

続きまして、64ページをご覧ください。

18節負担金、補助及び交付金では、居宅介護に2,160万円、生活介護に1億320万円、施設入所支援に3,744万円、就労継続支援に7,344万円、共同生活援助に2,924万円、最下段、障害児通所支援に1億2,108万円などを計上しております。

次に、66ページ上段をご覧ください。

6目の福祉医療費19節扶助費では、子供や重度心身障害者、母子・父子家庭の方の健康管理に寄与するための事業といたしまして、医療費2億626万7,000円を計上いたしました。令和3年度からは、高校生世代までの入院費の無償化を実施いたします。

続きまして、67ページ上段をご覧ください。

8目老人福祉センター費12節委託料では、老人福祉センター指定管理料として2,041万5,000円を、14節工事請負費では、事務室等の改修工事費として821万6,000円を計上いたしました。

9目後期高齢者医療費の18節負担金、補助及び交付金では、療養給付費負担金1億5,810万1,000円を、27節繰出金では、後期高齢者医療事業特別会計へ事務費等繰出金及び保険基盤安定繰出金の合計で4,590万8,000円をそれぞれ計上しております。その下、地域振興事業費は、上の66ページ、7目隣保館費への移動に伴い廃目となります。

続きまして、69ページ上段をご覧ください。

2項児童福祉費2目児童手当費19節扶助費では、児童手当の費用として昨年度と同額の4億1,280万円を計上いたしております。

その下、3目児童保育費では、12節委託料で保育所運営委託料7億2,290万6,

000円、18節負担金、補助及び交付金では、認定こども園と幼稚園に対する施設型給付費2億8,489万9,000円を計上しております。また、第五保育園の園舎の建て替えに対する補助金として2億4,108万円を計上しております。

70ページ下段をご覧ください。

5目学童保育事業費では、12節委託料で、学童クラブ指定管理料2,808万円を計上しております。続いて、71ページ、14節工事請負費では、(仮称)明治第2学童クラブ建設工事として2億519万4,000円を、また18節負担金、補助及び交付金として、受入れ児童数を増やすため、駒寄第4学童クラブの運営費補助金、新たに704万8,000円を計上いたしました。

次に、72ページをご覧ください。

4款衛生費となります。こちらは全体で対前年比0.0%、金額では3万3,000円減額となる6億7,493万1,000円を計上しました。

主なものは、74ページ中段をご覧ください。

18節負担金、補助及び交付金で、地球温暖化対策として、住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金600万円、その下、27節繰出金で、国民健康保険特別会計繰出金1億2,064万6,000円、75ページ上段の2目予防費では、12節委託料で、予防接種委託料8,188万7,000円を計上しております。

76ページの中段をご覧ください。

3目母子衛生費12節委託料では、妊婦健康診査委託料2,396万5,000円、下段の19節扶助費では、不妊・不育対策支援事業として、特定不妊治療費400万円、一般不妊治療費に200万円などを計上しております。

77ページの4目健康増進費では、12節委託料で健康診査等委託料として3,747万1,000円を計上いたしました。

続いて、予算書79ページ下段をご覧ください。

2項清掃費では、2目塵芥処理費12節委託料で、一般ごみ収集委託料5,002万8,000円、また、最終処分場候補地選定業務委託料として500万円を計上しております。

80ページ上段をご覧ください。

18節負担金、補助及び交付金で、資源ごみ回収事業補助金として前年度同額の500万円を計上しております。

次はその下、5款の労働費です。労働費全体では、対前年比0.5%減、金額にして9万2,000円減の2,024万円を計上しており、主なものといたしまして、1項1目労働諸費の18節負担金、補助及び交付金で、勤労者住宅資金利子補給1,300万円となっております。

その下からの6款農林水産業費では、全体で対前年比7.2%増、金額にして2,367万4,000円増の3億5,090万4,000円を計上しています。主なものとしたしましては、82ページ下段をご覧ください。1項農業費3目農業振興費12節委託料で、地域特産品生産体制構築事業委託料100万円を計上しております。

83ページ中段をご覧ください。

14節工事請負費の249万円は、物産館の壁目地の補修工事や道の駅施設内の防犯カメラ設置工事を実施いたします。

84ページ上段をご覧ください。

18節負担金、補助及び交付金の、強い農業・担い手づくり総合支援交付金300万円を、はばたけ「ぐんまの担い手」支援事業交付金450万円は、認定農業者などへの農業機械購入に対し補助金を交付するものとなります。

85ページ中段をご覧ください。

5目農地費14節工事請負費で、排水路開渠化工事1,200万円です。大久保の五郎平太橋付近の旧中群馬用水路を民地から官地に敷設替えを実施するものです。

86ページ中段をご覧ください。

6目地籍調査費では、12節委託料で、地籍調査業務委託料に974万6,000円、復元測量等業務委託料に750万円などを計上しており、令和3年度は大久保2地区の着手、寺下1地区の成果作成などを実施予定です。

87ページ上段の7目渇水対策施設維持管理費の14節工事請負費548万2,000円は、小倉揚水機場ポンプの交換工事などを実施いたします。

その下、8目農業集落排水事業費27節繰出金では、下水道事業会計繰出金（農業集落排水事業）1億5,612万3,000円を計上しています。

続いて、予算書の88ページ上段をご覧ください。

2項林業費2目林業振興費24節積立金では、森林環境譲与税の導入に伴い、昨年度に引き続き森林経営管理基金への積立金215万5,000円を計上しております。

続きまして、89ページからの7款商工費は、温泉施設等の管理事業が2款の総務費から7款の観光費に移動したため、全体で対前年比148.8%増、金額にいたしまして5,795万6,000円増の9,691万5,000円を計上しております。主なものとしたしましては、89ページ下段、1項商工費1目商工総務費18節負担金、補助及び交付金で、昨年度に引き続き商工会振興事業費補助金550万円、中小企業制度利子補給金457万3,000円を計上しております。また、新規事業といたしまして、小規模事業者販路開拓等支援補助金300万円を計上、販路開拓に取り組む町内の小規模事業者に支援をいたします。

90ページ下段をご覧ください。

2目観光費12節委託料では、緑地運動公園及びリバートピア吉岡指定管理料1,925万円、その下、14節工事請負費の2,815万9,000円は、リバートピア吉岡の男女サウナ室改修工事を実施いたします。

続きまして、91ページ、8款土木費となります。土木費全体では、対前年比29.4%増、金額にいたしまして2億6,324万4,000円増の11億5,816万円を計上しております。

それでは、土木費の主なものにつきまして説明をさせていただきます。

ページを少し飛んでいただきまして、94ページの上段をご覧ください。

2項道路橋梁費2目道路維持費14節工事請負費は、道路維持補修工事や道路長寿命化補修工事など、合計9,820万円を計上しています。そのうち、道路長寿命化補修工事では、藤塚・溝北線をはじめ、町内幹線道路4路線の舗装補修工事などを実施する予定となっております。

次に、3目道路新設改良費です。94ページ最下段の町道改良工事（単独）の2,500万円は、町道金竹西・吉開戸線や町道12地区2号線など、95ページ最上段の町道改良工事（補助）3,000万円は、主に町道熊野・吉開戸線など、その下の用地買収費1,979万3,000円は、町道金竹西・吉開戸線などに係るものとなっております。また、18節負担金、補助及び交付金では、小倉工業団地北側に事業化されている渋川吉岡連携道路に関連する渋川市への負担金として1,100万円を計上しています。令和3年度につきましては、用地買収や埋蔵文化財調査を実施する予定となっております。

5目橋梁維持費12節委託料の1,100万円は、町が管理する橋梁132橋の点検を3か年かけて実施するもので、1年目となる令和3年度につきましては、そのうちの47橋を予定しております。

次に、96ページ下段をご覧ください。

4項都市計画費1目都市計画総務費12節委託料では、町の都市計画道路の見直し業務を進めていくもので、将来の交通需要予測による道路ネットワークの検証等を行い、その実現性などの検証結果を踏まえた見直し案を作成するため、都市計画道路見直し検討業務623万円を計上しております。

2目都市施設費では、97ページから98ページにかけまして、駒寄スマートインターチェンジ大型車対応化事業で、こちらは98ページ最上段、12節委託料6億円、14節工事請負費100万円、18節負担金、補助及び交付金で1,267万5,000円など、総額6億1,374万円を計上しております。令和3年度は、ランプ内やNEXCO東日本ETC関連施設の整備などを実施する予定です。なお、本事業の財源としては、国庫補

助金が3億900万円、前橋市からの負担金が2億1,900万円、また町債で7,680万円を見込んでおります。

その下、3目下水道費27節繰出金では、下水道事業会計繰出金（公共下水道事業）1億6,800万円を計上しております。

続いて、5項住宅費2目住宅対策費の12節委託料で、耐震改修促進計画見直し業務272万円、18節負担金、補助及び交付金では、除却補助として210万円を計上しております。こちらは、老朽化により危険な空き家や通学路などに面したブロック塀の除却費用の一部を補助するものとなっております。

続いて、9款消防費です。消防費全体では、対前年比で24.2%減、金額にいたしまして1億4,226万2,000円減の4億4,658万5,000円を計上いたしました。

100ページ中段をご覧ください。

主なものといたしましては、1目非常勤消防費12節委託料で、消防団各事業委託料に567万5,000円、18節負担金、補助及び交付金で、消防団員自動車運転免許取得費補助金として86万円を計上しております。

102ページ上段をご覧ください。

5目無線放送施設設置事業費では、防災無線デジタル化事業といたしまして、12節委託料、監理委託料202万3,000円、14節工事請負費で、機器の撤去処分に209万7,000円、防災無線デジタル化設置工事8,977万円、こちら事業費総額となりますが、9,389万円を計上しております。

続きまして、10款教育費となります。教育費全体では、前年比20.3%増、金額にいたしまして1億4,337万6,000円増の8億4,853万7,000円を計上いたしました。主なものといたしましては、予算書104ページの下段をご覧ください。1項教育総務費2目事務局費12節委託料で、ALTの派遣委託料として870万9,000円を計上しており、令和3年度も引き続き3名体制といたしております。

105ページ中段をご覧ください。

13節使用料及び賃借料で、電算機器借上料1,475万4,000円です。小中学校に導入した情報端末体制をこちらで維持していきます。最下段の27節繰出金で、昨年度に引き続き学校給食の充実を図るため、食材費助成として学校給食事業特別会計へ繰出金500万円を計上しております。

ページを飛んでいただきまして、111ページ下段をご覧ください。

2項小学校費2目教育振興費の13節使用料及び賃借料で、明小学習支援ソフト使用料487万7,000円、また、次のページ、112ページに行きまして、同じく駒小学習

支援ソフト使用料598万6,000円を計上、こちらは昨年度に引き続き、情報端末を活用した授業や家庭学習支援の取組を進めてまいります。次に、27節繰出金では、学校給食費に対する保護者負担の軽減を図ることを目的として、児童生徒1人当たり年額1万450円を補助するもので、明治小学校分繰出金689万7,000円、駒寄小学校分繰出金841万3,000円となっております。なお、中学校費では、吉岡中学校分繰出金として721万1,000円が計上されており、3校合計で2,252万1,000円を計上しております。

その下、3目学校建設費では、14節工事請負費、全体で5,995万円を計上、明小の照明設備の更新や、明小の、こちらにも駐車場の整備の工事を予定しております。

次に、115ページ下段をご覧ください。

3項中学校費2目教育振興費の13節使用料及び賃借料で、個別学習支援ソフト利用料502万5,000円を計上、昨年度に引き続き、情報端末を活用した授業や家庭学習支援の取組を進めてまいります。

116ページをご覧ください。

3目学校建設費の14節工事請負費606万4,000円は、校舎北側のブロック塀改修工事などを実施しております。また、中学校校庭拡張事業といたしまして、用地買収や建物等の補償費など、総額9,552万8,000円を計上いたしております。

続いて、4項社会教育費です。117ページをご覧ください。吉岡町・大樹町子ども交流事業といたしまして、8節の旅費から、118ページ、12節の委託料まで、総額386万2,000円を計上しております。

ページを少し飛びまして、119ページの3目図書館費をご覧ください。10節需用費で、図書館通帳133万6,000円です。銀行の通帳のように読書履歴を目に見える形にすることで、利用者の読書意欲の促進を図ってまいります。

122ページをご覧ください。

4目文化センター費14節工事請負費では、長寿命化対応といたしまして、舞台のワイヤーロープ等の交換工事916万9,000円を計上しております。

ページを飛んでいただきまして、126ページ下段をご覧ください。

5項1目保健体育総務費の14節工事請負費で、社会体育館修繕工事229万3,000円は、傷んだ網戸の取付工事などを行う予定となっております。

続いて、6項1目給食センター費です。

128ページ下段をご覧ください。

12節委託料では、給食センター調理業務等委託料として5,236万円、学校給食調理施設整備計画策定業務委託330万円などを計上しております。

続いて、131ページをご覧ください。

12款公債費です。公債費全体では、平成30年の臨時財政対策債償還開始に伴う増などにより、前年度比1.7%増、金額にして829万8,000円増の5億918万円を計上いたしました。

以上、歳出予算の説明となります。

次に、134ページをご覧ください。そこから142ページまでは給与費の明細書となっております。

また、143ページは、「債務負担行為で令和4年度以降にわたるものについての令和2年度末までの支出額又は支出額の見込み及び令和3年度以降の支出予定額等に関する調書」、また144ページは、「地方債の令和元年度末における現在高並びに令和2年度末及び令和3年度末における現在高の見込みに関する調書」となっております。

また、別紙、こちらとなりますが、一般会計当初予算の説明資料、こちらの52ページをご覧ください。

その52ページでは、渋川広域組合負担金の負担割合や負担金の比較を記載しております。広域組合負担金の全体では、対前年比0.0%、金額にして68万2,000円減の、合計が26億8,000万4,000円となっております。中央、黒の太枠内をご覧ください。吉岡町の負担割合は、令和2年度が全体で18.416%、令和3年度は18.772%で、0.356%増となっております。

続きまして、53ページをご覧ください。

一番左の欄、吉岡町の負担金につきましては、広域組合全体の負担金総額は、前年とほぼ同額でありましたが、負担割合が増加したため、対前年比1.9%増、金額にいたしまして942万9,000円の増、5億310万4,000円となっております。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第29号は、予算決算特別委員会に付託します。

---

### 日程第3 議案第30号 令和3年度吉岡町学校給食事業特別会計予算

議長（山畑祐男君） 日程第3、議案第30号 令和3年度吉岡町学校給食事業特別会計予算を議題とします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第30号 令和3年度吉岡町学校給食事業特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

本予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億2,561万9,000円とするものであります。

その他、詳細につきましては、教育委員会事務局長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書でご説明申し上げます。

152ページをご覧ください。

歳入1款1項1目給食費納入金については、前年度比405万5,000円の増となる9,781万8,000円を計上いたしました。内訳としましては、現年度分の教職員給食費、給食センター職員等給食費、児童生徒給食費と過年度分給食費となっております。

2款1項1目繰入金は、前年度比61万7,000円の増となる2,751万9,000円を計上しており、一般会計繰入金の内訳としましては、3校分の給食費補助分繰入金と食材費助成分繰入金となります。

続いて、3款1項1目繰越金につきましては、昨年度と同額の20万円を計上いたしました。これは令和2年度の繰越見込額となります。

4款諸収入1項1目雑入については、主に給食の試食代金等を見込んでおります。

これにより、歳入の合計といたしましては、前年度比468万3,000円の増となる1億2,561万9,000円となっております。

続きまして、歳出となります。

154ページをご覧ください。

1款1項1目学校給食費については、前年度比468万3,000円の増の1億2,561万9,000円を計上いたしました。内訳としましては、15節原材料費の給食用食材料費1億2,555万9,000円と、26節公課費の消費税6万円となります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第30号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。  
ここで昼食休憩といたします。再開は午後1時に再開いたします。よろしくお願ひします。

午前11時52分休憩

午後 1時00分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開いたします。

#### 日程第4 議案第31号 令和3年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算

議長（山畑祐男君） 日程第4、議案第31号 令和3年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第31号 令和3年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億5,582万2,000円、対前年度比5,568万1,000円の増、103.1%に定めたものであります。

平成30年度より財政的な運営は群馬県となり、県の示した給付費を基に予算を作成いたしました。

詳細につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

157ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額については、先ほど町長が提案理由で申し上げたとおりでございます。

第2条の一時借入金については、最高額を5,000万円に定めるものです。

それでは、当初予算の内容について、歳入歳出予算事項別明細書で説明させていただきます。

163ページをご覧ください。

歳入の第1款国民健康保険税は3億9,819万1,000円です。対前年度比2,384万8,000円の減、94.3%で計上しました。

164ページをご覧ください。

第5款1項1目保険給付費等交付金は13億3,190万8,000円です。対前年度比1億2,514万4,000円の増、110.4%で計上しました。内訳につきましては、第1節保険給付費等交付金（普通交付金）は、主に歳出の第2款保険給付費分を賄うもので、第2節保険給付費等交付金（特別交付金）は、疾病予防費や特定健康診査などの事業に係る経費分です。

165ページをご覧ください。

第7款第1項1目一般会計繰入金は1億2,064万6,000円です。対前年度比1,373万2,000円の増、112.8%を計上しました。主なものは、保険基盤安定繰入金で、県から4分の3の負担金が一般会計に入り、これを4分の1の町負担金を足して一般会計から繰入れするものです。そのほか、歳出1款の総務費や出産育児一時金などの負担金になります。

166ページをご覧ください。

第9款諸収入は、167ページまで、506万9,000円を計上し、主なものは延滞金となります。

歳出に移ります。

168ページをご覧ください。

第1款総務費は、170ページまで、1,117万3,000円を計上しました。対前年度比は410万6,000円の減で73.1%です。減額の主な理由は、システム改修委託料などの減額によるものです。

第2款保険給付費は、173ページまで、13億394万8,000円を計上しました。対前年度比1億2,812万5,000円の増、110.9%です。この金額については、群馬県が各市町村の医療費分を基に保険給付費等交付金を算出した額を計上したものです。

第3款の国民健康保険事業費納付金は、174ページまで、5億572万9,000円を計上しました。対前年度比6,872万4,000円の減、88%です。この金額は、医療費水準、所得水準などにより群馬県が算出したものになります。納付金は、国民健康保険税と公費負担分の基盤安定繰入金等で納めるものになります。

175ページから176ページ、第5款保健事業費は2,639万9,000円で、対前年度比67万2,000円の減、97.5%を計上しました。

177ページから178ページ、第8款諸支出金は357万円を計上しました。

9款予備費は500万円を計上しました。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第31号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第5 議案第32号 令和3年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

議長（山畑祐男君） 日程第5、議案第32号 令和3年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を議題といたします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第32号 令和3年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ209万5,000円と定めるものがございます。

詳細につきましては、総務課長に説明させていただきますので、ご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

予算書の183ページをご覧ください。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ209万5,000円と定めるものがございます。この予算につきましては、貸付事業自体が終了し、また国への償還も平成30年度に終了しており、貸付金の回収のみの事業となっております。

それでは186ページ、歳入歳出予算事項別明細書の総括の歳入の欄をご覧ください。

第1款が貸付事業収入、第2款が県支出金となっております。第1款貸付事業収入、本年度の予算額202万9,000円で、前年度と比較して14万3,000円の減額となっております。これは、令和2年度中の完済により貸付金元金及び利子の回収が一部終了したことに伴うものがございます。

続きまして、187ページをご覧ください。

第1款が総務費、第2款諸支出金、第3款が予備費となっております。第2款諸支出金、本年度予算額200万1,000円で、前年度と比較して14万3,000円の減額となっております。これが一般会計への繰出金となります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第32号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第6 議案第33号 令和3年度吉岡町介護保険事業特別会計予算

議長（山畑祐男君） 日程第6、議案第33号 令和3年度吉岡町介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第33号 令和3年度吉岡町介護保険事業特別会計予算について提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億2,559万8,000円、前年度比9,013万7,000円の増、106.3%に定めたものであります。

介護保険は、平成30年度より令和2年度までの期間とした第7期介護保険事業計画を終了し、令和3年度から令和5年度までの3年を期間とした第8期介護保険事業計画となっております。

その他、詳細につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額につきましては、先ほど町長が提案理由で申し上げたとおりでございます。

それでは、当初予算の内容につきまして、歳入歳出予算事項別明細書で概略を説明させていただきます。

198ページをご覧ください。

歳入の第1款保険料は3億6,544万4,000円です。対前年度比1,099万9,000円の増、103.1%を計上しております。

第2款国庫支出金は、198ページから199ページにかけて、全体で2億9,560万2,000円です。対前年度比357万9,000円の増、101.2%でございます。

第3款支払基金交付金の給付費等の27%相当、3億8,749万6,000円です。

対前年度比1,581万7,000円の増、104.3%でございます。

第4款県支出金は、199ページから200ページにかけてで、全体で2億5,294万7,000円です。対前年度比4,922万2,000円の増、124.2%でございます。主な増額理由は、歳出対応科目1款1項1目18節の介護基盤等整備事業補助金の補助金の増でございます。

第6款繰入金は、200ページから201ページにかけてで、全体で2億2,410万3,000円でございます。対前年度比1,052万円の増、104.9%でございます。

内訳につきましては、第1項一般会計繰入金第1目介護給付費繰入金は、介護給付費等の公費負担割合で12.5%、1億7,433万9,000円、第2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、介護予防・日常生活支援総合事業の公費負担割合で12.5%、505万8,000円、第3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）は、介護予防生活支援総合事業以外の地域支援事業の公費負担割合19.25%、563万1,000円を計上いたしました。

第5目のその他の一般会計繰入金は、事務費等の繰入金となりまして、2,436万4,000円を計上いたしました。

歳出に移ります。

203ページをご覧ください。

第1款総務費は、205ページまでで、5,587万9,000円を計上いたしました。対前年度比は3,281万円の増となります。主なものは、第1款第1項第1目18節の地域密着型サービス等の介護サービス提供体制の整備を促進する介護基盤等整備事業補助金の増でございます。

次に、第2款保険給付費、205ページから210ページにかけてでございますが、第2款保険給付費は歳出予算全体の91.4%を占める予算となりまして、13億9,470万5,000円を計上いたしました。対前年度比5,794万7,000円の増の104.3%でございます。主な増額といたしまして、第1項の介護サービス等諸費となり、令和2年度のサービス利用状況を加味し、推計した結果の増額となります。

210ページに移りまして、210ページから213ページにかけまして、第4款地域支援事業費6,971万1,000円を計上し、対前年度比68万円減の99%となります。内訳といたしましては、第1項第1目12節の包括的支援事業費の委託料で、地域包括支援センターの社会福祉協議会への委託料、211ページの第2項第1目の介護予防・生活支援サービス事業費で18節の総合事業給付費負担金で、内容といたしましては、通所型サービス及び訪問型サービスの給付費となります。

212ページに移りまして、第2目の介護予防ケアマネジメント事業費が主な内容とな

ります。

214ページをご覧ください。

第5款予備費を500万円計上いたしました。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第33号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

## 日程第7 議案第34号 令和3年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算

議長（山畑祐男君） 日程第7、議案第34号 令和3年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第34号 令和3年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,584万3,000円で、対前年度比1,115万5,000円の増、105.4%に定めたものであります。

予算につきましては、群馬県後期高齢者医療広域連合会より示されたものを基に作成いたしました。

現在の町の主な業務といたしましては、保険料を徴収し、連合会に納付する業務、保険証の発行などになっております。

詳細につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

219ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額については、先ほど町長が提案理由で申し上げたとおりでございます。

第2条の一時借入金については5,000万円の最高額と定めるものです。

当初予算の内容につきましては、歳入歳出予算事項別明細書にて説明させていただきます

す。

224ページをご覧ください。

歳入の第1款後期高齢者医療保険料は1億6,151万3,000円です。対前年度比865万円の増、105.7%を計上しました。

第2款の繰入金については4,590万8,000円で、対前年度比220万2,000円の増、105%を計上しました。

内訳については、広域連合事務費負担金として、町の一般財源から916万4,000円、保険基盤安定繰入金として3,674万4,000円です。保険基盤安定については、県から4分の3の負担金が入り、これに町負担分4分の1を足して、一般会計から繰り入れるものです。

第3款繰越金は10万3,000円を計上しました。

225ページをご覧ください。

第4款諸収入は、226ページまで、全体で831万9,000円を計上しました。主なものは、健康診査の受託事業収入として720万5,000円、人間ドック補助金10万円になります。

歳出に移ります。

227ページをご覧ください。

第1款総務費は1,026万2,000円を計上しました。主なものは、保険料の賦課徴収等に係る電算処理の委託料、健康診査の委託料、人間ドックの補助金です。

228ページをご覧ください。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金は2億507万5,000円です。対前年度比1,080万1,000円の増、105.6%で計上しました。内訳については、広域連合事務費等負担金710万7,000円、保険料等負担金1億6,122万4,000円、保険基盤安定負担金3,674万4,000円です。

第3款諸支出金は10万6,000円を計上しました。

229ページ、第4款予備費は40万円を計上しました。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第34号は、文教厚生常任委員会に付託します。

## 日程第8 議案第35号 令和3年度吉岡町水道事業会計予算

議長（山畑祐男君） 日程第8、議案第35号 令和3年度吉岡町水道事業会計予算を議題といたします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第35号 令和3年度吉岡町水道事業会計予算について提案理由を申し上げます。

初めに、第2条業務の予定量ですが、給水戸数7,869戸、年間総給水量251万2,000立方メートル、1日平均給水量6,882立方メートル、主な建設改良事業では、配水管布設替え工事2,560万5,000円、老朽管布設替え工事1,843万8,000円を予定しております。

続いて、第3条収益的収入及び支出では、収入第1款水道事業収益4億3,598万5,000円、支出第1款水道事業費用4億2,819万4,000円を見込んでおります。

次に、第4条資本的収入及び支出については、収入第1款資本的収入4,440万2,000円、支出第1款資本的支出1億5,342万2,000円を見込み、資本的収入の不足額1億902万円を当年度分消費税資本的収支調整額など自己財源で補填するものがあります。

以下、詳細につきましては、上下水道課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（山畑祐男君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 予算書の主な内容について、町長の補足説明をさせていただきます。

2ページをご覧ください。

第2条の業務の予定量についてですが、給水戸数、年間配水量等につきましては、町長の申し上げたとおりでございます。

第4号の主要な建設改良事業、配水管布設替え工事2,560万5,000円は、大久保地区で整備をする下水道管渠工事に伴う上水道配水管移設工事、老朽管布設替え工事1,843万8,000円は、単独での石綿管布設替え工事を予定しております。

第3条収益的収入及び支出並びに第4条資本的収入及び支出については、25ページ以降に添付しております令和3年度水道事業会計予算明細書により、後ほど説明をさせていただきます。

3ページをご覧ください。

第5条の一時借入金の限度額ですが、5,000万円、第7条議会の議決を経なければ

流用することができない経費は、職員給与費5,711万5,000円など定めておるところでございます。

それでは、25ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の主なものについて、予算明細書により説明をさせていただきます。

なお、収益的収入及び支出については、水道事業の経営活動に伴い発生する収支の予算となります。

収入1款1項営業収益で3億9,475万円、主な予算は、1目給水収益3億6,045万円、全て水道使用料となります。一般、大口、特別、営業用の合計7,869戸を見込んでおります。

2目その他営業収益3,430万円、これは住宅新築などに伴います水道の新規加入金や材料売却益などを計上したものでございます。

26ページ、2項営業外収益は、1目長期前受金戻入で3,752万円。長期前受金戻入ですが、水道管など資産の財源である工事負担金、国庫補助金などを減価償却に併せ、耐用年数の期間に応じ、年度ごとに収益として計上をしておるものでございます。

28ページをお願いします。

支出になります。1款1項営業費用で3億8,859万1,000円、主な予算は、1目配水及び給水費1億8,760万5,000円ですが、水道水の供給を行うための経費の計上となります。委託料では、水道施設管理業務1,672万円は、浄水場や配水池など水道基幹施設の機械設備の稼働を維持するための運転管理業務の委託となっております。

31ページをお願いします。

中段4行目の受水費1億840万5,000円は、群馬県企業局が経営いたします県央第一水道からの水道水購入の予算となっております。

31ページ中段になりますが、2目総係費4,156万1,000円の内容ですが、この予算については、水道事業の経営に係る事務経費となりますが、33ページまで記載をしております。内容は、人件費や量水器の検針委託、水道料金システムの賃借料などとなっております。

34ページをお願いします。

3目減価償却費1億4,487万9,000円。資産台帳に基づき、固定資産の目減り分をそれぞれの耐用年数に応じて費用化し、予算計上をしたものでございます。

4目資産減耗費936万円、固定資産の除却費の予定額となっております。

下段になりますが、2項1目支払利息1,943万2,000円、内容は企業債の償還利子となります。

35ページをお願いします。

2目消費税及び地方消費税1,961万4,000円。令和3年度消費税申告の予定額を計上しております。

以上、収益的収入及び支出についての説明となります。

続いて、36ページですが、資本的収入及び支出です。

収入1款資本的収入1項1目出資金2,000万円。一般会計からの出資金で、水道施設基盤強化のための出資となっております。

2項1目工事負担金2,195万5,000円。消火栓設置に伴う負担金が480万円と、下水道工事に伴う補償費負担金1,715万5,000円、これは公共下水道大久保地区での管渠工事に伴います既設水道管移設工事の補償費となります。

3項1目国庫補助金244万7,000円。防衛省所管の国庫補助金で、上ノ原浄水場改修事業に伴う設計業務委託料の補助となります。

37ページをお願いします。

支出です。1款1項1目配水設備工事費7,805万円。主な予算は、建設改良に伴う人件費や委託料、工事請負費などとなっております。

38ページ、委託料の明細の最後、上ノ原浄水場改修事業設計業務538万5,000円は、老朽化した上ノ原浄水場の改修事業に伴う設計委託料で、防衛補助事業により予定しておるものです。また、工事請負費5,155万円は、石綿管など老朽管布設替え工事や水道管移設補償工事などを予定しておるものでございます。

下段の2項企業債償還金7,477万9,000円は、企業債の元金償還になります。

以上、資本的収入及び支出の説明となります。

15、16ページにお戻りください。

令和3年度吉岡町水道事業予定貸借対照表を添付しております。貸借対照表については、財務状況を明らかにするために、保有する資産と負債、資本を表示したもので、投入された資本がどのように運用されているかを示すもので、令和3年度末時点の予測をしたものでございます。

資産の部では、1の固定資産、2の流動資産の資産合計が、最下段になりますが、40億218万2,963円となっております。

16ページの負債・資本の部では、負債の部は3の固定負債、4の流動負債及び5の繰延収益の合計、ページの中ほど右になりますけれども、20億6,753万6,988円で、6の資本金11億1,595万2,182円と7の剰余金合計8億1,869万3,793円を足したもので、負債・資本合計が、ページ下段の40億218万2,963円、15ページ下段の資産合計と同額となるものでございます。

お戻りいただき、8ページをお願いします。

令和3年度の水道事業予定キャッシュ・フロー計算書を添付しております。

1の業務活動によるキャッシュ・フロー、2の投資活動によるキャッシュ・フロー、3の財務活動によるキャッシュ・フローの結果が、ページの右側下段の2,338万9,000円の資金増加を予測しておるものでございます。

なお、最後になりますけれども、9ページ以降には給与費明細書、それから予定損益計算書等を添付しておりますので、お目通しをいただきますよう、よろしく願いいたします。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長(山畑祐男君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(山畑祐男君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第35号は、総務産業常任委員会に付託します。

---

## 日程第9 議案第36号 令和3年度吉岡町下水道事業会計予算

議長(山畑祐男君) 日程第9、議案第36号 令和3年度吉岡町下水道事業会計予算を議題といたします。

柴崎町長に提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長(柴崎徳一郎君) 議案第36号 令和3年度吉岡町下水道事業会計予算について提案理由を申し上げます。

初めに、第2条業務の予定量では、処理戸数が4,420戸、年間有収水量123万7,000立方メートル、1日平均有収水量3,389立方メートル、主な建設改良事業は、公共下水道管渠敷設替え工事1億4,330万5,000円を予定しております。

続いて、第3条収益的収入及び支出では、収入第1款公共下水道事業収益3億1,470万円、第2款農業集落排水事業収益1億9,948万7,000円、支出第1款公共下水道事業費用2億8,771万円、第2款農業集落排水事業費用1億9,868万3,000円を見込んでおります。

次に、第4条資本的収入及び支出では、収入第1款公共下水道事業資本的収益2億1,239万4,000円、第2款農業集落排水事業資本的収益7,644万3,000円、支出第1款公共下水道事業資本的費用3億1,741万1,000円、第2款農業集落排水事業資本的費用7,644万3,000円を見込み、資本的収入の不足額1億501万

7, 000円を当年度分消費税資本的収支調整額など自己財源で補填するものであります。

以下、詳細につきましては、上下水道課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（山畑祐男君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 予算書の主な内容について、町長の補足説明をさせていただきます。

2ページをご覧ください。

第2条業務の予定量ですが、処理戸数、年間有収水量は、町長の申し上げたとおりでございます。

第4号の主要な建設改良事業、公共下水道管渠敷設工事1億4,330万5,000円は、公共下水道供用開始区域拡大に伴います大久保地区での管渠敷設工事を予定しておりますのでございます。

第3条収益的収入及び支出並びに第4条資本的収入及び支出については、26ページ以降に添付しております令和3年度下水道事業会計予算明細書により説明をいたします。

3ページ、4ページをお願いします。

第5条企業債については、起債の目的で、公共下水道事業債が限度額1億1,920万円、流域下水道事業債が限度額770万円、その他借入率は、共に3%以内とするものとなっております。

第8条で、議会の議決を経なければ流用することができない経費では、職員の給与費3,829万3,000円となります。

それでは、26ページをお願いします。

議案書第3条収益的収入及び支出並びに第4条資本的収入及び支出の主な予算について、令和3年度予算明細書により説明をさせていただきます。

収入1款営業収益1億1,301万6,000円、営業収益については、全て1目の下水道使用料で3,400戸を見込んでおるものでございます。

2項営業外収益2億168万4,000円、主な予算は、2目の一般会計補助金1億4,697万5,000円、一般会計からの公共下水道事業運営のための繰入れとなっております。

3目長期前受金戻入5,118万2,000円。長期前受金戻入については、工事負担金や国庫補助金などの資産の減価償却に併せ、法定耐用年数の期間に応じて、毎年度ごとに収益として計上しておるものでございます。

27ページをお願いします。

2款1項営業収益3,182万4,000円。営業収益は、全て1目の農業集落排水使

用料で1,020戸を見込み、計上したものでございます。

2項営業外収益1億6,766万3,000円、主な予算は、1目一般会計補助金8,171万円、2目長期前受金戻入8,594万1,000円となっております。

28ページをお願いします。

支出1款1項営業費用で2億6,122万7,000円、主な予算は、1目管渠費1,423万5,000円、これは公共下水道事業の維持管理費で、人件費や業務委託費、管渠、マンホールポンプなどの修繕費などを計上したものでございます。主なものでは、委託料、管路調査委託料200万円、下水道管の不明水対策を目的とする業務委託の計上となっております。

2目総係費3,083万円。公共下水道事業の業務運営に係る経費となりますが、人件費や事業費となります。主なものでは、29ページ中段の賃借料233万1,000円、これは企業会計を行うための料金収納会計統合管理システムの賃借料となっております。

30ページをお願いします。

3目流域下水道管理運営費負担金5,996万3,000円。県央処理区維持管理負担金を計上したものととなります。

4目減価償却費1億5,619万9,000円。資産台帳に基づき、固定資産や無形固定資産の目減り分をそれぞれの耐用年数に応じ費用化し、予算計上をしておるものでございます。

2項営業外費用ですが、主な予算については、1目の支払利息2,525万円、企業債利息を計上しております。

31、32ページをお願いします。

2款1項1目管渠費3,810万7,000円。農業集落排水事業の施設維持管理費となっております。主なものでは、委託料で、処理施設運転管理業務委託料1,743万5,000円、これは小倉・上野田・北下南下地区に設置をされました汚水処理施設の運転管理の業務委託となっております。また、管路調査委託料220万円は、下水道管路の不明水対策を目的とする業務委託です。下段の修繕費781万円は、汚水処理施設や管渠、マンホールなどの修理費を計上したものととなっております。

2目総係費942万9,000円は、農業集落排水事業の運営に係る事務事業経費となりますが、人件費や事務費などを計上しておるものでございます。

33、34ページをお願いします。

3目では、減価償却費1億2,823万4,000円、2項営業外費用では、1目で支払利息1,709万1,000円、これは企業債利子の償還金となります。

続いて、2目の消費税及び地方消費税540万2,000円は、令和3年度消費税申告

の予定額を計上したものでございます。

以上、収益的収入及び支出についての説明となります。

35、36ページをお願いします。

資本的収入及び支出の収入ですが、1款1項1目企業債1億2,690万円。建設改良等の企業債で、公共下水道補助分が4,500万円、公共下水道単分7,380万円を予定しておるものでございます。

2項1目負担金1,000万円は、受益者負担金となります。主に、建て売り分譲など開発事業による猶予地の一括納付や、令和3年4月より供用開始を予定します大久保地区の一括及び分割納付の負担金を計上したものととなります。

3項1目国庫補助金546万9,000円は、社会資本整備総合交付金を計上しております。

2款1項1目分担金203万円は、宅地など小倉地区での農地転用見込分を分担金として計上しておるものでございます。

2項1目一般会計補助金7,441万3,000円は、一般会計からの繰入金になります。

37、38ページをお願いします。

支出ですが、1款1項1目管渠建設改良費2億54万3,000円。主な予算については、建設改良に伴う人件費や事務費、工事費などになっております。

38ページ上段ですが、補償費1,715万5,000円は、水道管移設工事に関わる補償費を計上しております。工事請負費1億4,330万5,000円は、内訳で、公共下水道工事補助分が8,530万9,000円、単分が5,799万6,000円、共に公共下水道の供用開始区域拡大に伴うもので、大久保地区での管渠工事費となっております。

2項1目企業債償還金1億1,616万8,000円は、企業債の元金償還金です。

39ページをお願いします。

2款1項1目企業債償還金7,605万3,000円。元金の償還分です。

以上、資本的収入及び支出の説明となります。

17、18ページにお戻りください。

令和3年度分の下水道事業予定貸借対照表を添付しております。

資産の部では、1の固定資産と2の流動資産、資産合計で、一番下段になりますが、69億2,674万1,133円。

負債・資本の部では、負債の部は、3の固定負債と4の流動負債及び5の繰延収益の合計が、ページ中段になりますが、52億4,433万659円、6の資本金16億3,6

52万2,474円と7の剰余金合計4,588万8,000円を足したもので、負債・資本の合計が69億2,674万1,133円、17ページ下段の資産合計と同額となるものでございます。

また戻りまして、10ページをお願いします。

令和3年度下水道事業予定キャッシュ・フローを添付しております。

1の業務活動によるキャッシュ・フロー、2の投資活動によるキャッシュ・フロー、3の財務活動によるキャッシュ・フローの結果が、ページの右側下段、8,771万2,000円の資金増加を予測しておるものでございます。

また、11ページ以降には、給与費明細書、予定損益計算書等を添付しておりますので、お目通しをいただきますよう、よろしくをお願いします。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。

議 長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案第36号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

散 会

議 長（山畑祐男君） 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

これにて散会といたします。お疲れさまでした。

午後1時50分散会



# 令和3年第1回吉岡町議会定例会会議録第3号

---

令和3年3月3日（水曜日）

---

## 議事日程 第3号

令和3年3月3日（水曜日）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問（別紙質問表による No.1～No.5）

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（13人）

1番	小林 静 弥 君	2番	富岡 栄 一 君
3番	飯塚 憲 治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大 志 君	6番	金谷 康 弘 君
8番	村越 哲 夫 君	9番	坂田 一 広 君
10番	飯島 衛 君	11番	岩崎 信 幸 君
12番	平形 薫 君	13番	小池 春 雄 君
14番	山畑 祐 男 君		

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町 長	柴崎 徳一郎 君	副 町 長	野村 幸 孝 君
教 育 長	山口 和 良 君	総 務 課 長	高田 栄 二 君
企画財政課長	高橋 淳 巳 君	住 民 課 長	中島 繁 君
健康子育て課長	米沢 弘 幸 君	産 業 観 光 課 長	岸 一 憲 君
建 設 課 長	大澤 正 弘 君	税 務 会 計 課 長	中澤 礼 子 君
上下水道課長	笹沢 邦 男 君	教育委員会事務局長	小林 康 弘 君

---

## 事務局職員出席者

事 務 局 長 福 島 良 一 主 任 田 中 美 帆

## 開 議

午前9時30分開議

議長（山畑祐男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日と明日の両日、一般質問を行います。

通告のあった9人のうち、本日は5人の通告者の一般質問を行います。

説明をしておきますが、質問と答弁を含めて、議員の持ち時間の範囲内で終了できるようにしてください。

なお、持ち時間の残り時間が5分になったときにブザーが鳴ります。さらに残り時間がなくなったときにマイクの電源が切れますので、ご承知おきください。

これより、お手元に配付してあります議事日程（第3号）により会議を進めます。

---

### 日程第1 一般質問

議長（山畑祐男君） 日程第1、一般質問を行います。

5番富岡大志議員を指名します。富岡議員。

〔5番 富岡大志君登壇〕

5番（富岡大志君） それでは、議長への通告に従い、一般質問を始めたいと思います。

質問事項の1として、子供たちの居場所づくりに関して。

それも、最初のほうで、学童保育というところで質問していきます。

皆さんご存じのとおり、吉岡町学童保育は2年連続で高学年を理由とした待機児童が大量に発生したわけです。これまで一般質問で私が3回要望繰り返してきました。委員会からも要望という形で出てきている中で、昨年12月議会で飯塚議員の一般質問の答弁で実行計画として駒寄学校区35人分の定員増ということで、また、明治学童については、新設に向けて進められているということで、この3月議会において駒寄第4学童の話も出てきて、着実に進んできているところであると思うんですけども、この改善状況に関してお尋ねしていきたいと思います。

まず、私がずっと一般質問してきた中で、町長ずっと協議するという形で答弁されていたんですけども、その協議が具体的にまずどういう形で進んだのか。ここまでの間に。

あと、実行計画では駒寄学校区で35人分の増ということでしたが、実際どうなっているのか。

それを基に、今年度というより令和3年度に向けての申込状況も1日の夜に保護者のお母様方から何件かメッセージ頂きまして、結構駒寄学校区承認、5年生とかでも承認して

いただいているという話聞いているんですけども、その申込状況と不承認の数がどうだったのか。

この以上3点について説明いただきたいと思います。

**議長（山畑祐男君）** 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

**町長（柴崎徳一郎君）** 改めましておはようございます。

今日、明日の2日間、9人の議員方より質問をいただいております。本日は5人ということで、まず富岡議員から子供たちの居場所づくりに関して質問をいただいておりますので、答弁をさせていただきたいと思います。

待機児童解消に向けた協議についてですが、現有施設を利用して定数の増が図れるか検討し、学童クラブの指定管理者である社会福祉協議会と協議をし、駒寄小学校区は現有施設の面積基準を緩和した定員の拡大を行ったほか、駒寄幼稚園に学童クラブの実施の協力を依頼し、さらなる定数の増を行いました。

明治小学校区は、待機児童の解消が現有施設だけでは難しいことから、施設整備に着手することとして、用地の選定を行い、令和2年度に用地買収、設計を行い、令和3年度に建設を行うこととなりました。

駒寄小学校区の新年度の定数の増及び本年度の申込状況、不承認の数については、健康子育て課長より答弁をさせます。

**議長（山畑祐男君）** 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

**健康子育て課長（米沢弘幸君）** 令和3年度の駒寄小学校区の定員の増加数について、令和2年度と比較して40名の増となります。

内訳としまして、現有施設の面積基準を最大限緩和して20名、また、駒寄幼稚園の協力により、12月の答弁では15名程度と言ったんですが、その後さらなる協力を得られまして20名ということで、合わせて40名の確保ということになりました。

続いて、令和3年度の申込状況につきましてですが、明治小学校区は定員162名に入所資格のある申込みが171名、駒寄小学校区は定員253名に入所資格のある申込み253名となります。したがって、待機児童に関しましては、明治小学校区が9名で、学年としては6年生が1名、5年生が4名、4年生が4名となります。駒寄小学校区はゼロということになります。

これとは別に、入所申込みはしましたが入所資格のなかった人という方がいて、こちらが明治小学校区で4名、駒寄小学校区で7名ということになります。以上です。

**議長（山畑祐男君）** 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） 明治小学校区で残念ながら出てしまいましたけれども、駒寄については、もう全部受け入れていただいたということで、かなりの進展があったという形で理解しております。皆さんお疲れさまでした。いろいろ協議の中で私もかなり厳しいこと言いましたけれども、その中でしっかりと進めていただいたことをありがたいと思っています。

ただ、不承認となった児童がいる以上、これにきちんと対応していくのは町の責務であると思っています。

空きが出たら案内するんじゃなくて、利用できない状況への具体的な対応をしなきゃいけないんじゃないかと思うんですね。こちらについては、どのようなお考えなんですか。

議長（山畑祐男君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） 待機児童のフォローについてなんですけど、令和3年度の申込分から就労証明書の様式を一部変更し、保育の必要性の順位づけが明確にできるように改定しました。

このことにより、入所児童の途中退所などにより、施設の空き状況が出た場合、保育の必要性に応じて保育の必要性の高い人から順番に案内ができるということになりますので、そのような案内をするということで、社会福祉協議会と協議をしております。

また、居場所づくりという観点では、駒寄小のところにあります福祉交流拠点施設、ロボバなんですけど、こちらを活用した事業を教育委員会事務局のほうで今検討しているということになっております。以上です。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） ただ、今の話だと、結局明治小学校の子供たちというのは、待機というか、不承認になったまま対応がされていない。結局空きが出るまでは駄目だという話ですよ。

私が話しているのは、そこを今待機になっている子供に具体的な対応をしていただきたいという話なんです。

例えば、家庭用の見守りカメラというのがあって、これインターネットに接続していると、今の様子をスマホで確認し、片方ずつなんですけれども、話しかけて、例えばお帰りとったり、宿題やっておいてねとか、子供の声そこから聞くことができたり、そういうものがあるんですよ。実は、こういうICT機器の普及でかなり安くなっているんですよ。なので、そういうものに購入された場合、補助金を出していくのも手なんじゃないかと思うんですが、ぜひ町長こういうの考えていただけないでしょうか。お尋ねします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議員よりご提案のありました家庭用の見守りカメラの補助については、現時点では考えておりません。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） じゃ、これをどうするのかという話ですよ。まだ答えが出ていないんです。その部分。ぜひ検討して、委員会この後ありますので、そこででもきちんと答弁していただきたい。今多分ないと思うので、すぐ担当の健康子育て課長、町長含めて、ロバロバの件あるでしょうから、教育委員会もあるでしょうけれども、早急に相談していただいて、この議会中に私に答え出していただきたいんですけれども、その辺大丈夫ですかね。どうでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 結論が出るか分かりませんが、協議、検討はさせていただきます。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） ただ、「子育て待ったなし」という言葉皆さんご存じだと思うんですね。これご存じだと思うんですけれども、子供が犯罪に巻き込まれる時間帯ってご存じですか。かなり帰宅後が多いんですよ。帰宅途中で今見守り活動進めていますけれども、実は、かなり帰宅後というのが犯罪に巻き込まれやすい。特に性犯罪に巻き込まれやすいというのは、これはデータで出ているんですよ。

そんな中で、子供の安心安全な居場所づくりというのは、これを守っていくというのは、町の責任、大人たちの責任であると思うんですよ。そういう部分きちんと考えて、検討していくという言葉でなくて、何らかしらの方向性、取組について位置づけをしていただきたいなと思っています。

次、明治学童クラブの新設なんですけれども、完成までの具体的なスケジュールを改めてお示しいただきたいのと同時に、これは160名の定員ということなんですけれども、増員としては12月の答弁で85人の定員増という話ですよ。そうすると、完成後に明治第2とか、中央学童というのはこれからどういう方向性になっていくのかについて気になるところでございますけれども、現在答えられるものだけでも構いませんので、お答えいただきたいと思います。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 明治地区の学童クラブの新設についてのスケジュールについては、令和4年4月の開所を目指します。

詳細については、健康子育て課長に答弁させます。

また、現在の明治第2、中央学童クラブの今後の方向性については、まずは、待機児童の解消が急務となりますので、令和4年度申込みを勘案し、施設の利活用について検討していきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） 明治学童クラブの新設のスケジュールについてなんですが、現在設計業務委託を行っております。令和3年5月の設計完了を見込み、国の補助金の内示を待って入札、その後工事着工し、令和4年2月の完成を目指し、令和4年4月開所の予定となっております。以上です。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） 設計完了が終わって、その後入札があるので、そこから先ははっきりしないけれども、最後の締めは、4月にはもう供用というか、使えるようにはしていくという考えですね。

分かりました。引き続きしっかり進めていただいて、子供たちの居場所づくりというのをきちんと設けていただきたいと思います。

次にいきます。次にいく前に、最後に、この2年間の一般質問の状況もあるんですが、利用児童の保護者の意見とか、それに対しての町の対応とか見ていると、学童クラブの利用児童の保護者の皆さんと町と、あと社会福祉協議会との意見交換の場というのが必要ではないかと思うんですけれども、いかがお考えなんでしょうか。

これ、年に1回説明会があるから、それでオーケーという答えはしないほしいんです。というのは、そこでの意思疎通がうまくできていないというもお母さんたちからの話で上がっているんですね。例えばそこで単に社協の人だけではなくて、例えば課長さんが様子を見に行って話を聞くとか、そういうふうな形で対応していただきたいと思うんですけれども、こちらについてはいかがお考えなんでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） こちらに関しましては、実施主体の社会福祉協議会と協議して、実施可能かどうか、ちょっと検討させていただきたいと思います。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 検討していただく、今までみたいな検討協議じゃなくて、きちんと考えていきたいという意味で答弁いただいたと理解してよろしいですね。そういう形で進めていただきたいと思います。

ただ、これ12月の議会で条例改正して、来年度から土曜とか長期休みの開所時間、30分も早めていただいたこと、利用料金が実質500円値下げですね。1人当たり。おやつ代、アレルギー対応の子供は別として、ほとんどのお子さんが500円値下げという形で、対応が進んだのに値上がりしなくて、逆に値下がりして本当にいいのかというので、お母さんたちも非常に喜んでいます。

また、定員増と併せてまずまずの対応と、待機児童出ていることはやっぱりそれは問題なんですけれども、ここまで対応進んでいることは、かなり私もいいんじゃないかと思うわけですね。

ただ、これから共働きの世帯が増え、学童保育の需要が増えていくわけですよ。今回多分駒寄小学校が1クラス増えるんでしたっけね。1年生、何かそのような話聞いています。子供の数も増えて、あと働き方改革で女性の就業が増えていく中で、そういう需要が、また、核家族が増えているじゃないですか。そんな中で需要が増えていくので、その対応をきちんと考えていくことをお願いして、次の質問に移りたいと思います。

次の放課後、長期休み中の児童の居場所づくりに関してなんですが、学童は不承認で、例えば今の5年生、新6年生に当たる児童というのは、ほとんど不承認になっている状況なんです。それ以外に、もうほぼ無理だから、申請そのものを諦めている家庭もあるわけなんです。そういう児童たちが放課後や長期休みに保護者のいない家で過ごすわけですよ。こういう児童が高学年を中心に増えているのではないかとと思われるんですが、まず、このような世帯の子供の居場所づくりもこれ町としてしっかり対応していかなくちゃいけないと思うんですけれども、どのようにお考えなのか。

次、特に長期休み中の期間、5年生以上になると今コロナであれですけれども、部活、ブラスバンド、金管バンド部とか、陸上部とか、そういうものもあります。いろいろな中で対応というか、帰る時間がある程度遅くて、お父さん、お母さん帰ってくる時間ちょっと前ぐらいに帰ってくるような話なんですけれども、ただ、やっぱり長期休み中というのは、朝からずっと家で子供1人でいなければいけないという、こういう場面が出てくると思うんですけれども、そんな中で、例えば各学校内で、例えば学校図書館を1日利用可能にするとか、多目的室、好きに勉強して帰っていいとか、そういう形の学習スペースの開放、ロボバとか、さっき出てきましたけれども、あと児童館などの施設の活用で、こういう

居場所づくりへの対応ができるのではないかと、そう思うんですけども、こちらに関して、町はどのような見解をお持ちなのかをお聞かせいただきたいと思います。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 放課後、長期休業中の居場所づくりとしては、来年度試験的に地域交流拠点施設、いわゆるロボロボを使用した取組を行う予定でありますけれども、なお、ロボロボ活用の検討状況につきましては、総務課長、また教育委員会事務局長よりそれぞれ答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 町教育委員会では、既に文化センターの視聴覚室や研修室を開放した学習会などを長期休み期間中等に開催しているほか、図書館内の学習室など学習の場として提供しております。

また、今年度設定されました地域学校協働センターでは、令和3年度に帰宅後や長期休業中に子供たちだけで自宅にいる児童への居場所の提供を主たる目的としまして、児童の宿題や読書、室内での遊び等をボランティアが見守る、まだ仮称なんですけど、吉岡町放課後見守り教室の試験運用を計画しているところでございます。

議長（山畑祐男君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） ロボロボの活用の方法の検討状況についてですけれども、その1つといたしまして、昨年12月補正にて気軽に立ち寄り、話ができる居場所としての開館を目的としたシルバー人材センターへ管理人を常駐させるための委託をご承認いただいているところであります。

また、令和3年度予算についても開館を目的とした予算を上程させていただいております。

新型コロナウイルス感染拡大の状況を注視しながら、開館の状況等を考えていきたいと。

また、当然新型コロナウイルスの影響を受けての総体的なところでそういうことになるんですけども、今までの常駐で利用していた団体に加えて、そういった方向性も検討しているということをご理解をお願いしたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） ちょっと地域何たらセンターというのがちょっと聞き取れなかったもので、これ詳しくは、じゃ予算決算のところでお話してくると思うので、そこでお聞きしてよろし

いですかね。

教育委員会としてスタッフを派遣するような感じなんですかね。ちょっとその辺分らないんですけども、教育委員会として子供の居場所づくりとして対応していくという形で、ロバロバも関係するのかなと、ちょっとその辺曖昧なんですけれども、そこはまた詳しく説明いただきたいと思います。ちょっと時間の都合でこれ以上突っ込めないのです。

あと、今文化センターの話、ここから教育委員会の質問がメインになってくるんですけども、これ大変な重要な子供の居場所として文化センターは大変重要な施設であると考えられます。

その中で、まず、これ夏冬で学習会をしていただいたと。冬はちょっとコロナの関係で、あまりよくできなかつたんですけども、たくさん集められなかつたんですけども、夏は非常に好評でしたね。

その学習会の状況について説明いただくとともに、この学習会を夏冬でさらに充実していただきたいと思うんですけども、そちらについて町の考えをお聞かせいただくとともに、これも現在コロナで無理なんですけれども、勉強で立ち寄るだけでなく、その中で例えば談話室があつたりとか、勉強会の午前と午後の間に食事を取れる場所とかの設置という部分で、居場所というものをさらに充実していただきたいなと思うんですけども、こちらに関していかがお考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

**議長（山畑祐男君）** 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

**教育委員会事務局長（小林康弘君）** 夏休みには小中学生を対象とした学習会を6回、中学生を対象としたオンライン学習会を10回、それぞれ文化センター視聴覚室や研修室で開催しております。冬休みにも端末持参でWi-Fi環境を活用した学習会を合計4回実施しております。

参加者につきましては、夏休みの小中学生を対象とした学習会が延べ119名、中学生を対象とした学習会が延べ38名、冬休みの学習会には延べ7名の参加がありました。

さらなる充実をとということでございますが、開催には会場の手配とかスタッフの確保等、様々な調整も必要となりますので、その都度検討していくことになるかと考えています。

次に、居場所の充実をというご質問ですが、もともと文化センターの図書館は子供の居場所でもあります。残念ながら、現在はコロナ禍の対応として図書館内のサービスの一部を制限させていただいている状況ではあります。状況が改善されれば元のように利用していただけるものと考えております。

なお、現時点において談話室や昼食を取る場所などの設備等については、考えておりません。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） コロナの状況を見てですけれども、これはやっぱり、例えばロビーがあるじゃないですか。ロビーで子供たちが過ごしている部分もあるので、そういう部分からの発展的に取り組んでいただくと。そういうところから広げていっていただくという考えがあってもいいかと思うんですよね。

考えがないと突き放すんじゃなくて、子供たちがコロナが落ち着いてきたら、そういう部分で利用していくんでしょし、そこはやっぱり考えていただきたいなと思います。

あと、この文化センターの自習室、これ前にも同じ質問したんですけれども、防犯上の課題もあるので、この図書館とか研修室とかホールなどをその様子を教育委員会で把握できるように、カメラを設置していくなり、また、定期的に見回りをしていくなどの不審者対策は十分行っていくべきではないかと思うんですけれども、教育委員会のお考えとしてはいかがでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教 育 長（山口和良君） まず、今年度文化センターで開催しました各種学習会につきましては、会場内に全てスタッフを配置しております。

やはり、公の機関で子供に開放するということになるのであれば、必ずそこには管理できる人物が必要であるというふうに考えております。

今後についても、どのような形であれ、子供たちだけで会場にいないような体制を取っていきたいというふうに考えています。

また、文化センターには3台の防犯カメラが設置されておりまして、その映像が管理室内でのモニタリングが可能となっています。また、録画の保存もなされている状況であります。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番（富岡大志君） ちょっとその辺突っ込んでいいですか。結局自習室で自習スペースで研修室で勉強するわけじゃないですか。今制限しているでしょうけれども、そこにカメラはついているんですか。そういうところにスタッフがついているというふうに、実際いないでしょう。その辺どうなんですか。

議 長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 今ちょっと私のほうで説明させていただいた各種学習会、研修

会については、その場にスタッフが常駐しています。そういうような体制を取っています。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 自習室として開放しているときにはやっていないでしょうという話なんですけれども、自習室として視聴覚室でしたっけ、開放したときには、そういうところに時々見守りに行ったり、そういうところカメラつけたりしたらどうなんですかという意味を含めて質問したつもりでいたんですけれども、大丈夫ですか。お願いします。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 自習室という使い方も兼ねて、そういった部分についてもスタッフは配置しています。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 理解しました。ありがとうございます。そういう形であれば、いいんじゃないかと思います。

これ、吉岡町じゃなかったんですけれども、図書館などで起こっている話なんです。そういうときの対応として、現場の管理者が何かといったら、まさかこんなところで起こると思っていなかったですというのがもう判こ押したように、そういう言い訳をしてくるわけですよ。

教育委員会のほうからそういうことを聞きたくないので、きちんと対応している中で起こってしまう。それは分からないですよ。だけれども、まさかみたいな形にならないようにしていただければと思います。

あと、コロナ禍の中で子供の自殺者が増えているので、これ1.4倍ですか。2020年の間に自殺した。そんな中での子供たちの居場所としての図書館についてお話したかったんですけれども、これはまた別の機会にさせていただければと思います。

次、ICT教育イノベーションに関してという部分で質問していきます。

昨年情報端末活用、学校公開の授業という形で議員のほうにHiBALIプランでそろった端末の活用授業というのを見せていただきました。かなりいい形で進んでいるんじゃないと思うんですけれども、そのときよりも今かなり進んでいるんじゃないかと思います。

また、小学校では先に高学年に配布して、年内に低学年までの配布も完了していると。すばらしい状況なんですけれども、そこから2か月ほど経過したところであるんですね。そこで、その後の活用状況がどうなっているのか。

次に、問題点としては、教師間のスキルアップというのがやっぱり鍵になってくるのではないかと。学校によって、校長先生とか担当の先生とかかなり抵抗感があって、なかなか進まないという話も聞いているんですけども、そんな中で、吉岡町ではどのような形で教師間のスキルアップ展開が進んでいるのか。

それと、このHiBALIプランでのここまでの進行に対して教育長、今どのように評価されていますかという部分について、以上3点についてお答えいただきたいと思います。

議長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君登壇〕

教育長（山口和良君） HiBALIプランについてご質問いただきありがとうございます。

まず、情報端末活用授業の進行状況について、授業の中では授業支援アプリでありますミライシードのオクリンクという機能を利用して、友達の考えや意見を見て自分の考えと比べることで考えを深めたり、また、図工の作品を見せ合ってお互いの感想を伝え合ったりする、そういう授業、学習をしております。

また、振り返りの場面では、グーグルフォームを利用してまとめ、それを基にして次の時間の目当てを決めていくなどの児童生徒の実態を見て、工夫しながら端末活用の取組をしております。

また、情報端末の活用促進の取組につきましては、ICTに詳しい先生が中心になり、校内研修で全職員に使い方を伝えて、スキルアップを図れるようにしています。

また、低中高のブロック単位や学年単位でも必要なときにはすぐ集まり、研修を積んでいるところです。

これにより、多くの先生が必要な知識、技術を習得し、活用できるようになってきているというふうに考えております。

現時点での評価ということですが、ご存じのように、10月半ばに中学生、11月半ばに小学校高学年、12月半ばには小学校低学年と、順次端末配備を進めてきました。

HiBALIプランでは、タブレット端末を使うこと自体が目的ではなく、活用しながらアクティブラーニング的授業を行い、子供たちにこれからの社会を生きるために必要な力の基礎を身につけるということを目指しております。

タブレット端末を活用した授業実践は、全ての教員が同一歩調で進めていくというよりも、得意とする教員が活用し、あまり得意としていない教員の利用に広げていくということが大切であるというふうに思っております。

教員により、また学校により活用の方法や頻度は異なりますが、利用を進めながら生じる課題を克服しながら、授業や家庭学習で使うことのメリットを生かすことで、有効な活用を着実に前進させていけるというふうに考えております。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 確かにこれ吉岡町は進んでいる中で、よその自治体だと、小学校1年生、2年生なんて入れてどうするんだみたいな議論も起こりました。それが大きく政局に移行してしまった市も皆さんご存じだと思うんですけども、そういう中で、私も仲間の議員の仲間の中で話ある、そちらの自治体の市議と話したんですけども、そんな中で、なかったら進まないでしょうと。そこから先あったものに対しては、もう現時点ではある程度トライ・アンド・エラーを続けながら進めていくしかない部分もあるんですけども、そういう面で、分かっている先生がどんどん進めて、それを広げていくというやり方、非常にいいやり方だと思うんですね。

クロームブックの選定、この機種選定もしかり、支援ソフトの選定というのもこれ最良だったのではないかと私も思っています。同プランによる速やかな端末整備や指定校については、他市町村の、私も知っている議員いるんですけども、自慢しています。大いに自慢しています。吉岡町結構やっているんだよという形で言っている状況ですね。

今それと一緒に言いましたけれども、ある程度手探りの状況の中で詳しい先生が先に自分のクラスの授業に取り入れて、そこから他の先生に展開されていく様子も私自分も父親やっていますので、小学生の。よく聞いております。

学校側も積極的に変革に対応しようとしている様子が見られていて、本当に素晴らしいことだと思うんですね。

続けて質問していきますけれども、先ほどグーグルフォームとかも出てきたんですけども、この端末を使用した宿題も出ているようですし、クラスルームという機能があるんですね。そこで自由課題の取組の発表とかも行っているようなんですけども、このような宿題とか家庭学習の実施状況はどのようになっているのか、お答えいただきたいと思っております。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） クラスによっては、クラスルームで宿題を提供、提示し、その日にやるべき課題を児童に伝えております。家に帰り、タブレットを開き、宿題を確認して取り組むといった形となります。

スタディサプリ等のドリル学習は、家庭での自主学習として取り組んでおり、各児童の取組の進行状況は担任がチェックをして把握することができていると聞いております。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5 番(富岡大志君) ただ、活用して進んでいくのも確かにいいんですけども、いまだにそれ以外の宿題もいっぱい出ていて、私の家庭で見ている限り、それが中心というところまではまだいっていないようなんですよね。

その中で進めていただきたいと思うんですけども、ちょっとそこで気になることが2つあって、まず1つ目が、この学習支援ソフト2つ今あります。スタディサプリという、これは高校生も使っている。それが中学校、小学校でも使えているようなソフト、それ以外にミライシードという2つのソフトを町は今併用しているようなんですけども、これは、最終的にどっちか1つにするとか、もしくは2つ採用するのとか、そういう形は考えているんでしょうか。通常1つですよ。

あと、生徒児童のこのソフト利用に関してアンケートを取っていると思うんですけども、そのところは結果はどうなっているのかお聞かせいただきたいなと思います。

議長(山畑祐男君) 小林教育委員会事務局長。

[教育委員会事務局長 小林康弘君発言]

教育委員会事務局長(小林康弘君) 吉岡町では、昨年8月からスタディサプリとミライシードという2つの学習支援ソフトの試行を進めておりましたが、年度途中で群馬県教育委員会がスタディサプリを推奨ソフトとして、小学校から高校までデータが引き継げるようにする旨の通達があり、さらに、将来的にはこのアプリを日常の授業でも活用するプランが示されたことから、吉岡町としてもスタディサプリの導入を決定しております。

また、同時に試行していたドリル学習が可能な習熟を目的としたミライシードというソフトも、個別学習のほかに、授業支援や協働学習機能を備えたものであり、このソフトを導入することで、毎学期購入しているドリル類を減らせ、児童生徒の登校時の荷物軽減や保護者の経済的負担軽減にもつながるとの考えから、町教育委員会としては、この2つのソフトを併用する方針を決定しております。

また、当初アプリ選定のために児童生徒の利用に関するアンケートの実施を考えておりましたが、県が推奨するソフトとしてスタディサプリの導入が決定されるとともに、教室で実際に使用していた教員からの声なども背景に、ミライシードの併用の方針が決定されたことから、実際にアンケートを取ることはありませんでした。

議長(山畑祐男君) 富岡議員。

[5番 富岡大志君発言]

5 番(富岡大志君) アンケートはなかったということなんですけれども、私のところに保護者メールの中では来ていたので、どういう状況ですかというのはあったと思うんですけども、それは置いておいて、子供に対してのアンケートはなかったという話ですね。

この2つ使うんですけども、非常にありがたいことなんですけれども、お金もたくさ

んかかったんじゃないかと。そんな中で進めていただいたというのは、非常にありがたいことだなと思っているんですけども、これ県が知事が6月頃でしたっけ、群馬県のICT教育イノベーション構想というのを立ち上げて、その中で統一ソフトというのを出していて、情報もいろいろキャッチされていたと思う中で、こういう形になったのでないかなと理解しているんですが、この学習支援ソフトというのは、実はこの2つ以外にも幾つかあるのはご存じだと思うんですけども、この2つ以外にはいろいろ検討されたんでしょうか。ほかにもいいものがあったんじゃないかと思うんですね。

例えばよくUDフォントの話何回かしたことあるんですけども、ところどころ皆さんとの情報交換の中でもUDフォントを使っていったらどうですかという話はよくしていると思うんですけども、例えばそういうものが掲載されている学習支援ソフトもあるわけなんですよ。そういうものがある中で、この2つをこういう中があるものに対して検討はされなかったのかという部分についてお答えいただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 町教育委員会では、スタディサプリを授業動画の視聴などの家庭での自主学習ソフトとして、ミライシードを日常の授業における授業支援ツールとしての利用を想定し、夏休み前に中学生がそれらの学習支援ソフトを使えるようにしております。

その後、県教育委員会がスタディサプリを推奨ソフトとし、小中高の系統性を図るとしたことから、県内の多くの自治体においてスタディサプリの導入がベースとなると考えております。

ただ、スタディサプリは授業動画の充実した自主学習を目的とした、これをメインとしたコンテンツでありますので、ドリル的な要素はありません。教育現場の声を聞きますと、繰り返し習熟を図るためのコンテンツも重要視されているということですので、町教育委員会ではスタディサプリのほか、ドリル学習が充実しているミライシードというソフトの併用を考えて進めているところでございます。

また、そのほかにも学校では、G-suite for educationに含まれる様々な機能も活用していることから、全校一律としてこれ以上のソフトを導入することは現在考えておらず、当面の間は今の取組を継続していきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） つまり、ほかにもソフトがあったけれども、やはりやっていた2つのソフ

トがかなり優秀というか、こっちのほうがいいだろうという考えで、ほかのところまでは考えなかったという形で理解していいんですね。

この2つがかなり使えるというのは、私も子供の様子を見ていて理解していますので、次に進みたいと思います。

今これ今回吉岡町の小学校、明小、駒小、両方とも県のプログラミング教育実践モデル校というのに指定されているんですけども、こちらに関して、我が家って妻も私もそれなりにICT理解できているほうじゃないかと、そんなに専門的ではないですけども、思うんですけども、そんな中でも、子供がどんなことをやっているか、これについては分かっていないんですよ。実際これどのような形で行われているのか、ちょっとお答えいただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 実践校として指定を受けた当初の計画より、県の実際の推進状況に若干遅れが生じておりますが、これまでの取組概要を申し上げます。

これまでに本事業のアドバイザーである松田 孝氏による講演やモデル校となった4校の担当による顔合わせ、先進プログラミング教育推進協議会のWeb開催等が行われております。

そして、3月3日、本日の午後には駒寄小学校において講師の松田氏の指導の下、先進プログラミング研修としてプログラミング教材の使い方等の伝達が行われる予定であり、同様に、明治小学校においても3月9日にそういった研修が実施されると聞いております。

本事業が本格的に始まるのは、令和3年度からでありますので、今は両小学校において対象学年や指導計画等の検討を行っている段階となっております。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 令和3年度からだったということなんですね。分かりました。

今日研修会があるという形で、着実に進めていただければありがたいなと思います。

今回のこのHiBALIプランのALI、アクティブラーニングイノベーション、GIGAスクール構想のIと同じですね。ということなんですけれども、この教育イノベーションで、この教育イノベーションは何かというのは、今さらなんですけど、簡単に言うと、情報通信技術を活用して子供たちが主体的に学習していく新しい学びというのが一般的な言われ方ですね。

教育上の変革という部分だと思うんですけども、このようなイノベーションで、吉岡

町は、他の自治体がうらやむような先進地、今まで以上に自慢できるような先進地になっていただきたいと思いますけれども、こちらに関して教育長のお考え、いかがなのかという部分。

また、同じ教育イノベーションを県が強力に進めているところです。この県との連携が非常に重要なのではないかと思いますけれども、現在の連携の状況、対応状況と今後どのように進められていくかについてお答えいただきたいと思います。

議長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） HiBALIプランは、私のこだわりのあるものでしたので、質問していただいて本当にありがたいです。

私は、就任当初より吉岡町が持っている教育のたくさんのよさの中から、それを特色としていけるようなもの、こういうものを前面に出せればというふうに考えていました。

今回の国のGIGAスクール構想に伴う1人1台端末配備に伴い、柴崎町長も同じ思いであることから、HiBALIプランという、ヒルタウンベースストーリーアクティブラーニングイノベーションの省略したHiBALIプランという独自の政策として町の教育の大きな特色としたいというふうに考えました。

先進プログラミング実践モデル校の指定を進んで県から受けたこともそのためです。

社会には〇〇教育と言えどどここ市、どここ町、どここ村という、その自治体が持つ特色を示す言葉を聞くことがあります。議員の皆様のご理解で、端末配備が早期に行われたこともあり、現時点で県内において、議員もおっしゃいましたけれども、吉岡町はICT活用に先進的に取り組んでいるという言葉が私の耳にも入っているところです。

HiBALIプランは、タブレット端末配備、通信環境の整備のハード面での整備を1.0ということにしてきました。配備を完了し、本格的に始まる令和3年度はいよいよ2.0として、児童生徒が効果的に活用し、これからの社会を生き抜く力の基礎を身につけるための授業改善を年度当初から進めていける段階に入ったというふうに考えています。

先進地となるかどうかについては、その結果でありまして、ほかからの評価となることだと思いますけれども、今の今後の思いについては以上のとおりであります。

2つ目の県との連携ということでございますが、申し上げたとおり、小学校2校は県の先進プログラミング教育実践モデル校としての指定を受けており、これから本格的に群馬県と連携して進めることとなります。

また、このたび吉岡中学校も県のICT活用促進プロジェクト協力校の1つとして県教育委員会の指導により効果的な活用について研修を深めることとなりました。

また、これはまた違う視点なんですけれども、群馬県知事が主催します群馬県教育イノ

ベーション会議というのがありますけれども、これは、群馬県が定めた20年後のビジョンとして目指す年齢や性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、全ての県民が誰一人取り残されることなく、自ら思い描く人生を生き、幸福を実感できる自立分散型社会というものの実現に向けて、「始動人」、始める、動く、人ですね、「始動人」という概念を群馬県として確立していくために、群馬県の教育のあるべき今後について、自由に意見を交わす会議というふうに捉えてください。群馬県教育イノベーション会議です。

このたび私がこの吉岡町教育長という立場でそのメンバーの一員として参加しております。なお、このメンバーは、ほかに山本知事、それから副知事、日本におけるSTEAM教育の第一人者の中島さちこ氏、東京大学先端科学技術センター教授の中邑賢龍氏、共愛学園副学園長で群馬県総合戦略策定懇談会座長を務めた平田郁美氏、また、合同会社MAZDAインクレディブルラボCEOで、今回明治、駒寄2校の先進プログラミング教育実践モデル校指定の指導者である松田 孝氏、そして私、山口です。この会議に私が参加しているということも群馬県と連携していることにつながるものではないかと捉えております。

また、この会議は、12月に1回実施しまして、今度3月23日に2回目が行われる予定です。以上です。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） そういう会議の中でぜひ吉岡町としての要望というのも教育長のほうから今度発信していただければなという形で思っています。

時間が押しているんだけど、先ほどの教師間スキルアップに関してもう一度質問しますけれども、これ情報端末活用事業についてはグーグルのほうでさっきクラスルームとかG-s u i t e出てきたんですけど、こういうものについてSNSはじめ、特にSNSでの教員の情報交換というのは活発に行われているんですね。

また、情報交換や交流を目的としたGEG、G o o g l e E d u c a t o r G r o u pというのが群馬県にもできたんですけど、こういうのに先生だけでなく、教育委員会もこのようなものを活用して情報交換を積極的に行うべきではないかと思うんですけど、こちらに関してはどのようなお考えにありますか。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） GEGについては、拝見させていただきました。

現在このような学校教育における情報端末の活用を目的としたサイトは文部科学省や各種教育機関等にも数多く存在しており、教員は自主的にこのようなサイトを活用し、主体

的にスキルアップに取り組んでいるものと考えています。

町教育委員会としましては、町立学校に導入した情報端末のメーカーでありますLenovo社が行っている先進的な学校の取組や端末の活用方法などに関するオンライン研修会情報などを学校に紹介しているほか、県教委がクロームOSとスタディサプリを小学校から高校までのプラットフォームとしたことを受け、県総合教育センターがこの活用方法の研究に先進的に取り組んでおりますので、今後はその研究成果を生かしながら、オンラインや直接講師を学校に招いての研修会等に取り組んでいくことになると考えております。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 実際現場での細かい作業とか、操作方法とか、いろいろ困り事とかというのは、これ単にICT指導員が張りついているだけじゃ解決できない問題もいろいろあると思うんです。

その中で、こういうSNSの活用等も強制はできないものの、紹介していった、こういうものがありますよという形で、私も見る限りかなり高度な話、連絡、情報交換とかがされて、しかもきめ細かいグループの中での情報交換がされていますので、いろいろそういうところも活用を推奨していただければと思うんですけれども、次が、今先ほどの家庭学習にも関連するんですけれども、コロナの影響で再度の休校の可能性もあるわけですし、あと、本人が感染してしまったり、例えば家族が濃厚接触者になっていて、どんどん感染していく状況になると、児童生徒が長期欠席になってしまう可能性も十分あるわけなんですよね。

ですので、そういうことを想定した端末利用による家庭学習支援の計画というのは、やっぱり進めていくべきではないかと思うんですけれども、現在のその家庭学習支援の計画や取決めというのはどのようにされているのかお答えいただきたいと思います。

議長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 事務局長に答弁させます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 長期欠席児童生徒への学習端末を利用した支援はということですが、オンラインでの双方向型学習につきましては、環境的には既に可能となっておりますので、長期の欠席日数が決定した時点で計画を立てることは可能となります。

しかし、それに当たる教職員等の割り振り等も含めて計画していくことになりますから、小学校では空き時間の職員が手薄であったり、中学校では教科の先生の空きが合わず、毎

時間組めなかったりということが想定されます。

つまり、自主学習的な取組は可能であると思われますが、出席している児童生徒と同様に、毎日同じ時間数、同等の授業が受けられる保障はなかなか難しいのではないかと考えております。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） そうしたら、通常にいくと長期休業ですよ、なった場合をもうちょっと具体的に考えていただきたいんですけども、これ、2月19日に感染……、文部科学省通知「感染症や災害等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導について」、これで令和3年度からオンラインを活用した特例の授業の実施について、指導要録に記録するよう求められています。

このオンラインを活用した特例の授業というのが、まず1番として、同時双方向型のオンラインを活用した指導、2番目として、課題の配信・提出、教師による質疑応答及び児童生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導と。これ、校長が認めた場合なんですけれども、この1番目と2番目のこの学習指導方法について、具体的にどのように考えていただけるのか。

これ簡単に言うと、オンラインで休校中授業を行った場合は、通常の授業で受けた、通常の授業を行ったと同じように学校長が認めることができるという話ですよ。

その場合、ということは、その計画、これに対してどのような対応をしていくかということも教育委員会として対応考えていかなきゃいけないと思うんですけども、こちらどうされるお考えなのか、お答えいただきたいと思います。

議長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 先月の19日に出されました文部科学省の通知「感染症や災害時の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導について」ということのオンラインを活用した特例として認められる授業について、私の考えを申し上げます。

本通知では、まずは、非常時であっても学校において可能な限り、今回のコロナウイルス感染症で言えば感染リスクを低減させ、あるいは災害時等に安全確保をした上で、児童生徒が登校して学習できるようにすることが重要であるということとしております。

したがって、本町の小学校でこれまで実践しました地区別少人数登校等も実施できないような非常時、災害時における必要な処置としてオンラインを活用した対応を取ることになると考えます。

まず、議員ご指摘の1つ目の同時双方向型のオンラインを活用した学習指導についてで

ありますけれども、1学級30人前後の児童生徒を相手に双方向型で授業として成立させる、授業として成立させるというのは、新しい学習内容を習得させるということですね。これについては、小中学生にとってかなり難しいことであるというふうに、今考えております。

教員の教材準備の時間のこと、また、家庭学習の習慣がままならない児童生徒もいる状況を踏まえると、家庭でタブレット端末を使って子供が課題に向き合って考え、意見を発表し合って、45分、50分をかけて進度を進めていくためには、教科の内容を理解することが苦手な子、また、授業中分からないことを質問することがなかなか難しいというふうな状況の児童生徒の理解を教員が把握することは、困難が伴うというのが現実だと思います。

したがって、オンライン授業だけをもって該当の内容を習得したとみなす、通知にあります教師による指導が一定の要件を満たしており、学習状況、成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られ、再指導を不要と校長ができるという、いわば学習成立条件にまで到達するのは非常にハードルが高く、現実的ではないというふうに考えています。

ただ、2つ目の課題の配信・提出、教師による質疑応答、児童生徒同士の意見交換をオンラインで結んで行う学習指導、これにつきましては、その実施方法を工夫しながら、既に習った事項の復習であったり、発展的に学ぶケースを子供によって個別化する方法は考えられます。

これならば、学習成立条件というのは、休業が終了してからの対面による確認と併せて学習を終えることができるというふうに考えております。

文部科学省の通知の意図は理解できますけれども、非常災害時であっても、現実にはオンライン授業のみの対応でなく、まずは分散少人数登校、そして、オンライン授業やオンライン学級会など、担任と子供のやり取りをするような状況、これを確保して、その上で、休業後の学校における対面授業を交えた学習を進める方法、これをセットで考えることが現実的であるというふうに考えています。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） ただ、これ休校期間中、春の中でどうだとかという、基本的には前学年の復習が中心で進んで、先に進めなかった。それで、カリキュラムが押して、生徒児童に多大な負担をかけていく形になったので、難しいのは分かっているんですけども、ここを何とかしないと、いわゆる勉強はしたいけれども、学びは先に進んでいなかったわけですよ。だから、そこはしっかり捉えていただきたいなと思います。

ちょっと飛び飛びの質問になってしまいますけれども、このコロナ禍で、まず授業参観

できていないですね。この授業参観をこういう情報端末を使うなり、あとはYouTube配信するなりにして、まずこれができるんじゃないかと思うんですけども、こちらに関してどのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 授業参観は、学校教育に対する保護者の理解を求めるために重要な行事と考えておりますが、基本的には各学校がPTAと相談しながら、主体性を持って実施の時期や方法を決定するものであると考えています。

今年度、明治小学校が感染症対策を取った上で、時間差での少人数参観を実施しておりますので、町教育委員会といたしましては、今後他校もこのような方式で授業参観が実施できないか検討を促したいと考えています。

また、そのような対応ができなかった場合における保護者へのオンライン授業公開につきましては、選択肢の1つと考えられますので、今後の検討課題とさせていただきたいと思えます。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） あと、学童でWi-Fiが使えなかったという、それ12月に気づいて、私も指摘して、ただ、冬休みになって、春休み手前なんですけれども、この間にコロナでいつ休校になるか分からなかった状況で、その中というわけですよ。

ここは、やっぱりどうしてここまで延びたのかは、ざっとでいいので、ご説明いただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

議長（山畑祐男君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） この件に関しては、誠に申し訳なく思っているんですが、主管課のほうで学校の宿題は学校に行って実際のことを把握していなかったということで、整備が遅れてしまったということになります。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔5番 富岡大志君発言〕

5番（富岡大志君） 業者の都合もあり、若干遅れたというのは、私も理解していますけれども、できるだけ早く進めていただければと思う次第でございます。

ちょっと残りいっぱいあったんですけども、ちょっと時間の都合で、また改めて質問したいと思えます。

以上で5番富岡の質問を終了したいと思います。

議長（山畑祐男君） 以上をもちまして、5番富岡大志議員の一般質問が終わりました。  
ここで休憩を取ります。再開を10時50分といたします。

午前10時31分休憩

---

午前10時50分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開します。

---

議長（山畑祐男君） 4番廣嶋 隆議員を指名します。廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君登壇〕

4番（廣嶋 隆君） 4番廣嶋、議長への通告に基づき一般質問をいたします。

初めに、1、林道栗籠井堤線について。

（1）令和2年度工事の進捗状況について説明を求めます。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） ご質問いただきました林道栗籠井堤線の工事の本年度の進捗状況につきましては、先月の2月26日までの工期をもって無事に工事が完了したところでございます。

現在は、完成検査の準備を進めておりますので、近いうちに検査を実施する予定でございます。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 予定どおり進んでいるようですが、工事が完成したわけではありません。

工事の終わりは、滝の沢川を渡ったところになります。改めて確認しておきます。

次に、令和2年度関係機関との話合いの経過報告をお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 本年度につきましても、林道の関係機関であります渋川森林事務所との協議や調整を行いながら工事のほう進めてまいりました。

また、本年度の工事区間は、一級河川滝の沢川付近の工事を含んでおりますので、河川管理者であります渋川土木事務所とも相談をさせていただき、留意事項等確認を行いながら工事を完成したというところでございます。以上です。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

- 4 番（廣嶋 隆君） 町道についての話合いはされたのですか。お答えください。  
議長（山畑祐男君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 町道と申しますか、滝の沢川の渡河方法とかの部分について少々お話をさせていただいたこともありましたが、今後の見通しについては、依然厳しいという旨のご意見をいただいた経緯がございます。以上です。

- 議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

- 4 番（廣嶋 隆君） そうしますと、渡河方式については話合いされたということですが、渡り切って県道まで、いわゆる町道ですよね。については、土木事務所及び森林事務所とは何ら話し合っていないということではよろしいですか。

- 議長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 町道部分に関しましては、渋川土木事務所と意見交換をいたしまして、渋川土木事務所からは勾配がかなり厳しいため、道路構造的にもちょっと無理があるのではないかと指摘をいただいております。以上です。

- 議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

- 4 番（廣嶋 隆君） 話合いは、じゃ、されているということで、ただ、見解として勾配がきついから厳しいと。それは、勾配については、ルート変えるとか、いろいろ方法はあると思うんですね。  
その辺どう考えているのかお答えください。

- 議長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 勾配を緩くするためには、迂回するような形で線形を計画していくことになるかと思うんですけども、まずは、新設道路の起点と終点がやっぱり定まっておりますので、その調査も実施できないという状況でございます。

- 議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

- 4 番（廣嶋 隆君） 以前からも起点等については、いろいろ決めて、決められないという話は伺っております。いずれにしても、コンクリートされた町道も必要ですが、当初であれば、多少アバウトでも起点を決めて、測量してルートを順次決めていくと、そういうやり方も

あろうかと思うんです。

だから、その辺についても今後は土木事務所及び森林事務所ですか、等ともコロナ禍の中でなかなか回数を増やすことは難しいと思いますが、実施していただきたいと思います。

次に、3番、舗装が滝の沢川のかかなり手前で終わっていますが、その理由の説明を求めます。

議長（山畑祐男君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 先ほどの答弁でも触れさせていただきましたが、渋川土木事務所との相談の中でご指摘をいただいたという経緯がございます。

その内容といたしましては、河川には洪水など、災害の発生を防止するために必要な区域として、河川区域がございます。また、河岸や河川管理施設の保全のために制限を設ける区域といたしまして、主に官民境界から20メートル以内について河川保全区域が設けられているというものでございます。

その河川保全区域においては、河川法第55条により、区域内における行為の制限があり、工作物の新設には河川管理者の許可が必要になるというものでございました。

現地は、山林内であり、官民境界を示すものがないため、境界を明確にするためには測量等の調査が必要になるという見込みになりました。

工期内の工事完成を目指すためには、時間的猶予がありませんでしたので、やむを得ず舗装の新設については、施工の延長を減らすという決断に至ったものでございます。以上です。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 今の説明の中で、河川区域及び河川保全区域という用語が出てきました。ちょっと専門的じゃないので、滝の沢川について、河川区域はどこで、河川保全区域はどこなのか説明いただきたいです。

議長（山畑祐男君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） その辺につきましては、渋川土木事務所さんに確認をさせていただきました。通常が公図による境界でもって、その河川区域、それから、その河川区域から20メートルについては河川保全区域ですというご説明をいただきました。

その部分について詳細な最終的な土木事務所さんとの確認というものが行っていなかったということが今回原因になってしまったかなというふうには考えております。以上です。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 次に進みます。

4番、以前話に出ていた投棄物禁止の看板及び遮断機等は、本年度内に設置できるんでしょうか。お答えください。

議長（山畑祐男君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 今年度の工事の中で遮断機、ゲートにつきましては、設置を完了しております。

また、不法投棄禁止を呼びかける看板等につきましては、今回の工事では設置をしておりませんので、設置場所など含めまして、今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。以上です。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） ゲートについては、完了していると。しかし、看板等はまだで、ただし、令和3年度予算を見ると、看板等についての予算計上がされていないと思うんですよ。

この辺はどのように対処するんですか。

議長（山畑祐男君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 当初予算に計上させていただいていないということでございますが、まずは、延長が数百メートルからございますので、設置場所等をどこに設置したら効果があるかということも含めまして検討させていただいて、検討の結果によりましては、補正対応ということも考えたいというふうには思っております。以上です。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） ぜひ調査して、設置場所等を決めていただき、補正等で設置するようお願いいたします。

続いて、5番、残土処理の開発に関わる森林について、雨水等の処理があり、既設道を造る計画は認識していると12月議会で答弁しております。その後、この件で施設ができるか、新しい情報があるのか、お聞きいたします。

議長（山畑祐男君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 今年年が明けまして1月の中旬頃、現在残土処理が行われている場所について、将来的な構想で計画していることがあるというような相談があったことにつき

ましては、承知しております。

なお、残土処理の事業が現在も実施されている最中であることから、林地開発許可との関係などについて、群馬県との協議を行われるよう提案をさせていただいたというところでございます。以上です。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 具体的に何ができるということは、お分かりですか。

議長（山畑祐男君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 個別の相談ということで伺った段階でございますので、その具体的な内容につきましては、答弁は控えさせていただきたいというふうに思います。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） いずれにしても、施設ができれば、町道開発にまた影響が出てくると思います。

この辺も林道が全線ならなかったという、そのことを踏まえて、後手にならないように調査研究をしていただきたいと思います。

そして、この残土処理上ののり面、傾斜地ですね。のり面が台風や大雨などで崩壊する危険があると思われまます。特に、滝の沢川の南側については、かなり高さがありますよね。で、この危険があると思われることについて、町はどのように考えているのかお答えください。

議長（山畑祐男君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） こちらにつきましても、懸念があるということで、今後そういうことについても検討していきたいというふうには考えております。以上です。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 町の対応、じゃ、今考えていないということですか。

例えば、のり面が崩壊すれば、滝の沢川が埋まったり、または下流に土石が流れて大きな被害が発生するわけですよ。今から対策の検討が必要であり、いろいろなところと話し合いをして進めていかなければいけないと思うんですが、その辺どういうふうにお考えですか。

議長（山畑祐男君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） ご指摘のとおり、関係機関等含めまして、検討していきたいというふうに考えます。以上です。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） いろいろなところで今まで災害が発生しているわけですよ。大雨による。県内でもそういう災害が起きています。特に、あれだけ土砂を盛って、大雨等により崩れないなんていう保証はどこにもないわけですよ。事故が起きてからでは遅い。

ですから、早急にこの辺も踏まえて対策等を検討していただきたいと思います。

6番、町道開通に向けて、令和3年度何らかの予算計上をしていますか。

議長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 滝の沢川北側の町道部分に関しましては、新設道路の起点、終点が定まらないため、調査、測量ができない状況でございます。

さらに、先ほど産業観光課長からも民間開発の構想、計画の説明がありましたとおり、その動向にも注視しなければいけないため、令和3年度には調査費等の予算は計上しておりません。以上です。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 改めてお聞きします。町道を造る気があるんですか。お答えください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 林道栗籠井堤線についてでございますけれども、計画がなくなったわけではございません。県渋川土木事務所からは、勾配がかなりきついために道路構造的に無理があるのではないかという指摘をいただいておりますので、例えば現道を町道ではなく、作業道としての整備することなど、渋川土木事務所を含めた県森林事務所や土地の地権者とも相談しながら、今後も検討していきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） ただいま町長のお考えは、町道じゃなくても作業道という考え方もあるんじゃないかという考え方でした。

この林道には既に8,000万円の税金が投入されております。12月議会で町道を完成させる気があるかと私は町長にお聞きしました。そのとき、町長は、県への相談も含め

て今後の道路整備の手法、方向性を見いだしたいと答えております。

投入した税金が無駄にならないよう、早く方向性を見いだしていただき、県への働きかけも続けていただき、令和3年度、次の一步を進めていただきたいと思います。

次に、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針において、目指すべきデジタル社会のビジョンとして、「デジタルの活用により一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル化～」が示されました。このビジョンの実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要であり、自治体デジタル・トランスフォーメーション計画を推進する意義は大きいとあります。

自治体において、自ら担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やA I等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことが求められております。

国は、2021年1月から2026年3月までに情報化システムの標準化、共通化への移行を目標として、自治体が重点的に取り組むべき事項、内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援対策等を取りまとめ、自治体デジタル・トランスフォーメーションとして策定し、デジタル社会の構築に向けた取組を全自治体において着実に進めていくとあり、9月にはデジタル庁を創設するとあります。

町長の施政方針の最後に、DX、デジタル・トランスフォーメーションは、手続の電子化が加速度的に進んでいくことが想定されると書かれています。

そこで、2、自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画について、  
(1) DX推進計画への取組状況についてお聞きいたします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 自治体デジタル・トランスフォーメーション、通称DX推進計画について質問いただきました。

自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画については、議員ご指摘のデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針と同じ令和2年12月25日に発表された計画となります。

行政のデジタル化の集中改革を強力に進めるため、マイナンバー制度と国、地方を通じたデジタル基盤の在り方を含め、抜本的な改善を図るとされ、同日閣議決定されたデジタル・ガバメント実行計画における自治体の情報システムの標準化、共通化など、デジタル社会構築に向けた各施策を効果的に実行していくためには、国が主導的に役割を果たしつつ、自治体全体として足並みをそろえて取り組んでいく必要があります。

そのため、自治体が重点的に取り組むべき事項、内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめ、デジタル社会の構築に向けた取組を全自治体において着実に進めていくために、自治体DX、デジタル・トランスフォーメーション推進計画がされたと認識しております。

本計画については、昨年末に閣議決定され、つい先日総務省による説明会が開催されたところでございます。

総務省においては、国の施策展開を踏まえつつ、業務改革、いわゆるBPRを含めた標準化等の進め方について、「(仮称)自治体DX推進手順書」として、この夏をめどに提示するとしております。

町といたしましては、この手順書に基づいた上で、取組を進めていきたいと考えております。

ただ、既に概要等については示されているものもございしますので、手順書の提示を待つことなく、取り組めるものについては鋭意進めていきたいと考えております。

議 長(山畑祐男君) 廣嶋議員。

[4番 廣嶋 隆君発言]

4 番(廣嶋 隆君) 今は中央省庁や自治体のシステムがばらばらであり、非効率的で連携しにくい。改善に向けてシステムを共通化し、総合的な行政デジタル化をするのがこのDX推進計画であります。

知事は、新年度予算案で新たな行政課題や多様化する行政ニーズに対応するため、部長級のデジタル・トランスフォーメーション推進官を設置すると説明しております。

そこで、町長にお聞きします。機構改革等をして、DX推進室を新設し、新たな行政運営や町民サービスの向上を図る考えはありますか。

議 長(山畑祐男君) 町長。

[町長 柴崎徳一郎君発言]

町 長(柴崎徳一郎君) 機構改革を行った上で、DX推進室を新設し、この自治体DX推進計画を町として強力で推進していったらどうかというお話かと思いますが、現時点ではそのような組織の新設は考えておりません。

この計画の推進については、全庁的に取り組んでいくべき課題であることは、間違いなところですが、現時点では現行の組織の中で私の指揮の下、しかるべき部署においてしっかりと旗を振り、関係各課、局との連携を図りながら対応していきたいと考えております。

ただ、今後の機構改革の実施そのものを否定するわけではございません。この問題に限らず、必要とあらば、ご指摘のような組織の新設や機構の再編についても行っていく所存

でございます。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） ぜひDX推進計画が立ち後れないように進めていただきたいと思います。

次に、マイナンバーカードの普及を促進するため、政府は去年9月からポイント還元制度、マイナポイントを始めましたが、カードの普及率は1月27日時点で25%にとどまっています。そのため、政府は、カードの利便性の向上を図り、令和4年度末までにほぼ全ての国民に行き渡るようにするという目標の達成を目指す方針です。

具体的には、マイナンバーカードを今年3月から健康保険証として利用できるようにするほか、令和6年度末までに運転免許証との一体化を目指すとしています。

マイナンバーカードは、オンラインで確実に本人確認ができ、デジタル社会の基盤となるものです。

総務省は、引っ越しの際にマイナンバーカードを使ってオンラインで転出届の提出手続をすれば、転居先の役所で転入届の提出を不要とする方針を決めました。窓口の混雑緩和や待ち時間の短縮を図り、住民サービスの向上につなげたい考えです。

今国会で住民基本台帳法を改正し、2022年度中に全自治体での運用開始を目指しております。

そこで、（2）重点取組事項にマイナンバーカードの普及促進がありますが、町の普及率と令和4年度までの普及方法についてお聞きいたします。

議長（山畑祐男君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） マイナンバーカードの現在の町における普及率でございますが、今年1月末現在で申請5,501件、交付4,528件、率としまして申請率が25.4%、交付率が20.9%となります。

令和元年度末、令和2年3月末現在時点での申請が3,106件、交付が2,309件で、率としましては、申請率が14.3%、交付率が10.7%でしたので、この10か月間で申請が2,395件、交付が2,219件の増となっております。

普及の取組につきましては、令和2年4月から申請に必要な顔写真を無料で撮影するサービスを開始し、令和3年1月からは、第1、第3月曜日に実施している延長窓口においてマイナンバーカードの交付を行っております。

また、申請交付用のパソコンにつきましても、1台増やして対応をしていく予定になっております。

新たに5月よりマイナンバーカードを利用したコンビニでの証明書の交付も実施予定で

あります。

マイナンバーカードの利活用に関しての周知や普及、推進も図っていきたいと考えております。以上です。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 延べ人数について、今の話ですと4, 228及び2, 219、交付率の数ですが、今まで交付した延べ数というのはお分かりですか。

議長（山畑祐男君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 今話させていただきました4, 528件という交付がこの制度が始まってからの累計になります。以上です。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） そうしますと、2万1, 000の住民に対して4, 228、これが20.9%ということですね。そうしますと、国は1月現在で25%、ちょっと国よりも遅れているということが言えると思います。

本年度の普及率の目標は何%と考えておりますか。

議長（山畑祐男君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 何%という具体的な数字は持っていませんけれども、そういった取組等をして、また、ちょっと延長窓口等でも実施のほうを交付等をさせていただいておりますので、そういった中で推進していきたいというふうに考えております。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 保険証として利用できるのはいつからだか、決まっていますか。

議長（山畑祐男君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 3月というような予定になっているようなんですが、ちょっと町内においてもその準備ができていない医療機関等チェックしておりませんので、ちょっと分からないんですけども、ただ、試験的にやっていたりとか、今申請してもそういったカードリーダーですかね、そういったものが手配できなかったりということで、医療機関等によってちょっと始まってくると違ってくるのかなと、今ちょっとこちらのほうでいつからというような具体的な日にちについては、ちょっと持ち合わせておりません。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 今のお話ですと、病院、医療機関等がカードリーダーを設置しないと当然保険証扱いにならないということだと思うんです。

今後そういうカードリーダーが普及されてきたときに、子どもがどこの病院でマイナンバーカードが保険証として利用できるのか、その辺町民にどういう方法で告知をするのか、その辺はどうお考えですか。

議 長（山畑祐男君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） こちらにつきましては、厚労省のホームページ等で公表されるというような話が以前ありました。

また、その病院等でもポスターなり、そういう掲示があろうかと思えますけれども、町としましても、何かそういったところでホームページ等でリンクを貼るとか、何かそういったようなことで対応はしたいと思えます。

随時病院等が対応する医療機関等が増えたりする場合に、ありますので、そういったところで随時更新されているものをお知らせするようなホームページを活用したような形で考えております。以上です。

議 長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） マイナンバーカードが普及するに当たっては、保険証として使えるのは非常に便利なことで、ですから、普及をもっと進めるためにも、町として告知方法を検討していただいて、町民にその情報が提供できるようにしてください。

マイナンバーカードの普及が進まない理由の1つは、現時点でマイナンバーカードによるメリットを実生活で感じる機会があまりないということ。マイナンバーカードは、身分証明書になるが、今のところ日常生活での利便性はほとんど感じていません。便利さが見えてきて初めて普及が進むはずです。

次に、重点取組事項に自治体のAI・RPA、AI技術を利用して業務を自動化するシステムの利用推進とありますが、令和元年5月、総務省の導入状況等調査によりますと、AI導入済みの都道府県は36.2%の17、指定都市では60%の12、その他の市区町村は4.5%の77となっております。

安中市では今年度手書きの文字を読み取ってデジタルに変換するOCRソフトの導入や業務を自動化する専用のツール、RPAを導入し、国民健康保険高額医療費の振込書類作成など、14業務で活用し、業務の効率化を進めております。

民間では、あらゆるサービスがモバイル端末1つで情報、予約、支払いまでワンストップ化されていますが、行政サービス分野では住民票などの各種申請、結婚や出産などの届出において直接窓口に行く必要があり、支払いは現金など、ワンストップ化対応に遅れがあります。

そこで、(3) ICT、情報通信技術による業務の効率化について。

業務の効率化や行政サービスの向上のためにICT化への取組状況についてお聞きいたします。

議長（山畑祐男君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） 議員ご指摘のとおり、自治体DX推進計画の重点取組事項に自治体のAI・RPAの利用促進が掲げられております。計画においては、AI・RPAなどのデジタル技術は地方公共団体の業務を改善する有力なツールであり、限られた経営資源の中で持続可能な行政サービスを提供し続けていくために今後積極的に活用すべきとしております。

また、その一方で、定型的な業務の効率化について、業務プロセスの見直しや情報システムの標準化、共通化など、根本的な対応策を検討し、その上でRPAの利用による自動化を行うことも有効とされているところでございます。

町では、昨年度AI技術を活用した会議録作成支援システムについて、事業者の協力をいただき、一部業務での試行を行いました。ソフトウェアとしては高性能なものではありましたが、マイクなどのハードウェアや利用環境などで幾つかの課題も見えているところでございます。

また、RPAにつきましても、事業者のご協力をいただき、AI技術を活用したOCRについてデモをしていただいた中で、その先のRPAの活用についても説明をいただいたところでございます。

その性能や効率性につきましては、他自治体の活用事例もあるように、十分業務に活用できるものと認識しておりますが、有効活用に資するための業務フロー等、また、コスト等も含めて検討を進めているところでございます。

自治体DX推進計画の中でも触れられているように、AIは業務効率化効果が大きい基幹系システムと連携したAI活用サービスの導入手順や留意事項等を含むAI導入ガイドブックを作成し、自治体に共有、また、RPAにつきましては、RPAを導入する際の検討の進め方や導入対象業務の選定方法、取組事例などを盛り込んだRPA導入ガイドブックを策定し、自治体に共有となっております。

AIやRPAの利用につきましては、業務効率化に資するものであることは間違いのない

ところでございますので、現時点でもイニシャル及びランニングコストは安価とは言えない状況となっております。

今後情報収集は進めながらも、国が示すガイドブックを基に、業務の効率化はもちろん、コスト的にも財政負担の少ない製品を選定するなど、前向きに取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） ICT活用による行政サービスの向上として自宅や職場でのサービスの利用、手数料納付もオンラインでできるわけです。

富岡市では、今年1月4日から開始した予約制乗合タクシーの効率的な運用にICTを活用した配車システムを導入、従来の乗合タクシーより環境負荷やコストが低く、料金が割安といった利点も多く、導入の成果が注目されております。

総務省が令和2年5月29日に公表した令和元年通信利用動向調査の結果によりますと、スマートフォンの保有状況は13から59歳で88.1%を保有しております。60代では64.7、70代では33.8、80歳以上では11%となっております。

伊勢崎市は、3月から市税などの納付にスマートフォンの決済アプリが使えるようになりました。既に、県と23市町村で運用が始まっております。

そこで、（4）町民の利便性を高めるとともに、新型コロナウイルス感染予防に役立つためにも、スマートフォン決済アプリによる納税の検討を必要と考えますが、町長の見解をお聞きします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） スマートフォン決済アプリによる納税についてでございますが、現在4月導入に向けて準備を進めているところでございます。

なお、詳細につきましては、税務会計課長に答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） スマートフォン決済アプリによる納税についてでございますが、町では4月1日からの導入を目指して、現在準備を進めております。

対象アプリにつきましては、PayPay、LINE Payで利用できる税目につきましては、町県民税の普通徴収、固定資産税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税、介護保険料の普通徴収、後期高齢者医療の普通徴収、水道料金、下水道使用料で、いずれも納付書1枚の金額が30万円以下で、バーコードが印字されたものに限りです。

納付に係る手数料は無料となっております。以上です。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） クレジットカードによる納税は検討しておりますか。

議長（山畑祐男君） 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） クレジットカードによる納税につきましても、町民の利便性向上に資すると認識しておりますので、周辺自治体の状況等を見ながら検討してまいりたいと思います。以上です。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 周辺自治体を気にするんじゃないかと、ぜひ吉岡がほかよりも先に導入したと、そういうことになってほしいです。既に、スマホは県と23市町村で運用が始まっているわけですよね。ですから、クレジットカードによる、吉岡町が一番初めに導入したよと、そういうことがあってもよろしいんじゃないですか。

次に、この4月1日からスマホによる納税が可能になるわけですが、この可能になる町民への告知方法について説明を求めます。

議長（山畑祐男君） 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） 町民への周知方法につきましては、広報、ホームページに掲載、また、納付書を発行する際の封筒、それと納付書にも記載する予定でございます。以上です。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 利用者は、銀行や役場に出向いて納付をする必要がなくなり、24時間いつでも利用できることで、利便性が高くなりました。公共料金の支払いは、東京都など、120団体が採用しており、税などの支払いにも全国100を超える自治体が対応しております。

また、政府は、所得税や贈与税といった国税についても30万円以下であればスマホの決済アプリで支払えるようにする方針です。

スマホを持たない高齢者や使いこなせない、使いこなすにはハードルが高いという人もいるのは現実です。それでもキャッシュレス化は一層進んでまいります。

ぜひ今後こういうものを利用して、ますます便利になるように図っていただきたいと思っています。

次に、新聞報道によりますと、自治体の押印省略化をめぐることは、平成28年から見直しに着手してきた前橋市が令和2年度に総数1,978件のうち1,406件を廃止しております。今年度中に国の法令、県の条例や規則で必要と定めたもの以外を除き、原則全廃を進める方針です。また、県も年度内の原則廃止を目指しています。

渋川市と藤岡市は、行政手続の簡素化に向け、押印を省略化することを決めております。昨年10月から見直しに着手していた渋川市は、市の条例などが根拠になっているものなど600件の省略を決めました。藤岡市では、既に住民票交付請求書など、運用上で押印を省略している書類は347件を数えております。

両市とも個人の署名がある場合、認め印の押印は不要とすることを原則とする方針で、各種書類を審査しました。

(5) 町民や事業者の負担を軽減するとともに、行政事務の効率化を図るため、町に提出される申請書などへの押印を廃止すべきと考えますが、押印廃止への取組について説明を求めます。

議長（山畑祐男君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） 押印廃止に係る取組についてでございますが、議員おっしゃるとおり、各省庁のほか、地方公共団体においても検討が進むなど、全国的な広がりを見せており、改めて規制改革、行政改革担当大臣より新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、特に住民に身近で多くの手続の窓口となる地方公共団体の果たす役割は大きく、積極的な取組が期待されると通知をされているところでございます。

国による当該取組では、行政手続の99.4%において廃止及び廃止の方向となっており、特に認め印につきましては、全て廃止される見込みとなっております。

町におきましても、住民等の利便性向上と職員の業務効率化を目的に、当該取組を実施すべく準備を進めていたところ、昨年秋に国が先進自治体の事例を基に、押印見直しマニュアルを作成、展開するとの大臣発言があったことから、当該マニュアルをもって実施することとし、昨年12月下旬になりますが、各自治体に通知されました。

以降、当該取組に係る庁内への周知、情報の共有を続けるとともに、その手順や基準等を町においても作成、全庁に展開し、年度内の実態把握を目標に、現在調査を実施しているところでございます。

なお、今年度実態把握を踏まえた実質的な確認、検討と例規改正等を含め、具体的な廃止作業は、来年度を予定しておりますが、法令や例規等に根拠のないもの、その他事由により当該例規等を見直す機会があるものにつきましては、先行的に実施をしても構わない旨、庁内に周知をしているところでございます。

いずれにいたしましても、議員ご指摘のように、町民や事業者の負担を軽減するとともに、行政事務の効率化を図るため、今後押印廃止に取り組を進めてまいりたいと考えております。以上です。

議長（山畑祐男君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 今年度内に実態の把握をしてからということ、これについてもどういものが廃止になるとか、件数は非常に多くなると思われます。これについてもやはり町民への告知をどのような形ですするのか、この辺も検討していただきたいと思います。

利用者目線での行政手続改革に取り組んでいただきたいと思います。

また、国や県で押印廃止が決まった手続も速やかに対応できるようにお願いしたいと思います。

藤岡市では、省略した書類347件をホームページ上に丸々載せております。347件、大変な数ですが、ホームページ上でしっかり分かるようになっています。ぜひ吉岡町も押印を省略できる書類については、町のホームページで紹介をしていただきたいと思います。

以上で4番廣嶋の一般質問を終了させていただきます。

議長（山畑祐男君） 以上をもちまして、4番廣嶋 隆議員の一般質問が終わりました。

ここで昼食休憩を取ります。再開を午後1時といたします。

午前11時43分休憩

---

午後 1時00分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開いたします。

---

議長（山畑祐男君） 2番富岡栄一議員を指名します。富岡議員。

〔2番 富岡栄一君登壇〕

2番（富岡栄一君） それでは、議長への通告に従い、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、人・農地プランでございます。

1番目といたしまして、農地所有者の世帯数ということでお伺いします。

近年吉岡町も住宅や商業施設、中には大型商業施設の出店も予定があり、開発が進む中、農地が減少しているかと思えます。昨年11月の新聞を見ますと、農林業センサス、農業従事者26%減、5年間で県内高齢化農地集約が進むとありました。県内の農家で農業を主たる仕事とする世帯数を示す農業的農業従事者は2万7,832人で、5年間の前回調査と比べて26%減ったことが27日、農林水産省の2020年農林業センサス速報で分かったとあります。

そこで、吉岡町の農業委員会のちょっとホームページを見せてもらいましたら、平成31年4月1日現在と昨年度の令和2年4月1日現在の概況が載っていました。農家戸数は変わっていないんですけども、農地台帳面積、平成31年は727.7ヘクタール、昨年度は707.5ヘクタールと、20.2ヘクタール農地台帳面積は減っております。

その上、遊休農地面積も載っておりました。一昨年は13.8ヘクタールに対しまして、昨年度は15ヘクタールと、1.2ヘクタール遊休農地が増えているというのが農業委員会のホームページで載っていました。

そこで、2020年の農林業センサス結果の概況というのもちょっと調べさせていただきました。吉岡町の色化をして示してある群馬県内の地図を見ますと、吉岡町は、基幹産業がなく、群馬県真ん中で白くちょこんと載っております。ほかの地域は、米、野菜、果実、豚、鶏卵とか、いろいろ色塗りをされているんですけども、吉岡町は特にこれといった基幹産業がありませんということで、白塗りになっておりました。

内容を見ますと、農業産出額23億2,000万円、野菜だったり米だったり、金額的に単価をしょう畜産事業が金額をしょっていました。

そこで、農地が10年前と今とどのような農地所有者の数と農地面積がどのように変化しているかお伺いします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 富岡議員から農地プランについて質問いただきました。

吉岡町では、住宅と農地の混在化が進んでおり、その現状から、都市近郊型農業と言われております。農業の担い手は、高齢化が進行し、農家数も年々減少しておりますが、このことは、吉岡町だけに限られたことではなく、全国的な問題となっております。

なお、詳細につきましては、産業観光課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 農地の所有者等につきましては、農業センサスの数値でお答えをさせていただきますが、まず、農業センサス2010について、こちら10年前の数値となりますけれども、吉岡町の農家数が755戸となっております。

また、5年後の農業センサス2015の数値では、吉岡町の農家数は695戸となっております。この間で60戸の減少が見受けられます。

次に、農地面積についてですが、農業センサス2010の経営耕地面積は330ヘクタールとなっておりますが、農業センサス2015では286ヘクタールとなっております。44ヘクタールの減少が見受けられます。

先ほど農業センサス2020というお話ございましたけれども、現在手元に確定の数値、ちょっと捉えておりませんでした。そういうことにおきましても、農家数、農地面積、こちらについては、さらに減少しているのではないかというふうに考えております。以上です。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） そこで、先月2月の新聞で17年の国土交通省の地籍調査というのがあります。土地所有者不明の土地の割合は22%と、何か北海道と同じぐらいの面積が登記されていないということでもあります。吉岡町も農地に限らず、宅地建物等、所有者の分からない土地があるのか伺います。

議長（山畑祐男君） 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） 所有者の不明の土地や相続人が確定しない土地はあるかのご質問でございますが、そのような土地はございます。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） そこで、何か所有者不明の土地利用の円滑化に関する特別措置法というのが何か平成30年11月15日に一部施行されたということだそうですね。どのような法律か説明のほうお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） 人口の減少、高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下や地方からの都市等への人口移動を背景とした土地所有者意識の希薄化等により、所有者不明土地が全国的に増加しています。

今後相続機会が増加する中で、所有者不明土地は増加の一途をたどることが見込まれています。相続登記をしない土地は、長い期間を経て土地の所有者が不明確になることが指摘されておりました。所有者の分からない土地は、管理の放置による環境悪化だけでなく、公共事業の推進等の様々な場面において、所有者の特定のために多大なコストを要し、円滑な事業実施に大きな支障となっており、土地を有効に活用することができず、このような土地の増加が社会問題になっていました。

これらを受けて、所有者不明土地の円滑化等に関する特別措置法が公布されました。その中で、平成30年11月15日に施行された内容についてでございますが、1つ目は、所有者の探索を合理化する仕組みで、所有者の探索において原則として登記簿、住民票、

戸籍などの客観性の高い公的書類を調査することなど、合理化を実施。土地等の権利者関連情報の利用及び提供として、土地の所有者の探索のために必要な公的情報（固定資産課税台帳、地籍調査票等）について行政機関が利用できる制度を創設しました。

また、長期相続登記等未了土地に係る不動産登記法の特例として、長期間相続登記等がされていない土地について、登記官が長期間相続登記等未了土地である旨を登記簿に記録すること等ができる制度が創設されました。

2つ目は、所有者不明土地を適切に管理する仕組みで、財産管理制度に関する民法の特例で、所有者不明土地の適正な管理のために、特に必要がある場合に地方公共団体の長等が家庭裁判所に対し財産管理人の選任等を請求可能にする制度が創設されました。以上でございます。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） ありがとうございます。

その土地所有者不明土地利用円滑化に関する特別措置法案というのもちよっと調べさせてもらいましたら、所有者が分からない土地を地域に役立つ土地にということで、3つあるというのの1つ、所有者不明土地を円滑に利用する仕組みとして、公共事業における使用手続の合理化、円滑化、地域福祉増進事業の創設とあります。その中に、公共事業取用手続合理化、円滑化、福祉事業創設の中に、所有者不明で一定的に最長10年都道府県知事の裁定により、最長10年使用权を設定することができるとなりました。

今や住宅が立ち並び、小さいお子さんを持つ人たちが家から歩いていける距離に公園とかが欲しいと言っていた方もいました。もしそういうところで空いていたら、そういうのに最低10年使えるということで、空き地があったら公園にできるということでもあります。

その法律は、土地所有者土地利用円滑化に関する特別措置法の第3章第1節地域福利増進事業実施のための措置と。第1款地域福利増進事業の実施の準備の中で、第6条に公園、緑地、広場または運動場の整備に関する事業ということで、そういうふうにご利用ができるということだそうです。

町ではそういう土地があった場合、公園などに変更するお考えはあるのかをお伺いします。

議長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 先ほどの説明がございました法律では、所有者不明土地の公共的利用として、ポケットパーク等の公園を想定しております。

町の公園整備計画や自治会広場等の計画において、そのような所有者不明土地がある場

合には、その法律の制度を活用して、公園などの公共的な利用が可能であると認識しております。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） なるべくその空いている土地、所有者不明土地が雑草だらけとか、木が生えていたりしているのではなく、町で管理をして、地元住民が利用できればと思っております。

続きまして、アンケートの結果ということでお伺いします。

令和元年度に人・農地プラン実質化に関するアンケート調査業務委託として258万円を支出しております。農業者の年齢とか、相続者の有無のアンケートを実施しましたが、回答率はどのようになっているかお伺いします。

議長（山畑祐男君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 人・農地プランの実質化に取り組む中で、まず求められている要件として、アンケートの実施がございます。おおむね5年から10年後の農地利用について実施するものとされております。町では令和元年度中にアンケートを実施させていただきました。

農地を所有している1,742世帯にアンケートを配布し、780世帯の回答をいただきました。回収率は約44.8%となっております。

また、アンケートの対象となった農地面積は684ヘクタールで、回答をいただきました農地面積は372ヘクタールでございました。農地面積による回収率といたしましては、約54.4%となっております。以上です。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） それで、アンケートの結果の地区ごとの集計表がありますので、ちょっとお伺いします。

そのアンケートの1月に3日間行われたかと思えます。そのうちの最初の明治地区で小倉、上野田、下野田、地域耕地面積が233.15ヘクタールとあります。その主な内容はどのようなだったかお伺いいたします。

議長（山畑祐男君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 小倉、上野田、下野田地区の調査に回答いただきました農地所有者または耕作者の耕作面積の合計は129.15ヘクタールでございます。

同地区内における70歳以上の農業者の耕作面積は65.05ヘクタールであり、そのうち後継者未定または不明であるといった面積が48.89ヘクタール。残りの16.16ヘクタールについては、後継者が決まっているという回答をいただいております。以上です。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） その地区内の小倉、上野田、下野田で233平方キロメートルからあるうちの129平方キロメートルが回答を受けたと。残りが103ヘクタールから残っています。これは、回答がないということで、45%ですかね、面積的にいくと。回答がなかったということだと思います。

次に、北下、南下、陣場地区でございます。地区面積190.75ヘクタールあります。この内容はどのようになっているかお伺いします。

議長（山畑祐男君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 北下、南下、陣場地区の調査にご回答いただいた農地所有者または耕作者の耕作面積の合計が101.67ヘクタールでございます。同地区内における70歳以上の農業者の耕作面積は44.19ヘクタールであり、そのうち、後継者未定または不明であるといった面積が31.34ヘクタール、残りの12.85ヘクタールについて後継者が決まっているというご回答でございました。以上です。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） そこでもやっぱり190ヘクタールからあって、101ヘクタールということで、約半分じゃないですけども、53%の回答、89ヘクタールは何の回答もないということで、今後の農地はどうなるのか心配でございます。

次に、大久保、漆原地区になります。地区内の耕地面積は260.33ヘクタールあるとあります。その内容的にはどのようなものかお伺いします。

議長（山畑祐男君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 大久保、漆原地区の調査にご回答いただきました農地所有者または耕作者の耕作面積の合計は148.39ヘクタールでございます。同地区内における70歳以上の農業者の耕作面積は68.14ヘクタールであり、そのうち後継者未定または不明であるといった面積は46.8ヘクタール、残りの21.34ヘクタールについては、後継者が決まっているというご回答でございます。以上です。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） そうしますと、町全体ですかね。後継者未定の農業者、耕地面積が122.

27ヘクタールで、なおかつ後継者不明の土地は4.76ヘクタールあるということは、127.03ヘクタールがまだ土地の次の後継者が決まらないということだと思います。

昔の昭和の時代は、農地を守るために生前一括贈与という法律があったかと思います。生きていた間に農地を守るために家督相続かと思いますがけれども、農地を生きていた間に一括生前贈与し、贈与税はその間一時保留をして、亡くなったら相続税で計算をして払うと。そのほかに、農業者年金基金というか、農業者年金もあって、経営移譲をすると。使用貸借で経営移譲すると農業者年金がもらえて、農地を1人の人が相続できるという時代もありました。

今は、そういうのが、農業者年金ももう掛ける人よりもらう人が多いのか、もう解散寸前とは失礼なんですけれども、一時農業者年金基金も大変だったので、今脱退すると8割の掛金を戻しますけれども、どうしますかといったら、ほとんどの方が後継者の関係もありまして、脱退したと。多くなって、多分吉岡町の農業者年金加入者は、大分少ないかと思えます。

そこで、相続者が未定の土地とか、また分かっていない方たちの相続に当たりまして、今法定相続、2人なり3人とか、大勢の方が農地を分けて相続したりすることも多くなっていくかと思えます。

そこで、今まで農地には関係なかった相続人が農地を取得するに当たりまして、農地を取得したのはいいが、農機具を持っていないということで、取りあえず田んぼ1反、10アール当たり委託でした場合、どのくらいかかるのかということで、ちょっと試算してみました。吉岡町は、農作業労賃標準価格というのが出ていないので、渋川市でちょっと調べさせていただきました。10アール当たり田植えでございます。田植えのとき、肥料、ロータリー、代かき、畦畔塗り、田植え、苗代金、苗運搬、農薬代金等入れますと、6万2,980円かかると。そのほかに、時期が来ますと、今度は刈り取る時期がまいります。刈取りで10アール当たり1万8,000円から始まりまして、乾燥、調整、もみすり、もみ運搬運賃、袋代、玄米運送費、コンバイン回送費、ロータリーで4万7,380円かかります。そのほか、当然田んぼでございますので、畦畔には草が生えて、田んぼの水見と草刈りは、当然その所有者がすることになります。それは、計算には入れていませんけれども、それを足しますと11万360円と。

普通標準10アール当たり取れ高が6俵といたします。そのほか、群馬用水給水地域でございますと6,740円と固定資産税、私の土地で計算しますと1,755円で計算し

ますと、全部で11万8,855円約かかると。それを平均収穫量6俵の12袋で割りますと、1俵当たり、1俵1袋30キロ当たり9,900円からかかります。相続して、田んぼを取得したのはいいが、人に頼んで植えてもらって、30キロ約1万円近くになります。これでこの金額を見れば、それなら作らないほうがいいということになってしまうかもしれません。

そこで、今度は、畑のほう、当然農機具はないので、管理をしてもらうということになりますと、10アール当たり4万円年間かかるそうです。耕うんとか草刈り、畦畔等の管理、年3回で4万円かかると。相続で農地を取得するのはいいが、そのほか群馬用水固定資産税は別でお金がかかってしまいます。これだけかかってきますと、取得はしたのはいいいが、お金はかかるということで、土地処分を考える人もいるかと思えます。

土地処分をしたくてもなかなか今農地を手離したくても処分ができないと。そこで、農地中間管理業、農地の貸し借りを安心してお任せくださいと。群馬県農業公社が出しております出し手と受け手、一応原則10年で契約を結んで、土地を貸してください。貸し借りをしてくださいというのがあります。

貸し借りはあるのはいいいんですけれども、貸す人も昔のイメージで、農地を貸すと土地処分したときに小作人、今権利ではないが、耕作権とかということらしいですけれども、何か開発とか、土地が売れた場合、小作人に50%権利があると。100万円で売れた場合は50万円小作人にいってしまうとなると、戦後の農地開放のイメージじゃないんですけれども、小作人にうっかり貸すと半分取られてしまうと。土地を貸すのにもちゅうちょする人も今考えている人が今の現状でもいるかと思えます。

処分できず、管理にお金がかかり、貸借も心配でそのままということは、自然的に耕作放棄地が多くなってしまいかと思えます。

この先、吉岡町農地が耕作放棄地にならないよう、町の政策対応、考えておいていただきたいと思えます。

次に、先ほどの人・農地プランで、座談会があったかと思えます。3番目の質問に当たります。1月に3日間にわたり、人・農地プランの実質化座談会がコロナ禍の中開催されました。

この座談会でアンケートの結果を地図化し、5年から10年後に後継者がいない農地の地面積を見える化した地図を公開しました。どのくらいの方が集まったのか、報告をお願いします。

議 長（山畑祐男君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 今年1月に実施いたしました座談会の参加人数とのご質問ですけれど

も、まず、日ごとの参加人数を申し上げますと、1月19日が10人、22日が7人、26日が12人でした。3日間の合計では29人となっております。

十分な参加人数とは言えませんが、コロナ禍という状況もありましたので、やむを得ない結果ではないかというふうに思っております。以上です。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） 私もちょうどその中日、地元南下地区のところで参加させていただきました。どう見ても人がいなかったと。いたのは、ちょっと関係者ばかりかなと思います。

今後コロナ禍で行われた座談会ですけれども、次座談会をする計画とかはあるでしょうか、お伺いします。

議長（山畑祐男君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 今後の予定といたしましては、地域の集会所等を座談会の会場とし、地区の状況を落とし込んだ図面を広げながら、農地の貸し手と借り手を結びつけるための具体的な話し合いを行っていききたいというふうには考えております。

また、農地を持っていながら、農業ができない方は、地域の農業委員あるいは農地利用最適化推進委員の方々の協力をいただきまして、個別に対応するなど視野に入れながら、農地の有効利用を図れるよう進めていきたいと考えております。以上です。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） 今後も座談会に代わる会議を持っていくということ、期待しております。その会議には、農業者、市町村、JA、農業委員会等の関係者、あと農地所有者、なるべく大勢の方を集めて、先ほどの全体で29名の座談会では話し合いができませんので、多くの方を集めて会議を開催してもらおうよう、よろしくお願いいたします。

そこで、支援措置というのはあります。人・農地プランの実質化の座談会で、実質化された人・農地プランで新たな人・農地プランに活発に取り組んでいる地区を代表する支援措置というのが1番目にあります。どのような支援なのか、その支援を見ますと、1番目に、強い農業、担い手づくり総合支援交付金のうち、産地基幹施設等支援タイプ、2番目としまして、機構集積協力金のうち、地域集積協力金、3番目としまして、機構集積協力金のうち、農地整備・集約協力金（農地耕作条件改善事業の実施地区）とあります。

以上、3つの内容はどのような内容なのか、説明のほうよろしくお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） まず、産地基幹施設等支援タイプにつきましては、地域において中心的な役割を果たしている農業法人や農業団体による集出荷貯蔵施設等の産地の基幹施設の導入を支援するというものでございます。

次に、地域集積協力金につきましては、実質化した人・農地プランの策定地域を対象として、地域のまとまった農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手への農地集積、集約化に取り組む地域に協力金が交付されるというものでございます。

機構の活用率により、交付単価が変わるということになっております。

3つ目の農地整備・集約協力金につきましては、簡易な基盤整備に取り組む場合について、その実施地区において一定の要件を満たす場合には、農業者負担が軽減されるというものでございます。以上です。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） もう一つに、新たな人・農地プランにおいて、将来の農地利用を担う経営体を対象とする支援措置ということで、また3つ載っております。

強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち、先進的農業経営確立支援タイプ及び地域担い手育成支援タイプ、2番目として、農業次世代人材投資事業、3番目として、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業、担い手経営発展支援金融対策事業と、3つあります。この事業もどのような事業か、説明のほうをお願いします。

議長（山畑祐男君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） まず、先進的農業経営確立支援タイプでございますが、広域に展開する農業法人等が自らの創意工夫と判断により、経営の高度化に取り組むために必要な農業機械や農業施設の導入を支援するというものでございます。

次に、担い手支援タイプにつきましては、農業経営者が基盤を確立し、さらに発展するために必要な農業機械や施設の導入を支援するものでございます。

続きまして、3、農業次世代人材投資事業につきましては、新規就農者が農業を始めてから経営が安定するまで、最長5年間、年間最大150万円を交付するというものでございます。

次の農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により経営に支障が出ている農業者等の資金繰りや施設整備に対する日本政策金融公庫等の融資について、貸付け当初5年間の無利子化を行うものでございます。

次に、担い手経営発展支援金融事業につきましては、規模拡大、農産物輸出等の攻めの経営展開に意欲的に取り組む農業者を金融面から支援するため、スーパーL資金や農業近

代化資金の貸付け当初実質5年間の無利子化を行うというものでございます。以上です。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2 番（富岡栄一君） いろいろ聞いてきました。この制度も新たな人ということで、先ほど一番最初に冒頭に述べました農業委員会のホームページで見ると、この2年間新たな人が出てこない。せっかくこんな支援措置があるので、1人でも多くの人に知らせ、次の担い手が出てくることを祈ります。

次に、都市計画マスタープランについて質問させていただきます。

昨日もそうですけれども、町長からの施政方針で、駒寄スマートインターの大型化が開通した後、前橋市と話し合いを持ち、午王頭川に橋を架けると。意見交換をしてやるというのがありました。

私のほうは、その地図化された図面を見ますと、関越の西の工業地予定地ですかね、そこを見ますと、10年後の農地、当然先ほどの発表であるとおおり、後継者がいないと。10年過ぎても後継者がいるよと色塗りされたのがちょこっとしかない。自然とその地域は、この工業地以外もう町中全部そうだと思うんですけれども、10年たったらその継続して農業を10年後もしているというアンケートの結果で、農地が自然と空いていってしまうと。

そこで、町でも駒寄スマート西で計画を持っていると思います。農地が空いていくに当たり、開発のほう、町はどのように考えているかお伺いします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 都市計画マスタープランについて質問いただきました。

昨日の施政方針における富岡大志議員への答弁と重なるところが多くなりますので、ご承知いただければと思います。

町の担当部署である建設課、そして、産業観光課では、前橋市との関係部署との意見交換や情報共有について現在も継続的に実施しております。

前橋市の産業団地は、首都圏法に基づく工業団地造成事業により実施するもので、来年度から基本設計に着手する計画であることを確認しております。

吉岡町都市計画マスタープランでは、インター西側周辺をご存じのとおり、駒寄スマートICを生かした工業誘致エリアとして位置づけております。来年度末に開通予定である県道南新井前橋線からこの工業誘致エリアに通じるアクセス道路の整備が重要であり、一級河川午王頭川に架かる橋梁の整備が必要になります。

前橋市は、来年度から基本設計に着手するため、吉岡町の構想と前橋市の工業団地の連

携を見据えた橋梁を架けることを前提とした道路設計をしていただけるよう、町から強く要望し、設計に手戻りがないよう、前橋市に働きかけをしていきたいと考えております。

また、橋梁を架けることの課題や問題点を解消するための協議など、今後も継続して前橋市と協議を進めていきたいと考えております。

来年度も引き続き、吉岡町企業誘致調査研究業務報告書をベースに、県産業政策課、企業局や前橋市など、関係機関との情報交換や助言をいただきながら、実現に向けて様々な検討を進めていきたいと考えております。

国道17号を生かした工業誘致エリアである漆原地区の進捗状況につきましては、建設課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。今の建設課長の答弁はいいですか。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2 番（富岡栄一君） 今町長が言うのは、私が言っているから、駒寄地区もありますよと、そういう質問だったから、ちょっと言っちゃったから、それ終わってから、17号のほうの漆原地区のほうはどうなっていますかという質問でございますので、回答のほうよろしくお願ひします。

議 長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 平成28年3月に改定された都市計画マスタープランの工業地の在り方としまして、議員ご指摘のとおり、国道17号を生かした工業誘致エリアとして、国道17号の西側を工業系の企業を誘致する工業誘致エリアと位置づけております。

県内の工業団地への企業進出傾向を踏まえると、渋川伊香保インターチェンジや北関東方面へのアクセス性に優れる国道17号沿道において工業系の土地利用を図るエリアとして適していると考えられます。

また、近隣には渋川市において既に工業系の土地利用が図られており、これと一体的に工業系の土地利用を図ることは、広域的に考えると望ましいものと考えております。

このエリアの進捗状況につきましては、現在具体的な取組はございませんが、企業立地に向けた幹線道路などの環境整備を進める必要があると認識しております。

今後は、渋川市と都市計画道路半田南線の事業化に向けて連携して推進していきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2 番（富岡栄一君） それでは、次の質問に入らせていただきます。

城山みはらし公園についてお伺ひいたします。

平成30年4月にプレオープンし、約2年がたちます。初年度は、管理途中だったので、雑草が生えて、雑草公園と皆さんに言われていました。昨年度管理が進み、雑草はあまり気にならず済みました。昨年コロナ禍で、前橋の花火大会中止になったんですけれども、少しだけ上げるよと、10分だけ花火を上げるというときに、私も城山みはらし公園に行つて、暗かったので、よく分からないんですけれども、大体6人の方は見に来ておりました。

本年元旦には初日の出を見るために約200人の方々が集まっておりました。昨年は、大体180名ぐらいと。今年も天候に恵まれ、大勢の方が来て、喜んでおりました。

本年1月半ばより今ロウバイの花が咲いて、梅も昨年ちょうど3月の定例会で質問したんですけれども、昨年は梅がちょうど満開だったんですけれども、今年はまだもう少しですかね。あと幾日かたてば満開になるかと思います。

そこで、質問です。今までの総事業費は、みはらし公園に対してかかった事業費の総額、また、総額の中で、町が負担した金額はどのくらいになっているかお伺いいたします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 基本構想業務に着手した平成22年度から平成31年度までの城山みはらし公園の総事業費は、約9億8,830万円でございます。

そのうち、防衛省国庫補助金が約4億9,214万円、緊急防災・減災事業債と特別交付税などの交付税措置が約2億7,197万円となります。

したがって、町持ち出しである町負担額は、約2億2,419万円となります。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2 番（富岡栄一君） ありがとうございます。

それで、管理状況はということでお伺いします。

資料の1を見ていただきたいと思います。みはらし公園のふわふわドームは、コロナ禍のため、もう1年以上停止になっております。小さい子供たちが遊ぶ遊具もない状況でございます。そこで、芝生のきれいなこの急斜面で段ボールやそりを持ってきまして、滑り台のように小さい子供たちが遊んでおります。

見てのとおり、芝が剥がれてきまして、そのうちもう今も砂が少し出てきているような状態でございます。ふわふわドームの今後の、令和3年度の予算書を見ますと、都市建設費委託料、除草剤業務委託料で300万円、清掃委託料168万円、工事請負費、除草工事費670万円などがあります。ふわふわドームの再開とこの芝の養生はどうするのかお伺いいたします。

議 長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） ふわふわドームの運転再開の時期につきましては、県の社会経済活動再開に向けたガイドラインの警戒度や県渋川保健所の指導を仰ぎながら、新しい生活様式に合わせた利用方法などを検討しながら、再開時期の決定をしていきたいと考えております。

わんぱくの丘の斜面の芝生のように、芝生が傷みやすい箇所につきましては、適切な時期を見計らい、芝張り等の修繕を対応していきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2 番（富岡栄一君） よろしく願いいたします。

毎日のように、ふわふわドームはよそに行くと、高崎、前橋に行くをやっているけれども、吉岡はまだかと。また、滑り台も皆さん喜んでいられるんですけども、砂の上に滑るような状態になっております。

次に、資料2を見ていただきたいと思います。ちょっと丸くれてあるかと思います。丸くれてあっても、見づらいかと思うんですけども、ちょうど1か月前、私が見はらし公園の遊歩道をおよそ一回りして、写真に撮った犬のふんでございます。ここには7か所なんですけれども、もう1か所あったんですけども、ちょっと撮り忘れまして、1か月前には、7か所に犬のふんが落ちていたと。これを住民の方々が犬のふんが多過ぎると。あちらこちらに落ちています。この清掃じゃなく、片づけとか、マナーを守らない。犬は連れてきても、スコップじゃないけれども、持ってきて、ただ手ぶらで犬を、先ほど見せたところでもドッグランじゃないんですけども、首輪を外して犬を走らせると。当然みんな楽しむ公園ですから、犬を連れてきちゃ駄目だと言いませんけれども、犬を連れてきて散歩していて、ただ、マナーが守られていない。このふんもずっとまだ、昨日も夕方ちょこっと見てきて、まだ残っております。

みんなが楽しむところでございます。清掃費用をどこでどうするのか。犬のふんをしないようなマナーと片づけのほう、どのようにするのかお伺いします。

議 長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 犬のふん害対策につきましては、注意喚起の立て看板を設置したところでございます。

がしかし、ご指摘の写真にありますように、なかなかマナーが守られず、苦慮しているところで、現在別の対策案を検討中でございます。

なお、清掃に関しましては、シルバー人材センターにトイレ清掃業務を週5回委託をし

て実施しております。この業務の中で、園路付近のごみやふんの清掃を実施しております。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） 大体落ちていたのが、東側の駐車場から上っていった遊歩道で5か所、一番上の、ちょうど先ほど写真のあった、あそこのところで3か所で、合計8か所ありました。ほかはないんですけども、大体すぐ来て上り口、車で連れてきて、犬を降ろして上っていく間か帰ってくる、車に乗せる間か知らないんですけども、もう上り口だけで5か所ありますので、よろしく願いいたします。

次の質問に入ります。

公園の遊具はということでございます。城山みはらし公園も遊具はなく、また、そばにあります下八幡神社境内にも前は遊具があったんですけども、老朽化かどうかわかりませんが撤去されてしまいました。地元の住民が遊具が欲しいと。鉄棒とぶらんこぐらいは欲しいと要望がありますけれども、どのようになっているのかお伺いします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） ちびっこ広場などの遊具は、定期点検については、健康子育て課で行っております。定期点検結果に基づき、遊具の補修や撤去を行っております。

下八幡地内の状況については、健康子育て課長から答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） 下八幡地内の遊具についてですが、町のほうで定期点検を町内のちびっこ広場等しているところですが、その結果、支柱部分の腐食や経年による摩耗などで、補修が困難な遊具として、地元自治会と協議の上、撤去させていただきました。

南下自治会では、新しい遊具の設置に関して、地元育成会から要望もあり、遊具の選定や設置時期について検討が進められているとのことです。以上です。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） もう見積りまで全部できている状態で、何か予算は2分の1だと聞いております。

次の質問に入りたいと思います。

見通しの悪い交差点にカーブミラーをとということでございます。令和2年の第3回の定例会で私が質問した件でございます。資料3番を見ていただきたいと思います。

榛東村山子田地区には信号機のある交差点にカーブミラーがしっかりついております。

前回の質問で、執行部の回答と私が渋川警察で調べたのとちょっと違いがありまして、榛東村には交差点にカーブミラーがついております。吉岡町はなぜつけられないのか、回答のほうよろしくをお願いします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） ご質問にありました榛東村山子田地内の信号機のある交差点にカーブミラーが設置されている箇所ですが、議員ご指摘のとおり、榛東村のふるさと公園交差点付近に設置されていることを確認しております。

また、ほかに榛東村新井地内の相馬原駐屯地の正門前にも信号機のある交差点にカーブミラーが設置されていることを確認しております。

この2つの交差点にカーブミラーが設置された経緯についてですが、榛東村役場で確認したところ、いずれの交差点も信号機が設置される前に、カーブミラーが設置されたものであるということでございます。

以上のことを踏まえて、既に信号機のある交差点に後からカーブミラーを設置しないという、吉岡町としての基本的姿勢は、榛東村を含めた他の多くの自治体と同様であると考えております。

いずれにいたしましても、今後町といたしましては、交通事故発生予防策の充実をさらに図っていきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2番（富岡栄一君） 取りあえず、私が聞いてきた限りでは、信号機があろうが、なかろうが、警察のほうは、カーブミラーをつけるのは各市町村の自治体でつけるんですよということで、つけられるものだったらぜひと、交通事故1件でも減らして、命第一ですので、よろしく願いいたします。

次に、最後の質問になります。

地域応援商品券でございます。利用結果はということで、昨年11月に新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済事業対策として、町内の消費拡大を目的に、全世帯に1万円の地域応援商品券を配布し、小規模事業者や町民の支援を行うもの、また、町内の保育園、認定こども園及び学童クラブの職員に配布し、施設での日常的な学童への感染予防に対して労をねぎらうものとして8,570万円を支出しました。

商品券は、全部漏れなく配られたのか。また、配り漏れはないのか。また、本年1月末で利用を締め切ったと思いますが、この間中には利用期間、G o T o E a t と間違えて、3月いっぱいだろうと思っていて、よく見たら、1月で終わっていたと。先月の話な

んですけども、もう2月で何とか使えないかねと、そういう相談を受けた方もいます。

ほかの方は、3枚しか使わなかった。残り残っちゃったという方もいました。利用状況は、リバートピアの温泉券ではございませんが、全額利用され、経済対策事業になったのか。また、ちなみに、一番多く利用された業種は何か。分かればお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） よしおか地域応援商品券の交付対象者は、令和2年10月12日現在、吉岡町に住民登録のある世帯主8,323名に交付決定をいたしました。

また、町内保育施設等の職員については、212名の方が交付の対象となっております。その合計は、8,535名となりました。

利用状況等、詳細については、産業観光課長に答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） それでは、利用状況等についてお答えいたします。

まず、世帯主宛ての商品券につきましては、簡易書留による発送を行いました。しかし、配達時に受け取れなかったものについては、郵便局での保管期間中の受け取り、また、その後の役場産業政策課窓口での受け取り期間においても受領されていないものが252名分ありました。

実際に配布できたものにつきましては、8,283名分となっております。

商品券の枚数としては、1名分が10枚つづりとなっておりますので、8万2,830枚となります。

次に、利用結果についてですが、利用された枚数につきましては、7万8,980枚でございました。1枚1,000円でありますので、7,898万円について、それぞれ対象の事業者様に町からの直接支払いを行っております。

実際に交付された商品券の利用率につきましては、約95.4%となりますが、残りの3,850枚が未使用となっております。

なお、事業の終了に合わせて、事業者の皆様にアンケートを実施し、この事業の成果などを伺っておりますが、売上げ増につながった、また、新しい顧客ができた、宣伝効果が大きかったなど、ご意見を多く見受けられております。

このことから、この事業の実施によりまして、一定の成果が得られたものと感じているところでございます。

議長（山畑祐男君） 富岡議員。

〔2番 富岡栄一君発言〕

2 番（富岡栄一君） 2番富岡終わります。

議長（山畑祐男君） 以上をもちまして、2番富岡栄一議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を午後2時15分といたします。

午後2時01分休憩

---

午後2時15分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開します。

---

議長（山畑祐男君） 1番小林静弥議員を指名します。小林議員。

〔1番 小林静弥君登壇〕

1 番（小林静弥君） それでは、議長への通告に従い、一般質問を行います。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてお尋ねします。

連日の報道にもありますように、刻一刻と変化している新型コロナウイルスに関する我が国の状況ですが、この一般質問通告締切りまでの状況と本定例会の間にも様々な動きがありました。そのことも踏まえて、既に周知のところもあるかもしれませんが、ご了承いただきたくお願いいたします。

ワクチン接種における担当部署について確認をさせていただきます。

2月5日の臨時会にて補正予算で会計年度職員の人件費がワクチン対策として追加されました。これは、担当部署内に増員する形で考えておられるのか。または、対策室的な新部署を設置するお考えなのでしょうか。ご説明をお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 小林議員から新型コロナ対策、ワクチン接種における新部署設置について質問をいただきました。

新部署の設置についてのご質問ですが、対策室等新部署の設置については、現在主管課として健康子育て課で事務を行っております。町の規模等を勘案して、新たな部署を設置するのではなく、現在の主管課で事務を行い、今後のワクチン接種についての事務処理等、不透明な部分もあり、人的支援が必要となれば、全庁的に協力をしていく考えでございます。

先般臨時会で可決いただいた人件費の内容につきましては、健康子育て課長から答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） 臨時会で可決いただきました会計年度任用職員につきましては、新たに雇用を行うということになりますので、増員ということになります。

職種の内訳については、保健師2名、薬剤師1名を予定しております。以上です。

議長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） 新部署設置でなく、増員で対応されるということで伺いました。

お隣、渋川市では、新型コロナウイルス接種対策連絡会議を設置して、全庁舎的、横断的な組織ということで、情報の共有や課題の確認などについて専門的に対応するとのことです。

少ない情報の中で準備を進めていくのは大変かと思いますが、渋川広域の保健所管轄内として、渋川の動向については何か情報は得られていますでしょうか、お尋ねいたします。

議長（山畑祐男君） その前に、小林議員、マスクの着用をお願いします。

米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） ワクチン接種について、不透明な部分が多いのですが、吉岡町は、渋川地区医療圏であります渋川市、榛東村、吉岡町で構成をしているということで、接種に当たっては、渋川地区医師会の協力が必要であるということで、基本的にはこの3市町村で足並みをそろえていくというような形で意見交換を行っております。

そういった中で、現状ですが、渋川医師会と渋川保健福祉事務所、県の薬務課、また渋川、榛東、吉岡の3市町村、こちらのほうでワクチン接種についてどのような形で行うであるとか、1日のキャパですかね、どのくらいの人数の接種ができるか等々の意見交換を現状2回しております。

それで、本日また夜間1回ありまして、今のところ3回を予定しております。

それとは別に、あくまで行政的な立場ということで、渋川市と榛東村と吉岡町の担当課レベルになりますが、こちらの3市町村で打合せということで1回実施をしました。

あとは、渋川市のほうが対策本部をつくって独自に市民会館で集団接種をするということでありまして、先般シミュレーションを行ったということで、吉岡町としても、担当のほうで参加というか、見学に行つて、参考にできればという形で行っております。以上です。

議長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） ワクチンの先行接種が医療従事者を中心に始まったということで、群馬県では高崎と渋川の施設で始まったということを知っております。

接種準備についての何か情報などは得られていますでしょうか。お尋ねします。

議長（山畑祐男君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） ワクチンの接種についてですが、先ほど議員からご指摘があったとおり、渋川医療センターで2月24日になります。医療従事者のうちの先行接種対象者の接種が始まったということになりまして、町としても接種の手順を確認したいところもありましたので、町の保健師2名が参加をして、どのような手順でやっているかというような形を視察に行ってきました。

町といたしましても、今後ワクチンが町にも入ってくるわけですが、それに伴ってディープフリーザーと言われるマイナス70度程度の冷凍庫ですね、こういったものが3月中に納品になるということになっておりますので、それに伴う専用のコンセントですか、電源等が必要になりますので、こちらに関しましては、臨時会で可決いただいた補正予算で工事等を行って、準備を行っている、そういったような状況であります。以上です。

議長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） 大分情報等交換されているということで、聞いて、今かなり頑張ってくださっているなという感想ですが、ワクチン接種について様々な課題は、そのほかにも考えられると思います。

医師や看護師の人員確保、接種場所、例えば体育館のような広い場所が必要なのか、接種に関わる人員配置、必要な施設の確認、ワクチンや保冷庫の管理、問合せ対応など、これらの調査や準備にどれだけの人員が、時間が必要なのかということについても、今回は部署を新設するという考えはなく、既存の部署で担当されるということですが、これだけ多くの必要なことがあるということです。やはり新部署設置あるいは担当室等の特別な設置が必要ではないかと考えられますけれども、その辺はいかがお考えでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 新設部署の必要性についてでございますけれども、先ほど答弁したとおり、現段階では接種手続や手順について不透明な部分が多いこと、また、渋川地区医師会との調整により、1日の接種人数等が決まらないことから、現状でできる事務を行い、ある程度情報がまとまった段階で担当課の意見を聞き、人員等の手当てを検討していきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1 番（小林静弥君） 分かりました。

必要な時期に必要な対応ができるように、日頃の準備をお願いしたいと思います。

それから、基本的なところをお聞きます。

ワクチン接種については、各個人の受ける、受けないの意思の確認も必要になるかと思  
います。日々の報道によりますと、様々なリスクを考えた上では、受けないよりは、やは  
り受けたほうが良いという考えが多いようです。国や地方自治体でも接種を推奨するよう  
な考えがあるかと思えますけれども、町としては、住民に対して接種を推奨するような考  
えあるいは周知等ありますでしょうか。お願いいたします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 町としては、正確な情報を町民に伝達したいと考えています。

詳細については、健康子育て課長から答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） ワクチン接種についてなんですが、こちらにつきましては、予防接  
種法の規定によりまして、市町村長、町長は、対象者、町民に対して接種勧奨をすること  
とされていること、対象者、町民については、原則として接種を受ける努力義務の規定が  
適用されること、予防接種の実施に関しましては、文書により同意を得た場合に限り接種  
を行うものとするということになっておりますので、当然のことながら、町民の方の  
同意がなければ接種をするということではできません。

このようなことから、町としては、先ほど町長の答弁があったとおり、予防接種による  
感染症予防の効果と副反応のリスクの双方の正確な情報を発信していきたいと考えており  
ます。以上です。

議 長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1 番（小林静弥君） より正確な情報を集めていただきまして、町民に広くその接種を推奨して  
いただければと思います。

次に、一般国民のワクチン接種は5月頃の開始と、この通告の当時は想定されておしま  
した。ワクチン接種情報を国が一元管理するという目的で、マイナンバーカードの活用も  
含めた仕組みを政府は検討中とのことでした。

このマイナンバーカードですが、新型コロナ対策の給付金やマイナポイントといったポ

イント制の導入で、昨年の交付は過去最多となっているようです。

吉岡町のマイナンバーカードの交付については、昨年の結果をお聞きしようかと思ったんですが、先ほど廣嶋議員の一般質問で説明をいただいておりますので、ここは割愛させていただきます。

まだまだ情報が少ないかもしれませんが、ワクチン接種の準備に併せてマイナンバーカードの発行増につなげるような、あるいはワクチン接種に対して今後町としての取組は、何か考えがありますでしょうか。お伺いたします。

議 長（山畑祐男君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） マイナンバーの普及につきましては、先ほど廣嶋議員の質問でもお答えしましたけれども、現在顔写真の無料の撮影ですとか、月2回の閉庁後の延長窓口でのマイナンバー交付、また、新しくこの5月よりマイナンバーカードを利用したコンビニの証明書の交付等、そういったものを予定しておりますので、普及につなげていきたいと考えております。以上です。

議 長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1 番（小林静弥君） 続きまして、飲食店など、事業者支援で町独自の考えについてお聞きします。

全国的な新型コロナウイルス感染症拡大の第3波到来によって、政府は緊急事態宣言を発令し、感染拡大の大きな都道府県に対し緊急事態宣言を発令しました。その後、全国で感染防止の対策が進められ、群馬県では9市町に時短要請がなされ、協力金などの対応が取られています。

このコロナ禍において、昨年県内では休業、廃業、また解散した企業が802件と、過去最多の記録に並んだと新聞報道にもありました。

吉岡町では時短要請の対象とはなっておりませんが、企業に対しては独自の対応をこれまでもされてきました。今までの助成や支援について、対象企業や住民の反応はどのようなものか、聞かれていらっしゃいますでしょうか。もしあれば、町の声を今後どのように生かしていくか、お考えを教えてください。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 吉岡町では新型コロナウイルス感染症関連の事業者支援策といたしまして、昨年の5月から飲食店を対象とした経営支援助成金交付事業をはじめ、経営持続化助成金事業や地域応援商品券事業などを実施してまいりました。

事業者等の反応など、詳細につきましては、産業観光課長に答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） それでは、詳細につきましてお答えをさせていただきます。

まず、各事業の実績を申し上げますと、吉岡町緊急対策経営支援助成金につきましては、昨年10月末をもちまして申請受付を終了しておりますが、実績は34件でございます。

次に、吉岡町緊急対策経営持続化助成金についてですが、2月26日をもって申請受付を終了しております。申請の件数は250件ございましたが、今現在助成金の交付を決定した件数につきましては、240件となっております。

また地域応援商品券につきましては、先ほど富岡栄一議員のご質問でもお答えをさせていただきましたが、利用実績は7万8,980枚でございます。

事業者の方へのアンケートの中では、「来年度も実施してほしい」や「同様の事業があれば、またぜひ参加したい」というような意見も見られました。

支援の方法といたしましては、助成金交付事業のような直接的な支援と、また商品券事業のような間接的支援がございます。アンケートでいただいたご意見等は、今後の支援事業等検討する上でも参考にさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

議長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） 助成金に対して町の声は、歓迎といたしますか、助かったとか、そういう声があったということですので、今後も引き続き、財政の厳しい面もあるかと思っておりますけれども、お考えいただければと思います。

また、給付金や助成金のような経済的な直接的な支援のほかにも、様々な形があると思っております。

渋川市では、榛名伊香保周辺のグルメマップを作成し、旅館や施設に配布、観光客の増加を図る取組があります。また、前橋東部商工会では、コロナ対策の見える化ということで、コロナ対策をしっかりと施しているというお墨つきとも言えるポスターを作成し、対象の事業者へ配布、店舗に掲示してもらうような取組もあるようです。

このような事業者支援の策があれば教えていただければと思います。

議長（山畑祐男君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 町では、昨年5月以降、町内飲食店のテイクアウト情報のホームページへの掲載や全戸回覧で周知をさせていただいておりますが、現在新たに「よしおかテイクアウトマップ」を作成しており、全戸配布に向けて準備を進めている状況でございます。

ます。

また、群馬県が実施しております「ストップコロナ！対策認定制度」がございますが、感染防止対策を適切に行っている店舗を認定し、認定ステッカー等を配布しているというものでございます。

町独自の制度はございませんが、吉岡町商工会と町との連携によりまして、商工会職員と町職員が同行し、町内飲食店における感染防止対策の徹底要請を行った経緯もございませぬ。

今後におきましても、群馬県や商工会と連携し、認定制度の活用を呼びかけていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） 様々な形で、今後も事業者支援のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、教育関連の対策についてお聞きします。

1月11日成人の日に先立ち、1月10日に県内30市町村で成人式が行われました。例年ですと、多くの来賓や保護者、関係者を招き入れ、当町では文化センター大ホールにて執り行われる予定だったことでしょうか、今年には新型コロナ感染対策のため、期日を延期した自治体もあったようです。この式を行うに際し、万全の対策を施されたと思ひますが、我が町ではどのような経緯が今年にあったのでしょうか。

例年の参加者との比較等も交えてご説明いただければと思ひます。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 今回はコロナ禍における成人式ということになりましたが、対象者の成人を町としてしっかり祝いたい、そんな思ひもありまして、町教育委員会では渋川保健福祉事務所などにご指導いただきながら、町教育委員会の基本的な考えである参加者、主催者の体調管理、そして3密の回避、マスクの着用や手指消毒の徹底、そのほかに、新成人の方へのお願い事項や町の受入れ体制などが記載された令和3年吉岡町成人式新型コロナウイルス対策ガイドラインを作成し、成人式に取り組みました。

具体的には、アトラクション等の中止、来賓の人数も減らし、保護者の方々の入場もお断りさせていただくなど、規模を大幅に縮小したほか、例年受付や司会をお願いしている小中学生ボランティアも募集せず、職員で対応し、記念写真撮影も密を避け、間隔を開けて撮影回数を増やして実施しております。

また、ガイドラインには「新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、成人式典が中止となる可能性があります」との一文も記載しましたが、新成人の方々にもご理解、

ご協力をいただいた結果、心配していたトラブルもなく、無事に開催することができました。

最終的に、今回の成人式の対象者は272名でありましたが、そのうち195名が参加、参加率は71.7%となり、例年と比較すると4ポイントほど減少している、そんな形になっております。

議長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） 新成人の門出を祝う華やかな式典に祝福の気持ちで参列できる人数が減ってしまうということは大変残念なことでありますが、感染症拡大防止の見地から致し方ありません。

担当された方々のご尽力には敬意と感謝を申し述べさせていただきたいと思います。

そして、この3月、4月、学校行事としましては、卒業式や入学式が控えております。去年も感染症拡大防止の対策は講じられたと思いますが、この1年で規模も状況も大きく変わっています。成人式での対策のノウハウが卒業式や入学式に生かされるような、そういった連携はされておりますでしょうか。お聞きします。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） この3月、4月に予定されております町立学校の卒業式、入学式につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を十分に取った上での開催を予定しております。

具体的には、式典全体の時間短縮を図るため、祝辞、式辞等の文書配布を行うとともに、在校生の参加の取りやめや来賓者の縮小、保護者の人数制限等により、参加人数を抑え、密を避けます。

また、卒業式参加予定者の健康観察や式典当日の感染拡大防止に向けた取組を進めるとともに、参加者に対して注意事項に関する周知を図る予定でおります。以上です。

議長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） ただいまの答弁についてお伺いしたいと思いますが、最近県内の高校でも卒業式等が行われ、やはり在校生のは不参加ということで、在校生に対しては、その式の状況をオンライン配信して、その式の状況を伝えるというような記事がありました。

町立の学校でそういった設備があるかどうか、ちょっと現在のところは厳しいかもしれませんが、そういった式をオンラインやその学内で映像で見てもらおうといった、そういった考えはございませんでしょうか。

議長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） まだ最終的に確認はしておりませんが、中学校のほうで式の様子を各教室に配信するという計画はあるということを一時間聞いております。

それが実現できるかどうかにつきましては、これはまだ結論は出ておりません。

小学校のほうは、式には参加できないんですけれども、例えば一方の学校では、卒業式の前日にリハーサルを行うところに保護者席に5年生を参加させて、そこで卒業式の雰囲気味わったり、また、気持ちを少し表したりということをする工夫をするということです。

また、学年ごとに卒業式の前を送る気持ちを表す行事を行っているという、そういう状況でございます。

議長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） それぞれの学校で卒業式、卒業生を送る在校生の気持ちというものもあるかと思しますので、そこはいろいろなアイデアを出して対応をしていただければと思います。

対策のノウハウについては、地域が一丸となって連携を取りながら情報を共有していただければと思います。

次に、いわゆるコロナいじめに対する防止策についてお聞きします。

本人や本人の家族、身近な人に感染者が認められた場合、理不尽な差別や誹謗中傷を受けるケースがあります。学校教育の現場では、このような差別やいじめにつながる考え方について指導や防止の徹底がされていることと思いますが、具体的な学校の対策はどのようにされておりますでしょうか。お聞きします。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 新型コロナウイルスによる感染が拡大する中、インターネットやSNS上だけでなく、実生活の中でも誹謗中傷や不当な差別的扱いを受けた事例が報道されております。

町教育委員会では、町立学校に通う児童生徒の保護者に対し、新型コロナウイルス感染症は誰もが感染し得る、また、誰もが気づかないうちに他人に感染させてしまう可能性がある病気であり、今後身近なところで感染者や濃厚接触者等の発生が確認された際に、その方々に対する不当な差別、偏見、いじめ、誹謗中傷など、人権侵害につながる行動をお子様がないように、ご家庭において配慮いただくとともに、保護者の皆様におかれまし

でも、不確かな情報から感染者探しなどをすることのないよう、冷静な対応を取ることをお願いしております。

学校においても、児童生徒の発達の段階に合わせたコロナウイルス感染症の正しい理解のための特設授業を実施するとともに、道徳の授業や人権週間でのテレビ放送などで感染症に伴ういじめや誹謗中傷等の防止について指導し、あわせて校長からの訓話や人権啓発ビデオ等で啓発を行っているところでございます。

議長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

- 1番（小林静弥君） 愛媛県から全国に広がっているシトラスリボン運動というのをご存じでしょうか。これは、新型コロナウイルス感染者や医療従事者に対しての差別や偏見をなくし、思いやりを持って感謝の心で接しようという気持ちで、3つの輪のリボンを体につけて示す取組です。この3つの輪とは、家庭、地域、学校や職場が一丸となって差別をなくするという意味とのことです。

感染予防の意識を高めることと助け合いの精神を育むことにつなげたいと、県内でも共感してリボンを作り、運動の輪を広げている学校があるようです。渋川市では市を挙げてこの運動に賛同し、関係団体や学校にチラシを配布しているとのことですが、この運動自体に賛同する、また、しないの考えも併せて、吉岡町では新型コロナウイルス感染者や医療従事者に対する差別や偏見をなくす取組については、どのようにお考えでしょうか。お聞きします。

議長（山畑祐男君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 小林議員のご指摘のとおり、渋川市ではシトラスリボン運動に賛同し、広める活動に取り組まれております。

そのほか、医療従事者への感謝の気持ちを込めて、イギリスから全世界に広がっておりますブルーライトアップ運動も群馬県下に限らず、全国各地で取り組まれておるところもございます。

また、全国的に新型コロナウイルス感染症に係る条例制定の動きも広まっております。これらの条例の多くは、感染防止を呼びかける責務を規定しているものでございますが、感染者に対する思いやりや差別の禁止、医療事務従事者への感謝の気持ちを規定するものもございます。

吉岡町といたしましては、感染者への差別はあってはならないことであると認識しております。シトラスリボン運動に代表されます社会的な差別を禁止する取組は、非常に重要で意義深いものと考えております。

議長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） そういった気持ちを持って対応していただければと思います。

次に、小中学校35人学級に向けての準備についてお聞きします。

先日の新聞報道に、県教育委員会は、新年度コロナ対策を念頭に、小学1、2年生を30人、小学3年生から中学3年生までを35人の学級実現することを検討しているとありました。コロナ対策だけでなく、1人1台のパソコンを用いた授業が本格的に始まり、よりきめ細やかな指導体制を整え、学習効果を上げる狙いもあるということです。

このことについて、小中学校のクラスの人数の現状と今後の予定、計画について教えてください。お願いします。

議長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 公立小学校の学級編制基準を35人に引き下げる法律案、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案、これが今年2月1日に閣議決定されて、今国会で審議中だというふうに思われます。これが通れば、国として2021年度、来年度から5年間をかけて1クラス当たり35人に引き下げることになります。

群馬県では、既に「さくら・わかばプラン」として小学校1、2年生は30人学級、小学校3年から中学1年までは35人学級、中学校2年、3年の40人学級が導入されておりまして、令和3年度からは新たに「ニューノーマル GUNMA CLASS PJ（プロジェクト）」として、小学校1、2年生は30人学級、小学校3年生以上中学校3年生まで、全学年で35人以下にする編制が方針が決まりました。今県議会で審議されていると思われます。

これが決定されれば、小林議員ご指摘のように、全ての学年で35人以下となるわけですが、吉岡の場合には、来年度の中学校2年、3年生が40人学級から35人学級になることで、これはあくまでも今の人数でいけばという仮定でございますけれども、吉岡中学校の3年生は、この恩恵により、35人以下の学級の編制ができるという状況になっております。

なお、教室のほうは、今の35人学級に対応できる教室の数が計画されて、大丈夫ですので、ご安心ください。以上です。

議長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） 今教えていただいた予定ということですが、クラス当たりの人数が

減少すれば、それに伴いクラスも増えたり、担当教師も必要になったりと、学校側の体制も見直す必要が出てくるかと思います。

受入れ側としては、十分にその体制を整えていただきますようお願いいたします。

コロナ終息後でも35人以下の学級でICT活用などに適した体制が構築されることを期待します。

続きまして、図書館の電子図書導入についての考えについてお聞きします。

このコロナ禍において、図書館の図書貸出しについては、感染症防止の対策をどこよりも神経を行き届かせてされていることと思います。町民の皆さんが安心して図書館を利用できるように、現在取られている方策を教えてくださいと思います。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 町図書館では、感染症の拡大防止のため、机を利用した新聞等の閲覧や学習を一部制限させていただくとともに、図書の貸出し用のバックの貸与や視聴覚コーナーなどのサービスを中止させていただいております。

また、入館前の手指消毒のお願いや館内での密接、密集を避ける取組、返却された図書やCD、DVDなどの表面の消毒布での拭き取りのほか、来館されるお客様に安心して利用していただけるよう、図書館内の机やカウンター等、手が触れる場所の消毒を2時間置きに計4回毎日行っております。

なお、貸出しした図書は、利用者が図書消毒機に自分で入れて消毒して持ち帰れるサービスも今年より実施しております。

議長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） 今お聞きしたように、やはり通常に比べてかなりの手作業が増えているというふうな印象ですけれども、図書の中で多くのコンテンツがある中、一部として、電子図書の導入は考えがありますかでしょうか。

電子図書であれば、パソコンやスマホで現物に触れることなく、情報のやり取りができ、また、物質的な管理もなく、延滞も発生しないというメリットがあるようです。今後ますますニーズも増えてくるとはと思いますが、その辺についてのお考えをお聞かせください。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 新型コロナウイルス感染拡大の影響で、電子図書館サービスの導入が加速され、県内では藤岡市、みどり市が導入しております。

メリットとしましては、いつでも、どこにいてもインターネットを通じて電子書籍の検

索や貸出し、返却、閲覧ができることや、物理的な図書館内の在庫管理が不要であり、省スペース化が図られること、電子書籍は自動で返却されるため、督促業務がないことなどが挙げられます。

一方、現時点での課題といたしましては、電子書籍化されている図書の分類が不足している点や、利用者側にも環境の整備が必要になる点、電子書籍は紙の書籍より高額で、一定期間、例えば2年間等のライセンス型になっているため、図書を継続的に増やしていく際に余計にコストがかかるほか、電子書籍であっても1冊を複数人に貸すことはできず、基本的には1冊単位という運用となるようですので、運用面での制約もあると聞いております。

町教育委員会では、群馬県図書館協会が主催する視察研修会等を活用し、電子図書館サービスのメリット、デメリットについて、より情報収集を進めた中で、町図書館の利用者の意向に沿ったサービスを提供していきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） ぜひともメリットの部分が多いようですので、進めていただければと思います。

続きまして、デジタル化についてお聞きします。

2021年は、デジタル庁の創設をはじめ、デジタル化の急速な展開が予想されます。企業、行政、教育、文化、福祉など、様々な分野でデジタル化が進むことと思われます。

町としては、行政のデジタル化における専門の担当部署設置については、どのようにお考えでしょうか。お聞きします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 現在国が主導的に行っている行政のデジタル化に関連し、自治体DX推進計画を町として強力に推進していくためにも、専門の部署を設置してはどうかというお話かと思いますが、午前中廣嶋議員への答弁と同様、現時点は専門の担当部署の設置については、考えておりません。

この計画の推進については、全庁的に取り組んでいくべき課題であることは間違いないところですが、現時点では現行の組織の中で私の指揮の下、しかるべき部署においてしっかりと旗を振り、関係各課、局との連携を図りながら対応していきたいと考えております。

ただ、今後の機構改革の実施そのものを否定するわけではなく、この問題に限らず、必要とあらば、ご指摘のような組織の新設や機構の再編についても行っていく所存でございます。

議長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） 町長お答えのように、先ほど廣嶋議員からの質問にもありましたように、新たな部署ということでは、今のところお考えはないということですが、国としても新たな庁を創設するというように、専門的な知識あるいは仕組みが必要だという考えの下での動きだと思います。

動きに遅れを取らないように、その辺を見極めて、必要なときに必要なものがあるように準備を進めていただければと思います。

時間の関係で、また、廣嶋議員の質問にも重複するところが多くありますので、幾つか質問を割愛させていただきまして、ICT教育についてお聞きします。

GIGAスクール構想、吉岡HiBALIプランによって全国的にもいち早く児童生徒のパソコン1人1台の環境整備を整えていただきました。これからその環境に適した教育が様々な形で展開されることになるかと思いますが、中でも言われているのがデジタル教科書による教科書のペーパーレス化になるかだと思います。学校教育が日本に根づいてから紙媒体による教科書は当たり前のことでした。そして、教科書の無償配布には、年間多額の費用が充てられてきています。

デジタル教科書の利用や家庭への通知のデジタル化は、コスト削減や授業の効率化、児童生徒、保護者の負担減につながることも考えられると思いますが、教育現場ではどのような方向で進んでいるのでしょうか。お願いいたします。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 教科書や通知のペーパーレス化につきましては、まず、教科書については、文部科学省がデジタル教科書の実証実験を来年度から始めることになりましたので、その実証実験への参加に手を挙げております。小学校は、高学年に1科目、これを導入することとなっています。

しかし、デジタル教科書を入れたからといって、完全に紙の教科書を使用しなくなるわけではございません。併用しながら、それぞれのよさを生かしていくことが現実的であると考えます。

なお、自学自習用のドリル用のアプリを今年度から導入したことから、毎年各学年で購入していた冊子でのドリルについては、何を買わなくて済むのかについて、現在各校で精選をしているところでございます。

ペーパーレス化につきましては、既にどの学校でも始めており、例えば、駒寄小学校では、来年度から学校通信や学年だより、学級だより等を全てデジタルで配信することが決

定しており、このような取組は、紙代等の大きな節約につながるものであると考えております。

議長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） できるところからデジタル化、ペーパーレス化をどんどん取り入れていただければと思います。

そういったペーパーレス化、デジタル化に対して、生徒だけではなく、教員に対しても勉強の必要性が増えてきていると思います。ICT教育の授業方法を教員が学ぶ研修等を行われている学校もあると聞いています。

吉岡町の小中学校でも教員のICT研修は行われておりますでしょうか。

また、行われておりましたら、年間スケジュールや計画などありましたら教えていただきたいと思います。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） これまでも各校が校内で情報主任による端末やアプリの使い方の研修を度々行っており、先ほども答弁させていただきましたが、3月3日には先進的なプログラミング教育の実践校として、駒小を会場に機器の利用が、3月9日には明治小学校でそれぞれ同様の研修が開催されます。

これを機に、来年度当初からプログラミング教育が小学校で始まることとなります。

また、県総合教育センターでも端末やアプリの使用方法等の研修を準備しておりますので、来年度は全ての学校でこのような研修を受けられるように、今現在調整する予定です。

年間スケジュールにつきましては、町教育委員会として、町の教育研究所の全体会でICT教育の必要性や活用促進についての研修会を計画しているほか、夏には具体的な操作方法や活用方法について、講師を招いて研修を実施する予定であります。

議長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） 先日新聞記事で県の教育委員会が公立小中学校の教員宛てにICT教育について紹介した動画が教員限定で公開されているという記事がありました。1時間半程度の動画であるということですが、5月末までの予定で限定公開ということなのですが、我々教員以外、一般の人にはあまりそういったことを知る機会もないと思いますけれども、こういった動画も教員限定ということで活用されているのでしょうか。教えていただければと思います。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

**教育委員会事務局長（小林康弘君）** 県の教育委員会が作成したICT教育に関する動画につきましては、県教委からも活用の勧めがありましたので、町教育委員会としても各学校に紹介をさせていただいております。

現在このような学校教育における情報端末の活用を目的とした動画は、県教育委員会だけでなく、文部科学省や各種教育機関等のホームページにも数多く存在しておりますので、教員は自主的にこのようなサイトを活用し、主体的にスキルアップに取り組んでいるものと考えております。

**議長（山畑祐男君）** 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

**1番（小林静弥君）** ぜひそういった動画を利用して、教員のスキルアップをしていただきまして、また、教育委員会としては、その後の経過等も注視しながら、教員のスキルアップをより高めていっていただければと思います。

コンピューターが1人1台の環境が整い、児童生徒たちの間でパソコン使用の約束事、取り決め事などは、学校では指導されておりますでしょうか。

例えば、友達との貸し借りはしないとか、休み時間に使用しないなど、その辺の取り決めはどうなっておりますでしょうか。

**議長（山畑祐男君）** 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

**教育委員会事務局長（小林康弘君）** 吉岡町では吉岡中学校が一番早くに導入しましたので、町教育委員会では、学校と一緒に中学生用の利用の約束を作成しております。

また、これに基づいて、小学校の端末を配布する際に、小学校版も作成しております。

内容といたしましては、例えば情報端末は学習のために使用する。先生が許可したときにカメラを使う。人物を撮影するときは、相手の許可をもらう。アプリやソフトは勝手にインストールしない。他人に貸したり使わせたりしない。先生が指示したとき以外はランドセルから出さない。家での保管は、家の人の目の届くところに置く。ツイッターやフェイスブック、LINE等、SNSなどへの登録やログインはしないなど、学校により細かにルールが定められております。

**議長（山畑祐男君）** 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

**1番（小林静弥君）** 端末機の管理やトラブル発生時の対応の専門知識を持っている指導者や操作や活用を補助するサポート体制はどのようになっていますでしょうか。

また、家庭通信環境の整備費用や通信費の補助などは、どのようになっていますでしょ

うか。お願いいたします。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 端末機の管理やトラブルにつきましては、各学校の情報担当や管理職が携わっており、相当の知識やスキルがあることから、それに適切に対応することができております。

そして、それをサポートする人材として、現在1名のGIGAスクールサポーターが毎日いずれかの学校でICT環境整備に向けた支援活動を行っております。

なお、学校職員やサポーターでも対応できない高度なトラブルにつきましては、端末機を納入した業者が迅速に対応できる体制ができております。

また、家庭通信環境の整備につきまして、町教育委員会では、就学援助の認定を受けた世帯を対象に、モバイルルーターの貸出しを行う事業や、就学援助の対象ではないが、インターネット環境が整備されていない家庭で新たにWi-Fi環境を整備した場合に、支援金を出す制度などを実施しており、直近の実績としましては、モバイルルーターの貸出し許可件数が33件、通信環境緊急支援事業の許可が14件となっております。以上です。

議長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） 子供たちの間にICT教育における格差が生じないような心配りを持って、そういった指導に当たっていただきたいと思います。

次に、教育や高齢者福祉へのeスポーツの活用についてお聞きします。

新年度の県の予算案には、新たな富や価値の創出を重点施策の1つに掲げ、eスポーツ振興とゲーム依存症対策の両方に取り組むべく、関連事業費が盛り込まれました。

県内でも高校に部活動ができたり、短大に授業科目が新設されたりと、時代の流れに乗って、eスポーツが今まで教育と対極にあったテレビゲームのくくりから、表舞台へと注目されてきています。

この短大では、現代コミュニケーション学科で高齢者と学生とのeスポーツ交流により、認知症予防の研究もされているとのことでした。

これからの時代、このeスポーツが初等教育においてどのような位置づけになってくるのか。お考えをお聞かせいただければと思います。

議長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） eスポーツにつきましては、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉でありまして、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をス

ポーツ競技として捉える際の名称とされており、従来の肉体的なスポーツとは異なり、ゲームの勝利を勝ち取るための思考力や戦略性を重視したブレインスポーツとして世界的に人気が高まってきていると認識しております。

日本の教育界においては、高校生を対象に全国高校eスポーツ選手権が開催されており、文部科学省が後援しております。

議員がおっしゃいましたように、初等教育において今後どのような位置づけになってくるかということなんですけれども、小学校や中学校の教育課程にどのようにeスポーツが導入されてくるか、今のところ不明です。

国の状況もGIGAスクール構想により、1人1台端末が導入されているところで、プログラミング教育も学習指導要領に記載され、実践が始まろうとしているところです。

吉岡町としても、配布、貸与した端末を用いて児童生徒がコンピューターゲームをするということは、今のところ想定しておりません。

また、家庭での個人所有のゲーム機利用についても、生活習慣が崩れる、昼夜逆転、ゲーム依存、いじめの温床になるなど、様々な問題が山積しており、各学校では、ゲーム機の利用について家庭と協力しながら、健全な方法について指導をしているところです。

eスポーツの競技としての価値、これは認めますが、今後児童生徒がプログラミング教育や情報教育等を通して自己を律しつつ、電子機器を用いた競技スポーツとして他者との交流や勝敗を楽しむことのできる力を身につける段階に至るまでは、小中学校において教師の指導監督の下でeスポーツに取り組むということは、考えておりません。

ただ、このことにつきましては、今後の文部科学省や群馬県、群馬県教育委員会の考え方を注視していきたいというふうに考えております。以上です。

議長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） 分かりました。

場合によっては、地域振興や町おこし、村おこし、または野球やサッカーのように、全国大会が注目の的になるような時代がやってくるかもしれません。新しい動きに柔軟に対応できる考え方をもちたいと思います。

さて、次に、住民の安心安全についてお聞きします。

自転車ヘルメットの4月からの努力義務化についてお尋ねします。

群馬県改正交通安全条例により、自転車乗車時のヘルメットの着用が努力義務とされます。誰でもヘルメットを着用する努力をすることになります。本県の中高生の自転車通学時の交通事故の確率が全国でワーストというデータも新聞にありました。

とにかく、大人が率先して守らないと、子供の示しにはなりません。町では、この条例

の周知や自転車用ヘルメットについて、購入支援や無料配布など、何か考えはお持ちでしょうか。お聞きします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 町民の安全安心についてのご質問をいただきました。

最初に、この4月からの自転車ヘルメット着用の努力義務化について答弁させていただきます。

条例の周知でございますが、ヘルメット着用の努力義務化とともに、今回群馬県交通安全条例で改正された自転車保険の加入義務化も併せまして、町民に対して回覧や広報よしおか等を活用し、制度の周知を図っていきたいと考えております。

ヘルメットの購入支援や無料配布は、現在のところ、大人向けの自転車用ヘルメットの購入補助や無料配布は予定しておりませんが、中学生については、現在吉岡中学校で自転車通学を許可した生徒に対し、自転車用ヘルメットを着用することを義務づけしております。ヘルメット購入者には町からヘルメット代金の半額以内での助成を行っております。

小学生については、ヘルメット購入の助成は行っておりませんが、両小学校ともに、4年生に自転車の安全運転実技指導を実施する際にヘルメット着用の重要性を指導しております。

今後は、他市町村の制度等も研究しながら、中学生以外も対象となるヘルメット購入補助制度等についても検討を進めていきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） 安中市、桐生市、みどり市では、全小学生にヘルメットを無料で届けようと、有志がTシャツ販売などをして資金を集め、ボランティア活動をしているところがあるそうです。

ヘルメットをかぶることで、安全運転の意識も高まると思います。

また、周辺周囲の交通安全の意識を高めることにもつながるかと思っておりますので、町を挙げて自転車ヘルメット着用運動を推進する、そういった考えはいかがなものでしょうか。お尋ねします。

議長（山畑祐男君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 小林議員ご指摘のとおり、町全体として自転車ヘルメットの着用を進め、町民全体の交通安全意識を高めることは、大変重要であると認識しております。

今後は、渋川警察署や吉岡町交番、吉岡町交通安全会、渋川交通安全協会等、関係機関、

団体と連携しながら、制度の周知と併せて進めてまいりたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 小林議員。

〔1番 小林静弥君発言〕

1番（小林静弥君） ぜひ、これは郷土愛にもつながることと思います。町を挙げての交通安全運動を推進をお願いしたいと思います。

続きまして、高齢者を事故や事件から守る方策についてお聞きします。

新聞報道によりますと、昨年は交通事故も消防や救急の出動も件数が減少しているとのことです。これは、コロナ関連で外出自粛による要因も1つあるのではないかと見られているようです。

そのほかにも、特殊詐欺被害も件数が減っているようです。これもコロナで外出自粛のため、家族が家にいる時間が増えたということで、高齢者の被害が減少しているのではないかと考えられています。コロナ禍の中で、少ないメリットの例かと思えます。

そんな中でも、交通事故や農機具の事故については、高齢者の割合が高くなっているとのことです。

町としては、このようなお年寄りに対しての交通安全支援、事故防止支援、また、特殊詐欺被害防止については、従来から対策を講じてこられてきていると思いますが、これからも高齢者を守る視点で、続けられる支援策、また、新たに必要な支援策がありましたら、お考えを聞かせていただきたいと思えます。

議長（山畑祐男君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） まず、現在行っております高齢者の交通安全対策といたしましては、自動車誤発進防止装置の補助金等があります。これは、現在使用している自動車に誤発進防止装置を後づけした場合の助成金を交付するものでございます。

また、運転免許証自主返納者支援事業等の従前からある施策等も組み合わせながら、効果的な支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、高齢者の特殊詐欺被害防止策といたしましては、令和2年の第4回定例会でも申し上げましたが、特殊詐欺対策電話機等購入費助成金等がございます。

また、具体的な取組についてですけれども、高齢者という側面からの支援では、民生委員児童委員等のお力添えをいただきながら、特殊詐欺の広報活動を行ってきました。高齢者が特殊詐欺のターゲットとなる理由といたしましては、高齢者の孤独に付け込みまして、ふだん話し相手がいないと、親身に話を聞いてもらえば相手のことを何も知らないのにもかかわらず信用してしまうことも原因と考えられております。このことから、引き続きの注意喚起と一般介護予防や老人福祉センター等へ出かけてもらえるよう、社会との関わり

を持てるような取組を模索していきたいと考えております。

また、認知症の患者への認知症ケアパスの作成とか、あとは、契約や資産管理を代行する成年後見制度の周知に努めていきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 時間です。（「以上で終わります」の声あり）

以上をもちまして、1番小林静弥議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を午後3時30分とします。

午後3時16分休憩

---

午後3時30分再開

議 長（山畑祐男君） 会議を再開します。

---

議 長（山畑祐男君） 9番坂田一広議員を指名します。坂田議員。

〔9番 坂田一広君登壇〕

9 番（坂田一広君） 9番坂田です。通告に従いまして、一般質問をいたします。

まずは、1点目、町の公共施設等について一般質問します。

（1）町の公共施設等の管理についてを質問するものであります。

まず、第1点目として、公共施設等総合管理計画について伺うものであります。公共施設等の個別計画について、吉岡町公共施設等総合管理計画、以下計画と言いますが、によると、この計画の目的は、厳しい財政状況が続く中で、今後、年齢別人口構成割合の変動などにより公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化を計画的に行うことを目的とし、公共施設等総合管理計画で示された方針に基づき、今後、それぞれの公共施設に応じた個別計画の策定・検討など、公共施設等の総合的なマネジメントを進めてまいりますとしているわけであります。

計画と表裏一体をなす個別計画の策定状況はどうなっているのでしょうか。

毎年毎年予算にはそれぞれの施設の個別計画がのっているということは、認識しておるわけでありますけれども、じゃ、町全体、55施設あったと思いますけれども、これらの策定状況について伺うものであります。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 本日最後の坂田議員のほうから質問をいただきました。

公共施設の管理計画についてということでございます。個別施設計画の策定状況につきましてご質問いただきました。

まず、平成29年度の総合管理計画策定時の施設数は、全体で55施設でありました。その後、町民プールや町営住宅、下野田団地の解体に伴う施設数の減や個別施設計画の策定段階での施設数の増減など、施設数につきましては、流動的ではありますが、それら全ての施設を網羅した上での現在の個別施設計画の策定状況ではありますが、策定予定である23計画のうち、16計画が策定済み、残りの7計画につきましても今年度中に策定が完了する予定でございます。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 策定済みなのが16計画、そして、今年度7計画で、23計画が全てできるということであります。

個別計画が策定されまして、例えば給食センターなどというのは、その後いろいろ検討が済んで、この方向性も決まったというようなことでありますけれども、そのほかのもの、既に策定済みのものでどこまで検討されているかというのは、なかなか伝わってこない部分もあります。

そういった部分の議会の報告というのは、どのように考えていますか。

議長（山畑祐男君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） こちらにつきましても、個別施設計画につきましても、国のほうから令和2年度をめどに策定するよという要請が来ておりますので、それに基づいて、今現在吉岡町では進めているところでございます。

また、これ今町長が申し上げたように、計画につきまして今鋭意作成中のものもございしますが、それについて個々に報告しなければいけないものというのは、当然給食センターのように、いろいろそのほかにも基本的な計画等を今後来年度に向けて策定するところもありますので、そういうところにつきましては、個別に多分報告のほうさせていただくと思いますが、全体のものとしたしましては、来年度の総合管理計画の改定の中で議員の方にはご報告のほうさせていただきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） では、次の質問に移ります。

公共施設等の将来の更新費用について伺うものであります。

計画では、現在本町が保有する公共施設とインフラの更新等費用を加えた公共施設等の今後40年間の更新等費用の総額は703億円で、平均で年間17億円となります。過去5年間（平成23年度から平成27年度）の公共施設等にかけてきた投資的経費は、年平

均5億円ですので、現状の2.9倍の費用がかかる試算となりますとし、これまでの投資の2.9倍もの支出を続けることは、財政上困難と言えますとしているわけであります。

この703億円という、この算定の前提となる部分で、建築から法定耐用年数の2分の1の期間経過後に大規模改修、法定耐用年数後に建て替えるとしての推計という前提、あるいは今先ほど質問しましたけれども、個別計画に基づく補修等の影響等を加味していない点、こういったことを考えても、年間17億円ということで、12億円足りないというのは、ショッキングな数字なわけであります。

町は、これをどのように受け止めているのか、説明を求めるものであります。

議長（山畑祐男君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） 公共施設等総合管理計画では、各更新費用等の推計の前提条件に基づきまして、公共施設とインフラ資産の更新費用の試算を行っていますが、議員おっしゃるとおり、総額703億円という推計上での金額ではありますが、実際の財政運営上では非常に厳しい数字であると受け止めております。

しかしながら、このような推計や前提条件に基づいた場合の更新費用等の捻出は困難であるため、総合管理計画では、更新費用の縮減をするために公共施設の管理に関する基本的な考え方の中で、施設の点検や診断の実施から始まり、長寿命化につながる7つの方針を掲げているところでございます。

今後もそのような方針に基づき、点検やその結果に基づく適切な維持管理を行い、予防保全の観点で長寿命化を図るなど、トータルコストの縮減に努めてまいりたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） では、次の質問に移ります。

昭和55年度以前に整備された施設について伺うものであります。

昭和55年度以前に整備された施設は老朽化が進んでおり、さらに、旧耐震基準によるものであります。これらの施設の件数及び現状はどのようになっているか。

また、今後の計画はどのようになっているのか伺うものであります。

議長（山畑祐男君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） 昭和55年度以前に整備された施設で現存するものは、吉岡中学校北校舎や明治小学校北校舎など、6件存在しております。

その6件のうち、さきに申し上げた校舎など5件につきましては、その後の耐震改修工

事や耐震診断により、新耐震基準を満たしており、現在新耐震基準を満たしていない建物は1件で、町営住宅の北下団地となります。

なお、町営住宅北下団地につきましては、令和元年度に策定された吉岡町町営住宅等長寿命化計画の中で、令和6年までに用途廃止する計画となっております。以上です。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 次の質問に移ります。

計画の改定について伺うものであります。

計画の基礎資料としている吉岡町公共施設白書については、これを定期的に見直ししなければ計画を改定する際に公共施設等の現状をある程度正確に反映できないのではないかと。今後の公共施設白書の見直し計画、見直し予定と計画を改定する予定はあるのかについて伺うものであります。

議長（山畑祐男君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） 今後の公共施設白書の見直しや計画の改定について説明させていただきます。

平成30年2月に国の公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針が改定されたことへの対応や現在までの公共施設等の状況、これまでに策定された、また、今年度も策定中ですが、個別施設計画の内容との整合性を図る必要がございますので、公共施設の総合的かつ計画的な管理の推進に向けて、令和3年度において現行の公共施設等総合管理計画を改定するための業務委託料を予算計上させていただいているところでございます。

その中で、公共施設白書の主な内容である、現在までの公共施設等の状況の見直しや計画の改定を実施する予定となっております。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） では、次の質問に移ります。

公共施設等の管理に対する町長の見解について伺うものであります。

吉岡町公共施設等総合管理計画等で示された町の公共施設等の現状と課題につき、町長はどのように把握し、今後どのように町政に反映していくのか伺うものであります。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 公共施設等総合管理計画に記載のとおり、公共施設等に関する現状は、

施設等の老朽化への対応、更新費用の捻出、そして、最も懸念される点として、公共施設等かけられる財源の限界があると考えられます。

今後そのような点について十分配慮しながら、先ほど企画財政課長の答弁の中にもありましたように、具体的には現在までの公共施設等の状況をこれまでに策定された個別施設計画の内容との整合を図りながら、維持管理、更新等に係る中長期的な経費の見込み等の見直しも令和3年度に予定している吉岡町公共施設等総合管理計画の改定の中でも行うこととなります。

この計画の来年度の改定内容も踏まえながら、今後トータルコストの縮減状況を勘案し、財政的に対応可能な現実的な公共施設の維持管理、更新や今後の投資的事業を検討して、町政に反映させていきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） では、次の質問に移ります。

今後予定されている公共施設等の整備について伺うものであります。

都市計画道路漆原総社線について、まず伺うものであります。

第1点目として、議会への説明についてを伺います。

前回の一般質問において、議会への説明責任は果たされているのかの問いに対しては、前の町政時代から順次進められているとの答弁があり、さらに、漆原総社線が今本当に必要なのか、検討した内容が示されていないのではとの問いに対しては、自分としては十分検討させていただいて、庁内の会議等にも諮らせていただいた中で、今年急に出た話ではないというふうに理解しておりますとの答弁がありました。

そして、では、具体的にいつ議会に説明があったのかとの問いに対しては、資料がないので、日にちではちょっと申し上げられませんと答弁でありました。

漆原総社線につき、議会に対する説明は、いつあったのか伺うものであります。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 漆原総社線の議会への説明についてのご質問でございますが、まず、全体的な事業化への流れを説明させていただきます。

平成28年3月に改定した都市計画マスタープランでは、都市計画道路漆原総社線など、長期間未着手となっている都市計画道路については、計画の見直しを検討するとあります。また、昨日小池議員にも答弁させていただいたように、平成28年には、当時議員であった私の質問及び今は亡き五十嵐議員による漆原総社線の一般質問を受けて、平成29年度に現在の漆原総社線のルートが適切なのか、都市計画道路見直し検討業務を行い、必要性

の検証や改めて概略ルートの比較検討を行いました。

結果として、ほぼ現在のルートが推奨案と示されておりました。このときに、執行者側がこの検証結果を全員協議会などで議員説明をしなかったのか、また、なぜ議会から求められなかったのかは分かりませんが、検証した結果、ほぼ現在のルートで問題ないということが理由ではないかと思われま

す。平成29年には、私のほかに金谷議員の質問に対する回答、平成30年には、同じく今は亡き五十嵐議員の一般質問に回答する形で、執行側の漆原総社線に対する取組が示されております。具体的な事業計画の概要は、このとき初めて議会に示されております。

平成30年度には、事業化に向けて、都市計画道路漆原総社線予備設計業務を実施しており、29年度に続き、議会における予算、決算の審議過程でご承認いただいているものと考えられます。

さらに、令和元年度には、都市計画変更に必要な都市計画図書作成業務も行っております。

また、令和元年12月、飯塚議員からの準備検討を早急に開始すべきという一般質問に対しても、漆原総社線についての今後の事業実施計画を説明しております。

よって、平成28年から各一般質問に対する回答及び予算、決算審議をもって、議会に対する漆原総社線についての議会説明はあったものと認識しております。

議 長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） 事業の全体像とか、事業の総額とか、その説明があったのはいつですか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 先ほど話の中では出てきませんが、平成29年度の業務委託結果によって、令和元年度ですか、すみません。全体の説明は、令和元年度で説明をしていると伺っております。

議 長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） それは、いつどのような資料で説明されたのか、私には全くその事業総額の12億8,000万円というのは、昨年の7月22日の全員協議会の都市計画道路見直しの説明のときに初めてあのルートと、そして、事業総額が示されたとは私は認識しておりますけれども、それ以前にあったということですか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 失礼しました。自分の記憶違いでありました。

令和2年7月の全員協議会でございます。平成30年に示されたスケジュールにより、1年遅れておりますが、令和2年8月に都市計画の変更手続に係る住民説明会を開催するに当たり、全員協議会において漆原総社線の都市計画変更の概要を説明するとともに、事業計画の概要説明を行い、総事業費などの説明を行ったものでございます。

議 長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） 今までのこの町長の答弁を聞いていると、全体像あるいは事業の総額、これについては、もう昨年7月22日の全員協議会の席以前には、事業化するんだよというように、一般質問等の答弁の中において、その事業の流れというのが説明されてきたというだけであって、議会に対する説明というのはあったんですか、ないんですか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 自分の記憶しておるところでは、一般質問の中で説明をしてきたということで理解させていただいています。

議 長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） 議員の一般質問に対する答弁が議会に対する説明というのは、ちょっとおかしいんじゃないですか。というのも、一般質問をした議員においては、その質問趣旨から答弁を聞いて、再質問、再々質問できるわけでありましてけれども、そのほかの議員というのは、疑問に思ったこと、不明に思ったことを問いただすことはできないわけです。

そういった中で、もし仮に一般質問がなかったら、もし漆原総社線に関する一般質問がなかったら、じゃ、議会に対する説明はなかったということじゃないですか。

私がこれについて、事業の全体像を把握したのは、昨年7月22日のことであって、であるからこそ、一般質問で青天のへきれきであると申し上げた。ところが、町長は、前の町政時代から順次進められていると。漆原総社線が本当に必要なのか、検討した内容が示されていないのではないかと、この問いに対しては、自分としては十分検討させていただいて、庁内の会議等にも諮らせていただいた中で、今年急に出た話ではないというふうに理解している。事業総額も分からないで、その事業に対する是非というのは判断できないじゃないですか。

どういう道を幾らで造って、それでその事業に対する是非、今やるべきなのか、どうかというのが判断できると思うんですけども、町長、その点についてどのようにお考えになっていますか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 自分は、平成28年3月に改定されたマスタープランから順次説明をされてきたという、そういう理解の下で自分はおります。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） ということは、町長としては、一般質問に対する答弁で議会に対する説明ということで理解しているということによろしいんですか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 議会への説明は、令和2年7月の全員協議会でございます。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） では、前回の質問に引き続き、同じような、繰り返しの質問になりますけれども、議会への説明責任というのは、町長果たしてこられたと、そういうふうに思っておられますか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 自分になってから、改めてさせていただいていると思っております。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） そうすると、昨年7月22日の説明で説明責任を果たしたということですか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） それは全てではありません。これからも説明をさせていただきたいと思っております。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） そうしますと、昨年7月22日に始まって、これからしっかり説明責任を果たしていくんだということによろしいんですか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） これからの説明については、当然責任を持っていきたいと思っております。

議 長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） ぜひともよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

地方自治法第2条第14項について伺うものであります。

地方自治法第2条第14項では、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと規定している。町長は、この規定をどのように捉え、町政に反映しているのか伺うものであります。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議員おっしゃるとおり、地方自治法第2条第14項において、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないとされており、この規定は、地方自治運営の基本原則でございます。

私もこのことは常に念頭に置きながら、今後も住民の福祉の増進に努めていくことは言うまでもありませんが、併せて、最少の経費で最大の効果が上げられるよう、予算編成や町政運営に取り組んでいきたいと思っております。

議 長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） では、次の質問に移ります。

漆原総社線の効果について伺うものであります。

昨年7月22日の全員協議会で示された漆原総社線が開通した場合、どのような効果が期待されるのか、説明を求めるものであります。

議 長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 現在の吉岡町は、人口が増加傾向にあることに加え、上武国道前橋渋川線バイパスの開通や駒寄スマートインターチェンジ大型車対応化、新規商業用途設定に伴う大型商業施設の進出などにより、地域に集まる交通の分散と広域的幹線道路である上武国道と県道南新井前橋線を結ぶ南北交通を補助する幹線道路の整備の必要性が以前より増して高まっており、交通量の変化に速やかに対応する道路整備が必要であると認識しており

ます。

漆原総社線の整備効果としましては、次の3つの観点が見込まれます。1つ目は、地域に集まる交通の分散、つまり、交通渋滞の緩和でございます。駒寄スマートインターチェンジ大型車対応化や大型商業施設の進出などに伴う交通量増加への対応が必要となることから、地域に集まる交通を分散する必要がございます。

2つ目は、高速道路と鉄道東側エリアの南北交通の補助、つまり、補助幹線道路の必要性でございます。広域幹線道路のまちづくりの4つの軸である高崎渋川線バイパス、吉岡バイパス、上武国道、南新井前橋線を補完する補助幹線道路としての役割でございます。

3つ目としまして、生活道路及び通学路の安全性の確保でございます。現道部には生活道路及び通学路の危険箇所も存在しております。特に、町道温泉通り線との交差点につきましては、群馬県警本部における令和元年中の交通事故多発地帯に指定されており、今後交通量が増えることにより、住民の安全確保が求められます。その解決策としての整備効果が見込まれます。

以上、3つの観点でございますが、特に、昨今激甚化する災害対策として、緊急輸送道路ネットワーク機能に期待をしております。

漆原総社線完成後には、自衛隊や駒寄パーキング、道の駅などの防災の拠点を結ぶ都市計画道路でもあるため、群馬県地域防災計画に位置づけられている緊急輸送道路として、群馬県緊急輸送道路ネットワークとして機能する道路であると認識しております。以上です。

議 長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） ちょっと今資料あるかどうか分からないんですけども、温泉通り線の交差点のところ、事故重点地域に指定されているというんですけども、どれくらいの事故があるんですか。

議 長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 今資料を確認しておりますけれども、その温泉通り線との交差点と、もう一つがもう少し北側の上武国道から下りてきたところの交差点、その2か所でございます。

それで、件数につきましては、人身が年間で5件、物件が4件、これが令和元年度のデータでございます。以上です。

議 長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） そうすると、人身が5件、物件が4件ですか。それで、事故重点地域になるということで、分かりました。

では、次の質問に移ります。

地方自治法第2条第14項から見た都市計画道路変更後の漆原総社線の妥当性について伺うものであります。

都市計画変更後の漆原総社線は、総事業費約1億2,000万円であると説明がありました。しかしながら、町道温泉通り線までの既存の漆原総社線を前屋敷・瀬来線に接続しても、同様の効果が得られ、かつより少ない予算で済むのではないかと。そして、何より最少の経費で最大の効果という法の理念にもかなうのではないかと。町長の見解を伺うものであります。

議長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 議員のご指摘のとおり、事業の実施においては、地方自治法の規定に基づき、最少の経費で最大の効果を上げられるような事業でなければならないことは、先ほど町長が申し上げたとおり、基本原則であると承知しております。

駒寄スマートインターチェンジの大型車対応化や大型商業施設の出店に伴う交通量の増加は明らかであり、先ほど申し上げた事業効果を上げられるように、事業の実施を見据えて、昨年の都市計画変更のときもこの点を考慮して、道路幅員などの見直しをしたものでございます。

議員ご指摘の現道の町道前屋敷・瀬来線につなぐ、いわゆる漆原総社線の第1工区と暫定路線整備だけの整備でよいのではないかとというご質問と受け止めておりますが、全線開通には相当な期間と事業費を要します。まずは、第1工区完了後の漆原総社線の交通量の変化、事業効果を検証した上で、町全体の幹線道路の交通量の状況変化、特に、駒寄スマートインターチェンジ周辺の道路環境は、県道南新井前橋線は、高崎渋川線バイパスまで完成しており、大型商業施設の出店や前橋市の産業団地などの完成も見込まれるため、交通量が将来相当変化するものと予想しております。

したがって、町全体の都市計画道路の整備の必要性を検証した上で、都市計画道路の見直し業務の結果を踏まえて、その上で第2工区の事業を進めていきたいと考えております。以上です。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） 前回もしかしたら聞いたかもしれないんですけど、そうしますと、その第1工区完成後、その交通量等の変化を見て、第2工区に着手するか、それともその

ままでいくかというのを見ていくということによろしいんですか。

議 長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） おっしゃるとおりでございます。

あとは、そのときの町の財政状況等、総合的に判断して第2工区の事業着手には慎重に対応する必要があると考えております。

議 長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） そうすると、本来その道路とされている部分と、暫定整備分の道路なんですけれども、本来整備する部分の幅員と暫定整備の部分の道路の幅員というのはどうなっていますか。

議 長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 暫定整備路線の幅員に関しましては、平成29年度に実施した見直し計画の中に記載されているのは、やっぱり現道を若干拡幅する程度で、その本線と同じ幅員ではございません。以上です。

議 長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） そういたしますと、何と申しますか、本来ある部分から暫定整備路線に流れる際に、今度はそこが事故多発地帯になるような気もするんですけれども、その辺の交通安全対策というのは、どのようにお考えになっていますか。

議 長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 交通安全対策につきましては、平成30年度の予備設計業務の中で公安委員会との協議を行っておりまして、公安委員会からのそういった指摘を踏まえて整備していきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） 第1工区完成後、しばらく様子を見て、交通の流れを見て第2工区をするかどうかを決めていくという話で、第1工区は2億3,000万円ぐらいでしたかね。

そういったことで、なかなか町の財政というのも限りがあるわけで、12億8,000万円の道路を造ろうとして、15年、20年たってしまったら、結局30億円の道路だというようなことがあってはならないというふうに思います。

ただ、工事費というのは、上がることはあっても下がることはありません。町の財政状況、交通量、様々な観点から、慎重な判断を求めるものであります。町長、お考えを伺ってよろしいですか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 慎重に判断していきたいと思っております。

議 長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） では、次の質問に移ります。

給食センターについて伺うものであります。

前回の一般質問で今後のスケジュールについて一般質問したところ、町教育委員会といたしましては、まず町の学校給食調理施設に望まれる施設の規模とか設備、衛生管理等に関する基本的な構想を作成するため、基本構想作成支援業務委託の費用を今回の補正予算に上げさせていただいておりますとの答弁がありました。あるべき学校給食調理施設に対する十分な検討は必要である一方で、給食を実施し続けるためには新たな給食調理施設ができるまで建て替えの方針が決まった給食センターに不具合や故障等が生じた場合、資金を投資し続けなければならない、時には多額の資金を要する場合があります。

給食を実施続けるためには必要な投資なんですけれども、もう恐らく新しい調理施設ができれば、そこは取り壊しになるだろうと。そこに投資し続けることは、大変に無駄な投資とも一方で考えられるという考えもできます。

基本構想作成後のスケジュールはどうなっておりますか。

本年度も予算が計上されているのは承知しておりますけれども、今後のスケジュールについて伺うものであります。

議 長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 令和2年2月学校給食センター運営委員会委員長より提出のあった答申書の中には、新設の供用開始までの間については、現施設の改修を適宜行っていくことが必要であるとの記載もあり、町教育委員会としては、今の給食センターの長寿命化を図りながら、学校給食調理施設の基本構想の作成に取り組んでいるところでございます。

なお、整備スケジュールにつきましては、大きな流れとしては、基本構想策定後に基本計画の策定、用地の確保、基本設計、実施設計、工事と進んでいくことになると考えておりますが、今はまだ工事に着手したばかりでありまして、いつまでに何をという答弁がで

きる段階ではありません。

現在取り組んでおります基本構想が策定された後、町の財政状況や複合施設化に対する考え方等も考慮しながら、次の段階となる基本計画の中で様々な検討をしていくことになりますので、その段階ではある程度具体的なスケジュールが示されるのではないかと考えております。

議 長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） そうすると、来年、再来年というわけじゃなくて、もうちょっと先になる感じですかね。

議 長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 大きな流れとしましては、もう2年、3年というスパンでは考えられないかなと考えております。

議 長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） 続きまして、八幡山グラウンドについて質問するものであります。

昨年の9月議会で八幡山グラウンドの整備の方向性について質問したところ、今の八幡山グラウンドには社会体育施設としての役割だけでなく、吉岡中学校のサブグラウンド的な役割、南下古墳公園との関係性、基本設計のときにはなかった文化センターとの関係性等、より広い視野での計画性が求められていると考えています。

今後は、吉岡町緑地運動公園の中の多目的屋外運動場であるという位置づけも考慮しつつ、総合計画や都市計画マスタープラン、公共施設総合管理計画のほか、今後策定が予定されている国土強靱化計画など、様々な観点から検討する必要も生じることから、まずは、現在策定が進められている次期吉岡町総合計画において協議がされるものと考えていますとの答弁がありました。

昨年12月議会の一般質問では、早急に着手、完成は難しいということで、請願者の理解は得られたとのことでありました。ただ、総合計画、都市計画マスタープラン、公共施設総合管理計画、さらには国土強靱化計画などで協議検討となると、相当な期間が想定されるわけであります。

どれくらいの期間がかかるのか説明を求めるものであります。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 現在策定中の総合計画や国土強靱化計画等の中で、町の中心に位置し、

吉岡中学校にも南下古墳公園や老人福祉センターにも近い、この公園とグラウンドに町としてどのような機能を持たせるかといった、何らかの方向性が示されると考えており、今後は、その方向性に沿って取組を進めていくことになると考えております。

完成までにどのくらいの期間がかかるかというご質問ですが、当町では今後も大きなインフラ整備が予定されており、町の財政状況等見据えながらの対応となりますので、具体的にいつまでという答弁をすることはできませんが、この事業については、一歩ずつ前に進めていければと考えております。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） この総合計画、都市計画マスタープランあるいは施設管理計画、国土強靱化計画などで協議している間に町長の任期終わっちゃうんじゃないですか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 自分の任期は終わっても次の方に引き継げるような計画ができればと思っております。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 私は、この町長が就任された際の一昨年の6月議会の施政方針演説でこの八幡山グラウンドの整備拡張ということをおっしゃっておられました。その内容については、小池議員の施政方針に対する質問の答弁の中で、いろいろ基本設計から4年が経過している中で、八幡山グラウンドの基本設計の見直しを求める利用者の声がいまだにあることを踏まえて、基本設計の見直しをするんだというようなお話でありました。でありますから、私は、てっきり町長は少なくともこの4年間に基本設計ぐらいを終えて、財源見通しぐらい示していただけるのかなというふうに思っていたんですけども、この前までの答弁ですと、どうもその見通しは全く立たないんだというようなことであります。

もう少し何とかあと残された2年でできないものかと伺うものであります。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 町の全体のバランスを見ながら考えていければと思っております。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 今年1月に議会広報、12月議会分の議会広報が出されました。その後ろの見開きのページに、町民参加のページというのがありまして、今はいろいろな団体の代

表の方にインタビュー記事を掲載しているようであります。その中に、やはりスポーツ協会の会長さんが今年の1月分には出ておまして、町や議会に期待することは何かという問いに対して、八幡山公園の整備拡張を早期に実現してほしいというような声も載っております。

そういったことで、努力していただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

町をめぐる医療体制についてお尋ねするものであります。

町をめぐる医療体制の課題等について伺うものであります。

まずは、1点目として、一次医療圏、二次医療圏における課題等について伺うものであります。

日本では、1985年から医療法により、医療計画が立案、実施されておるところであります。現在は、第7次医療計画（2018年から2023年度）の途中であります。医療計画では、医療圏が設定されて、医療圏ごとに計画が立てられます。

一次医療圏は、日常生活に密着した保健医療を提供する区域で、おおむね市町村単位としておるところであります。

二次医療圏は、健康増進、疾病予防から入院治療まで一般的な保健医療を提供する区域で、一般に複数の市町村で構成されております。

三次医療圏は、先進的な技術を必要とする特殊な医療に対応する区域で、都道府県単位、北海道のみ6つとなっております。

医療計画作成指針によれば、県において医療計画案が策定されると市町村から意見を聴取し、必要に応じて医療計画案の見直しがされることとなっております。

町長は、町をめぐる医療体制、特に一次医療圏、二次医療圏の課題についてどのように認識しておられるのでしょうか。伺うものであります。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 町をめぐる医療供給体制の質問ですが、一次医療圏は、既に市町村単位ということになります。現在町には15の医療機関、9つの歯科医院があり、通常の疾病であれば、診察を受けられる状況にあります。

二次医療圏については、吉岡町は、渋川保健医療圏となっております。

渋川保健医療圏の課題につきましては、健康子育て課長から答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） 渋川保健医療圏の課題についてなんですけど、まず、現在群馬県では

第8次群馬県保健医療計画を平成30年3月に策定し、平成30年度から令和5年度までの計画期間となっております。

また、この保健医療計画の見直しを令和元年度に一部改定を行っています。その計画の母体ということなのですが、ちょっと古い調査で、平成28年度の調査で、10万人当たりの医師の総数について記述があります。この中で、全国平均10万人当たり240.1人の医師、医師の総数なのですが、この医師の中には、医師と歯科医師とあと薬剤師が含まれます。その中で、全国平均は240.1人、群馬県の平均が225.2人ということで、全国で比べると31番目ということで、医師不足の地区となっております。

その中で、渋川保健医療圏だけを抜き出すと、渋川保健医療圏だと204.0人ということで、さらに少ないということになっております。

その中で、特に不足している外来医療機関の機能としては、外科と産科と小児科というふうになっておりまして、このようなことから、吉岡町については、比較的医療機関数が多いのですが、渋川保健医療圏で見ると、医師確保対策が必要というようなことになっております。以上です。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 次の質問に移ります。

医療計画について伺うものであります。

昨年から続く新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、医療提供体制に多大な影響を及ぼし、局所的な病床、人材不足の発生、感染症対応も含めた医療機関の役割分担、連携の構築、マスク等の感染症防護具や人工呼吸器等の医療用物資の確保、備蓄など、地域医療の様々な課題を浮き彫りにしたわけであります。

このような中で、群馬県の医療提供体制を見ると、2月23日現在で病床の稼働率は361床中26.3%、過去最高値は74.8%、重症例への診療体制では人工呼吸器使用が76台中6台、過去最高値は16台、うちECMO使用は11台中2台、過去最高値は5台となっております。また、宿泊療養施設受入れの可能室数は、938室となっております。

現在は小康状態にあるものの、昨年末には群馬県は病床稼働率が全国的に見ても高水準にあり、危険水域にあるとの報道もなされました。

町としては、県に対し現在の医療供給体制の下では十分な病床数の確保を要請していくしかないというのが現状であります。

近年を振り返ると2002年にアジア、カナダで感染が拡大した重症急性呼吸器症候群（SARS）、2009年には新型インフルエンザ、2012年にはアラビア半島の国々

を中心に発生し、その後ヨーロッパに感染が拡大した中東呼吸器症候群（MERS）、そして、昨年から世界的に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症など、数年ごとに新興感染症が発生しているわけであります。

かかる状況に鑑みるならば、新興感染症等に対応した新たな医療供給体制の確立が求められていると言えます。

町をめぐる医療供給体制は、医療法第30条の4第1項（以下法という）により、県が基本方針に即して、かつ地域の実情に応じて定めた医療計画によるものであります。

そこで、町は、県に対し現在の基本方針、法第30条の3、これは厚生労働大臣による告示でありますけれども、医療計画作成指針、法第30条の8、これは医政局長による通知であります。これらの中で医療計画に新型コロナ等、新興感染症対策を盛り込むことを求めることは可能なのでしょうか。

すなわち、県は、必要と感じれば、独自の判断で医療計画に新型コロナ対策等の新興感染症対策について記載することは可能なか伺うものであります。

議 長（山畑祐男君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） 医療計画に新型コロナ対策等の新興感染症対策について記載することが可能かどうかということですが、厚生労働省では、医療計画見直し等に関する検討会で次回の医療計画に新興感染症等の感染拡大等における医療を追加、このことにより、平時からの取組や感染拡大時の取組などを盛り込むこととの報告書が取りまとめられています。

現在の医療計画についてなんですが、こちらについても、群馬県の判断で変更するというのであれば可能なんですが、県のほうに確認したところ、現在の医療計画については、現状の計画内にある感染症対策という項目があるんですが、それに基づいて対策を行うというような回答でありました。以上です。

議 長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） その感染症対策というのは、いわゆるパンデミックを引き起こすような感染症にも対応した対策が練られているんですかね。

議 長（山畑祐男君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） 現状の感染症対策につきましては、どちらかというと、新型インフルエンザの関係であります。

今回のこのコロナウイルス関連に関しましても、どちらかというと新型インフルエンザ

対策に似たような傾向があるので、現状については、そういった形で県のほうでは考えているというような考えだと思います。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） では、次の質問に移ります。

地域医療構想について質問するものであります。

第7次医療計画から地域医療構想が計画において記載事項となりました。地域医療構想は、2025年の高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4機能ごとの医療需要と必要病床数、在宅医療等の医療需要を推計するものであります。

そこで、町は県に対し現在の国が示している地域医療構想作成ガイドライン等の下で、地域医療構想に新型コロナ等新興感染症対策を反映した医療需要や必要病床数の推計を盛り込むことを求めることはできるのか。すなわち、県は、必要と認めれば、独自の判断で新型コロナ対策と新興感染症対策を念頭に置いた医療需要、必要病床数の推計をすることができるのか伺います。

議長（山畑祐男君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） 保健医療計画策定時についてなんですが、こちらにつきましては、先ほどの医療圏の渋川地域保健医療圏の中で、渋川地域保健医療対策協議会というものが設置されます。この協議会の中には、町長が委嘱されており、この協議会の下部組織ということで、部会というものが設置されるんですが、この部会に担当課長である私が委嘱されており、保健医療計画策定については、この協議会及び部会を開催して、各市町村の意見を聴取します。

この中で、感染症を今度新たに組み込むということですので、感染症対策を念頭に置いて、病床数の推計等については、先ほど私が申したとおり、次の保健医療計画で新興感染症等を盛り込まれる予定となっておりますので、推計は盛り込まれることと考えております。以上です。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） そうすると、それに盛り込めないと、現状では厳しいということよろしいんですかね。

議長（山畑祐男君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） ある程度推計しないと、その必要な病床数であるとか、あとは医療

機関の数であるとか、医療従事者の確保とかというのはできないと思うので、推計は出さなくてはいけないですけども、その推計を出すのに当たって、やはり時間がかかるので、現行の今の計画に盛り込むということは難しいかというふうに考えております。以上です。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 私、今日気づいたんですけども、役場のエレベーターのところに群馬県の医療は危機的状況にありますというようなポスターが貼ってありました。

そういったことで、今まで医療体制というのは、都道府県が所管で、なかなか市町村ではどうこうし難いというような部分がありましたけれども、聞く話によると、先ほどそういった保健医療計画におけるメンバーにも町長になっていらっしゃるというようなことであります。

今回は、もう今の医療体制の枠組みの中でコロナ対策やっていくしかないんですけども、今後仮に新興感染症等、感染拡大が起きた場合には、きちんとした枠組みの中で取り組めるよう、意見の提言を行っていただきたいというふうに思いますけれども、町長のお考えを承ってよろしいですか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） もちろん、会議の中では、意見等を申し上げていきたいと思っております。

議長（山畑祐男君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） ちょっと時間残しましたけれども、私の一般質問、これで終わりにします。

議長（山畑祐男君） 以上をもちまして、9番坂田一広議員の一般質問が終わりました。

これをもちまして、本日の会議に予定されておりました一般質問は終了しました。

明日は、4人の一般質問を行います。

---

散 会

議長（山畑祐男君） 本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

午後4時29分散会



# 令和3年第1回吉岡町議会定例会会議録第4号

---

令和3年3月4日（木曜日）

---

## 議事日程 第4号

令和3年3月4日（木曜日）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問（別紙質問表による No.6～No.9）

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（13人）

1番	小林 静 弥 君	2番	富岡 栄 一 君
3番	飯塚 憲 治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大 志 君	6番	金谷 康 弘 君
8番	村越 哲 夫 君	9番	坂田 一 広 君
10番	飯島 衛 君	11番	岩崎 信 幸 君
12番	平形 薫 君	13番	小池 春 雄 君
14番	山畑 祐 男 君		

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町 長	柴崎 徳一郎 君	副 町 長	野村 幸 孝 君
教 育 長	山口 和 良 君	総 務 課 長	高田 栄 二 君
企画財政課長	高橋 淳 巳 君	住 民 課 長	中島 繁 君
健康子育て課長	米沢 弘 幸 君	産 業 観 光 課 長	岸 一 憲 君
建 設 課 長	大澤 正 弘 君	税 務 会 計 課 長	中澤 礼 子 君
上下水道課長	笹沢 邦 男 君	教育委員会事務局長	小林 康 弘 君

---

## 事務局職員出席者

事 務 局 長 福 島 良 一 主 任 田 中 美 帆

## 開 議

午前9時30分開議

議 長（山畑祐男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

一般質問の通告のあった9人のうち、本日は4人の通告者の一般質問を行います。

取りあえず、説明をしておきますが、質問と答弁を含めて、議員の持ち時間の範囲内で終了できるようにしてください。

なお、持ち時間の残り時間が5分になったときにブザーが鳴ります。さらに残り時間がなくなったときにマイクの電源が切れますので、ご承知おきください。

お手元に配付してあります議事日程（第4号）により会議を進めます。

---

### 日程第1 一般質問

議 長（山畑祐男君） 日程第1、一般質問を行います。

10番飯島 衛議員を指名します。飯島議員。

〔10番 飯島 衛君登壇〕

10番（飯島 衛君） それでは、議長への通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず第1、障害者の日常生活用具給付等事業についての質問をさせていただきます。

1番といたしまして、用具等の購入費の助成はということで質問をさせていただきます。

町の障害者福祉事業の中の日常生活用具給付等事業について一般質問をさせていただくわけですが、本事業は平成18年10月に施行され、その制度の概要は、障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付または貸与すること等により福祉の増進に資することを目的とした事業であります。実施主体は市町村であり、補助金は国が100分の50以内、都道府県が100分の25とのことでございます。そして、我が吉岡町でございますが、その利用者負担について、市町村の判断によるということでございます。

また、決算書を見ますと、町の給付件数及び費用ですが、平成29年度が254件で221万円、30年が255件で215万円、令和元年が298件で290万円と、金額とともに件数も増えておりますが、何かこの新しい用具等追加とか、何かその辺の事情がどうなっているのか、まずお聞きいたします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） おはようございます。

一般質問2日目、今日は4人の議員の皆さんからご質問いただいております。

まず初めに、飯島議員より、障害者の日常生活用具給付事業についての質問をいただきました。お答えさせていただきます。

用具等購入費の助成ですが、給付件数及び金額の増加の原因については、年度によって利用状況が異なりますので、一概に申し上げることは難しいと言えます。しかしながら、排せつ管理支援用具、ストーマ用具に関しては、件数、金額ともに毎年増えておりますので、増加の一因と考えております。

なお、これまでに新しい用具の追加の実績はございません。

議長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） この事業では、貸与と給付ということで区別されておりますけれども、その区別はどのような形でされているのか、お伺いいたします。

議長（山畑祐男君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 貸与と給付につきましては、用具により区分をさせていただいておるところでございます。貸与の対象となる用具は、福祉電話とファクスの2点のみとなります。また、貸与の対象者は住民税非課税世帯に属する方のみとなっております。現在のところは、貸与の実績はございません。

議長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） では、今、非課税世帯が貸与ということで、今、貸与はないというお答えでよろしいですね。あとは、じゃあ全部給付ということで。分かりました。

それでは、この用具を給付するに当たりまして、その購入費の助成ということでございますが、町ではどのような形で助成を行っているのか。要するに、国が半分、県が4分の1、残りは、その裁量というものは各市町村によって金額の幅はあるということなんです。吉岡町の助成の具合はどのようになっているか、ちょっとお伺いいたします。

議長（山畑祐男君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 用具を購入した場合の町の助成についてなんですけれども、用具ごとに基準単価、対象経費の上限を定めておまして、世帯の収入状況に応じて、対象経費の1割から3割の自己負担をしていただき、残りを公費負担とさせていただいております。なお、生活保護世帯については、負担をしていただいております。いずれにいたしましても申請の内容を審査した上で給付等を決定し、助成をしております。

議長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 1割、3割負担とありますけれども、どういった基準で1割、3割になるのか、その辺が、ちょっと説明をいただければと思いますが。全部3割とか、全部1割ではなくて、その金額によって割合を変えているのか、その辺のちょっと説明をお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 金額一律ということではありませんで、その対象になる方の所得状況とかによっても変化してくるというふうに把握しておりまして、こちらで具体的事例等を申し上げられるようなところまでの資料はちょっと持ち合わせていないんですけれども、いずれにいたしましても、所得の状況及び器具の金額ということでご理解いただきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 分かりました。

それでは、2番目の暗所視支援眼鏡を給付等事業に追加及び購入費の助成を望むということで質問をさせていただきます。

この眼鏡は、網膜色素変性症という難病の人たちにとって画期的なものだそうでございます。この眼鏡は、普通の眼鏡のような形をしておりまして、高感度カメラで光を捉え、目の前のディスプレイに映し出す仕組みになっていて、暗いところでも暗視カメラみたいにくっきり映るという、そういう画期的な眼鏡であるそうでございます。

この画期的な眼鏡というものは、網膜色素変性症の人たちにとっては本当に救世主になるような眼鏡だそうでございますが、この病気というものが、目の中で光を感じる組織である網膜に異常を来す進行性の病気であり、暗いところで見えにくくなる夜盲症になり、視野が狭くなるなどの症状が表れて、進行とともに視力も低下していく、そういった難病だそうでございます。

ちなみに、今年の箱根駅伝でございますけれども、往路で優勝した創価大学の選手なんですが、4区を走った嶋津雄大選手という方がおりまして、その選手は、このやはり網膜色素変性症という病気で、走ったということでございます。その同じチームメイトに、やはり同じ永井選手という方がおりまして、2人はやはりその病気のために、朝は照明のあるトラックで、朝ですよ、照明のあるトラックで練習して、夜は体育館で練習をしたということでございます。

本当に、この画期的な眼鏡がありますと、かなり利便性がありまして、本当に救世主となるような眼鏡でありますので、ぜひ町ではこの導入をしていただきたいと思うんですけども、まず町で視覚障害の方が、この病気の方が何人いるかということをつかんでおりますでしょうか、その辺をお伺いいたします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 嶋津選手の雄姿、箱根駅伝、テレビで拝見させていただきました。

暗所視支援眼鏡を給付等事業に追加及び購入費の助成について質問をいただきました。

現時点での町内の網膜色素変性症罹患者ですが、町で把握している人数は7名でございます。

議長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 7名の方がおるといことで、結構、私も調べてみますと、本当に全国でこの病気をなさっている方がおるわけでございます。

昨年、この病気になっている方から相談を受けまして、寺島介護福祉課長に相談させてもらったんですね。そうしたら彼女は、このことも徐々に西のほうから広まっているということを知っていました。

それで、その寺島課長は今、病気でちょっと休みということで、高田課長に聞くわけでございますけれども、昨年あたりから、この眼鏡を追加する自治体というのが、大分県とか、九州だとか、結構向こうのほうから広まっておりまして、大分県内でも宇佐市、由布市、中津市、日出町とか、宮崎県の新富町、東京都新宿区、立川市とか、あとインターネットで調べますと、かなりこれから導入とか追加する予定があるという自治体がインターネットを調べるとございます。

それで、厚生労働省のこれは資料なんですけど、平成25年2月25日付の傷害保健福祉関係主管課長会議資料というものがちょっとありまして、その中に、この日常生活用具給付等事業について、本事業については、地域の特性や利用者の状況などに応じて柔軟に事業を実施できる仕組みとなっていることから、市町村においては引き続き各地域における障害者の実情を十分に考慮し、国から以前示された参考例によらず、地域の障害者のニーズを十分に踏まえ、必要な用具の給付が適切に行われるよう配慮願いたいなどと、この資料には書いてあるんですね。

ぜひこれは、町の、吉岡町重度障害者日常生活用具給付等事業実施要綱というのになりますと、本当に様々な用具を給付しているわけですけども、これに、この国で示されたものだと思うんですが、これにとらわれずに、その状況を踏まえて臨機応変な給付をお

願いたいというふうに言っているわけですね。

ぜひ町でも、この事業の対象に暗所視支援眼鏡、これをぜひ追加していただきまして、助成といたしましても、宮崎県のほうで何か1割負担。結構この眼鏡、40万円近くする眼鏡なんですね。かなり高額で、本当に大変かと思えます。買うとなると、なかなかそこまでして要らないというふうになってしまう可能性もあるので。九州のほうでは1割負担でやっているなんていうふうに聞いておりますので、その辺もまた考えていただきたいと思えます。

ぜひ、この画期的な眼鏡ですけれども、本当に夜盲症等で困っている方には、本当に明るい視野を提供するものだと思います。ぜひ町長の見解をお伺いいたします。

議長（山畑祐男君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 吉岡町では、重度障害者日常生活用具給付等事業として、障害者が自立した生活を送れるよう日常生活用具の購入費用の助成などを行っておりますが、先ほどのご案内の暗所視支援眼鏡については、網膜色素変性症の方の生活を支援する上で大変効果があるということをお話を伺ったところでございます。

吉岡町では、現在のところ支給対象項目にございません。

また、先ほど議員からのご指摘のとおり、柔軟な対応というところの捉えでは、府中市の例で、視覚者障害用の情報認識装置として支給ということで、こちらも基準単価を設けて、全額ではないと伺っております。また、新宿区や千葉市などでは、視覚障害者用の拡大読書器としての支給ということで、こちら19万8,000円ということで、基準価格を設けている。また、メーカーの税別価格で、こちらの器械、40万円弱ということで、税別で39万5,000円ということが私どもの調べでは分かっておるところでございます。

いずれにいたしましても、県内の状況ではまだ支給している事例もございませんし、また中核市等、相談対象としては伺っているんですけども、まだ支給実績としては広がってきていない。また、吉岡町といたしましても、そういった状況を捉えながら、柔軟な対応ということで、今後ニーズを捉えながら検討していきたいということで、担当課長から話を伺っておるところでございます。以上です。

議長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 相談に乗ってというのもの、やはり寺島介護福祉課長からも聞きました。相談に乗ってくださるという。相談に乗ってくださるということは、要望があれば導入してもいいというふうに私は捉えるんですけども、いかがでしょうか。その相談、ただ受

けて、相談は承りました、でも器械は導入しませんというのでは相談にならないのではな  
いかと思うんですけれども、相談を受けるということは、前向きに、その本人の必要性を  
聞いて、じゃあ導入しようかというふうになるのではないかとと思うんですけれども、その  
辺の相談というものはどういった相談なのか、町長ちょっとその辺をお伺いしたいんです  
けれども。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 実際、現在、当人おりませんので、また現状等を確認して、お答えさせ  
ていただきたいと思います。

議 長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） そうですね、高田課長が今回本当に、ピンチヒッターということで出てい  
るので、その辺をまた寺島介護福祉課長とよく話をさせてもらって、また再度ちょっとそ  
の辺はお聞きしたいと思います。

とにかく今、技術的なものが、こういう介護用具、よくテレビで見ますと、義手なんか  
ももう本当に自分の手のように神経が伝達して動くような、そんなすごい義手なんかも出  
ておりましたし、常に新しい障害者のいろんな用具が出ております。ですから、多分この  
町の用具の一覧というものは様々ありますけれども、新しいものが出たら、これは国でも  
県でもできないんですよ。実施主体が市町村ということでございます。常にこれは町長の  
判断ですから、課長の判断ではなくて、町長がいいんじゃないかと言えばできるものでご  
ざいます。

県議が幾ら騒いでもできるものではありません。実施主体があくまでも市町村というこ  
とを肝に銘じていただきたいと思いますので。ぜひ、また寺島介護課長ともよく相談して、  
また、どういったものが足かせになっているのか、そういったことをちょっとまたお伺い  
して、再度質問させていただきたいと思います。

それでは、続きまして3番目、視覚障害用のパソコンソフト、音声読み上げソフト等の  
ソフトの更新を8年から5年にできないかということですが、この1月から2月  
にかけて、公明党の群馬県本部といたしまして、県内市町村の自治体に対して、福祉関係  
等アンケート調査を行ったわけでございます。その内容というものは、DE T、障害平等  
研修の実施について、障害者の日常生活用具給付等事業について、医療的ケア児の住居以  
外の訪問看護について、公営住宅のグループホーム化について、各種申請書の性別記載欄  
等について、介護保険料未納者の状況、難病患者への見舞金についてという7項目に対し  
てアンケート調査を行ったわけなんですけど、その中で、吉岡町で高田総務課長からアン

ケートをさせてもらって、その回答をいただいた中で、群馬県の視覚障害者福祉協会から、パソコンソフトの更新、先ほど言ったような音声読み上げソフト等なんですが、その更新が8年に一度しか載っていないということで、先ほどの実施要綱に載っているんですけども、それを何とか短くしてもらえないかというふうな要望がありまして、町に問い合わせたところ、吉岡町では周辺の自治体の状況を踏まえて、そのまま8年に据え置くという回答だったものですから、幾ら何でも今のご時世、パソコンでも5年ぐらいの耐用年数というふうにお伺いしておりますし、8年というものは、子供が小学校1年生に上がって、中学2年生にもなって、そんなに長くソフトを使うなんて、ちょっと考えられないので。

その辺を、要するに5年ぐらいとかその辺に。一、二年のところもあるそうなんです、県内の市町村。それで、5年程度が一般的だということで。ぜひその辺を要望として、一般並みに5年ぐらいにしてもらいたいという要望なんですが、その辺を町長、どのようにお考えしているか、お伺いいたします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 町では、視覚障害者用のパソコンソフトは、情報・通信支援装置として支給対象としております。基準額は10万円、更新期限は8年で設定されております。

町では、平成25年に1件、平成28年に1件、平成30年に1件給付しておりますが、このうち1件、平成28年支給は、パソコンの新規購入によるソフトとの不整合によるものですが、吉岡町重度障害者日常生活用具給付等事業実施要綱により、耐用年数前にバージョンアップ版を給付しております。

耐用年数の変更につきましては、近隣の自治体の状況を鑑みながら、今後も総合的に判断した上で検討していきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） これは、高田課長から回答をもらった中にも確かに、周辺の渋川広域の市町村に対応状況を確認したところ、現在のところ更新期限を変更する予定はないとのことで、庁内でも周辺自治体の状況等を踏まえ総合的に検討した結果、据え置くことにしましたということで回答いただいたわけなんですね。

町長、吉岡町、結構、昨日も廣嶋議員のクレジットカードの何か質疑で、やはり周りを見て、周辺を見てということで回答がありました。そして、吉岡町は、私も議員になってから見えていますと、ふるさと納税もしかり、健診もしかり、今回の18歳の高校生の医療費無料化もしかり、全て、周りがやっているからやるという、ワンテンポちょっと遅れているんですよ、町長。その辺は、町長、職員でも前あったですし、議員でもあったし、吉

岡町の体制として、常に榛東とかがやっているからやるという、そのスタンスは何とかならないものなのでしょうか。

これは、町長でこういうものは一存で決められるものでありますし、8年を5年にすることに対して、費用がちょっと高いということもあるかもしれませんが、どうも吉岡は周りの状況を見てからやるというスタンスがあるので、これは役場全体の意識がそうなっているのか、代々、町長がそういうふう積極的にやらないように足かせがはめられているのか、その辺ちょっと気になるんですけれども、町長、見解をお伺いいたします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 自分としては、まだそういう意識はございません。とにかく住民の要望に応じていけたらと思って、事業を展開していきたいと思っています。

議長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） ぜひ、群馬県内でも大泉町なんかは本当に、新聞等で見ていますと、独自の政策をどんどん発信しております。吉岡町、ちょっと周りを見過ぎているのではないかと思いますし、その辺は、柴崎町長、もう町長は替わっておりますので、独自色を出していただきまして、積極的に、話があったら、別に差し支えないと思うんですよね、先に関わりを見なくて。いいなというふうに関わりが判断したら、やってよしいのではないかと思いますけれども、その辺はどういうふうにお考えしていますか、町長、お聞かせください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 自分としても、やりたい事業、いろいろございます。そういった中で、また議員皆さんと相談をしながら進めていけたらと思っております。

議長（山畑祐男君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） ぜひリーダーシップを発揮して、よろしく願いいたします。

それでは、将来の交通渋滞を見越した対策ということで質問させていただきます。

以前にも私は、吉岡バイパス等の渋滞等を懸念するような質問をさせていただきました。ラウンドアバウト、環状交差点の導入なども検討すべきと思うということで質問させていただくわけですが、この吉岡町、県道高崎渋川バイパスの4車線化の完成、駒寄スマートインターチェンジの大型化の供用開始、県道南新井前橋線の開通、県道前橋伊香保線吉岡バイパスの延伸、大型商業施設の進出、それに付随する各種店舗、工場の進出、また、まだ増えると見込まれる人口増加、吉岡町の将来は交通の渋滞が大いに懸念される

ところでございます。

昨日も質問がありましたように、新しい道路を造って、ますます交通量も増えると予想されます。

この環状交差点は、2014年9月の道路交通法改正以降、全国各地で運用が始まっています。2019年3月末時点で、全国87か所に設置されているとのこと。車両の円滑な通行や重大事故を防ぐ効果などがあるそうでございます。

県内でも、安中榛名駅、そのところで試験的にやって、昨年設置されました。私も見てきたわけでございますけれども、物すごく、ちょっとすいている交差点で、ちょっといまいちぱっとしないような状況でございますけれども、そういったことで今、はやっております。このラウンドアバウトは本当に、信号機がないものですから、円滑な通行や重大事故を防ぐ効果があるということでございます。

吉岡町も、上毛大橋の前橋のほうから渡ってきますと、西詰のところには信号があつて、それから大松まで4つの信号があつたりするわけでございます。

安中榛名駅のラウンドアバウトを見ますと、かなりコンパクトなあれですけども、かなり広くて、大松の辺の広い交差点でも十分ラウンドアバウトはできるのではないかと私は思っておりますので、ぜひ観光の目玉になるかもしれませんし、検討するに値すると思っておりますので、町長の見解をお伺いいたします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） ラウンドアバウト、環状交差点は全国で32都道府県140か所程度が存在しており、宮城県や近畿地方に多く存在し、また群馬県では、先ほどの安中榛名駅前に、その大半は市町村道となっております。

大松信号交差点におけるラウンドアバウトについては、建設課長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 大松の信号交差点におけるラウンドアバウトの導入につきましては、県道管理者である渋川土木事務所や渋川警察署との協議が必要になります。

考えられる問題点は、県道の大型交差点におけるラウンドアバウトの事例がないこと、また広大な土地の確保が必要となります。現実的には非常に難しいのではないかと考えられます。

現在、ラウンドアバウトについては、国交省において、各自治体で整備した効果や影響についてデータを積み上げ、分析を行っております。これらの検証結果を踏まえて、将来の吉岡町において、ラウンドアバウトの導入が適切な交差点があるかどうか検討していき

たいと考えております。

議長（山畑祐男君） 時間です。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 以上をもちまして、一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

議長（山畑祐男君） 以上をもちまして、10番飯島 衛議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を10時20分といたします。

午前10時02分休憩

---

午前10時20分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開します。

---

議長（山畑祐男君） 6番金谷康弘議員を指名します。金谷議員。

〔6番 金谷康弘君登壇〕

6番（金谷康弘君） それでは、議長への通告に従い一般質問を行います。

1、都市計画関連、1、都市計画道路漆原総社線について。前回質問の継続です。

前回の質問にて、駒寄スマートIC東側の大型商業施設周辺の道路整備が最重要課題であるところで、漆原総社線を令和3年度より事業着手し、詳細設計、現地調査を進めるとのこと。なぜ、この時期に推し進めるのかとの質問に対し、柴崎町長答弁は、「駒寄スマートICは、来年度は相当な事業費となる見込みですので、予算のバランスを取る必要があると感じています。また、国の補助金に関して、早期に国土強靱化地域計画を策定しないと補助金の確保に支障が生じる可能性が高く、今般、補正予算において計画策定業務の予算計上をさせていただいたところでございます。やはり確実に国の補助金の確保が担保できないと、漆原総社線の事業着手は難しいかとも考えております。なお、今年度から都市計画道路の全体見直しを2年かけて、将来の交通量推計等により、路線の必要性、実現性を検証する都市計画道路の見直し業務に着手しました。町の将来を見据えた中で、都市計画道路の必要性及び妥当性を検証しながら、当然、漆原総社線についても事業評価を行い、より現実的な事業の実施がされることになると考えております。このようなことから、漆原総社線の事業着手については、町全体の事業計画の中で位置づけ、国庫補助金の確保など、総合的な判断を行い、来年度予算編成を進める中で、最終的に判断していきたいと考えております」との答弁でした。

令和3年第1回定例会、令和3年度吉岡町予算が上がってきました。柴崎町長は、「漆原総社線の着手は、来年度の予算編成を進める中で、最終的判断をしていきたいと考えております」とのこと。どのように判断されたのか。施政方針の中で少し述べておりますが、

確認の意味で質問いたします。柴崎町長、お尋ねします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 金谷議員から、都市計画道路漆原総社線について質問いただきました。

都市計画道路漆原総社線につきましては、昨年12月に都市計画の変更の告示を行ったところでございます。

本路線につきましては、その事業化や着手に対して、町全体の主要事業計画上の位置づけ、国補助金の確保など、総合的かつ慎重に熟慮した結果、令和4年度以降の事業化に向けて検討したいと判断いたしました。

当初は、令和3年度に事業着手し、詳細設計業務を行う計画でございました。しかし、駒寄スマートIC大型車対応化事業の最終年度に相当な費用を要することや、国補助金を担保する必要があるため、現在、国土強靱化地域計画の策定業務に着手したところでございます。

また、町全体の都市計画道路について、現在見直し業務を行っております。町の将来を見据えた中で、漆原総社線の必要性を検証し、その検証結果も考慮したいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6 番（金谷康弘君） 町全体の都市計画道路の見直し、その検討結果も考慮に入れ、令和4年度以降の事業化に向けて検討。分かりました。

それでは、国の補助金に関して、国土強靱化地域計画の策定とあります。県土整備プランでは、県道南新井前橋線は、災害時にも機能する強靱な道路ネットワークを構築するためとありますが、漆原総社線はどのような方向にて国土強靱化計画に持っていこうとするのか、大澤建設課長の考えを求めます。

議 長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 国土強靱化地域計画における漆原総社線の方向性に関しましては、特に激甚化する昨今の災害対策として、緊急輸送道路ネットワーク機能を発揮する道路として位置づけていきたいと考えております。緊急輸送道路の求められている機能として、道路の耐震性等が確保されるとともに、災害発生時に病院や自衛隊相馬原演習場や道の駅などの防災の拠点をつなぐネットワークとしての機能をすることが重要でございます。

都市計画道路漆原総社線は、群馬県地域防災計画の緊急輸送道路としての位置づけで、国土強靱化地域計画の策定を進めていきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） 分かりました。

柴崎町長、私は漆原総社線をむげに反対しているものではありません。道路整備や地域の発展に大いに貢献するものです。ただ、周りの状況、今は駒寄スマートIC供用に向け、また、ジョイフル本田周辺道路の整備と、優先するものがあるので言わせてもらっております。これから策定する国土強靱化地域計画にきちんと明記し、令和4年度以降、事業化に向けて努力していただければと思います。

次の質問に移ります。2、都市計画道路吉岡バイパス延伸について。これも前回の質問の継続です。

前回の質問、「県土整備プランにおいて、令和9年度までに着手予定事業が、着手に向けて、検討する事業との位置づけとなっている吉岡バイパス延伸について、町が今やるべきことは、町都市計画道路の見直しを図る中で、データに基づく必要性を明確に示すことが最重要課題と認識しますが、町の見解は」での質問に対して、大澤建設課長答弁、「吉岡バイパス延伸につきましては、町の都市計画において4つの軸の一つとして重要な位置づけでございます。今般、都市計画道路の見直し業務の中で、吉岡バイパスの必要性を具体的な数値を用いて明確にし、まちづくりの論点整理を行い、県に対ししっかり要望していきたいと考えております」とのことでした。

今回、柴崎町長の施政方針、大型継続事業、3、周辺の道路整備の中で、吉岡バイパス延伸については、渋川市も都市計画道路の見直しを行い、前橋伊香保バイパスの延伸先を新規構想路線と位置づけたということで、渋川市と連携、協力していきたいと考えておりますとのこと。心強いバックアップ体制ができたと認識します。ぜひ渋川市と連携、協力を推し進めるとともに、町の都市計画道路の見直しにおいて、バイパス延伸の必要性を明確にし、県に対して要望していただきたいと思います。

さて、渋川市の都市計画道路の見直しで、新規構想路線の位置づけとのこと。前橋伊香保バイパスの延伸先とは、どこの部分の構想なのでしょうか。確認します。また、渋川市と連携、協力の下、県渋川土木事務所への働きかけはなされたのでしょうか。柴崎町長、お尋ねします。

議長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 渋川市では、都市計画再編方針を昨年12月に策定し、新規の構想路線として、県道前橋伊香保線吉岡バイパスの延伸道路を構想路線としました。

新規の構想路線は、東側に位置する国道17号、西側に位置する県道高崎渋川線バイパ

ス、南側に位置する渋川都市計画道路半田南線の都市計画道路網の構成を考慮し、吉岡バイパスと半田南線との交差点地点から、JR八木原駅周辺を通過し、渋川市道南部幹線までとなっております。

さらに、同じく昨年12月に改訂した渋川市都市計画マスタープランの都市施設の整備の方針においては、構想の目的として、渋川市と吉岡町を結ぶ重要な主要幹線道路であり、県央地域全体の発展に多大な効果が発揮でき、渋川市南部の地域振興と定住人口の増加を図るものと整理されております。

新規道路整備の吉岡バイパス延伸道路として、現段階では構想路線ではございますが、渋川市都市計画マスタープランに位置づけがなされました。

渋川地区のまちづくり方針図には、点線で構想路線として描かれており、具体的なルートにつきましては、今後、渋川市において検討され、吉岡町とも協議を行い、必要に応じて都市計画の手続を経るものと考えられます。以上です。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） ということは、都市計画道路ではなくて、あくまでも構想の段階ということですか。

議長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） おっしゃるとおりです。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） ちょっとトーンが下がってしまうような感じなんですけれども、まあ、ないよりはだいぶいいかと思えます。

また、吉岡バイパス延伸東側ですが、渋川分で恐縮ですが、この道路は渋川市の都市計画道路半田南線、延長980メートルですが、こちらのほうも渋川市と連携、協力し、県への働きかけを、前橋渋川バイパスに接続する漆原南原線が生きてきます。柴崎町長、お尋ねします。

議長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 県渋川土木事務所への働きかけにつきましては、渋川市と連携し、協力しながら推進していきたいと考えております。

なお、この構想路線の延伸と渋川半田南線についても、渋川市との連携が不可欠でございます。一昨年8月に2年ぶりに渋川市及び吉岡町地域連携に関する協議会を開催し、地

域連携に関する事項の協議を行いました。

改めて、この地域連携に関する協議会において、県への積極的な働きかけ、要望活動について、具体的な協議を進めていきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） この道路が接続となりますと、上武国道から榛名、伊香保に直接つながる道路になります。観光面にかなり大きく影響するものと思われま。渋川市と連携、協力の下、働きかけをお願いいたします。

都市計画道路、最後の質問です。県土整備プラン、当初プラン、そして着手に向けて検討する事業と変更されましたが、両プランとも、吉岡バイパスの延伸は高崎渋川バイパスで接続で終わっております。町の都市計画では、上野田の信号まで接続になっております。また、変更後の県道整備プランでは、高渋バイパスの野田宿信号から上野田の信号までの間が令和6年度までに着手予定の事業として歩道整備が期待されています。町はこのことを認識されているのでしょうか。お尋ねします。

議長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 昨年12月に改定されました県土整備プランに、県道前橋伊香保線の上野田工区として、歩道整備が令和6年までに着手する事業として位置づけされたことは認識しております。県渋川土木事務所と連携、協力しながら推進していきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） 分かりました。町都市計画道路の見直し、県への要望、そして国土強靱化地域計画の策定と、財源担保の道筋をきちんと立てて、道路整備をお願いいたします。

次の質問に移ります。2、教育関連、1、学校教育の場にNIEの活用をです。これも前回の質問の継続です。恐縮です。

前回、山口教育長の、「町3校一斉に朝の時間を特設して新聞の活用を行うことについては考えておりません」で終わってしまったので、続けて質問をします。「考えておりません」の理由として、町内3校とも1人1台の端末の活用が始まる初期段階、小学校2校は県の先進プログラミング教育実践モデル校を引き受けたこと、さらに、全ての学級でのコロナ対策の健康観察を登校直後の朝の時間に慎重に行っている現状とのこと、重々理解できます。

ただ、私の言いたいことは、文章を理解するには読解力、分析力、考えをまとめ文章に

するには構成力、表現力、形容力が必要で、その重要性を言いたいのですが、山口教育長答弁、「教科担当、担任の考えの下で、朝のホームルームの「今日のニュース」等で新聞記事を利用した発表を通して、社会に関心を持ち、自分の意見を発信する活動を行ったり、社会科や国語、総合的な学習の時間などで教材として新聞そのものを活用したり、児童生徒が新聞づくりを積極的に行ったりする授業などの取組はこれまでも見られます」とのこと。引き続きこのような取組をよろしくお願ひしたいと思います。

仕事において、会社の財務処理、見積書、請求書、図面はCADで、各種書類、全てはパソコンです。学校においてパソコンやタブレットを活用した授業が始まりますが、私はパソコンの操作を覚えるための授業にならないよう、あくまでも勉強を理解させるための道具だということを考えて取り組むべきことが重要だと認識します。山口教育長の見解を求めます。

議長 長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君登壇〕

教育長（山口和良君） 学校教育の現場にN I Eの活用をということについてご質問いただきました。

私は、子供たちに身につけてほしい学力として、金谷議員ご指摘の、読解力、分析力、また考えをまとめて文章化するための力については、学校教育で重視したいものであり、タブレット端末を使う、使わないにかかわらず、教育活動を通して身につけていきたい力だと考えています。

1人1台のICT端末につきましては、整備が完了してまだ間もない小学校低学年でも、端末の使い方にこんなに早く慣れてしまうのかと教職員が驚いているほどです。端末を利用して児童生徒が情報を収集しやすくなったため、学年によっては、最新の時事、統計資料の活用等において、同じ資料を見ながら授業を進め、協議し合うことも可能となりました。

町H i B A L Iプランの全小中学生への1人1台端末導入最大の目的は、授業の中で端末を学びの道具の一つの有力な手段として効果的に使い、「主体的・対話的で深い学び」、いわゆるアクティブラーニングを通して読解力や自らの考えを文章や図表等を用いて表現する力などを養うことです。決してパソコンの操作を覚えることが端末導入の目的ではございません。

小学校2校の先進プログラミング実践校の取組につきましても、プログラミングができるようにすることが目的でなく、プログラミングの活動を通して試行錯誤したり、プログラミングをしたことを失敗することに価値があることを感じ取ったり、自分の考えを友達と比較したり振り返ったりして、自己調整力を育むことにあります。

HiBALIプランでは、1人1台端末の効果的活用やプログラミング教育の実践を通して、子供たちにSociety 5.0の社会に必須の資質能力の要素であり、議員が強調されている力につながる読解力や分析力、考えたことを図や表現で表現する力を育ていきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） ありがとうございます。

私も、自分の考え方を活字にして表現しようと、上毛新聞の「ひろば」に2度ほど投稿したことがあります。自分の考え、主張を活字にすることも面白いものです。山口教育長、後ほど目を通していただければ幸いです。

教育行政の場は、学習指導要領にて、がちがちになっていて、ましてコロナ禍、GIGAスクールで、県の先進プログラミング実践モデル校と、非常に大変だと思います。現に、教育委員の方から、町の教育委員会は人数が少ないとの指摘を受けています。このことは、人口が増加している吉岡町では各課に言えることだと思います。

新年度に向けて町職員を増やす予定はあるのでしょうか。お尋ねします。教育から総務に飛んで恐縮ですが。

議長（山畑祐男君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 職員の増員については、人口増及び業務量の増に対応するとともに、定年延長の施行に備え、定員管理計画を見直し、職員定数を増やす必要が生じたため、今議会において、議案第5号 吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例を提案させていただいているところでございます。

具体的には、職員定数の合計を133人から13人増員し、146人とするものでございますが、この人数は、本年度中に策定予定の定員管理計画において、令和7年度までに定員を146人に増員する数値目標を設定したいと考えており、当該目標値に合わせた定数条例を改正したいものでございます。

これにより、次期定員管理計画では、令和3年度から令和7年度までの間の5年間において、現在の職員数129人から17人の増員をしたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） 今回の議会で上程されている吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例が可決されれば、教育委員会の事務部局の職員は17名から20名になります。人員の増は一度には無理で、段階を踏んでだと思いますが、町職員が100%仕事に邁進できるよう、

人員配置、よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。3、防災関連、1、防災訓練にHUGの取組をです。

HUGとは、避難所運営ゲーム。避難所の「H」、運営の「U」、ゲームの「G」の略です。内容を簡単に言いますと、避難所運営を任されたという想定の下で、次々にやってくる避難者の状況や要望を考慮しながら、迅速かつ適切に対応するすべを学ぶゲームです。避難者の中にはいろいろな方がいます。一般的には家族単位かなと思いますが、中には、乳幼児、妊婦、高齢者、障害者、外国人、傷害者、風邪を引いている人など、いろいろな人がいます。

これらの人全てをごちゃ混ぜに避難所生活をさせられないので、避難所に適した配置等を検討するものです。役場担当職員の方、自治会関係者にはぜひ学んでいただきたいものです。私は、平成30年に県の地域防災アドバイザーフォローアップ研修で、HUGの避難所運営ゲームを体験してきました。柴崎町長も多分昨年あたり研修に行かれたかと思いますが、行かれたのなら感想をお願いします。柴崎町長、防災訓練にHUGの取組をお尋ねします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 防災訓練、HUGの質問をいただきました。HUGは、避難所運営をみんなで考えるための一つの方策として、静岡県が平成19年に開発したと聞いております。また、東日本大震災時に、前の年にHUGを経験していた皆さんから、役に立ったとの感想が寄せられているようでございます。

町としてのHUGの取組についてですが、今年度任用された町防災専門員もHUGのノウハウを熟知していることから、防災専門員を中心に町としてもぜひ実施したいと考えております。

なお、実施の時期についてですが、HUGは数名のグループで接近して討議を行う場面もありますので、新型コロナウイルスの感染拡大状況等を考慮しながら、適切な時期に実施したいと考えております。

そして、私の感想ですが、県のフォローアップ研修では、実技のほうはまだ参加できておりません。しかし、以前、日赤の救急法の救命講習では実際に参加させていただいたことがございます。また、東日本大震災の現場では、役に立ったとの声も聞いており、非常に意義のあるものであると思っております。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） ぜひ実施に向けて検討をよろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。防災関連、2、避難所における災害バルクの設置をです。

大地震など災害時には、電気、ガス、水道、通信といったライフラインへの影響も大きな関心事となります。日々の暮らしと産業活動が即ままならなくなるからです。最大震度6弱だった大阪府北部地震、2018年6月でも、都市ガスの全面復旧までには1週間程度かかりました。また、北海道胆振東部地震、2018年9月では、ブラックアウト、大停電が発生しました。電気、ガスが途絶すると、せっかく開設された避難所でも、非常電源だけでは煮炊きや給湯、冷暖房は機能しない。

こうした中で、発電機を動かし、同時に調理、給湯、冷暖房の機器のエネルギーとなる災害対応LPガスバルク供給が注目されています。

皆さん記憶に新しいと思いますが、胆振東部地震のとき、停電により営業休止をしている大手コンビニが多い中、地元のセイコーマートは1、100店舗中95%が営業、未明の地震で街灯や信号機が消え真っ暗の中、セイコーマートのレジには市民が長蛇の列をつくり、パンや電池、飲料など買い求めていました。これはセイコーマートの店内調理「ホットシェフ」がガスで調理するため、温かいおにぎりやフライドポテトを作り続けることができ、さらにレジの電源は車から確保するなど、災害時のBCP、事業継続計画がきちんとできていたからであります。

電気、ガス、石油、それぞれメリット・デメリットはありますが、停電時、電力供給がストップ時にはガスが有効であると思われます。全ての避難所にはと言いませんが、どこか1か所、災害対応LPガスバルク設置、いかがでしょうか。柴崎町長、お尋ねします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 災害対応LPガスバルクの設置についてですが、町としても、災害時にLPガスが有効なエネルギーの一つであるということは認識しております。

実際の災害バルクの設置に関しましては、今後の建設が予定される公共施設につきまして、設計時にLPガスの利用と災害バルクの設置の可能性も含めて検討していきたいと考えております。

既存の公共施設に関しましては、各施設でガスがどのくらい使用されているか、あるいは今後のガスの利用が可能かどうかを確認し、その上で災害バルクの設置についても検討してまいりたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） ありがとうございます。

2019年3月18日付のプロパン・ブタンニュース、業界紙ですが、群馬県南牧村は、

村庁舎の空調設備として、合計120馬力のLPガス仕様、GHP、ガスヒートポンプを導入した。LPガス振興センターの2018年度災害バルク助成制度を活用した設備更新で、大型非常用発電機も導入、併せて新設した2トンの貯蔵で、災害時に孤立に追い込まれても約3週間の空調環境や電源、熱源を確保した。

前橋市関根町公民館では、300キログラムの災害用バルクを設置、また学校、福祉施設、保育園など、いろいろな施設に設置され始めているようです。

LPガスバルクと煮炊き用釜、大型コンロ、ガス発電機、厨房機器があればいいのです。検討をよろしく願いいたします。

最後の質問です。4、環境関連、1、吉岡町景観条例の制定をです。

第5次吉岡町総合計画後期基本計画関連、この計画の基本目標、4、自然・環境「魅力的な自然と環境のまち」では、美しい自然環境の中で、ゆとりと潤いのある快適な暮らしが将来にわたって持続できるよう受け継がれてきた自然環境を守り、美しい町の風景を守り育てるとともに、地域環境や地球環境の保全に取り組みますとあります。

その中において、2の景観、主要施策、(2)美しい都市景観の創造、②美しい都市景観の創造で、町民や事業者の理解を得ながら、看板への配慮により、自然や周辺景観と調和した美しい景観の形成に努めますとあります。

吉岡町は、ここ数年来、人口が伸び続け、都市化が進んでいます。これからも、大型店舗の進出、駒寄スマートICの大型車対応と、まだまだ開発が進みます。

私が危惧することは、商業店舗における宣伝看板等のエスカレートによる町の景観であります。第5次総合計画などでは、自然と周辺景観と調和した美しい景観の形成に努めますとありますが、どのような形において指導し、美しい景観の形成に努めているのか。

私が議員になり、いろいろな方とお話するときに、吉岡町は、全国的に人口が減る中、唯一人口が増え、町も大型商業施設が増えて、住みよい町、なおかつ榛名山麓にて自然に恵まれてうらやましい。ただ、伊香保へ行く途中のホテル街の看板はいかがなものか。吉岡町のイメージを悪くしているとの意見が多いです。柴崎町長は、このホテルの看板、どのように思っているのかお尋ねします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 景観主要施策における、伊香保へ行く途中のホテルの看板について、私がどのように思っているかのご質問をいただきました。

議員のご指摘のとおり、伊香保へ向かうホテルの看板は少なからず目につくものであります。また、伊香保温泉や榛名湖へ来られる方は不快に思うこともあろうかと思えます。

今まで町では、そのようなホテルの建築自体を禁止するような施策を、設置規制の指導

要綱を設けて対策を講じてきたところでございます。しかしながら、既に設置された広告物については、制限することが難しいということも現実であります。また、経済活動としても理解を示さなければならない部分もあると考えております。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） 当然ホテルの経営と権利がありますので、せめて看板を道路から少し離すとか。なくせとは言いません。共存を兼ねた、調和の取れた景観形成。そろそろ吉岡町景観条例の制定、必要なときではないでしょうか。吉岡町景観条例の制定、柴崎町長、お尋ねします。

議長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 景観条例の制定をとのことでございますが、現在、町では、群馬県景観条例及び群馬県屋外広告物条例、また、町広報への屋外広告物に関する啓発記事の掲載により、良好な景観の形成に努めております。

また、駒寄スマートインターチェンジから前橋市にかけての商業集積を目指している地域におきましては、昨年12月に都市計画決定した地区計画において景観行政に取り組んでおります。

先ほどのホテルにつきましても、申し上げたとおり、既に設置された広告物については制限することが難しいということも現実であり、景観と経済の両立が必要と考えております。

町独自の条例制定につきましては、まず景観法に基づき所定の手続きを踏み、景観行政団体となる必要がございますので、課題等を整理し、当面の間は群馬県景観条例及び県屋外広告物で対応していきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 金谷議員。

〔6番 金谷康弘君発言〕

6番（金谷康弘君） ありがとうございます。

自然や周辺景観と調和した美しい景観の形成、よろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（山畑祐男君） 以上をもちまして、6番金谷康弘議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を午後1時といたします。

午前10時58分休憩

---

午後 1時00分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開します。

---

議長（山畑祐男君） 3番飯塚憲治議員を指名します。飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君登壇〕

3番（飯塚憲治君） それでは、3番飯塚です。通告書に従って一般質問をいたします。

町長、私は議員になりましてからもう少しで2年が過ぎようとしています。今まで、町民の方々からのご意見、自治会役員として、また個人としての今までの考え、議員になってからの知り得た情報などを合わせて、吉岡町、地域社会及びそこに住む人々のために、行政執行に関して幾つかの質問をしてまいりました。

しかしながら、それらの事柄は遅々として進まず、間もなく2年が過ぎようとする議員任期の折り返し点にまで来てしまいました。

残りが少なくなってきましたので、この後どうしようかと、お尻に火がついたような感じさえあります。町民の方々の声が、おい、どうしたんだ、どうにかならないのかと聞こえてくるようであります。

そこで今日は、今までの質問事項の現状と、今後の実現へ向けて対処方についてお尋ねします。

まず、通告書1項目、インフラなどの整備状態に関して質問します。

1、駒寄川下流域の護岸整備の状況ですが、元年の台風19号の影響により、吉岡川と合流する手前で、右岸、左岸の両脇へ越水しそうなった護岸工事の現場の状況は現在どうなっているのでしょうか。

昨年8月に渋川土木事務所が現地調査を実施した結果は、予算要求までに行っているのでしょうか。現場の工事計画はどこまで進んでいるのでしょうか。とても心配です。この心配を私以上に両岸の住民の方のほうに不安をたくさん抱えていると思います。

今年もあと4か月か5か月でたくさんの雨が降る季節がやってきます。住民に危険が及ばないようにするべき、これが行政の最低ラインだと思いますが、どうでしょうか。これは町としても県としても同様な責任があると思います。現状とこれからの町長の計画をお聞かせください。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 飯塚議員から、議員となって2年たった、過去2年間のインフラ等の整備についてということで、総括的な質問をいただいております。

インフラ整備につきましては、午前中、あるいは昨日の議員さん方々の質問にもございましたように、一朝一夕には進められません。予算もあって、また協議もあって、相当の年月がかかる事業等も生じてまいります。そういった中で、今回、飯塚議員の質問に対す

る、まず駒寄川の下流域に関しましては、今年度、河川管理者である県渋川土木事務所により現地調査が行われております。

土木事務所からは、50年確率の大雨を想定した場合、計算上ではぎりぎり越水しない結果であったとの調査報告をいただいております。

また、県の予算措置につきましては、住民の不安を鑑みて、今年度に続き来年度も予算要求を行っており、地元からの強い要望であることを予算ヒアリング時にも伝えており、予算の確保を図っていきたいと報告を受けております。

一昨年台風19号では、議員のご指摘のとおり、越水のおそれを感じるほどの水位であったと認識しております。

町も引き続き、駒寄川下流域の護岸整備の早期事業化に向けて、引き続き県へ要望を強く働きかけていきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） 町長、それではちょっと遅過ぎるのではないですか。渋川土木事務所の所長はどう考えておられると思いますけれども、自分がそこに住んでいたら、今年はまだ間もなく3年目に入りますよ。また雨が降ったら逃げ出すんですか。町長も、先日の施政方針の中に、言われていましたよね、最近は想定外が多いと。そういうことが起こる可能性が多くなっている昨今、予算要求をこれからもしていくし、いつかやるか分からないというのでは困りますよ。いつまでも待たせず、努力を強力に進めていただきたいとお願いいたします。

次へ行きます。2番、駒寄小学校の東、上越線に沿った道路への出水とその排水処理対策、現状はどうなっているでしょうか。

昨年7月に、上越線の線路付近が冠水いたしました。その排水能力の向上策、これはどうなっているのでしょうか。この解決策、対策案には資金が必要になるでしょうが、鉄道会社との協議の進捗はいかがでしょう。お聞かせください。

議長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） ご指摘いただきました町道の排水対策でございますが、JRと対策の協議を行い、側溝のコンクリート蓋をグレーチングに入れ替えるなどの排水環境の改善を図るとともに、境界ブロックによる止水壁を設置し、線路側への雨水流入対策を実施しました。結果、対策後に数回ほどの豪雨がございましたが、実施した対策が効果を発揮していることを周辺住民の方から確認をしております。

また、昨年10月に、線路に近接する側溝や水路の雨水排水対策が必要な箇所等につい

て、JR東日本高崎支社の設備土木課と打合せ協議を行った結果、当該箇所については改修対策済みとして確認されております。

その他、線路沿いにおける、JRが直ちに補修工事を必要とする側溝や水路はございませんでした。以上です。

議長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3 番（飯塚憲治君） なるほど。今、課長に答弁いただきましたとおり、そのときに路肩を崩した原因になった排水処理はされております。しかし、根本的な対策がされていないために、その水が今度はどこへ行ったかと申しますと、踏切道のところに集約されたわけです。そうして、写真をお見せしているので分かっていると思いますけれども、道路が冠水したわけです。ですから、鉄道会社はそう言っておられますけれども、そこは問題がある踏切ですよ。

町長、実は私、ここに書いてありますが、議会だより129号、この中で、私の一般質問の説明写真に、踏切道付近に雨水があふれかえっている写真、ご覧になったと思うんですけども、あれを載せたんですが、本当はもう一枚の写真を載せようと思ったんですけども、しかしながら、それはあまりにもショッキング的過ぎると思ってやめました。鉄道会社も町もそういう認識であれば、少し説明したいと思います。

その写真はもう一枚ありまして、線路の上に雨水が乗っかっている状態、要するに線路が冠水しているんですよ。豪雨が来まして、線路が冠水すると、それは程度によりますけれども、一般的に電車は止まるんですね、運転は中止になります。そこは、そんなに極端にはないですけども、もし運転手がああ状況を見たら、危険なときは運転手は列車を止めていいと、そう指導を受けていますから止まりますよ。ですから、あのレールが冠水しているときに電車が来なくてよかったなと私は思います。あるいは通っていたのかもしれませんが。運転手によっては列車が止まりますから、あそこで列車が止まって、止まるとももう3時間、1時間、すぐ止まってしまいますから。

そうした状況になると、町長、どうしますか。今、協議したけれども、JRはしないと言っているからいいですよなんて、そういうことは言えないでしょう。電車が止まるということ想定して、今後協議を進めてください。JRもその辺は、レールが冠水したんですよということを言えば、もう少し真剣になりますよ。そういうことです。

次のことは、ちょっと少し飛ばしまして、駒寄グラウンドの遊水地状態、これからの脱却策と、次の、上越線西側方面、駒寄地区の総合的な排水改善策の検討、この進捗状況をお尋ねします。

駒寄自治会地区、駒寄及び駒寄台地区の全面的な排水計画、この全体的な調査を行うと

の前回答弁でしたけれども、現在のどのようになっているのでしょうか。お聞かせください。

議長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 最初に、町民グラウンドの関係でございますが、町民グラウンドの高さから周りを見ますと、北側の駐車場が1.5メートルほど高く、西の町道は2メートル程度の高さがございます。

議長（山畑祐男君） ちょっと待ってください。飯塚議員、何ですか。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） 3番、グラウンドの遊水状態、これについては説明していただくのも結構です。4番に移ってください。

議長（山畑祐男君） 大澤課長、分かりましたか。大澤課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 失礼しました。

駒寄地区の全体的な排水計画の調査はというご質問でございますが、該当地区を含む、駒寄地区全体での排水計画を調査する必要性があるものと考えておりますが、現在のところ、事業化のめどは立っておりません。

抜本的な排水改善対策に向けて、新規排水計画や町民グラウンドに貯留槽を設けるなどの計画を、現在策定中の国土強靱化地域計画に位置づけ、引き続き補助事業の有無などの情報収集に努めながら、検討を続けてまいりたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） そういう2次的な対策をするということでは、根本的な対策にはならないと思いますが、取りあえず緩和策としてやっていただくことはいいと思います。

町長、しかしながら、あそこの、将来、吉岡バイパスが延伸されたときの、吉岡バイパスから東側、線路までの間は見直さないと、今後ずっとこの排水問題は続きますよ。ですから、急にはできないということは私も分かっていますけれども、雨水の状態を、高低差、調査していただいて、前橋伊香保線ですか、旧道ですね、県道、それを横切っていくのか、線路のほうへ水路を造るのか検討していただいて、これは将来的にはちゃんと排水計画をして、施工していただくということを、すぐとは言いませんけれども、お約束いただきたいんです。いかがですか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） ただいま建設課長から話がありましたように、現在策定中の国土強靱化計画に位置づけたものとして、引き続き補助事業の有無などの情報収集に努めながら検討を続けていきたいと思っております。

議 長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3 番（飯塚憲治君） なるべくそれを続けていって、やっていただきたいと思います。

次へ移ります。次は、町内の危険箇所の調査結果。元年度の防災訓練に関連しまして、町は、その前の9月に各自治会に危険箇所の報告依頼を行いました。各自治会からの報告に対して、次年度から改善計画をどのように行っているのか、お聞きしたいと思います。

町長のさきの答弁では、危険で対処しなければならないという情報があれば、それを有効に使ってやっていくということでもありますけれども、現在はどうなっているのでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 議員ご指摘の、令和元年度防災訓練の際に実施しました危険箇所の抽出ですが、これは元年の第4回の定例会の一般質問の中で、町長からご説明がございましたが、防災訓練の避難経路を作成するために各自治会にお願いしたものでございます。

そのため、この抽出内容の結果ですね、それぞれ自治会によって取組内容にばらつきがありまして、有効な資料とならない部分があるということもございまして、改めて調査結果を確認して、今後活用できる部分は参考にして、改善計画等につなげていきたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3 番（飯塚憲治君） 取組方、依頼の受け取り方によって、各自治会からの報告内容に差があるということは私も理解できます。

しかしながら、まともに取り組んだ、まあ、まともというか、危険箇所を正確に抽出して報告した自治会もあるわけですよ。ですから、町の職員が町の中に出かけていって、危険箇所はどこだろうと、ないだろうかと探す以上に、その土地に住んでいる人がふだんから危険だなと感じているところを報告しているわけですから、本当に困っている危険というものが正確に取り上げられていると思うんですね。

ですから、町の職員が町のそこらじゅうに出でいなくても、有効なデータが町には得られたというふうに思いますけれども、それについて、これから第6次の計画の中にも含めて整備をしていただきたいなと思います。

次は、公園の整備、これは飛ばします。

7番、通学路の交通安全プログラムにおける駒小通学路の危険地帯への対処策です。

あの道路は狭くて、学校が近いため、登校時間帯には児童が集中する。これはもちろんのことで、当然です。その道が狭い割には通勤車両も多く、駒小通学路の最大危険道路です。

以前、町長の答弁では、通学路交通安全プログラムにて検討して対策するとのことでしたが、当該プログラムの進捗状況をお聞きしたいと思います。

議長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 通学路の危険箇所につきましては、通学路合同点検をPTA役員と教職員、渋川警察署などの関係者ととも毎年実施しており、合同点検の結果を基に通学路交通安全プログラムの更新を行っております。

駒寄小学校西側の町道に関しましては、路肩が狭く、車両の通行も多く危険ということで、昨年2月に合同点検を実施しております。

歩行者への安全対策としまして、根本対策として、道路拡幅による歩道の整備について検討されましたが、住宅が立ち並ぶ状況から、早急な対応は困難であるとされております。また、ポストコーンの設置も検討しましたが、路肩が狭いため、車両通行幅と設置スペースを鑑みた結果、設置せずにしばらく様子を見ることになりました。

合同点検の結果を踏まえ、当該路線につきましては、現在具体的な対策の予定はございませんが、路面標示による注意喚起などを検討し、今後も注視していきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） なかなか難しいことは分かりますけれども、極端なことを言うと、子供の命がかかっているわけですよ。そういうニュースは最近、年寄りが主体ですけども、通学の列に軽トラが突っ込んだとか、いろいろして亡くなったりけがをしていますよね。そういうことが即起こりそうだというのがあそこの道路なんですよ。そこを何とか考えていただいて、家はあるんですけども、移転、その他考えていかないとまずいかなと私は思いますよ。

大体、行政、午前中もちょっと、ちらっと話に出ましたけれども、大きなことがないと動かないんですよ。例えば、そこで子供が1人、2人亡くなったということになると、すぐ動くと思いますよ。

去年、元年の豪雨で、先ほど言いました駒寄川が越水しそうになったというとき、富岡

だか藤岡だかで、地元の人が、ここは崩れないだろうと思っていたけれども崩れたということで、民家が押し出されましたよね。あれは実際の被害が出たから、すぐ修理したと思うんですよ。あれは高崎の土木事務所ですか、私はちょっと分かりませんが。

それと同じように、駒寄川も越水して、民家の庭に濁流が入れば、今やっていると思うんですね。

この駒寄の通学路も同じですよ。そういう被害者が出ないとやらないというのでは困るので、これは非常に大切なことだと思いますから、真剣に町長、考えていただきたいと思っています。

次へ移ります。県道南新井前橋線の大松交差点西の4車線化、これに対する町の行動はいかがになっているのでしょうか。以前の答弁では、4車線化は県道を管理している県が考えるもの。町が考えることではないと、木で鼻をくくったような、町長は答弁で述べられましたが、現状を最も理解しているものは町であります。県の担当者は県全体を見ているわけですから、吉岡町のその交差点の西がどうなっているかとか、そんなに細かいところまでは気が回らないのは実際だと思います。

ですから、県の仕事だということではなくて、現状と将来の実態を見通して、町として資料説明、4車線化の要望を県に提出すべきではないでしょうか。町長、いかがですか。

議長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 県道南新井前橋線バイパスは、県道であると同時に、町の都市計画道路大久保線でもございます。

4車線化の要望を提出するためには、都市計画の変更手続が必要になることとなります。

また現在、都市計画道路の見直し業務をしておりますので、その中で見直すことも考えられます。

なお現在、大型商業施設のジョイフル本田と様々な協議を現在、行っておりますが、その協議の中では、分離帯ができる4車線ではなく、南新井前橋線は現状の3車線を望んでおります。以上です。

議長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） 道路の作成基準といいますか、技術基準というのか、4車線化すると中央分離帯を設けなくてはならないということはありますけれども、それは、あの辺の周囲の状況を考えて、特別にこれは中央分離帯をやめようと、あるいは、ある部分だけ中央分離帯をやめておくと、そういう判断ができると思うんですよ。県の認可、国の認可もそうですけれども、特例というものがあるわけですよ。こういった基準だけれども、こう

いう理由なので、ここはこうしようと。特別認可というものですよ。

そういうことにも考えて対処する。法律が、規定がこうだから、もう考えて、これは駄目だなと。これでは駄目ですよ、仕事のやり方として。粘り強くそういうことを説明して、相手を納得させていく。それが大切だと思いますよ。

決まりきったことを毎日やっているだけでは駄目なんですよ。今日、一般質問の中の後で出ていますけれども、そういうことを考えて、これからの仕事をやっていただきたいですね。

次へ移ります。先ほどのところですね、大型商店、話に出ましたけれども、この大松交差点付近における排水計画の見直し、これは必要ではないかと私は最近考えております。既に4年前になりますが、私も自治会連合会、担務の自治会長として、出店計画の説明会に参加させていただいたことがあります。当然会議では、店舗敷地からの雨水排水計画も説明されました。その会議では、その内容が承知されたものと思いますが、4年前の説明資料はどの程度の降水量を想定していたのでしょうか。

昨今の全国における強雨、線状降水帯等の発生、最近の駒寄川の増水状況、町長も施政方針演説の中に、最近は想定外が多いと言われましたけれども、この想定外の雨が降ったときに、大松交差点付近の出水事故が起こらないかと私は不安を感じます。降水量の見直しを行い、排水計画の再確認を要請すべきではないでしょうか。

町長、この大松交差点とその付近は、将来にトラブルを発生しかねない要素だと思っております。交通渋滞と雨水の出水です。現在、既に、町長ももちろん認識されていると思っておりますけれども、この両方にその兆しが出ているんです。将来に禍根を残さないように行動を起こしていただきたいと思っております。このことについて、町長のお考えはいかがですか。

議 長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 大松交差点から西へ、関越自動車道までの県道南新井前橋線沿いには大型商業施設が予定されております。これまで農地であった土地が、建物やアスファルト舗装の駐車場などに状況が変わると、豪雨時には雨水が浸透し切れず、表流水となって様々な問題が発生することが予想されます。

ご質問の、4年前の資料というものが、開発事業者が住民説明会用に作成したものと思われまますので、詳細につきましては把握はしておりませんが、町では異常気象で起こり得る様々な問題を想定し、それを未然に防ぐため、駐車場の舗装には雨水が染み込む浸透性舗装とすることや、貯留槽を設けることなどを指導しているところでございます。

当該大型商業施設の排水計画につきましては、流量計算を基に、側溝やヒューム管等の排水施設が整備され、流末は南側の午王頭川に排水される計画となっております。この件

に関しましては、現在も渋川土木事務所と様々な協議を行っております。以上です。

議長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） 大澤課長、ありがとうございます。大澤課長が今言われたことは、この説明会でも聞いていますし、私も存じ上げています。ただ、私が今回質問したことは、そのときの降水量の想定と、ここ二、三年の想定外の雨が降る量が変わってきていますよね。それに対して見直しを考えたほうがいいのではないかという質問ですよ。どういう計画で、どういう排水計画になっているかということを質問したのではないんです。

ですから町長、これは、これから大型店舗の出店に伴って、その店舗側と協議、打合せすることも多分あると思います。そのときには一言、その見直し等は言わなくても、そういうことも考えて、想定して今後対処してほしいと。もし出水事故が将来起こったらどうしようかということとは十分将来のために考えておいてくれと。そういうことは一言申し述べておいていただきたいと思います。以上です。

次です。都市計画道路大久保上野田線の早期着工計画へのアプローチ、町としてはこれほどのようになっているのかについて質問します。

これは、先ほど金谷議員からもご質問がありましたけれども、私も質問をします。ほかの議員の方も疑問を持っているわけです。

というのは、この問題がこの町にとって最近大きな問題であり、解決していかななくてはならない問題だから、皆さんが質問するし、多くの町民もその疑問を持ち、関心を持っているんです。そういうスタンスを十分承知の上、お聞かせいただきたいと思います。

この道路は、多くの住民が現在待ち望んでいます。吉岡町のさらなる発展を約束する幹線道路です。線路名は、県道前橋伊香保線バイパスとなっておりますけれども、町長、さきの答弁では、この都市計画道路は令和9年度までには着工する計画になっているということでした。これは町長の答弁です。

しかし、その後の事情の変化なのか、現在は、着手に向けて検討する事業となっております。検討とは何なのか、いつ着手するのか皆目分からず、現状、計画は格下げの感があります。

近況では、渋川市が都市計画の策定を行い、その計画の中で、吉岡バイパスを渋川地内へ延伸すると計画しているとの情報もあります。町長も施政方針で述べられたとおりです。吉岡バイパス延伸計画に現在どのように取り組んでいるのか。

また一方の、吉岡町としての基本である都市計画道路大久保上野田線はどのような取組の状況なのかお聞きしたいです。お願いします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この県道大久保上野田線早期着工へという計画につきましては、最近始まった話ではございません。これはもう以前から町として重要幹線道路として捉えている道路でございます。吉岡バイパスの延伸先である都市計画道路大久保上野田線は、群馬県の社会資本整備に関する基本的な考え方をまとめた県土整備プランに、「着手に向けて検討する事業」と位置づけられております。

群馬県では、令和元年度東日本台風あるいは台風19号の甚大な被害を踏まえ、災害に強く安定した経済活動が可能な群馬県を目指し、県土整備プランの見直しを行い、昨年新たに公表されたものでございます。

議員ご指摘のとおり、吉岡バイパスの延伸先である都市計画道路大久保上野田線は、町の発展に欠かせない重要な広域的幹線道路と認識しており、新たな県土整備プランにおいても引き続き掲載するよう県当局へ強く要望した結果、この県土整備プランに掲載させていただいたということでございます。

議長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） 町長、ご努力の様子は聞きまして、ありがとうございました。

しかしながら、今後もご努力をしていただき、前回答弁にあったように、令和何年度までには着工するというような回答が将来、町長の答弁に出てくるような状況をつくり出すこと、これをよろしく願います。

今の町長の答弁で、私はちょっと残念です。検討する事業では全然話にならないです。まあ、町長のその努力、関係者の努力によって、ゼロだったものが、検討する事業に反対に格上げになったということでしたらいいんですけども、今後ともそのご努力はよろしく願いたいと思います。ちょっと残念な思いですけども、ちょっと私の思いを話してみます。

なぜこれをこれほど強く言うかということです。町長、私の持っている本に、日本に新幹線がなかったらという本があります。この本には、1964年、東京オリンピックの開催直前に開業しました東海道新幹線の構想から建設、開業以後、そして全国新幹線網が日本にもたらした効果がいかに絶大であったかなどが書かれています。しかし、この新幹線も計画当時は、どうしてそのような過大設備が日本に必要なのかとか、現代の万里の長城的な愚行だとか、建設すべきではないなどと批判されていたんです。

翻ってみて、吉岡町の上毛大橋はどうですか。当時、吉岡村出身の大林県議がこの橋の建設を提案したときはどうだったでしょうか。吉岡村にそんな大きな橋、そんなものを造ってどうするんだ、あほらしいなどと陰口をたたかれていると、私は自分の父親から聞いて

たことがあります。そしてまた、ごく最近、当時はそのことが気違い沙汰だと言われたりもしたものだ、最近この部屋にいる方に教えていただきました。

上毛大橋も新幹線も、そんなものはとぼけた話で造っちゃ駄目ですよと、必要ないと言われたんですよ。しかし町長、吉岡町に上毛大橋と吉岡バイパスがなかったらどうですか。今の吉岡の発展はなかったでしょう。新幹線もそうですよ。新幹線がなかったら、日本の交通網は全然話にならないです。

ですから、この道路は必要なんです。この都市計画道路大久保上野田線の建設と、将来混雑が予想される、もう兆しが既に出ている、大松交差点西の4車線化、これは近い将来、吉岡町のさらなる発展に貢献する重要な事業であると思います。

日本の新幹線、吉岡村の上毛大橋、これは大小大きな比較ですが、物事には大切なキーポイントというものがあるようなことを教えているというふうには私には思えます。町長のお考えはどうでしょうか。あなたがやるべきことはいろいろありますでしょう。しかしながら、この建設工事に目鼻をつけること、これはあなたの最も大切な仕事の一つではありませんか。町長の意気込みと決意のほどをお尋ねします。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 先ほど来からお話しさせていただいていますように、この大久保上野田線については、吉岡町の将来がかかっているという認識を持っております。自分も、この実現に向けて努力したいと思っていますので、議員、飯塚議員はじめ、皆さんのいろいろな面からのご助力をいただければと思います。よろしくお願いします。

議長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） 町長、今後も頑張ってください。我々も協力しますし、そのほかいろいろな町長の知り合いもたくさんおられるでしょうから、それらの人々のお力も借りて、相談しながら、実現に向けてやっていきたいと思っておりますので、町長もよろしく願いいたします。

次に移ります。次は学校関係です。

タブレット端末によるオンライン授業、そのほかの実情をお尋ねします。

来年度からのGIGAスクール構想の本格実施に向けて、全ての準備が整っているでしょうか。4月の新学期初日から、各生徒たちは、あたかも今まで毎日やってきた学習行動をそのままに、かばんから教科書とノートを取り出して授業を受ける、帰って家で自習を行う。これと全く違和感なくタブレット端末を取り出して、オンライン授業、オンライン学習ができる。こういうことになるまでに、現在習熟しているでしょうか。その準備と実

際教育のほどをお聞きしたいと思います。

今回のGIGAスクール構想への準備は、端的に言いまして、次の3点をいかに仕上げていくかということであると思います。

ここで質問いたします。その1としては、タブレット端末及びICT周辺機器類の完備に関して、学校における通信線路、アンテナ、それから機器、家庭におけるICT周辺機器の完備されていない家庭へのルーター、その他の貸出し、それから各生徒児童に完全に配付されているか、端末が。これら必要機器類が現在全てそろっているでしょうか。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 今年度、町教育委員会では、文部科学省のGIGAスクール構想に基づき、学校ICT環境整備推進計画「HiBALIプラン1.0」として、通信環境の整備と1人1台のコンピューター整備、学校での指導體制づくりについての事業を進めてまいりました。

学習用情報端末につきましては、既に昨年12月までに児童生徒への配付が完了しているほか、情報端末をインターネットに接続するための学校の無線LAN環境の整備工事についても昨年の10月に完了し、情報端末の配付時に使用することができております。

また、学校外で児童生徒が行う情報端末を利用した学習に対応できるよう、文化センターのWi-Fi環境を整えたほか、家庭において児童生徒が情報端末を活用するための支援策として、就学援助を必要とする家庭に対してモバイルルーターを貸し出す事業の開始、家庭にインターネット学習環境を整えるための通信環境整備支援事業を実施しております。

以上のような取組により、吉岡町学校ICT環境整備推進計画HiBALIプランにおいて、学習環境の整備段階として位置づけた「1.0」に関する取組は完了したと考えております。

議長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） ありがとうございます。

そうすると、今、質問の、その1の中の機器類は、学校でも家庭でも、端末の児童生徒への配付も全て完了はして、100%、機器類は今後は一切工事その他はないと、配付もないということによろしいでしょうか。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 情報端末につきましては、今年度の子供たちの数で用意してお

ります。吉岡町の場合につきましては、今後も児童生徒が増える可能性がありますので、その状況に応じて情報端末については、子供たちが授業を行えるように追加で配備していくことは十分考えられます。

議長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） そうしますと、ルーター、その他の、ちょっと設備がない家庭への支援も全部完了しているわけでしょうか。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 先ほど申しましたとおり、家庭へモバイルルーターの配付及びインターネットの接続環境の支援事業等において、各家庭での自習学習の環境は整っていると考えております。

議長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） ご努力、手配のほど、ありがとうございました。

私が心配していたことは、各家庭に設備がないところに支援するのがちょっと遅れていて、遅れている子供たちは文化センターにあるところへ来て勉強してくださいということがまだ残っているのかなと、ちょっと心配しておりました。それもなくなったということですね。そうすれば、機器に関することは全て問題は解決して、完了していると。今後は、生徒児童の増減により、その端末の配付、その他を変更していくということによろしいわけですね。

その2です。教育者の配置と研修による指導力の向上策は完了しているでしょうか。この教育者とは、もちろん先生、それからGIGAスクールのサポーター、それから先生を教室で一緒に生徒を指導するための補助者、これらの人たちが三位一体となって協力して機能を発揮すると。その各3者の知悉度を上げて、全て、これはどうだったのかなというような、戸惑うことなく、全て順調に指導できる状態になっているということでしょうか。そこをお尋ねいたします。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 教員の情報端末活用スキルの向上につきましては、校内研修や県総合教育センターによる研修、文部科学省などが公表しているオンラインコンテンツを活用した自主学習のほか、県のモデル校事業に関係する研修等も活用しながら、各校が校内研修において、教職員のスキル向上に取り組んでおります。

また、学校におけるICT環境整備の初期対応について、技術的な支援を行うGIGAスクールサポーターを昨年12月から配置しており、現在1名のGIGAスクールサポーターが毎日いずれかの学校でICT環境整備に向けた支援活動を行っているところでございます。

情報端末を活用した教育現場の取組については、ほんの数か月前から始まったばかりであります。町教育委員会としましては、様々な研修等を活用しながら、今後も引き続き教員の情報端末活用スキルや指導力の向上などに取り組んでいきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） ありがとうございます。

ちょっと私が心配したことは、昨日の教育長の答弁で、先生、その他、その補助者ですね、そのスキルアップ、知悉度の向上については、取りあえずは得意な先生を中心として、お互いに補完しながらやっていきますよという答弁があったんですね。ということは、まだちょっといまいちかなという先生方もおられるというふうに私は取りました。ですから、補完していくということでもいいと思うんですけども、実際にその人たちが個人個人で教室へ行って教えているわけですから、なるべく早く、これはどうだったかなとか、先生自体が戸惑うようなことがないように、できるだけ早く先生の技術力アップ、それをやっていただきたいということで、質問2をいたしました。教育長、よろしく願いいたします。

その3です。物は全部そろった。教育者も十分配置して、その指導力も十分だと。そうしたら、もうあと残るのは、生徒を前にいかに教えるかですよね。そうしますと、教育長、それでは4月の新学期に向けて、昨年未から児童生徒の、まあ予行演習的、実際に授業に使っていると、実務に入っているということですが、その児童生徒の習熟度は完成に近いでしょうか、生徒の全員がです。実情をお聞かせください。

議長（山畑祐男君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） 来年度、令和3年度は、いよいよHiBALIプラン2.0として、児童生徒が端末を授業で効果的に活用して、未来社会を生き抜く力の基礎を身につけるための授業改善を進める段階に入ります。

今、議員からご指摘がありました、生徒全員の習熟度は完成に近いかという質問ですが、これをもし一言で答えるならば、習熟度は徐々に高めていくことになるということです。端末は道具ですので、車にしても、私たちが使っているスマートフォン等にしても、やはり持ち始め、運転し始めの技能は、習熟する段階よりは劣ると思います。

このように、数か月前に入った端末ですので、授業で活用しながら、先生も、教員の力

量もそうですけれども、児童生徒の活用する力も徐々に高まっていくということで、高めていくことになるとお答えしました。これは、教育にとってはとても大事で、それは基本だと思います。一気にゼロから100の力をつけるということはやはり難しいかと思しますので、その辺はご理解いただければと思います。

これから1人1台端末を利用する授業が増えるわけですが、繰り返しますが、端末利用の技能習熟については、それぞれの学年に応じて、使いながら慣れていき、習熟度を高めていきます。端末を用いる技能については、例えばログイン、ソフトの立ち上げ、アルファベットによる日本語入力、写真の撮影や保存、ネットから信頼できる情報を探し出す力、図表を編集する力、調べたことを発表するための資料づくりなどのプレゼンテーション技能、これらは実に多様な技能があるわけですが、学校では小学校1年生段階から中3までの児童生徒の発達の段階や端末利用経験の年数などを勘案し、該当学年に求められる、今その学年の子供の実態に合った技能を定めて、利用させながら技能を高めている段階であります。

また、家庭学習で学習ソフトを利用する場合は、学校で使い方を学んでから活用しますが、万が一、家庭学習の途中で分からなかった場合には、翌日、学校で担任の先生に尋ねるなり、教員に聞くことによって解決できると考えております。

また、来年度からは、教科書やノートがなくなり、配付された情報端末がそれに置き換わるわけでは決してありません。全ての授業で端末を利用するわけでもなく、端末を全く使用せずに行う授業も当然あります。

H i B A L I プランは始まっていますけれども、教科書、ノート、鉛筆、消しゴム、これを使いながらの学び、これはとても、これらも大事だと考えています。また、それに併せて全教室に完備する65インチ大型ビジョンとか、1人1台端末など、多様な可能性を持つICT環境を活用した授業のそれぞれの長所を生かした授業改善への取組が今、各校で進められており、今後もこれを基本に学校と教育委員会で協調しながら、着実に進めていきたいと考えております。

議長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） ありがとうございます。最後のところが、ちょっと私も心配だったわけです。器ができました。その中に水をいっぱい入れました。今度はそれを、腹下しをしないで、ちゃんと消化して自分のものにしていくというのがその3ですよ。物を与えて教えたけれども、その生徒たちが腹下しをしているんでは話にならないわけです。教育長も、私の以前の一般質問に、その中でどのくらい理解度が高まっているかということが大切だと話されておりましたね。私も同感です。

ですから、この物がそろって、先生がもう十分な力をつけて、そろいましたから、今度は生徒にそれを浸透させていくということで、よろしく願いいたします。

教育長並びに教育関係者の方々のご努力により、先進的な取組で、端末の配付、それからICT、GIGAスクール構想にのっとりた教育も早めに他校に比べて始めておられます。しかしながら、道路で言えば、今、一般道からランプウエーを走って、4月からの本格的なGIGAスクール構想へ、高速道路に乗り入れようとしている状態だと思います。このランプウエーで走っている間に、十分生徒に力をつけていただきまして、高速道路に入ったら事故を起こさず順調に走れるように、これを目指してやっていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

次に移ります。通告書の2項目め、吉岡町の今後の観光開発計画の策定と吉岡振興公社の今後は、これについてお尋ねいたします。

産業観光課が新設されて、現在、第6次総合計画の策定が始められたと思います。その今、今後の具体的な吉岡町の観光開発計画はどのようになっているのでしょうか。吉岡町の観光開発に関して、何度か質問を私もしてまいりました。感ずるところ、調査や研究なども何回も、この委託事業として実施され、その報告書も数回にわたって出されています。私もその資料を、そして頂いて、見ておりますけれども、しかしながら観光開発について、吉岡町全体を体系的に捉えたストーリーのある開発計画が不十分ではないかと感じられます。そして、その計画を、強いリーダーシップを持って推進していく担い手が不在であるように思われます。

そこでお聞きしたいのです。観光開発課をつくり、次の第6次総合計画を策定し始めている現在、どのような観光開発計画を頭の中に思い描いているのか、お聞きしたいと思えます。いかがでしょう。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 吉岡町の観光開発計画はとのご質問をいただきました。

昨年来の新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、計画されていた観光イベントなどは軒並み中止となるなど、日本国内はもとより、世界中の観光産業が大変な苦境にあるということは皆さんもご存じのことと思えます。

吉岡町でも、榛東村との共同イベントであります群馬DC特別企画「春のわくわく満喫ツアー」につきまして、非常に残念でありましたが、実施することができませんでした。

今後の観光施策等につきましては、産業観光課長に答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） それでは、今後の観光施策についてお答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、人々の生活様式が大きく変化している中におきましても、たまには旅行に行って観光を楽しみたいと思っている方々はまだ多くいらっしゃると思います。そのような調査があるようです。

これからの観光地の選定基準としては、感染拡大予防のガイドライン等に対応した基盤整備や新しい生活様式の実践による安全の確保など、公衆衛生の徹底や密を回避する取組が求められる傾向がございます。

コロナ以前のような状況にまで回復するには、まだ時間がかかるものと想定されておりますが、新たな観光の在り方について、手探り的な部分もございますが、現在の状況を把握した上で、今後の課題を洗い出し、施策の立案を行うなど、次期総合計画の策定に向けて取り組んでいきたいと考えております。以上です。

議長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3 番（飯塚憲治君） 答弁いただいたんですけども、何か頭の中にあんまり何もないというような感じですね。

観光開発というものはずっと前から総合計画の中にありますよね。そうしたら、ここをどんなふうにするか、こんなメニューがありますというような、こういう答弁ができないものでしょうかね。

以前、私も一般質問の中に、利根川べりから、山の榛名山の滝まで、この間にいろいろありますから、これを何とかしたほうがいいのではないかとということをお話ししてきました。小倉の乾燥芋とか、小倉のブドウ園、それから船尾滝周辺、それから運動公園と、さらに水辺の公園など考えられるわけです。こういったものを総体的に取り組んでいかないと、先ほど言った、総体的に取り込んだストーリーがないということはそこなんですよ。

吉岡町全体を考えて、そのストーリーをつくる、流れをつくるということが欠けていると思います。

吉岡町全体の観光開発にも組み入れた振興公社、これが非常に重要な役目を持つてくると思いますけれども、町長の前回の答弁では、観光と云ったら、上野田から水沢観音までの街道の両側にしかない。これでは観光というのにあまりにもさみしいような気がします。これから随分、自分でつくり出していかないと、観光課をつくった意味がないと思いますよ。

すなわち、町長とか副町長、これらがリーダーとなって、産業観光課を筆頭に吉岡町を開発していくディベロッパーとしての意識を持って取り組むことが必要だと思います。

この振興公社、今の状態では、それらを担うことはできないでしょう。行政は、席や職

場において、従前たる業務を確実に実施していけばいいという時代は終わっていると思います。町長も、それは感じていると思います。

その総体的なストーリーのある観光開発、それから、それを担っていくであろう振興公社、この組織の改編も含めて、町長のお考えはいかがですか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 町も一体となって、調査研究は進めていきたいと思っております。

議長（山畑祐男君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） ちょっと時間もなくなりましたし、不十分なちょっと回答なので、またこれについては後日質問させていただきます。

以上で3番飯塚の一般質問を終わります。

議長（山畑祐男君） 以上をもちまして、3番飯塚憲治議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を午後2時15分とします。

午後2時01分休憩

---

午後2時15分再開

議長（山畑祐男君） 会議を再開します。

---

議長（山畑祐男君） 13番小池春雄議員を指名します。小池議員。

〔13番 小池春雄君登壇〕

13番（小池春雄君） それでは、一般質問を行います。

一般質問、地方自治についてちょっと述べたいと思いますけれども、地方自治というのは、日本国憲法第92条に由来しまして、その92条の中で地方自治が定められております。その中で、地方自治法では1条の2項で、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本とし、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとするということで、地方自治が存在をしております。地方自治というものは自ら決めるんだということがうたわれているということが分かるかと思います。

その中で、まずお聞きしますけれども、コロナ対策についてであります。コロナ禍の中で多くの方たちが将来が見えず不安を抱いております。行政の責任がこれほど強く求められているという時代は、戦後経験したことがないのではないかと感じております。

議会でも要望を提出していますが、先進地事例を見ますと、それぞれ地域に合った施策を実施しております。どこでも厳しい財政状況は変わらないと思います。

しかし、独自の助成制度を設けて実施しているところがたくさんあります。求められていることに対しまして、しっかりとした対応が望まれると思っておりますけれども、このことについての見解をまず、町長、お伺いしておきたいと思えます。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 小池議員から、地方自治法から始まって、コロナ対策の支援等についての質問をいただきました。

我々公務員、地方自治法の下に仕事をさせていただいているということは自覚をさせていただいております。

新型コロナウイルス対策につきましては、町といたしましても、昨年度以降、町民の皆様へのきめ細かな支援を実施するため、子育て世代や独り暮らし高齢者への支援、また売上げが減少した町内の飲食店や中小企業者及び個人事業主の方に対しての助成など、真にお困りの方への支援に重点を置き、対応をさせていただいております。

また、コロナ禍において就学援助を必要としている世帯への昼食代の支援や家庭学習のための環境整備に対する支援など、教育関係の面でも様々な事業に取り組んでまいりました。

現在、全国の新規感染者数は減少傾向となっており、また東京都をはじめとする首都圏でも新規感染者数は減少傾向となっております。しかしながら、病床使用率は依然として高い状況であり、群馬県におきましても、東毛地域を中心として同様の状況が続いており、依然として予断を許さない状況にあると考えております。

また、長期にわたるコロナ禍の影響により、飲食業を中心とした企業等の倒産も全国で1,000件を超えているとのことでございます。

このような状況の中、今後ワクチン接種が開始されたとしても、早期の経済状況の好転は見込めず、町税の減少など、今まで以上に厳しい財政状況が想定されます。

それらを踏まえた上、今後もコロナウイルスを取り巻く状況を的確に把握し、情勢の変化を見極め、国の第3次補正により新たに追加措置された地方創生臨時交付金などの財源も有効に活用し、町民のために町がどのようなことができるかをよく検討し、事業実施に向け取り組んでまいりたいと思えます。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 町長の施政方針、私も何回か読み返してみましたが、最後のところに、一番最終のページですね、8ページの中に、今生まれ育っている子供たちの希望に満ちた将来のために、住み続けたいまち実現のため頑張っていきたいと思えます。健全な財

政運営に配慮をしながらも、新しい時代に対応させるため、新規政策にちゅうちょなく取り組む姿勢と、町民目線を意識した政策を少しずつ取り入れられるよう努力していきたいと考えておりますというふうに述べております。

私は、この中に3つのキーワードがあると思っております。これは1つが、住み続けたいまち実現のためという、それと、そのためには新規政策についてちゅうちょなく行っていくんだと、そして町民目線を意識して、政策を取り入れて努力していきたいと。これは大変、政治を行う中で、私は大事なことだと思います。

しかし、ここまで踏み込んだのですから、実際には、このために何をするかということが、私はまず大事ではないかと思えます。

そして、先ほど町長から回答がありまして、これまで雇用助成金、町独自の、あるいは子供に対しての助成金、あとは商品券ですか、これが行われましたけれども、ちょっとこれに私は、前の議会でも言ったんですけども、反省があるのではないかと。というのは、やはり、最近になって私、沼田のちょっと新聞記事を見たんですけども、沼田市は雇用助成金を受けられなかった人を、国のですね、この人たちを対象として、売上げが50%ではなくて、これまでの月で30%減っているという人を対象にしていると。それが、昨年の11月から今年の3月までが受付ですよという形で、それで応募してください。

私は、このことは大事だと思うんですね。町で行ったものは、国が行っております持続化給付金を受けられた方について、そこに我が町は、またその上に10万円乗せてあげますよと。これは、この考えはこれでいいんですけども、しかし、それに乗れなかった人がいますよね。

ですから、沼田はすごいなと、やっぱり配慮ができていたなと思ったのは、30%の売上げで、国の持続化給付金をもらった、もらわないではなくて、売上げが減って、国の持続化給付金に漏れた方を対象として、これから助成すると言うんですね。私は、これはとてもいい考えだと思うんですよ。

ぜひ町長、まずこの1点について、沼田が行っているこの制度について、どういう感想を持っているか。そして、もしかしたらこれから我が吉岡町でも検討できる問題かどうかということをお答えいただきたいと思うんですけども、いかがですか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） もちろん沼田市の政策については、素晴らしい施策でないかなと思っております。

吉岡町につきましては、当然これから所管課等と協議を進めていけたらと思っております。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） ぜひとも検討して、本当に今困っている人たちに手を差し伸べる。見極めが大事ですね。どこが本当に困っているんだろうかというその見極めをぜひともしていただき、対処をしていただきたいと思います。

特に、これから子供に対する質問もしますけれども、子供がいない家庭でも、高齢者の方でも大変な状況だと思います。働こうと思っても、これまで様々な方が一般質問しましたけれども、この問題というものは、いわゆる、先ほど観光という話も出てきましたけれども、観光に依拠したところは今ほとんどが駄目で、全く手も足も出なくて、この辺ですと伊香保温泉なんかも旅館も閉まっているし、そうすると、そのところに納入をしている八百屋さん、魚屋さん、そこで働いている人たち、肉屋さんもそうですよね、こういう方たちが、収入がもう本当にがくと減って、商売にならない。まして、吉岡町からでも旅館にお勤めの方もいると思いますよ。そういう方というのは、今、雇用調整助成金ですか、それを旅館が受けていて、それで、その給料の60%をもらって、休みですよ。しかし、6割でももらっているのでは何とか生活ができています、何とかですよ、という声も私は聞いております。

ですから、このことで、本当に大きなところにその影響が及んでいて、今まであった収入が得られない、そしてまたこの地で働いております高校生も大学生もバイトもなくなって、大学生なんかは、もう学費が払えないので進学を諦める、それとか、その途中退学もやむを得ない、こういう人たちが大変増えているそうです。

そういう厳しい状況の中で、この我が町が何をしてあげられるかということが本当に大きな問題であるし、頼られているところが行政だと思っております。

以前に質問したこともありますけれども、本当に、もしかしたら、できるものであれば奨学金制度、こんなことも考えてあげられれば、本当に高校生も大学生も学校を辞めなくても済むかもしれない。本当に、私は何回か奨学金制度をつくったらどうですかという、以前の町長のときから質問しましたが、まあ木で鼻をくくったように、検討もしてみられなかったという話がありまして、よく、宇都宮議員もいましたけれども、宇都宮議員もこの奨学金について何回か質問したことがあります、2人で本当に、弱ったもんだねという話をしたことがありました。ぜひこんなことにも取り組んでいただきたいと思います。

そこで、2点目でありますけれども、子育て支援の中で、給食費、保育費、通学費などの無料化はということを出しておきました。

昨日も質問がありましたけれども、財政状況を考え検討したいと、これまでの主張を述

べるばかりで、一步も前に出ておりません。無償化としている自治体は、地域全体で子供を育てよう、教育を受けるなら我が町で、我が市でと、このようにうたっております。

「子供を育てるなら吉岡町で」。このスローガンを高く掲げ、子供たちが夢があり、将来に希望を持てる人材を育てるために、ぜひこの給食費、保育料あるいは通学費、この無償を実施すべきだと思いますけれども、本当に町長は町長になってから、もう耳にたこができるほど聞いているので嫌になるかもしれませんけれども、私もぜひともこれが実現するまで質問を続けたいと思いますので。まさに、これまでと全く違った状況でありますから、もう本当に真剣に考えていただきたいと思いますけれども、これについてのお答えをお願いします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 小池議員から、子育て支援策につきまして、給食費、保育費、また通学費等を無料化についてご質問いただいております。

まずは最初に、給食費につきましてお答えさせていただきます。

吉岡町では、給食食材費として児童生徒1人当たり年間1万450円、合計で約2,200万円を補助しているほか、500万円の食材費の上乗せ助成も実施しており、総額約2,700万円余りを町の一般会計から繰り入れている計算となっております。もう何回もこのお答えはさせていただいておりますが、お答えさせていただきます。さらなる学校給食への支援については、子育て支援の観点から多角的に検討する必要があるほか、財源等の確保も必要となりますので、町としての優先順位やバランス等も考慮しつつ、引き続き検討させていただきたいと考えております。

次に、保育費につきましてですが、保育費の完全無償化と要望をいただいておりますが、町では令和2年度から第2子の無償化を始めさせていただきました。保育費の全無償化についてですが、町では現在、待機児童対策として新たな施設整備の補助を行うことから、まず施設整備に重点を置いております。限りある財源をいかに効率的に配分するかということになるかと思っておりますので、全体のバランスを見た中で考えたいと思っております。

なお、通学費につきましては、教育委員会事務局長より答弁をさせます。

議 長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 通学バスにつきましては、上野原地区を通っている県道前橋伊香保線で運行していた民間の路線バスが昭和63年に廃止されたことにより、上野原地区の子供たちの通学に支障を来したことから、平成元年4月から町で運行を始めた事業となります。

通学バスの運行につきましては、町民皆様の税金を使わせていただいておりますので、バスを使用する方には、受益者負担の原則から、ある程度の使用料をご負担していただくことが適正な行財政運営であると考えておりますが、通学バスを複数人が利用する世帯として考えた場合、保護者の方にかかる経済的負担はかなり大きくなりますので、このことにつきましては、本議会において、保護者の経済的負担軽減を図ることを目的とした、通学バスの料金体系の見直しに係る通学バス設置及び管理条例の全部を改正する議案を上程させていただいているところでございます。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） まず最初に聞いておきますけれども、先ほど私、奨学金制度をぜひとも創設してはという話をしたんですけれども、これについて、町長、検討の余地ありますか。ぜひとも実施していただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 教育委員会と協議をさせていただきたいと思います。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） ぜひともこのことについては実施していただきたいということをお願いしておきます。

それで、学校の給食費ですけれども、群馬県では9市町村ですか、実施をしております。市では、みどり市と渋川市が行っております。その中におきまして、みんな、子育てをするなら我が市でということのスローガンにして、給食費の無料化をしているんですよ。このことについては、まず、町長は盛んに、箱物を造っているの、ソフトのほうには回せないということなんですけれども、財政状況を勘案してと言いますけれども。

渋川市だって、そんなにあれですよ、財政的に楽なところではないし、みどり市だって財政的にちっとも豊かなところではないと思いますよ。しかし、そのまちの姿勢として、私は先ほど、町長の施政方針の中で述べております、住み続けたいまち、今生まれ育っている子供たちの希望に満ちた将来のためにといいくだけるのだから、そういうことを考えて、またそこにコロナが来たわけですから、何とかそういう人たちを救ってあげようかという、何はさておいてだと思えますよ。道路の問題なんかは後に置いて、今一番困っているこのとき、もしかしたらこのときを乗り切れれば、また少し楽になるかもしれないという、大変な厳しいときなんです。そういう中で、負担軽減は考えていただきたい。

まず、だから渋川と、9市町村があると言いました。上野村であったり、南牧であったりしていますけれども、みどり市、お隣の渋川市、この人たちは、本当に道を境で、向こうは給食がただ、こっちは有料ということですから。

そういうものを見たとき、みどり市であるとか、隣の渋川市を見て、町長は、無料にしていますけれども、それを見て、町長、どういう感想をお持ちですか、感想。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 他町村のことは特に言えませんが、吉岡町としましては、人口増加の町として、それに見合った財源等を確保しながら事業を進めていけたらと思っております。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 無料化での感想ですから、私は違うことの答えが返ってくるんだと思いましたが、できるものならしてあげたいなとかというものはないんですか。子供だって、保護者だってそうだと思いますよ。吉岡町は、先ほど言ったように、子育てに一所懸命やっているという、子供を育てるなら吉岡だというスローガンも上げていましたから。渋川市も上げています。同じに、子供を育てる渋川市と。

しかし、向こうは無料だけれども、こちらは有料。そうだったら、子供を育てるのなら吉岡と言えないのではないですかね。いろんなもので、もう全てにおいて、いろんなところで優れていますよ。だから、子育てなら、いろんな条件が吉岡町が整っていますよ、よその町政でも一歩先んじていますよというところが、私は誇れる我が吉岡町なんだと言えるんだと思うんですよ。いかがでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 先ほどもお話ししましたように、人口増加の町として、誇れる町をこれからつくっていききたいという考えではございますけれども、いろんなインフラ整備、また施設整備等、全てを含めた中で、いろいろと考えていきたいと思っております。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 私が何でこれにこだわるかというと、今、子供たちの置かれている環境、7人に1人が貧困だと言われているんですよ。では、奨学金を受ければいけないかといっても、まだまだハードルが高い。現行制度においても、生活保護や就学援助制度の中で学校給食費が支給されていますけれども、これも保護者にも子供にもスティグマを負わ

せかねない制度です。学校給食の無償化により、貧しい家庭の子供たちの心理的負担を軽減させる。そして、給食費の未納が話題になったこともありました。担任の先生から給食費を払いなさいと言われる子供が、直接ね、そういうふうにしていないといっても、分かりますから、そうすると、そういう子供たちがどんなにその心を痛めているかと、そういう問題なんですよ。

ただ無料にしる、有料でいいんだということではなくて、今のこういう子供たちの状況を考えたときに、本当にこれでいいのかということが問われているんだと思うんですよ。

それと、もう一点でありますけれども、だったら奨学金を受ければいいじゃないかというふうに思うかもしれませんが、まだまだ、どういうことなんでしょうかね、ちょっと私もまた最近検索してみましたら、高知県などでは平均が25%だそうです。4人に1人が奨学金を受けているそうです。しかし、吉岡町を見た場合には、恐らくまだ割合は少ないですよ、まだ5%もいかないでしょう。群馬県そのものも低いんですけども。

しかし、なぜそこにいけないかという、先ほど言ったように、決して監視社会ではないんですけども、絶えず、自分が、全ての皆さんプライドもありますから、また、どこかで見られているのではないかと、自分のことがどこかに伝わるのではないかと。それで、子供にそういう思いはさせたくないという思いから、この制度を活用できない人もいますんですよ。だったら、いっそのこと給食費を無料にしてしまえば、そういうことがなくなるんですよ。

後になったらではなくて、今いる子供たちのために何をしてあげるかだと思うんですよ、町長。町長が何のために町長になったか。町長は、今、あなたが町長をしているときしかしてあげられないんですよ。それは、財政状況がある、楽になって、3年後、4年後になったら、もしかしたらいるかもしれないですけども、もしかしたらいないんですから。

ですから、今いるときだったら、町長、何でもできるんですよ。始めれば、また、前の人も努力してこれだけやったんだから、また次の人もやろうということに私はつながっていくんだと思うんですよ。いかがでしょうか。真剣になって、今の子供たちのことを考えてあげれば、私はそういう選択肢というものは大いにある問題だと思うんですよ。それを簡単に、いや、できませんと、いろいろこれからまだ施設にもお金はかかりますからと言うことは簡単ですよ。しかし、それをどういうふうにして、自分たちがやりくりをして、してあげられるか。そういう様々な、お母さんのために、子供たちのためにしてあげられるか。その能力が、町長、今、私は町長に問われているんだと思うんですよ。いかがですか。

議長 (山畑祐男君) 町長。

[町長 柴崎徳一郎君発言]

町 長（柴崎徳一郎君） 今、小池議員から、町長になれば何でもできるというお話をいただきましたけれども、なってみて、いろいろ大変なところはいっぱいあるなど、そんな感じでございます。

そんな中で、子供の貧困、自分としても、本当に真に困っている家庭があれば応援したいと、そういう気持ちは常に持ち続けております。

子育て世代への経済的支援でございますけれども、町では新型コロナウイルス緊急対策において、児童手当支給者に吉岡町子育て支援給付金として1万円の給付、また特別定額給付金の対象とならなかった4月27日以降に出生した子供に対し、吉岡町新生児臨時給付金として10万円の支給を現在も行っているところでございます。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 少し角度を変えてみます。町長、片品村で、がんばる大学生等生活応援給付金というのをやっているんですよ。これは大学生に対して、大学生1人5万円、それで高校生が3万円ですか、こういうこともやっております。吉岡町は中学生までですよ、しかし、当然この村は小学校、中学生までやっていますよ。

しかし、私は先ほど言ったように、こんなことで本当に子供たちは、子供たちの将来、高校生が、大学生が学校を辞めなければならないような状況もあるんですよ。そういう中で、たとえ僅かでも足しになればという思いというものはございませんか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 先ほどもお話ししましたように、真に困っている方がいらっしゃれば手を差し伸べてあげられたらと思っております。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） だから、さっき私が片品の例を出したというのが、もう大体押しなべて、みんな困っているんです、大変なんです。だから、大学生1人に5万円という出しているんですよ。困っていたらじゃ、みんな困っているんだと思いますよ。ですから、町だつてそんなに細かいこと言わないで、国だって持続化給付金、個人であれば100万円、法人であれば200万円出したじゃないですか、やっぱりそのなりわいを続けてほしいという意味で。

私は最初から、日本国憲法を言ったり、地方自治を言ったりというものは、この地方自治というものは、この町のことというものは、町のトップですから、トップの方に全てがかかっているんですよ。議会はどんなに頑張っても執行権ないんですよ。唯一与えられて

るものが、長に執行権があるんですよ。議会は議決権ですから。

それだけ町長の責任は重いんですよ、それだけの権限がありますよ。この人がやはり間違わないで、この町の将来のためにどのように振る舞ってくれるかによって、住民が不幸になったり幸せになったりするんですよ。私は、そのために地方自治があり、その中に町長がいるんだと思うんですよ。そういうふうに思ったときというのは、今回も私は、いいことだと思いました。9人からの一般質問があつて、それぞれ皆さんがこの町に対していろんな要望を持って、意見を持っている。そして、自分たち住民の代表が町長に意見をぶつけて、何とか町をいい方向へ導いていきたい。こういう思いが強いからこそ、これだけの人数が一般質問に立ったんだと思うんですよ。そういうものを十分に考えていただきまして、政治を進めていただきたい。

簡単に町長は、できません、できませんと断っては、それは簡単なんです、それは本当に楽ですから。でも、真剣になって、私は検討してみても、また指示して、検討させて、それで、どうしてもできないというものであれば、それはやむを得ないものもあると思うんですよ。しかし、何とかやりくりすれば何とかなるのではないかという思いで、みどり市を見たって、渋川市を見たって、先ほど言いましたけれども、財政的にそんなに楽ではないですよ。しかし、そのトップの思いというものが通じて無料化になっているんですよ。

念じれば通じることがありますけれども、町長、自然には吉岡町が給食費の無料化にはならないですよ。町長が、よし、じゃあ考えてみよう、やろうかということになれば、それはなるんですよ。ぜひとも、もう真剣になって考えていただきたい。

私は残念だと思っていることが、誰が書いたのか知らないですけども、町長のこの施政方針の中、もうあれですよ、福祉、医療なんていうもの、それは十二、三年も前にもうなっていて、それでまた同じようなことを、我が町はなんて、子供の医療費を無料化にしてなんて、そんな間の抜けたようなことを言って、群馬県中、全部やっているんですから。こんなのではなくて、もっと新しいことを出して、なるほど、なるほど、しかしもう十何年も、13年も10年も前のことを、群馬県中でやっていることをそもそもらしく、知らない人が見れば、へえと思うかもしれないですけども、知っている人が見れば、何だよこれというふうに思いますよ。もっと目新しい、みんなが喜ぶ施策をしたらいかがですか、町長。

本当にしつこく言っていますけれども、もう一度しっかりと、教育長等なり一緒になって、また財政状況も財政が厳しいんだけど、それでも町長がやる気になれば、そっこの頭を押さえて、よし、やるぞと言えばできてしまうんですよ。ぜひもう一度検討してみるという回答はいただけませんか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 小池議員のおっしゃる思いは理解できますけれども、何とかなるまちづくりではないと思っております。将来の行財政運営に責任を持って進めていけたらと思っております。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） では町長、分かりやすいですよね、隣の市は何でできるんでしょうね。それで、我が町は何でできないんでしょうね。町長は何だと思えますか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 町の中においても、また研究、協議していきたいと思っております。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 町長、それは回答になっていないですよ。渋川市ができて、我が町ができない。なぜかと。何ででしょうね。私、理解できないんですよ。渋川市ができるものが何で我が町はできないのかと。それは、やる気があるかないかの問題ですよ。やる気があればできるんですよ。なければ、いつだってできません。

本当に、先ほど言ったことを、町長、真剣になって考えれば、私はもうそこに行き着くんだと思いますよ。だって本当に、子育てをするなら吉岡町と言うのであれば、それだけのことをしてやれると思うんですよ。私は財政状況を言ったように、渋川市の財政状況も分かりますよ。しかし、渋川と比べれば、吉岡町のほうがずっと楽ですよ。あの大変な市でやっているんですよ、町長。

もしも、できないとしたら、何か、どこに原因がありますかね。相談してもらってもいいですよ。なぜできないんでしょうかね。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） できない、できるかは、また担当所管課と相談をさせていただきたいと思えます。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） それでは、検討してぜひ実現する方向で検討していただくということで確認をさせていただきますけれども、できる方向ですよ、分かった、じゃ、あしたからしろとは言わないですけれども、そういう方向で、そういう気になって検討するということ

でよろしいでしょうか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） やる、やらないにつきましては、ここでは返答を避けさせていただきます。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） やる、やらないは、最後、ちょっとすみません、聞き取れなかったんですけども。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 実施していくか、いかにいかにつきましては、今後の検討課題とさせていただきます。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） あの、私は言いたいですけれども、町長はそのやる気があって検討すれば、それなりに変えられると思うんですよね。でも、言われたから、まあ検討すると言うから、検討してくれと言うんだったら、そんなものはほん投げられておしまいですよ。でも、その中で、町長の気持ちというものが、そうだなと、じゃあ何とかしてやるかという気持ちがあれば、私はこれはそちらの方向に向かうと思うんですよ。町長にその意思がなければ、ただ検討してみるだけですからね、何にもなりませんので。まあ、これ以上言いませんけれども、ぜひとも、様々なことを申し上げまして、しかし、こういう理由だから給食費の無料化を検討してくれということであります。

また、保育料も同じであります。先ほど、教育委員会事務局長から回答がありましたけれども、交通費、受益者負担という言葉がありました。義務教育の中で、通学バスが、これは受益ですかね。

渋川市は、スクールバスはただにしております。昔からの、大野開墾といった、大野という場所ですけれども、あの辺は恐らく今でも人数が少ないので、タクシーが迎えに行っていると思います、スクールバスではなくて。それでも無償としております。その渋川市の姿を見て、私は、渋川市の考えの中には、受益者負担という考えはないと思うんですよ。要するに、義務教育は、子供は教育を受ける権利がある。また、保護者、自治体は、子供に教育を受けさせる義務がある。その義務という認識の下に、私は、渋川市は通学費をただにしていると。タクシーまでも向けて、そんなに田舎でもないんですが、ちょっとその

交通の便が悪いわけですから。ということでしているんですよ。

そういうふうに思えば、私は、同じ法律で、同じ考えの下で、そんなに差は出ないと思うんですよ。隣がその程度のことのできるんですから。それだけのことだけですから、我が町でもその程度のこと、町長、幾らでもないじゃないですか、してあげればいいじゃないですか。また、それをしてもらえるかどうかという確認と、それと、確かに今度はバス代の料金をちょっといじくったようでありますけれども、以前の廣嶋議員の質問で、バスの年間の町に入ってくるお金が6万円だと言っていました。今度はこういうふうに、ちょっとその料金体系をいじくって、それで町に入ってくるお金は幾らですか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 今、小池議員が、その程度のお金ならというお話があったんですけども、町はそういうお金が積み重なって、大きな費用がかかる形になっております。その辺も含めて検討しながら進めていけたらと思っております。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 今回の条例の改正に伴う影響ということなんですが、令和3年度に今回の条例改正をしなかった場合と、した場合、この比較としましては、15万2,080円の歳入が減ってくるという試算となっております。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 確認しておきますけれども、年間で幾らでしたか。

議長（山畑祐男君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 現時点の使用料の推計ということなんですが、今回、条例改正をしなかった場合については42万4,880円という試算となっております。（「それで幾ら」の声あり）それが、改正、この条例案が通りますと27万2,800円という形になります。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 町長、27万2,800円ですって。私はその程度だと思いますよ。だって、隣の市では全てただにできているんですよ。私は、吉岡町はできないことはないと思いますよ。してあげればいいじゃないですか。どうしても受益者負担でお金を取りたいですか。いかがですか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 検討はさせていただきたいと思います。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） ぜひ検討して、そちらの方向で無償化をぜひともするようにお願いしておきます。

続きまして、3点目でありますけれども、綱紀肅正についてお伺いします。

県内の自治体で官製談合事件や不祥事件が相次いでいますけれども、日頃の注意喚起はということで出しておきました。

国での元農林大臣の問題や官僚の接待問題など、法律違反や倫理規定の違反であるとか、不正事件は枚挙にいとまがありません。先般では、高崎市や沼田市で官製談合で逮捕者が出るとか、一昨日もほかの事件が報道されていました。職員による飲酒事件や個人情報の取扱いで事件になるとか、様々な事件が発生をしております。

私は、吉岡町の職員がどうしたという問題でなく、自己の管理と誘惑に負けないよう日々しっかりとした対応が求められるとっておりますけれども、そのためには繰り返しの注意喚起が必要だと思っておりますが、この点についての町長のこれまでの取組、見解をお尋ねするものであります。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 小池議員から綱紀肅正について質問をいただきました。

県内の自治体職員による不祥事は、議員がおっしゃるように、昨今、新聞紙上、相次いで発生しており、こうした報道に接するたびに身につまされる思いになります。職員の不祥事は、町民の皆様からの町政に対する不信を招き、また、一度失った信頼を回復することは容易なことではないため、円滑な町政運営に支障を来しかねません。

こうした不祥事を未然に防ぐためには、職員一人一人が公務員としての社会的責任と全体の奉仕者であることを自覚し、日頃から規範姿勢を持った行動を心がけていかなければならないと考えております。

なお、詳細につきましては、総務課長より答弁をさせます。

議長（山畑祐男君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） それでは、職員に対する綱紀肅正に関する注意喚起について申し上げます。

綱紀肅正については、年末年始やゴールデンウィークなど、とかく気が緩みがちになる

長期休暇の前に、全職員に向けた注意喚起の通知を発しているところがございます。

また、こうした自治体職員の不祥事が報道されるたび、職員にその内容を周知することで注意喚起をするとともに、社会的影響や処分結果などの理解を促しております。

こうした綱紀肅正に含められた公務員倫理に関しましては、群馬県と市町村会が実施いたします職階研修の中でも取り入れられておりまして、また町独自の職員研修でも、コンプライアンス研修ということで実施してきた経過がございます。

当町といたしましては、近年、不祥事が発生していないからこれまでで十分ということではなく、他の自治体の事例を教訓に、引き続き職員に対して定期的な注意喚起や研修等を実施してまいりたいと考えております。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） ぜひともそういうことがないように、私は絶えず繰り返しこのことを職員に言い続けるということが一番の、それを起こさせない方策だと思っておりますので、ぜひとも住民の期待を裏切ることがないように、業務に邁進いただきたいと思えます。

続きまして、4点目でありますけれども、パートナーシップ制度の導入についての考えであります。

昨年、群馬県でも導入しておりました。また、渋川市であるとか、大泉町でも導入しましたよというような報道がなされております。この問題は、性同一性障害であるとかという方が、パートナーとして申請をして、そしてそれが認められて、この町で言えば、町営住宅にも入ることが可能であるという、まあ、できるといえばそのくらいだと思うんですけども、そうなる。だんだんこの問題というものも、また国の法改正も変われば、また随分変わってくると思えますけれども、取りあえずできることとして、その程度のことではできるのかなと思えますので。

ぜひとも吉岡町におきましてパートナーシップ制度の導入をとと思えますけれども、町の見解をお尋ねします。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） パートナーシップ制度、県が実施しているパートナーシップ宣誓制度につきましては、一方または双方が性的マイノリティーである2人の者が互いに協力して継続的に生活を共にすることを約したことを宣誓し、パートナーシップの関係にある者同士がそろって宣誓書を県に提出し、県が受領カード等を交付する制度であると認識しております。

町におきましては、制度が婚姻制度と異なり、法律上の効果が生じないため、現在は、

宣誓した人への利用できる業務等について検討しているところでございます。

先ほども、小池議員がおっしゃいました、できることについて、検討状況について、住民課長より説明をさせます。

議長（山畑祐男君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 現在、町におきましても、そういった提供できるサービス、何かないかということで、職員にそういったものの洗い出し等をお願いしているところでございます。ただ、県の導入に伴いまして、早急にできるものということで、町営住宅の入居に対しては適用できるのではないかということで、こちらを県にも報告させてもらって、県のホームページにも載っているのかなとは思いますが、そういったところになっております。以上です。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 吉岡町で、そのパートナーシップ制度を導入、早く取り入れるということによろしいでしょうか。確認です。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 人権問題、あるいは共生社会をつくることについて、積極的に臨んでいきたいと思っております。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） それでは、最後の5番目の問題でありますけれども、スラグ問題についてお尋ねするものであります。

17か所、吉岡町地内に入っていることが判明をしております。危険な毒物をいつまでも放置しておくことはできません。大同精鋼との協議はどこまで進んでいるのか。おとなしくしていると相手の思うつぼになります。早期の撤去が私は必要だと思いますけれども、今後の計画はどのようになっているのか。また、今後の対応策についての見解を求めるものであります。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） スラグ撤去の関係について質問いただきました。

吉岡町内で鉄鋼スラグ砕石が使用された該当箇所の対応状況ですが、環境基準値を超えた箇所については、既に大同特殊鋼と処分費などの費用負担をするとの旨、合意を得てお

り、該当箇所を掘り起こすなど必要が生じた際には撤去費用の負担を求めています。

今年度も、一部町道になりますが、建て売り分譲住宅建設に当たり、隣接する町道に埋設された路盤材を掘り起こす必要が生じたことから、撤去費を求め、今後も必要が生じた際には、その都度費用負担を求めていく計画でございます。

スラグ撤去が思うように進んでいないとのことですが、大同特殊鋼との協議を継続しながら、一歩ずつ進めてまいりたいと思います。

なお、各現状につきましては、担当所管課から説明をさせます。

議長（山畑祐男君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 建設課では、今年度、民間開発の建て売り分譲住宅建設に伴い、上水道給水管の取り出しや配水管設備などの必要が生じたことから、スラグ撤去をしたものでございます。今後も必要が生じた際には、その都度撤去費用を求める考えでございます。以上です。

議長（山畑祐男君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 先ほど、建設管理で答弁をさせていただきましたが、今回、上下水道課所管の関係ですけれども、民間開発、具体的には建て売り分譲住宅の建設事業で、道路を掘り起こして、水道管、それから下水道管を敷設する道路使用許可が生じることから、道路管理者であります町と開発事業者及び大同特殊鋼の3者にて覚書を締結し、撤去費を大同特殊鋼の負担で行っております。僅かでございますけれども、下水道工事で手がけた1路線について、鉄鋼スラグ砕石が全て撤去されておる状況でございます。以上です。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） どうも話がちょっと、だまされているんじゃない。町が工事をするとか何かのときに撤去すると言っているんですよね。そうではなくて、もう町に入れられているものは、基準を上回っているものは全て違法なんですよ。だから、早くもう撤去してくれという立場に立たなければ、いつになってもずっとあるんですよ。あそこの八幡山グラウンドがそうでした。八幡山グラウンドの上つらをちょっとなげて、まだ下にも残っていて、そこにまた建物でも建てる時にはまた、撤去しますよという、そんなばかな話はないんでね。

撤去なら、すぐに撤去なんですよ。皆さんは覚えているでしょう。私ね、まだ、どうなっているかなと思ってホームページを見たんですよ。3月3日に、群馬県吉岡町にある大同特殊鋼株式会社渋川工場から排出されたスラグの使用箇所及び調査状況について公表し

ますの件、群馬県吉岡町にある大同特殊鋼株式会社渋川工場から排出されたスラグの使用箇所及び調査状況について公表しますの件、大同特殊鋼と、2016年5月23日、大同特殊鋼株式会社となっていて、5月20日、群馬県吉岡町のホームページで、当社渋川工場より排出された鉄鋼スラグを含む再生砕石をした町発注工事の調査を進めた結果、17工事に使用していることが公表されました。関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけし、誠に申し訳なく、おわび申し上げますというんだ。おわび申し上げます。吉岡町及び群馬県と協議の上、誠意を持って対応する所存でございますと。

ただの石ころだったら、別に何でもないので。大同がここで言っていることは、関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけし、誠に申し訳なくおわび申し上げると言っているんですよ。そして、吉岡町及び群馬県と協議の上、誠意を持って対応する所存でございますというのは、おわびしているんですから、間違っただけが入っていて、これは基準を上回るものが入っていて、それで申し訳なかったと。そして、吉岡町と群馬県と協議の上、誠意をもって対応する所存というのは、片づけますよと言っているんですよ、この文章から見れば。見て見ぬふりしますよと言っているはいないんですよ。間違っただけが入っているとも認めているんですよ、おわび申し上げますと言っているんだから。だったら、そんなに小さくならないで、それを撤去してもらおうという立場に立って、相手方と交渉すればいいんですよ。

このことを、これがまだホームページに載っている。担当課の課長でも誰でもいいので、これは承知していますよね。町民課長だけ、課長だけ、この担当は。誰か知らないけれども、これはまだ吉岡町のホームページに載っていますよ。大同特殊鋼が出したものですから。今でもこれはまだ、3月3日に取ったものですから、ホームページに載っていますから。これはあるんですよ、今でもホームページの中に。

そして吉岡町でも、吉岡町の毒物について、スラグについてということで出ているんですよ。ぜひともこれは、相手もこう言っているんですから、私、何回も言っていますけれども、この言い分に沿って撤去させますという回答をいただけませんか。

議 長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 町は、大同特殊鋼との協定に基づいて協議を進めさせていただいているということをご理解いただきたいと思います。

議 長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） それはどういう協定になっているか知らないですけども、だって、もうあれから何年たちますか、全然、遅々として進んでいないですよ。遅々として進んでいな

い。それを早く、だからその毒物を撤去してもらわないと住民の健康を害するんですよ。害する場所もあるんですよ。山のほうだからいいというか、そういう問題ではなくて。ですから、そういう気持ちになって、早急にやっていただきたい。いかがでしょうか。

議長（山畑祐男君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 鉄鋼スラグの砕石が環境基準値を超過した箇所については、具体的に必要が生じた時点で大同特殊鋼から補修その他の工事等で再度掘り起こす場合、協議の上、費用負担をするという合意を得ていることを承知しております。

議長（山畑祐男君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） そうではなくて、もうそこにあることが違法なんです。これは裁判でも結果が出ています。違法なんですよ。ですから、町はちゃんと、しっかりとした気持ちになって、それを撤去を求めていくということが大事だということを私は申し上げまして、質問を終わります。

議長（山畑祐男君） 以上をもちまして、13番小池春雄議員の一般質問が終わりました。

これをもちまして、本日の会議に予定されていましたが一般質問は終了しました。

---

散 会

議長（山畑祐男君） 本日はこれをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

午後3時16分散会

# 令和3年第1回吉岡町議会定例会会議録第5号

令和3年3月15日（月曜日）

## 議事日程 第5号

令和3年3月15日（月曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 委員会議案審査報告  
(総務産業・文教厚生 各常任委員会委員長報告)〔第2～第29〕  
(委員長報告に対する質疑)
- 日程第 2 承認第 1号 吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて  
(討論・表決)
- 日程第 3 議案第 3号 吉岡町名誉町民条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 4 議案第 4号 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 5 議案第 5号 吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 6 議案第 6号 吉岡町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 7 議案第 7号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について  
(討論・表決)
- 日程第 8 議案第 8号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約変更に関する協議について  
(討論・表決)
- 日程第 9 議案第 9号 吉岡町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第10 議案第37号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第11 議案第10号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第12 議案第11号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第13 議案第12号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第14 議案第13号 吉岡町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第15 議案第14号 吉岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第16 議案第15号 吉岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第17 議案第16号 吉岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第18 議案第17号 吉岡町小口資金融資促進条例等の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第19 議案第18号 吉岡町道路占用料・使用料徴収条例の一部を改正する条例

(討論・表決)

日程第20 議案第19号 吉岡町通学バスの設置及び管理に関する条例

(討論・表決)

日程第21 議案第20号 町道路線の認定・廃止について

(討論・表決)

日程第22 議案第21号 令和2年度吉岡町一般会計補正予算(第9号)

(討論・表決)

日程第23 議案第22号 令和2年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算(第3号)

(討論・表決)

日程第24 議案第23号 令和2年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

(討論・表決)

日程第25 議案第24号 令和2年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)

(討論・表決)

日程第26 議案第25号 令和2年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

- (討論・表決)
- 日程第27 議案第26号 令和2年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)  
(討論・表決)
- 日程第28 議案第27号 令和2年度吉岡町水道事業会計補正予算(第4号)  
(討論・表決)
- 日程第29 議案第28号 令和2年度吉岡町下水道事業会計補正予算(第4号)  
(討論・表決)
- 日程第30 委員会議案審査報告(予算決算特別委員会委員長報告)〔第31〕  
(委員長報告に対する質疑)
- 日程第31 議案第29号 令和3年度吉岡町一般会計予算  
(討論・表決)
- 日程第32 委員会議案審査報告  
(総務産業・文教厚生 各常任委員会委員長報告)〔第33～第39〕  
(委員長報告に対する質疑)
- 日程第33 議案第30号 令和3年度吉岡町学校給食事業特別会計予算  
(討論・表決)
- 日程第34 議案第31号 令和3年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算  
(討論・表決)
- 日程第35 議案第32号 令和3年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算  
(討論・表決)
- 日程第36 議案第33号 令和3年度吉岡町介護保険事業特別会計予算  
(討論・表決)
- 日程第37 議案第34号 令和3年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算  
(討論・表決)
- 日程第38 議案第35号 令和3年度吉岡町水道事業会計予算  
(討論・表決)
- 日程第39 議案第36号 令和3年度吉岡町下水道事業会計予算  
(討論・表決)
- 日程第40 請願の付託案件審査報告  
(総務産業・文教厚生 各常任委員会委員長報告)〔第41～第42〕  
(委員長報告に対する質疑)
- 日程第41 令和2年請願第1号 県有施設「群馬県ライフル射撃場」廃止の中止を求める請願  
(討論・表決)

- 日程第42 請願第 1号 安全・安心の医療・介護体制を確立し国民のいのちと健康を守るための  
請願  
(討論・表決)
- 日程第43 発委第 1号 安全・安心の医療・介護体制を確立し国民のいのちと健康を守るための  
意見書  
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第44 陳情の付託案件審査報告  
(総務産業・文教厚生 各常任委員会委員長報告)〔第45～第46〕  
(委員長報告に対する質疑)
- 日程第45 陳情第 1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求め  
る陳情  
(討論・表決)
- 日程第46 文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査の申し出について  
(令和2年陳情第1号 父母による子どもの共同養育に関する陳情)
- 日程第47 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第48 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第49 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第50 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第51 予算決算特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第52 地域開発対策特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第53 人口問題対策特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について

---

## 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 委員会議案審査報告  
(総務産業・文教厚生 各常任委員会委員長報告)〔第2～第29〕  
(委員長報告に対する質疑)
- 日程第 2 承認第 1号 吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正  
する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて  
(討論・表決)
- 日程第 3 議案第 3号 吉岡町名誉町民条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 4 議案第 4号 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)

- 日程第 5 議案第 5 号 吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 6 議案第 6 号 吉岡町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 7 議案第 7 号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について  
(討論・表決)
- 日程第 8 議案第 8 号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約変更に関する協議について  
(討論・表決)
- 日程第 9 議案第 9 号 吉岡町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 10 議案第 37 号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 11 議案第 10 号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 12 議案第 11 号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 13 議案第 12 号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 14 議案第 13 号 吉岡町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 15 議案第 14 号 吉岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 16 議案第 15 号 吉岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第 17 議案第 16 号 吉岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)

- 日程第18 議案第17号 吉岡町小口資金融資促進条例等の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第19 議案第18号 吉岡町道路占用料・使用料徴収条例の一部を改正する条例  
(討論・表決)
- 日程第20 議案第19号 吉岡町通学バスの設置及び管理に関する条例  
(討論・表決)
- 日程第21 議案第20号 町道路線の認定・廃止について  
(討論・表決)
- 日程第22 議案第21号 令和2年度吉岡町一般会計補正予算(第9号)  
(討論・表決)
- 日程第23 議案第22号 令和2年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算(第3号)  
(討論・表決)
- 日程第24 議案第23号 令和2年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)  
(討論・表決)
- 日程第25 議案第24号 令和2年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)  
(討論・表決)
- 日程第26 議案第25号 令和2年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)  
(討論・表決)
- 日程第27 議案第26号 令和2年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)  
(討論・表決)
- 日程第28 議案第27号 令和2年度吉岡町水道事業会計補正予算(第4号)  
(討論・表決)
- 日程第29 議案第28号 令和2年度吉岡町下水道事業会計補正予算(第4号)  
(討論・表決)
- 日程第30 委員会議案審査報告(予算決算特別委員会委員長報告)〔第31〕  
(委員長報告に対する質疑)
- 日程第31 議案第29号 令和3年度吉岡町一般会計予算  
(討論・表決)
- 日程第32 委員会議案審査報告  
(総務産業・文教厚生 各常任委員会委員長報告)〔第33～第39〕  
(委員長報告に対する質疑)
- 日程第33 議案第30号 令和3年度吉岡町学校給食事業特別会計予算  
(討論・表決)

- 日程第34 議案第31号 令和3年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算  
(討論・表決)
- 日程第35 議案第32号 令和3年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算  
(討論・表決)
- 日程第36 議案第33号 令和3年度吉岡町介護保険事業特別会計予算  
(討論・表決)
- 日程第37 議案第34号 令和3年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算  
(討論・表決)
- 日程第38 議案第35号 令和3年度吉岡町水道事業会計予算  
(討論・表決)
- 日程第39 議案第36号 令和3年度吉岡町下水道事業会計予算  
(討論・表決)
- 日程第40 請願の付託案件審査報告  
(総務産業・文教厚生 各常任委員会委員長報告) [第41～第42]  
(委員長報告に対する質疑)
- 日程第41 令和2年請願第1号 県有施設「群馬県ライフル射撃場」廃止の中止を求める請願  
(討論・表決)
- 日程第42 請願第1号 安全・安心の医療・介護体制を確立し国民のいのちと健康を守るための  
請願  
(討論・表決)
- 日程第43 発委第1号 安全・安心の医療・介護体制を確立し国民のいのちと健康を守るための  
意見書  
(提案・質疑・討論・表決)
- 日程第44 陳情の付託案件審査報告  
(総務産業・文教厚生 各常任委員会委員長報告) [第45～第46]  
(委員長報告に対する質疑)
- 日程第45 陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求め  
る陳情  
(討論・表決)
- 日程第46 文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査の申し出について  
(令和2年陳情第1号 父母による子どもの共同養育に関する陳情)
- 日程第47 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第48 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第49 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第50 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第51 予算決算特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第52 地域開発対策特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第53 人口問題対策特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について

追加日程第1 議案第38号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）

（提案・質疑・付託）

追加日程第2 委員会議案審査報告（予算決算特別委員会委員長報告）

（委員長報告に対する質疑）

追加日程第3 議案第38号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）

（討論・表決）

## 出席議員（13人）

1番	小林 静 弥 君	2番	富岡 栄 一 君
3番	飯塚 憲 治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大 志 君	6番	金谷 康 弘 君
8番	村越 哲 夫 君	9番	坂田 一 広 君
10番	飯島 衛 君	11番	岩崎 信 幸 君
12番	平形 薫 君	13番	小池 春 雄 君
14番	山畑 祐 男 君		

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町 長	柴崎 徳一郎 君	副 町 長	野村 幸 孝 君
教 育 長	山口 和 良 君	総 務 課 長	高田 栄 二 君
企画財政課長	高橋 淳 巳 君	住 民 課 長	中島 繁 君
健康子育て課長	米沢 弘 幸 君	産 業 観 光 課 長	岸 一 憲 君
建 設 課 長	大澤 正 弘 君	税 務 会 計 課 長	中澤 礼 子 君
上下水道課長	笹沢 邦 男 君	教育委員会事務局長	小林 康 弘 君

---

## 事務局職員出席者

事 務 局 長 福 島 良 一 主 任 田 中 美 帆

## 開 議

午前9時30分開議

議長（山畑祐男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しております。

本日の会議を開きます。

これより議事日程（第5号）により会議を進めます。

本日は、各委員会に付託した議案の委員長報告を、議事日程第1、第30、第32、第40、第44で予定しております。

日程第1では主に条例関連と令和2年度の各会計の補正予算、日程第30では令和3年度一般会計当初予算、日程第32では令和3年度一般会計以外の各会計の当初予算の報告、日程第40では請願、日程第44では陳情の報告となりますので、各委員長におかれましてはよろしくお願ひいたします。

---

### 日程第1 委員会議案審査報告（総務産業・文教厚生 各常任委員会委員長報告）

議長（山畑祐男君） 日程第1、委員会議案審査報告を議題といたします。

委員長報告を求めます。

議事日程第2から第29までの付託した議案について、各委員長から報告をしていただきます。

最初に、総務産業常任委員会金谷委員長、委員長報告をお願いいたします。金谷総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員会委員長 金谷康弘君登壇〕

総務産業常任委員長（金谷康弘君） 6番金谷です。

総務産業常任委員会の議案審査報告を行います。

総務産業常任委員会では、3月1日、本会議にて議長より付託された議案16件について、3月10日水曜日、午前9時30分より委員会室において、委員全員、議長、執行から町長、副町長、教育長、局長、関係課長、室長の出席の下審査を行いましたので、その結果について、議案13件につき報告いたします。

承認第1号 吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについては、新型コロナウイルスワクチンの接種を開始するに当たり、新たに任用が必要な薬剤師の給与水準を定める必要があり、条例の一部改正を行う必要が生じたが、職員の採用については職業安定法第5条の3の規定に基づき労働条件を明示した上で募集を行う必要があることから、当該薬剤師を急募するに当たり、議会を招集する暇がないため、専決処分とのこと。審査の結果、原案適正と認め、

全会一致で可決です。

議案第3号 吉岡名誉町民条例の一部を改正する条例は、漢字の「取消」に「し」をつけたり、「責」に「め」をつけたり、送り仮名の規定では、条例では法令用語に準じていて各条例の見直しをしているとのこと。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第4号 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例は、個人番号カードを利用した多機能端末機の交付発行の実施等のため、所要の改正を行うものとのこと。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第5号 吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例は、人口増及び業務量の増に対応するため、職員定数を増やす必要が生じたためとのこと。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第6号 吉岡町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例は、質疑は、附則、この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の吉岡町職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は令和2年6月1日より適用する、というのは遡り規定、吉岡町ではPCR検査に従事している者がいるとのこと。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第7号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議については、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第8号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約変更に関する協議については、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第17号 吉岡町小口資金融資促進条例等の一部を改正する条例は、資金の借換え、融資期間延長の特例で、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第18号 吉岡町道路占用料・使用料徴収条例の一部を改正する条例は、今回の改正は何を基準に改正されたのかに対し、民間の地価水準及び地価に対する賃料の変動が反映されたものとのこと。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第20号 町道路線の認定・廃止については、廃止は前橋市と認定が重複する区間の廃止、認定は民間開発に伴う寄附道路とのこと。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第21号 令和2年度吉岡町一般会計補正予算（第9号）は、予算の総額から4,087万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を105億6,338万1,000円とするものです。

質疑は、歳入では、1款町民税3項軽自動車税2目種別割472万9,000円の増は、見込み1万9台が実績1万154台。14款使用料及び手数料1項使用料1目土木使用料、

北下団地36万9,000円の減は、2世帯分の滞納。15款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金、特別定額給付金給付事業費補助金300万円の減は、住基台帳に基づく算定から実績に基づく差額給付実績2万1,720人。17款財産収入2項財産売却収入1目不動産売却収入395万3,000円の増は、5件分の用途廃止分。

歳出では、3款民生費1項社会福祉費6目障害者福祉費、障害児通所支援、前回定例会にて補正で約1,200万円を増額し、今回の約1,500万円の減額は、前回の増額はコロナで学校の休校が予想されたため、実際さほどの休校がなく、今回の減額となった。2項児童福祉費2目児童手当費、児童手当1,608万円の減額では、予算編成で出生が見込めない分不足というわけにはいかず、見込み分の3月での補正とのこと。3目児童保育費、保育所運営委託料1,926万5,000円の減では、見込みがほぼ確定としての減額。5目学童保育事業費、学童クラブWi-Fiアクセスポイント設置工事の内容では、学校で端末を使用した授業が始まり、学童で端末を使用した宿題ができるよう、学童にアクセスポイントを設置と。

4款衛生費1項保健衛生費2目予防費、予防接種委託料823万円の増額では、コロナの影響で高齢者のインフルエンザ予防接種が増えたため。

8款土木費2項道路橋梁費3目道路新設改良費、渋川吉岡連携道路事業負担金3,350万6,000円の減額では、用地買収が来年度以降になったため。5項住宅費2目住宅対策費、除却補助金170万4,000円の減額では、住宅の除却件数ゼロ、ブロック塀の除却件数2件。

10款教育費3項中学校費3目学校建設費、トイレ改修及び給水設備更新工事の内容では、中学校北・南校舎のトイレ便器を洋式化、床の乾式化、これが完成すれば3校の洋式化は完了とのこと。

審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第27号 令和2年度吉岡町水道事業会計補正予算（第4号）は、収益的収入及び支出、収入、水道事業収益144万2,000円の減額。支出、水道事業費用113万2,000円の追加。資本的収入及び支出、収入、資本的収入1,951万6,000円の増加。支出、資本的支出889万4,000円の追加。質疑では、収益的収入及び支出にて、支出1款水道事業費用1項営業費用4目固定資産除却費について748万4,000円の減では、資産がまだ残っている、耐用年数がまだ残っている、残価で簿価に載っているものなどが更新工事ですべてなくなってしまうものについては資産を除却という形で計上するので、補償工事で切り回しが行われていることによるもの。場所的には、南新井前橋線、ローソン吉岡陣場店付近の工事が主な要因とのこと。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第28号 令和2年度吉岡町下水道事業会計補正予算(第4号)は、収益的収入及び支出、収入、公共下水道事業収益36万6,000円の追加。支出、公共下水道事業費用783万9,000円の減額、農業集落排水事業費用35万1,000円の減額。収益的収入及び支出、収入、公共下水道事業資本的収入282万2,000円の追加。支出、公共下水道事業資本的支出3,598万5,000円の追加。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

以上、報告いたします。

議長(山畑祐男君) 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(山畑祐男君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

金谷委員長、ご苦勞さまでした。自席にお戻りください。

続きまして、文教厚生常任委員会小池委員長より、委員長報告をお願いいたします。小池文教厚生常任委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 小池春雄君登壇〕

文教厚生常任委員長(小池春雄君) それでは、報告いたします。

文教厚生常任委員会委員長報告です。

3月1日、本会議におきまして、当委員会に付託されました議案に対して、審査報告をいたします。

3月11日午前9時30分より、コロナ対策のため役場の2階大会議室において、委員全員、議長の出席、執行より町長、副町長、教育長、関係課長及び事務局長、室長の出席を求め審査を行いましたので、報告いたします。

議案第9号 吉岡町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例につきましては、採決の結果、賛成多数にて可決されました。

議案第37号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、新型コロナウイルスによる改正内容についての質疑がありました。採決の結果、賛成多数にて可決されました。

議案第10号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、採決の結果、賛成多数にて可決されました。

議案第11号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、採決の結果、賛成多数にて可決されました。

議案第12号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、採決の結果、賛成多数にて可決されました。

議案第13号 吉岡町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、テレビ電話装置等の活用に関する質疑がありました。採決の結果、賛成多数にて可決されました。

議案第14号 吉岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、採決の結果、賛成多数にて可決されました。

議案第15号 吉岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例につきましては、採決の結果、賛成多数にて可決されました。

議案第16号 吉岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、採決の結果、賛成多数にて可決されました。

議案第19号 吉岡町通学バスの設置及び管理に関する条例につきましては、通学バスの利用状況及び運用経費、今後の対応等に関する質疑が多く出されました。採決の結果、賛成多数にて可決されました。

議案第22号 令和2年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、採決の結果、賛成多数にて可決されました。

議案第23号 令和2年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、採決の結果、賛成多数にて可決されました。

議案第24号 令和2年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、採決の結果、賛成多数にて可決されました。

議案第25号 令和2年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、採決の結果、賛成多数にて可決されました。

議案第26号 令和2年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、採決の結果、賛成多数にて可決されました。

以上です。

議 長（山畑祐男君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

小池委員長、ご苦勞さまでした。自席にお戻りください。

---

日程第2 承認第1号 吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一

## 部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについて

議長（山畑祐男君） 日程第2、承認第1号 吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

承認第1号 吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告と承認を求めることについてを委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、承認第1号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 日程第3 議案第3号 吉岡町名誉町民条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第3、議案第3号 吉岡町名誉町民条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第3号 吉岡町名誉町民条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第3号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 日程第4 議案第4号 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第4、議案第4号 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例を議題と

いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第4号 吉岡町手数料条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第4号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第5号 吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第5、議案第5号 吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第5号 吉岡町職員定数条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第5号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第6号 吉岡町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第6、議案第6号 吉岡町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第6号 吉岡町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長(山畑祐男君) 起立多数です。

よって、議案第6号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第7号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

議長(山畑祐男君) 日程第7、議案第7号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(山畑祐男君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第7号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長(山畑祐男君) 起立多数です。

よって、議案第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第8号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約変更に関する協議について

議長(山畑祐男君) 日程第8、議案第8号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約変更に関する協議についてを議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(山畑祐男君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第8号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約変更に関する協議についてを委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第9号 吉岡町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第9、議案第9号 吉岡町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第9号 吉岡町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第37号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第10、議案第37号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第37号 吉岡町国民健康保険条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第37号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 議案第10号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第11、議案第10号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第10号 吉岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第10号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 日程第12 議案第11号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第12、議案第11号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第11号 吉岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第11号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 日程第13 議案第12号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第13、議案第12号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第12号 吉岡町介護保険条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第12号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 議案第13号 吉岡町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第14、議案第13号 吉岡町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第13号 吉岡町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第13号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第15 議案第14号 吉岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第15、議案第14号 吉岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第14号 吉岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第14号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

**日程第16 議案第15号 吉岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例**

議長（山畑祐男君） 日程第16、議案第15号 吉岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第15号 吉岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第15号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

**日程第17 議案第16号 吉岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

議長（山畑祐男君） 日程第17、議案第16号 吉岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第16号 吉岡町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第16号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第18 議案第17号 吉岡町小口資金融資促進条例等の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第18、議案第17号 吉岡町小口資金融資促進条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第17号 吉岡町小口資金融資促進条例等の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第17号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第19 議案第18号 吉岡町道路占用料・使用料徴収条例の一部を改正する条例

議長（山畑祐男君） 日程第19、議案第18号 吉岡町道路占用料・使用料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第18号 吉岡町道路占用料・使用料徴収条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第18号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 日程第20 議案第19号 吉岡町通学バスの設置及び管理に関する条例

議長（山畑祐男君） 日程第20、議案第19号 吉岡町通学バスの設置及び管理に関する条例を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第19号 吉岡町通学バスの設置及び管理に関する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第19号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 日程第21 議案第20号 町道路線の認定・廃止について

議長（山畑祐男君） 日程第21、議案第20号 町道路線の認定・廃止についてを議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第20号 町道路線の認定・廃止についてを委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第20号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 日程第22 議案第21号 令和2年度吉岡町一般会計補正予算（第9号）

議長（山畑祐男君） 日程第22、議案第21号 令和2年度吉岡町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第21号 令和2年度吉岡町一般会計補正予算（第9号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 日程第23 議案第22号 令和2年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第3号）

議長（山畑祐男君） 日程第23、議案第22号 令和2年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第22号 令和2年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第3号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 日程第24 議案第23号 令和2年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議長（山畑祐男君） 日程第24、議案第23号 令和2年度吉岡町国民健康保険事業特別会計

補正予算（第3号）を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第23号 令和2年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第25 議案第24号 令和2年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

議長（山畑祐男君） 日程第25、議案第24号 令和2年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第24号 令和2年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第26 議案第25号 令和2年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

議長（山畑祐男君） 日程第26、議案第25号 令和2年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第25号 令和2年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第27 議案第26号 令和2年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）

議長（山畑祐男君） 日程第27、議案第26号 令和2年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第26号 令和2年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第28 議案第27号 令和2年度吉岡町水道事業会計補正予算（第4号）

議長（山畑祐男君） 日程第28、議案第27号 令和2年度吉岡町水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第27号 令和2年度吉岡町水道事業会計補正予算（第4号）を委員長の報告のと

おり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第29 議案第28号 令和2年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第4号）

議長（山畑祐男君） 日程第29、議案第28号 令和2年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第28号 令和2年度吉岡町下水道事業会計補正予算（第4号）を委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第30 委員会議案審査報告（予算決算特別委員会委員長報告）

議長（山畑祐男君） 日程第30、委員会議案審査報告を議題といたします。

委員長報告を求めます。

議事日程第31の付託した議案について報告をしていただきます。

それでは、予算決算特別委員会小池委員長、委員長報告をお願いいたします。小池予算決算特別委員長。

〔予算決算特別委員会委員長 小池春雄君登壇〕

予算決算特別委員長（小池春雄君） それでは、予算決算特別委員会委員長報告を行います。

3月1日、本会議におきまして、当委員会に付託されました議案第29号 令和3年度吉岡町一般会計予算につきまして、3月5日、8日、9日の3日間で、コロナ対策を考慮して、場所を5日は文化センター研修室、8日9日は役場庁舎の大会議室において、午前9時30分より、委員全員と議長出席の下、執行からは町長、副町長、教育長、関係課長及び事務局長、室長の出席を求め、審査を行いましたので報告します。

5日は歳入について目ごとに細かく審査を行い、次のとおり多くの質疑が出されました。

まず、1 款の町税では、コロナ禍の影響による町税収入の減について多くの質疑がありました。次に、1 4 款 1 項 2 目の住宅使用料について、今後の町営住宅家賃の滞納の対応に対する質疑が多くあり、顧問弁護士に依頼して対応していくとの回答がありました。1 5 款 2 項 1 目では、個人番号カードの今後の活用方法等について多くの質疑が出されました。1 6 款 2 項 4 目の農林水産業費県補助金について、強い農業・担い手づくり総合支援交付金等、担い手への対応についての質疑があり、強い農業・担い手づくりでコンバインの申請が 1 名、はばたけ「ぐんまの担い手」に 3 名の申請があったとの回答がされました。1 8 款 1 項 2 目ふるさと納税について、経過確認と今後の取組について多くの質疑がありました。2 2 款 1 項 3 目では、よしおか温泉リバートピア吉岡改修事業に対する質疑があり、執行に説明を求めました。

歳出におきましては、8 日と 9 日の 2 日間にわたり細かく審査を行いました。まず、2 款 1 項 1 目で、自治会の補助金に対する質疑や町制施行 3 0 周年式典に対する質疑が多く出されました。3 款 1 項 1 目で、社会福祉協議会への補助金及び負担金に対して質疑が多くありました。3 款 1 項 4 目老人福祉費において、老人クラブの状況や今後の対応等に対して質疑が多くありました。6 款 1 項 3 目で、道の駅の清掃委託料について問題提起され、今後検討していくとの回答がありました。また、地域特産品生産体制構築事業について質疑があり、乾燥芋の対応につきまして、今後組合の考えとのすり合わせをしながら対応していくとの回答がありました。7 款 1 項 2 目観光費において、温泉施設改修工事に対し質疑が多くありました。1 0 款 1 項 2 目において、モバイルルーターの対応状況等に対して質疑が多くありました。また、歳出全般において、委託料の契約状況について多くの質疑がなされ、執行に説明を求めました。

議案第 2 9 号 令和 3 年度吉岡町一般会計予算につきましては、採決の結果、賛成多数にて可決されました。

審査を終え、審査の過程で問題となりました事案に対しては、次のとおり、要望書を提出することを決定いたしました。

1. 新型コロナウイルス感染症対策の町独自での施策を図られたい。
2. ふるさと納税の強化充実を図られたい。
3. 保育園の待機児童の解消のため、施設の増設も含め施策を図られたい。
4. タクシー運賃等助成事業について、利用者の拡大と利用改善を図られたい。
5. 地域福祉交流拠点施設の西部地区の設置と有効活用のための人員配置、施設で実施する事業の拡大を図られたい。
6. 除草作業の担当部署を一本化し、委託を指名入札を原則として徹底すること。
7. 委託料と契約の適正化（随意契約を含む）。

以上です。

議長（山畑祐男君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

小池委員長、ご苦勞さまでした。自席にお戻りください。

---

### 日程第31 議案第29号 令和3年度吉岡町一般会計予算

議長（山畑祐男君） 日程第31、議案第29号 令和3年度吉岡町一般会計予算を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第29号 令和3年度吉岡町一般会計予算を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第29号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第32 委員会議案審査報告（総務産業・文教厚生 各常任委員会委員長報告）

議長（山畑祐男君） 日程第32、委員会議案審査報告を議題といたします。

委員長報告を求めます。

議事日程第33から第39までの付託した議案について、各委員長から報告をしていただきます。

最初に、総務産業常任委員会金谷委員長、委員長報告をお願いいたします。金谷総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員会委員長 金谷康弘君登壇〕

総務産業常任委員長（金谷康弘君） 6番金谷です。

総務産業常任委員会の議案審査報告を行います。

総務産業常任委員会では、3月1日、本会議にて議長より付託された議案について、3月10日水曜日、午前9時30分より委員会室において、委員全員、議長、執行から町長、副町長、教育長、局長、関係課長、室長の出席の下審査を行いましたので、その結果について、議案2件について報告いたします。

議案第35号 令和3年度吉岡町水道事業会計予算は、業務予定量では、給水戸数7,869戸、年間総給水量251万2,000立米、1日平均給水量6,882立米。建設改良事業、配水管布設替え工事2,560万5,000円、老朽管布設替え工事1,843万8,000円。収益的収入及び支出、収入、水道事業収益4億3,589万5,000円、支出、水道事業費用4億2,819万4,000円。資本的収入及び支出、収入、資本的収入4,440万2,000円、支出、資本的支出1億5,342万2,000円。質疑、収益的収入及び支出で、支出、1款営業費用1目配水及び給水委託料、量水器交換業務546万7,000円で、戸数・量水器耐用年数は、975戸、法定年数8年。受水費1億840万5,000円算定では、1日平均5,400立米掛ける立米当たり500円掛ける365日。資本的収入及び支出で、支出、1款建設改良費1目配水設備工事費、工事請負費、老朽管布設替え工事（上野田、漆原地区）、残メーターは2,430メーター。防衛補助金では、令和元年度にて終了していて単独事業とのこと。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第36号 令和3年度吉岡町下水道事業会計予算では、業務予定量、処理戸数4,420戸、年間有収水量123万7,000立米、1日平均有収水量3,389立米。公共下水道管渠布設工事1億4,330万5,000円。収益的収入及び支出、収入、公共下水道事業収益3億1,470万円、農業集落排水事業収益1億9,948万7,000円。支出、公共下水道事業費用2億8,771万円、農業集落排水事業費用1億9,868万3,000円。資本的収入及び支出、収入、公共下水道事業資本的収入2億1,239万4,000円、農業集落排水事業資本的収入7,644万3,000円。支出、公共下水道事業資本的支出3億1,741万1,000円、農業集落排水事業資本的支出7,644万3,000円。質疑、資本的収入及び支出で、支出、1款営業費用1目管渠費、修繕費、管渠補修工事800万円から150万円の減額と工事内容では、マンホール蓋交換及び汚水ます布設工事、減額は毎年度内の増減、農業集約排水事業費用1款営業費用、1目管渠費、委託料、法定11条検査業務内容は、浄化槽法上の検査業務とのこと。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

以上、報告いたします。

議長（山畑祐男君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

金谷委員長、ご苦労さまでした。自席にお戻りください。

続きまして、文教厚生常任委員会小池委員長、委員長報告をお願いいたします。小池文

教厚生常任委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 小池春雄君登壇〕

文教厚生常任委員長（小池春雄君） 文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

3月2日、本会議におきまして当委員会に付託されました議案に対し、審査報告を行います。

3月11日午前9時30分より、コロナ対策のため役場2階大会議室において、委員全員、議長の出席、執行より町長、副町長、教育長、関係課長及び事務局長、室長の出席を求め、審査を行いましたので報告します。

議案第30号 令和3年度吉岡町学校給食事業特別会計予算につきましては、食材費助成分繰入金についての対応や、給食の食材等のアレルギー対策に関する質疑が出されました。採決の結果、賛成多数にて可決されました。

議案第31号 令和3年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算につきましては、採決の結果、賛成多数にて可決されました。

議案第32号 令和3年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につきましては、採決の結果、賛成多数にて可決されました。

議案第33号 令和3年度吉岡町介護保険事業特別会計予算につきましては、給付金に対し多くの質疑が出されました。採決の結果、賛成多数にて可決されました。

議案第34号 令和3年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算につきましては、採決の結果、賛成多数にて可決されました。

なお、審査の過程で問題となりました事案に対しましては要望書を提出することを決定いたしました。

要望事項は、1. コロナ対策として町独自の貸付けと給付等の制度の早急な実施を求め  
る。2. 学童保育の入所の条件緩和を求める。3. 通学バス無料化の方向で検討を求める。  
4. 給食、幼児教育、保育費、医療費（18歳まで）の無料化を求める。

以上です。

議 長（山畑祐男君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

小池委員長、ご苦労さまでした。自席にお戻りください。

---

### 日程第33 議案第30号 令和3年度吉岡町学校給食事業特別会計予算

議 長（山畑祐男君） 日程第33、議案第30号 令和3年度吉岡町学校給食事業特別会計予算

を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第30号 令和3年度吉岡町学校給食事業特別会計予算を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第30号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第34 議案第31号 令和3年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算

議長（山畑祐男君） 日程第34、議案第31号 令和3年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第31号 令和3年度吉岡町国民健康保険事業特別会計予算を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第35 議案第32号 令和3年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

議長（山畑祐男君） 日程第35、議案第32号 令和3年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第32号 令和3年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第32号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第36 議案第33号 令和3年度吉岡町介護保険事業特別会計予算

議長（山畑祐男君） 日程第36、議案第33号 令和3年度吉岡町介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第33号 令和3年度吉岡町介護保険事業特別会計予算を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第33号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第37 議案第34号 令和3年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算

議長（山畑祐男君） 日程第37、議案第34号 令和3年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第34号 令和3年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計予算を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第34号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第38 議案第35号 令和3年度吉岡町水道事業会計予算

議長（山畑祐男君） 日程第38、議案第35号 令和3年度吉岡町水道事業会計予算を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第35号 令和3年度吉岡町水道事業会計予算を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第35号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第39 議案第36号 令和3年度吉岡町下水道事業会計予算

議長（山畑祐男君） 日程第39、議案第36号 令和3年度吉岡町下水道事業会計予算を議題といたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第36号 令和3年度吉岡町下水道事業会計予算を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、議案第36号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第40 請願の付託案件審査報告（総務産業・文教厚生 各常任委員会委員長報告）

議長（山畑祐男君） 日程第40、請願の付託案件審査報告を議題といたします。

総務産業常任委員会金谷委員長、お願いいたします。金谷総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員会委員長 金谷康弘君登壇〕

総務産業常任委員長（金谷康弘君） 6番金谷です。

総務産業常任委員会の請願審査報告を行います。

総務産業常任委員会では、継続審査案件、令和2年請願第1号について、3月10日水曜日、午前9時半より委員会室において、委員全員、議長出席の下審査を行いましたので、その結果について報告いたします。

令和2年請願第1号 県有施設「群馬県ライフル射撃場」廃止の中止を求める請願は、審査の内容といたしまして、継続調査中3月初旬に、県ではこの県ライフル射撃場は当面維持を決定、この時点において廃止の中止を求める請願は要望がかなっていないので意味がない、県が維持すると言っているのに廃止の中止を求める意見書を採択し発議するのはいかなものかなどの意見がありましたが、県は大きな大会が可能な施設にまで改修する必要は低いとし、大規模改修は行わない方向性を明示するとあり、当面維持とのことで、いつまで使用できるか不確定であるなどを考慮し、また請願にて採択、不採択をはっきりさせたほうが好ましいが、当委員会では吉岡町議会の前例を確認の上、趣旨採択という結論に達しました。

以上、報告いたします。

議長（山畑祐男君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

金谷委員長、自席へお戻りください。ご苦労さまです。

文教厚生常任委員会小池委員長、お願いいたします。小池文教厚生常任委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 小池春雄君登壇〕

文教厚生常任委員長（小池春雄君） それでは、報告いたします。

文教厚生常任委員会委員長報告。

3月1日、本会議におきまして、当委員会に付託されました請願1件に対しまして、3月11日、委員会室において委員全員により請願の審査を行いましたので、その結果を報告いたします。

請願第1号 安全・安心の医療・介護体制を確立し国民のいのちと健康を守るための請願については、これは昨年12月議会で陳情が出され、審査を行ったものと同趣旨のものです。今回の請願の趣旨においては、同意できるものがあり、意見書として挙げる5項目について協議した結果、1項目と3項目、4項目において意見の一致が見られ、多数の委

員の同意が得られ、委員会審査の結果、一部採択となりました。

議 長（山畑祐男君） 委員長報告が終わりました。  
委員長報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。  
〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
小池委員長、自席へお戻りください。

---

#### 日程第4 1 令和2年請願第1号 県有施設「群馬県ライフル射撃場」廃止の中止を求める請願

議 長（山畑祐男君） 日程第4 1、令和2年請願第1号 県有施設「群馬県ライフル射撃場」廃止の中止を求める請願を議題といたします。  
この件については、令和2年第4回定例会で総務常任委員会に付託した事件であります。討論を行います。討論ありませんか。  
〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終わります。  
これから令和2年請願第1号を採決いたします。この採決は起立によって行います。  
この請願に対する委員長の報告は趣旨採択です。  
令和2年請願第1号 県有施設「群馬県ライフル射撃場」廃止の中止を求める請願を委員長の報告のとおり趣旨採択することに賛成の議員は起立願います。  
〔賛成者起立〕

議 長（山畑祐男君） 起立多数です。  
したがって、令和2年請願第1号 県有施設「群馬県ライフル射撃場」廃止の中止を求める請願は、趣旨採択とすることに決定いたしました。

---

#### 日程第4 2 請願第1号 安全・安心の医療・介護体制を確立し国民のいのちと健康を守るための請願

議 長（山畑祐男君） 日程第4 2、請願第1号 安全・安心の医療・介護体制を確立し国民のいのちと健康を守るための請願を議題といたします。  
討論を行います。討論ありませんか。  
〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終わります。  
これから請願第1号を採決します。この採決は起立によって行います。  
この請願に対する委員長の報告は一部採択です。

請願第1号 安全・安心の医療・介護体制を確立し国民のいのちと健康を守るための請願を一部採択とすることに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、請願第1号 安全・安心の医療・介護体制を確立し国民のいのちと健康を守るための請願は、一部採択とすることに決定いたしました。

---

### 日程第43 発委第1号 安全・安心の医療・介護体制を確立し国民のいのちと健康を守るための意見書

議長（山畑祐男君） 日程第43、発委第1号 安全・安心の医療・介護体制を確立し国民のいのちと健康を守るための意見書を議題とします。

本案について、提出委員会、文教厚生常任委員長小池春雄議員に、提案理由の説明を求めます。小池議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 小池春雄君登壇〕

文教厚生常任委員長（小池春雄君）

発委第1号

令和3年3月15日

吉岡町議会

議長 山畑祐男様

提出者

文教厚生常任委員会

委員長 小池春雄

安全・安心の医療・介護体制を確立し国民のいのちと健康を守るための意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び吉岡町議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

提出の理由

標記の意見書を提出するために、委員会発議するもの

安全・安心の医療・介護体制を確立し国民のいのちと健康を守るための意見書

2020年の新型コロナウイルスによるパンデミック（感染爆発）は、日本国内でも大きな影響を広げました。経済活動や国民生活にも深刻な影響を及ぼすと共に、「医療崩壊」などが取りざたされ、国民のいのちと健康が脅かされる事態が広がりました。この感染症対応の経験から明らかになったことは、感染症病床や集中治療室の大幅な不足や、そ

れらを中心的に担っている公立・公的病院の重要性、医療・看護師・介護職員の人員不足、保健所の不足問題などです。これらの諸問題の背景には、90年代後半から続いてきた医療・介護・福祉など社会保障費の抑制策や、公衆衛生施策の縮減があります。

21世紀に入り、わずか20年の間に、SARS、新型インフルエンザ、MERS、そして今回の新型コロナウイルス感染症と、新たなウイルス感染症とのたたかいは短い間隔で求められ、今後も新たなウイルス感染症への対応が必要になることは明らかなです。

新型コロナウイルス感染症対策の教訓を経て、国民のいのちと健康、暮らしを守るためにも、そして新たなウイルスの感染拡大や自然災害などの事態が発生した際に経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも、医療・介護・福祉、そして公衆衛生施策の拡充は喫緊の課題です。

以下の点から、国民が安心して暮らせる社会実現のため、政府及び国会に対し、下記の事項を実現されるよう強く要望します。

1. 今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できるよう、医療、介護、福祉分野に十分な財源確保を行うこと。
2. 安全・安心の医療・介護提供体制を確保するため、医師・看護師・医療技術職・介護職等を大幅に増員すること。
3. 保健所の増設、保健師などの増員をはじめ公衆衛生行政の拡充を図ること。ウイルス研究、検査・検疫などに必要な体制などを強化・拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和3年3月15日

群馬県吉岡町議会

議長 山畑 祐男

内閣総理大臣 菅 義偉 様

厚生労働大臣 田村 憲久 様

財務大臣 麻生 太郎 様

総務大臣 武田 良太 様

以上です。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

小池議員、自席へお戻りください。

ただいま議題となっております発委第1号は、委員会発議でありますので、吉岡町議会

会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を行いません。

これより討論を行います。討論ありませんか。廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

- 4 番（廣嶋 隆君） 4番廣嶋、発委第1号 安全・安心の医療・介護体制を確立し国民のいのちと健康を守るための意見書の提出に対し、反対の立場から討論いたします。

昨年12月議会で陳情として上程され不採択となった案件が、全く同じ内容で請願として上程されました。しかし、審議の結果、請願事項が5項目から2項目削除され3項目になり、一部採択となりました。発委第1号の要望3項目に対し、厚生労働省は医療機関の感染拡大防止策や診療体制確保等に要する費用の支援を行い、県はコロナ対応やワクチン接種の準備に携わる職員を35人増やし体制を強化し、県内10か所の保健所の人員を15人増員するなど、国や県が見直しや対策を取っております。一度不採択となった要望事項は満たされており、改めてこの要望事項による意見書の提出をするべきではないと考え、私は反対いたします。

- 議 長（山畑祐男君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議 長（山畑祐男君） 次に、反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議 長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決します。この採決は起立によって行います。

発委第1号 安全・安心の医療・介護体制を確立し国民のいのちと健康を守るための意見書を原案のとおり提出することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議 長（山畑祐男君） 起立多数です。

よって、発委第1号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第44 陳情の付託案件審査報告（総務産業・文教厚生 各常任委員会委員長報告）

- 議 長（山畑祐男君） 日程第44、陳情の付託案件審査報告を議題といたします。

総務産業常任委員会金谷委員長、お願いいたします。金谷総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員会委員長 金谷康弘君登壇〕

- 総務産業常任委員長（金谷康弘君） 6番金谷です。

総務産業常任委員会の審査報告を行います。

総務産業常任委員会では、3月1日、本会議にて議長より付託された陳情1件について、

3月10日水曜日、午前9時半より委員会室において、委員全員、議長出席の下審査を行いましたので、その結果について報告いたします。

陳情第1号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情は、表題を見る限り「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」で共感できますが、内容を見ますと、最低賃金を全国一律制に是正するとあり、中央と地方を比較すれば、例えば東京都と群馬県を比較すると物価の違いが出てくるので、最低賃金を全国一律に是正は理解し難い。また、全国一律の最低賃金を取った場合、地方の中小企業をはじめ雇用者がその負担に耐えられるかが問題。時給1,500円程度が必要には無理がある、などの意見がありましたが、中小・零細企業支援の拡充には賛同という観点から、当委員会では、趣旨採択に至りました。

以上、報告いたします。

議長（山畑祐男君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

金谷委員長、自席へお戻りください。

次に、文教厚生常任委員会小池委員長、お願いいたします。小池文教厚生常任委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 小池春雄君登壇〕

文教厚生常任委員長（小池春雄君） それでは、報告いたします。

文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

令和2年第4回議会定例会におきまして、議長から当委員会に付託されました、閉会中の継続審査となっておりました陳情1件に対しまして、3月11日、委員会室におきまして委員全員により陳情1件の審査を行いましたので、その結果を報告いたします。

令和2年陳情第1号 父母による子どもの共同養育に関する陳情は、子供の親権の在り方については、世の中の情勢を考えるとまだまだ検討を重ねる必要があると考え、閉会中の継続審査と決定いたしました。

議長（山畑祐男君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

小池委員長、自席へお戻りください。

---

日程第45 陳情第1号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採

## 択を求める陳情

議長（山畑祐男君） 日程第45、陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情を議題といたします。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。

陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情を委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。

したがって、陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情は趣旨採択とすることに決定しました。

---

## 日程第46 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

### （令和2年陳情第1号 父母による子どもの共同養育に関する陳情）

議長（山畑祐男君） 日程第46、文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

この件については、令和2年陳情第1号 父母による子どもの共同養育に関する陳情の意見書提出を要請する陳情について、文教厚生常任委員会に付託した事件であります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認め、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

---

## 日程第47 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

## 日程第48 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

## 日程第49 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

## 日程第50 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

## 日程第51 予算決算特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について

## 日程第52 地域開発対策特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について

### 日程第53 人口問題対策特別委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議長（山畑祐男君） 日程第47から第53までの各委員会の閉会中の継続調査について、吉岡町議会会議規則第35条により一括議題にし、採決はそれぞれ分離して行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。よって、一括議題と決しました。

各委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

各委員会委員長から、吉岡町議会会議規則第71条の規定によりお手元にお配りいたしました調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

これからこの申し出7件を分離して採決いたします。

まず、議会運営委員会委員長からの申し出についてをお諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、総務産業常任委員会委員長からの申し出についてをお諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、文教厚生常任委員会委員長からの申し出についてをお諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、議会広報常任委員会委員長からの申し出についてをお諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、予算決算特別委員会委員長からの申し出についてをお諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、地域開発対策特別委員会委員長からの申出についてをお諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、人口問題対策特別委員会委員長からの申出についてをお諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

ここで、暫時休憩といたします。再開を11時といたします。

午前10時50分休憩

---

午前11時00分再開

議 長（山畑祐男君） 会議を再開します。

## 日程の追加

議 長（山畑祐男君） ここで議事日程を追加したいと思います。配付してあります追加議事日程のとおり、日程を追加することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、議事日程（第5号）の追加1により会議を進めます。

---

## 追加日程第1 議案第38号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）

議 長（山畑祐男君） 追加日程第1、議案第38号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第38号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正内容につきましては、全て新型コロナウイルスワクチン接種に係る費用とな

ります。主なものといたしましては、医療機関等へ支払う予防接種委託料や65歳未満の方へのクーポン券発送に要する経費、また予防接種予約のためのコールセンター設置費用などとなり、財源につきましては、全額国庫により措置されます。

結果、本補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,861万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億2,761万円とするものであります。

その他詳細につきましては、企画財政課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

失礼しました。対象者が「65歳未満」と言ってしまいましたが、「65歳以上」の方へのクーポン券発送ということでご理解いただきたいと思います。失礼しました。

度々申し訳ございません。「65歳以上」につきましては、2月の補正で対応させていただいております。今回は「65歳未満」ということで、改めて報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。失礼しました。

**議 長（山畑祐男君）** 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

**企画財政課長（高橋淳巳君）** それでは、議案第38号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）につきまして、町長の補足説明をさせていただきます。

議案書1ページをご覧ください。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正額につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表・歳入歳出予算補正」によるということで、内容につきましては、補正の款項の区分等を含めて、事項別明細書で説明させていただきます。

それでは、10ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、15款1項国庫負担金で、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金4,039万8,000円です。こちらは予防接種委託料に対する負担金となります。

その下、2項国庫補助金で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金3,821万2,000円です。こちらはクーポン券の発送やコールセンター設置などに対する補助金となります。

次に、歳出となります。11ページをご覧ください。

初めに、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費です。主なものといたしましては、1節報酬の会計年度任用職員480万7,000円です。業務に当たる保健師や薬剤師に対するものとなっております。

次に、2目の予防費です。主なものといたしましては、まず11節役務費の郵便料（コロナ予防接種）223万1,000円で、クーポン券などの郵送料となります。

次に、12節委託料では、まず事務・業務委託料（コロナ予防接種）2,066万3,000円です。こちらは64歳以下の方のクーポン券作成や予防接種を予約するためのコールセンターの設置委託料などとなります。次の、コロナ予防接種委託料（集団）1,147万5,000円は、保健センター等で実施する集団接種に対するものとなります。その下のコロナ予防接種委託料（個別）2,892万3,000円は、個々に医療機関などで予防接種を受ける個別接種に対するものとなります。

最後、17節備品購入費の庁用器具（コロナ予防接種）306万6,000円は、集団接種時等に使用する机や椅子、またワクチン保管用の冷蔵庫に使用する非常用の発電機などでございます。

以上が歳入歳出の主な補正内容となります。

次ページ12ページから15ページは給与費明細書となり、職員の時間外手当や会計年度任用職員などの補正によるものとなります。

なお、別紙参考資料といたしまして、A4縦6ページの説明資料を添付させていただきました。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（山畑祐男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 1点だけお伺いしたいんですけれども、この接種なんですけれども、集団接種と個別接種ということで、集団接種の場合は保健センターで、個別接種に関しましてはそれぞれの医療機関でというお話でありましたけれども、どのような方が集団接種で、どのような方が個別接種になるのか。その辺のすみ分けの説明をお願いしたいと思うんですけれども。

議長（山畑祐男君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） 集団か個別かに関しましては、町から、あなたは集団ですよとか個別ですよというような形ではなくて、接種を受ける方の希望で、私は病院で受けたい、私は保健センターで受けたいというような形で接種をする予定となっております。以上です。

議長（山畑祐男君） ほかにありませんか。廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） この予算で64歳未満の町民が全員接種できるのでしょうか、お伺いしま

す。

議 長（山畑祐男君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） 接種を希望される方に接種ができるという予算立てということでありますので、現補正では100%は見込んでおりません。以上です。

議 長（山畑祐男君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっている議案第38号を、予算決算特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（山畑祐男君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託することに決めます。

ここで休憩を取ります。

再開は、予算決算特別委員会を終了し、委員長報告作成後に再開いたします。

午前11時09分休憩

---

午前11時40分再開

議 長（山畑祐男君） 会議を再開します。

---

## 追加日程第2 委員会議案審査報告（予算決算特別委員会委員長報告）

議 長（山畑祐男君） 追加日程第2、委員会議案審査報告を議題といたします。

予算決算特別委員会小池委員長より、委員長報告を求めます。小池予算決算特別委員長。

〔予算決算特別委員会委員長 小池春雄君登壇〕

予算決算特別委員長（小池春雄君） それでは、予算決算特別委員会委員長報告を行います。

議案第38号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）につきまして、先ほど2階の会議室におきまして、委員全員、そして議長、執行から町長、副町長、教育長、課長、関係係長の出席を求め、審議を行いました。

歳出の中で、4款1項2目の中のコロナ予防接種委託料（集団）（個別）、あるいは1目保健衛生総務費の保健師あるいは薬剤師等に関する質疑がございましたけれども、慎重に審査をした結果、議案第38号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）は、賛成多数にて可決されました。

以上です。

議長（山畑祐男君） 委員長の報告が終わりました。  
委員長報告に対し、質疑を行います。質疑はありますか。  
〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。  
小池委員長、自席へお戻りください。

---

### 追加日程第3 議案第38号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）

議長（山畑祐男君） 追加日程第3、議案第38号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
〔「なし」の声あり〕

議長（山畑祐男君） 討論なしと認め、討論を終結します。  
これより採決を行います。この採決は起立によって行います。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
議案第38号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第1号）を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。  
〔賛成者起立〕

議長（山畑祐男君） 起立多数です。  
よって、議案第38号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 町長挨拶

議長（山畑祐男君） これで本日の会議を閉じます。  
以上で令和3年第1回定例会の日程が全て終了しました。  
閉会の前に、町長の発言の申入れを許可します。  
町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 定例会閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。  
東日本大震災から10年がたちましたが、いまだに全住民が避難している自治体もあり、先月も大きな余震に見舞われるなど、依然として復興途上であると認識しております。被災者の皆さんが早期に安心して生活が送れるよう願うとともに、亡くなられた方々のご冥福をお祈りしたいと思います。  
また、新型コロナウイルス感染症の状況ですが、昨年3月7日の群馬県内初感染者の発

表から1年が経過いたしました。感染状況は一進一退を繰り返し、全世界的にもまだまだ予断を許さない状況でございます。

本日追加上程にて、令和3年度当初予算の補正議決をいただき、ワクチン接種体制の整備をこれから進めます。今後も追加施策の必要が生じましたら、速やかに情報収集に努め対応してまいりたいと考えております。

さて、本定例会の中で審議していただきました議案につきまして、いずれも可決いただき、誠にありがとうございました。心より感謝申し上げます。

いよいよ新年度予算が認められました。新しい年度に向かって準備を進めたいと思います。そして、それぞれの事業が円滑に推進できますように、議員各位のご協力とご支援をよろしくお願い申し上げます。

また、本議会における各議案審議の過程及び一般質問の中で賜りましたご指摘、ご意見に対しましては、今後町政執行の中で留意してまいりたいと思っております。特に、町からの情報提供の仕方に対するご意見等は貴重なご指摘であると認識させていただくとともに、さらに円滑な事業の推進を図るよう職員に指示、指導を徹底していきたいと思っております。

大分春めいてまいりましたが、気候の変化が激しい傾向は続いております。議員各位におかれましては、ますます健康に十分留意の上、ご活躍くださいますようご祈念申し上げ、閉会に当たっての挨拶に代えさせていただきます。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

---

## 閉 会

議長（山畑祐男君） 以上をもちまして、令和3年第1回吉岡町議会定例会を閉会いたします。  
ご苦労さまでした。

午前11時47分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 山 畑 祐 男

吉岡町議会議員 飯 島 衛

吉岡町議会議員 岩 崎 信 幸